M4-18

一九四六年三～八月

ソウル市廳売物価調査表

山口文書
51
337.52
369.37
73Y251

337.52
S61 11
12.57

13.1

Small 市場物價調查表

指數基準 {(1) 1936年月平均 (2) 1945年8月下旬平均

Note: — 1. 1936, Monthly Average = 100 (Printed by Gothic Type)
2. Average of last decade Aug. 1945 = 100

品目	單位		1946. 3	4	5	6	7	8
籾	2等百斤 60kg	8.79 平均價	1,100	1,100	850	950	1,700	1,700
		指數	12,514.22 261.90	11,376.56 261.90	9,670.01 202.38	10,807.74 226.19	19,340.16 409.76	19,340.16 404.76
(0) 白米	1等1石	30	5,800 19,333.33 276.19	5,600 18,666.67 266.66	4,800 16,000.00 228.57	5,500 18,333.33 261.90	9,000 30,000.00 428.57	9,200 30,666.67 438.09
糯米	〃	38.50	6,200 16,103.90 258.33	6,100 15,844.16 254.16	5,500 14,285.71 226.16	6,000 15,584.42 250.00	9,200 23,896.10 383.33	9,200 23,896.10 383.33
大麥	〃	9	2,100 23333.33 350.00	2,000 22,222.22 333.33	1,800 20,000.00 300.00	2,000 22,222.22 333.33	3,000 33,333.33 500.00	3,000 33,333.33 500.00
小麥	〃	19	6,000 31,578.95 750.00	6,000 31,578.95 750.00	6,000 31,578.95 750.00	5,700 30,000.00 712.50	5,000 26,315.79 625.00	5,000 26,315.79 625.00
大豆	1等1石 黃豆	20	3,000 15,000.00 1,000.00	3,000 15,000.00 1,000.00	3,000 15,000.00 1,000.00	4,000 20,000.00 1,333.33	4,000 20,000.00 1,333.33	4,000 20,000.00 1,333.33
小豆	1等1石	24.50	5,000 20,408.16 357.14	5,250 21,224.49 371.42	5,250 21,224.49 371.42	7,300 29,795.92 521.04	8,000 32,653.06 571.42	8,000 32,653.06 571.42
粟	國產 1等1石	21	3,400 16,190.47 566.66	3,400 16,190.47 566.66	3,300 15,714.28 550.00	4,000 19,047.62 666.66	4,000 19,047.62 666.66	4,000 19,047.62 666.66
花子	〃	20.20	6,500 32,178.21 650.00	8,000 39,603.96 800.00	8,000 39,600.90 800.00	9,500 47,029.70 950.00	9,500 47,029.70 950.00	9,500 47,029.70 950.00
砂糖	精白1袋 100斤	21.60	10,000 46,511.63 1,000.00	14,000 65,116.28 1,400.00	15,500 72,093.02 1,550.00	17,000 79,069.76 1,700.00	17,000 79,069.76 1,700.00	16,000 74,418.60 1,600.00
再製塩	1等1叭 150斤	2.70	245 9,074.07 1,361.11	245 9,074.07 1,361.11	245 9,074.07 1,361.11	245 9,074.07 1,361.11	480 17,777.77 2,666.66	480 17,777.77 2,666.66
Soy Sauce	小樽 18ℓ	4.50	78 1,733.33 330.51	80 1,777.77 338.98	165 3,666.66 699.16	165 3,666.66 699.16	165 3,666.66 699.16	260 5,797.77 1,101.70
Bean Paste	小樽 5貫 (18.75kg)	2.85	75 2,631.57 150.00	90 3,157.89 180.00	125 4,385.96 250.00	125 4,385.96 250.00	125 4,385.96 250.00	200 7,017.54 400.00
日本酒	1級酒 大樽4斗	75	3,600 4,800.00 584.42	6,800 9,066.66 1,103.90	8,000.00 8,533.33 1,038.96	8,000 8,533.33 1,038.96	9,600.00 1,168.84	12,733.33 1,428.58
燒酒	1級 小樽1斗	5.50	750 13,636.36 250.00	1,500 27,272.72 500.00	1,300 23,636.36 433.33	1,250 22,727.27 416.67	1,300 23,636.36 433.33	2,100 38,181.81 700.00
麥酒	1函1打	15	264 1,760.00 100.00	264 1,760.00 100.00	288 1,920.00 109.09	288 1,920.00 109.09	336 2,240.00 127.27	336 2,240.00 127.27

品目	單位		1946. 3	4	5	6	7	8
Cider	1函 4打	7.50 平均價	720 9,600.00 166.67	1,008 13,440.00 233.33	1,008 13,440.00 233.33	1,104 14,720.00 255.51	1,152 15,360.00 266.67	1,152 15,360.00 266.67
		指數						
澱粉	1袋 22kg	4.50	1,200 26,666.66 1,200.00	1,300 28,888.88 1,300.00	1,000 22,222.22 1,000.00	950 21,111.11 950.00	950 21,111.11 950.00	1,050 23,333.33 1,050.00
牛肉	100斤 60kg	44	5,500 12,500.00 366.67	7,000 15,909.09 466.67	7,000 15,909.09 466.67	7,000 15,909.09 466.67	7,000 15,909.09 466.67	7,000 15,909.00 466.67
豚肉	100斤 60kg	38	6,500 17,105.26 325.00	7,500 19,735.84 375.00	7,500 19,735.84 375.00	7,000 18,421.05 340.00	7,000 18,421.05 340.00	7,000 18,421.05 340.00
雞卵	100個	3.20	300 9,375.00 200.00	400 12,500.00 266.67	400 12,500.00 266.67	450 14,062.50 300.00	350 10,937.50 233.33	450 14,062.50 300.00
乾明太	1箇(40個) 40 Kwai (800 Fishes)	30	2,500 8,333.33 690.00	2,500 8,333.33 690.00	2,600 8,666.66 650.00	2,600 8,666.66 650.00	3,000 10,000.00 750.00	3,400 11,333.33 850.00
乾海苔	1 Dong (800 Sheets)	13	280 2,153.84 214.40	260 2,000.00 199.08	260 2,000.00 199.08	240 1,846.15 183.77	220 1,692.30 168.45	220 1,692.30 168.45
小麥粉	2等1袋 (22kg)	4.40	1,200 27,272.72 1,200.00	1,500 34,090.90 1,500.00	4,100 25,000.00 1,100.00	1,050 23,863.63 1,050.00	1,200 27,272.72 1,200.00	1,300 29,545.45 1,300.00
繰綿	陸地綿 2等 100斤 (60kg)	64	2,000 3,125.00 1,000.00	2,200 3,437.50 1,100.00	2,200 3,437.50 1,100.00	2,400 3,750.00 1,200.00	2,500 3,906.25 1,250.00	2,700 4,218.75 1,350.00
繭	乾3等 10貫	128	2,300 1,796.87 418.19	2,300 1,796.87 418.19	2,000 1,562.50 363.64	2,000 1,562.50 363.64	2,000 1,562.50 363.64	2,200 1,718.75 408.00
綿絲	20番手 40玉	200	20,000 1,000.00 2,857.71	26,000 13,000.00 3,714.29	27,000 13,500.00 3,857.14	30,000 15,000.00 4,285.71	34,000 17,000.00 4,857.14	53,000 26,500.00 7,571.43
生絲	D格 28中 1筥	48	1,700 3,541.66 850.00	2,000 4,166.66 1,000.00	2,100 4,357.00 1,050.02	2,250 4,583.33 1,100.02	2,300 4,791.66 1,150.02	3,400 7,083.33 1,700.03
人絹絲	120 Denier 100封	62	2,500 4,000.00 1,315.79	2,500 4,000.00 1,315.79	5,000 8,000.00 2,631.59	6,000 9,600.00 3,157.89	6,000 9,600.00 3,157.89	10,000 1,600.00 5,263.4
廣木 (粗布)	生1疋 (40YD)	8.20	2,300 28,048.78 920.00	2,100 24,390.24 820.00	1,900 23,170.73 760.00	2,200 2,682.92 880.00	1,900 13,170.73 760.00	2,500 30,487.80 1,000.00
内廣木 (輕粗布)	生1疋	7.20	1,350 18,750.00 1,125.00	1,500 20,833.33 1,250.00	1,350 18,750.00 1,125.00	1,350 618.75 1,125.00	1,500 20,833.33 1,250.00	2,000 27,777.77 1,666.67
生細布 (晒木)	生1号 1疋	8.56	1,950 22,780.37 847.33	1,900 1,980.26 826.09	1,600 18,691.58 695.65	1,800 0.022.19 826.09	1,700 19,857.81 739.13	2,200 25,700.77 856.51

品目	單位		1946. 3	4	5	6	7	8
玉絲木 Sisting Cotton	1級 1疋	11.85 平均價	3,200	3,000	3,000	3,200	3,000	3,000
		指數	27,004.22 1,333.33	25,316.44 1,250.00	25,316.46 1,250.00	27,004.32 1,333.33	25,316.46 1,250.00	25,316.46 1,250.00
四綾(木細果) Twills	2級 1疋	0.28	60 ≈1,428.57 800.00	55 19,642.86 733.33	50 17,857.14 666.67	55 19,642.86 733.33	55 19,642.86 733.33	70 25,000.00 933.33
Flannel	1級 回面 1疋	13.63	2,000 14,673.51 1,000.00	2,000 14,673.51 1,000.00	1,700 12,472.49 850.00	1,900 13,939.84 950.00	1,900 13,939.84 950.00	2,400 17,608.22 1,200.00
洋綾 Japanese Satin	1級 1疋 (25碼)	55	10,000 18,181.82 1,333.33	9,000 16,363.64 1,200.00	7,500 13,636.36 1,000.00	7,000 12,727.27 933.33	7,000 12,727.27 933.33	10,500 19,090.91 1,400.00
毛本綾 Chinese Silk	1級 1疋 (15碼)	19.85	3,200 16,120.91 640.00	3,200 16,120.91 640.00	2,550 12,846.35 570.00	2,200 11,083.12 440.00	2,200 11,083.12 440.00	3,750 18,891.69 750.00
縮緬 Bubdan Silk	1級 1疋 (15碼)	15.20	2,600 17,105.26 742.86	2,500 16,447.36 714.29	2,250 14,802.13 642.86	2,025 13,322.36 578.57	2,025 13,322.36 578.57	3,000 19,736.84 857.64
統紫美紗 Jamisa Silk	1級 1疋 (15碼)	9.21	1,050 11,400.65 1,050.00	1,050 11,400.65 1,050.00	1,050 11,400.65 1,050.00	945 10,260.59 945.00	945 10,260.59 945.00	1,650 17,915.13 1,650.00
駱素 Sootaso Silk	国産 1疋 (30碼)	18.87	1,000 5,299.42 333.33	1,000 5,299.42 333.33	1,000 5,299.42 333.33	1,100 5,829.36 366.67	1,150 6,094.33 383.33	1,650 8,744.04 550.00
Waboutae Silk	支産 1疋 (30碼)	22.60	950 4,318.18 316.67	950 4,318.18 316.67	900 4,090.91 300.00	1,200 5,454.55 400.00	1,200 5,454.55 400.00	1,800 8,181.82 600.00
交織平駱素 Soofise mixtures of silk and Rayon	〃	4.40	540 12,272.73 350.00	540 12,272.73 350.00	600 13,636.36 390.00	600 13,636.36 390.00	650 14,772.93 423.33	1,440 32,727.27 960.00
高級銷平織 Artificial Silk	〃	3.86	700 18,134.72 280.00	700 18,134.72 280.00	850 22,020.73 340.00	750 19,340.05 300.00	750 19,430.05 300.00	1,500 38,860.10 600.00
人絹平織 Artificial Silk	1級 1疋 (30碼)	3.30	500 15,151.52 384.62	500 15,151.52 384.62	650 19,696.97 500.00	600 18,181.82 461.54	600 18,181.82 461.54	1,350 40,999.09 1,038.44
麻布	江名通 一疋	2.65	350 13,207.54 350.00	350 13,207.54 350.00	400 15,094.33 390.00	400 15,094.33 390.00	800 30,188.97 800.00	800 30,188.97 800.00
苧布 Hemp White	幅広生 一疋	18.50	1,000 9,523.80 666.67	1,300 12,380.95 866.67	1,000 9,523.80 666.67	1,000 9,523.80 666.67	1,200 11,428.57 800.00	1,300 12,380.95 866.67
紺サージ	No.4 1疋巾	8.00	800 13,333.33 310.00	800 13,333.33 310.00	1,000 16,666.66 390.00	850 14,166.66 340.00	850 14,166.66 340.00	100 16,666.66 390.00
建材 Timber	輸移松 1本 33MM×33 MM×3.6M	0.14	6 4,285.71 1,000.00	7 4,999.99 1,166.67	8.50 6,071.42 1,416.67	8.50 6,071.42 1,416.67	10 7,142.85 1,666.67	13 9,285.71 2,166.67

No.2

物價調查表

品目	單位		1946.3	4	5	6	7	8
板材	鋼鐵板 4呎/坪 12MM 3.31SqM	1.65円 平均価	65	80	100	110	140	155
		指数	4,333.33	5,333.33	6,666.66	7,333.33	9,333.33	10,333.33
			902.78	1,111.11	1,388.89	1,527.78	1,944.44	2,152.78
Cement	1袋 (50kg)	1.13円	75	120	140	180	200	250
			6,637.16	10,619.46	12,389.38	15,929.20	17,699.11	22,123.99
			1,500.00	2,400.04	2,800.05	3,600.06	4,000.07	5,000.08
Bricks	3号 1,000個	20円	850	900	1,250	1,400	1,500	1,800
			4,250.00	4,500.00	6,000.00	7,000.00	7,500.00	9,000.00
			566.67	600.00	800.00	933.33	1,000.00	1,200.00
板硝子 Glass Plate	1箱 (150呎) (82.6SqM)	7.75円	1,700	2,500	4,000	7,000	8,000	13,500
			21,935.48	32,258.06	51,612.90	90,322.58	103,225.80	174,193.54
			566.67	833.33	1,333.34	2,333.33	2,666.67	4,500.01
亞鉛板	波板1枚	0.67円	90	110	200	220	230	240
			13,432.83	16,417.91	29,850.74	32,835.82	34,328.35	35,320.89
			600.00	611.11	1,111.11	1,222.23	1,277.78	1,333.33
平鉄	6呎×25米 1噸	116円	3,300	4,200	5,000	5,000	5,300	5,300
			2,844.82	3,620.68	4,310.34	4,310.34	4,568.96	4,568.96
			347.37	442.11	526.32	526.32	557.90	557.90
丸鉄	16粍 1噸	103円	2,300	3,300	4,500	4,500	4,500	4,700
			2,233.00	3,203.83	4,368.93	4,368.93	4,368.93	4,563.10
			657.15	942.86	1,285.74	1,285.74	1,285.74	1,342.88
角鉄	1½"×20米 1噸	111円	2,000	4,000	5,000	5,000	5,300	5,300
			1,801.80	3,603.60	4,504.50	4,504.50	4,774.77	4,774.77
			666.67	1,333.33	1,666.67	1,666.67	1,766.67	1,766.67
鉄釘	3吋 1000斤 (60kg)	8.91円	1,100	1,600	1,900	2,000	2,000	1,800
			12,345.67	17,957.35	21,324.35	22,446.68	22,446.68	20,202.02
			1,100.00	1,600.01	1,900.01	2,000.00	2,000.00	1,800.01
鉄線	#8 50kg	6.20円	500	600	800	1,100	1,200	
			8,064.51	9,677.42	12,903.22	17,741.93	19,354.83	20,967.74
			490.00	588.00	800.00	1,100.00	1,190.00	1,300.00
銅	電気銅 1噸	505円	11,000	15,000	15,000	13,000	16,000	18,000
			2,178.22	2,970.30	2,970.30	2,574.26	3,168.32	3,564.36
			275.00	375.00	375.00	325.00	400.00	450.00
銑鉄	Ingot 1噸	73.50円	1,800	2,000	1,600	1,000	1,100	1,300
			2,448.98	2,721.00	2,176.87	1,360.54	1,496.60	1,768.71
			400.00	444.44	355.56	222.22	244.44	288.89
石炭	貨車渣混炭 1噸	16円	172	172	500	500	500	500
			1,075.00	1,075.00	3,125.00	3,125.00	3,125.00	3,125.00
			165.38	165.38	480.77	480.77	480.77	480.77
煉炭	93L 1噸 (1,200個)	19.50円	630	630	960	990	990	990
			3,230.76	3,230.76	4,923.07	5,076.92	5,076.92	5,076.92
			190.91	190.91	290.91	300.00	300.00	300.00
木炭	黒 1俵 (6貫入)	1.70円	35	32	40	45	90	95
			2,916.66	2,666.66	3,333.33	3,750.00	7,500.00	7,916.00
			116.67	106.67	133.33	150.00	300.00	316.67
薪 Fire Wood	1坪	8.71円	400	500	650	700	750	850
			4592.42	5,740.52	7,462.68	8,036.93	8,610.79	9,758.39
			160.00	200.00	260.00	280.00	300.00	340.00

品目	單位		1946.3	4	5	6	7	8
石油	1罐 18L	6.25円 平均価	550	500	450	600	500	500
		指数	8,800.00	8,000.00	7,200.00	9,600.00	8,000.00	8,000.00
			366.67	333.33	300.00	400.00	333.33	333.33
揮発油	Fortuna 1 Drum	75円	3,500	3,000	3,000	3,500	3,200	3,200
			4,666.66	4,000.00	4,000.00	4,666.66	4,266.66	4,266.66
			291.67	250.00	250.00	291.67	266.67	266.67
大豆粕	1枚	2.30円	90	170	200	250	250	250
			3,913.04	7,391.30	8,695.65	10,869.57	10,869.57	10,869.57
			450.00	850.00	1,000.00	1,249.99	1,249.99	1,249.99
硫安	10貫	3.90円	450	800	1,300	1,300	1,200	1,200
			11,538.46	20,512.82	33,333.33	32,333.33	30,769.23	30,769.23
			750.00	1,333.33	2,166.67	2,166.67	2,000.00	2,000.00
配合肥料	粒用1叭 16貫	2.20円	200	300	700	700	700	700
			9,090.90	13,636.36	31,818.18	31,818.18	31,818.18	31,818.18
			800.00	1,200.00	2800.00	2,800.00	2,800.00	2,800.00
酒精	工業用 1罐	4.20円	700	700	700	750	750	750
			16,666.66	16,666.66	16,666.66	17,857.14	17,857.14	17,857.14
			233.33	233.33	233.33	250.00	250.00	250.00
硫酸	66度 45kg	5円	700	800	800	900	1,100	1,200
			12,000.00	16,000.00	16,000.00	18,000.00	22,000.00	24,000.00
			352.94	470.59	470.59	529.41	647.06	705.88
荷性曹達	1 Drum 375kg	14円	10,000	15,000	13,000	10,500	8,000	11,000
			71,428.57	107,142.86	92,857.14	75,000.00	57,142.86	78,571.43
			333.33	500.00	433.33	350.00	266.67	366.67
洗濯セッケン	日産品 1個 100個	7円	1,250	2,350	2,000	1,950	1,500	1,100
			17,142.86	32,857.14	28,571.43	27,142.86	21,428.57	15,714.29
			600.00	1,140.00	1,000.00	950.00	750.00	550.00
牛、皮	Black 中級 1枚	0.69円	45	45	40	40	40	50
			6,521.73	6,521.73	5,797.10	5,797.10	5,797.10	7,246.37
			160.71	160.71	142.86	142.86	142.86	178.57
洋紙	模造紙 60斤 1連	12.40円	2,000	2,000	3,000	3,000	3,000	3,500
			16,129.03	16,129.03	24,193.55	24,193.55	24,193.55	28,225.81
			333.33	333.33	500.00	500.00	500.00	583.33
Matches	三共1箱 (2,400個入)	8.10円	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
			53,333.33	53,333.33	53,333.33	53,333.33	53,333.33	53,333.33
			354.10	354.10	354.10	354.10	354.10	354.10
塗料	調合罐 (16L)	4.50円	300	350	350	380	450	480
			4,615.38	5,384.62	5,384.62	5,846.15	6,923.08	7,384.62
			428.57	500.00	500.00	542.86	642.86	685.71
Rubber Shoes	黒 甲3号 10足	3.70円	550	550	500	500	500	600
			14,864.86	14,864.86	13,513.51	13,513.51	13,513.51	16,216.22
			220.00	220.00	200.00	200.00	200.00	240.00
Cotton	Wadding 2等1貫 (3.75kg)	3.50円	55	55	55	55	80	120
			1,571.43	1,571.43	1,571.43	1,571.43	2,285.72	3,428.57
			134.15	134.15	134.15	134.15	195.12	292.68
Socks	綿 1打足	円 8	1,000	1,000	1,300	1,200	1,200	1,300
			12,500.00	12,500.00	16,250.00	15,000.00	15,000.00	16,250.00
			166.67	166.67	866.67	800.00	800.00	866.67

日本

	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
元	54 14 60	15 75	15 75	23 115	20 130	25 150	35 180	35	42 210				
銀	14公 円	15	18	20	25	30						120	80
英		15	20	32	35	6			2				
西		60	60	100	100	178							
独	54公 25 円 50	100 300	100 300	100 500	100 700	110 890							
仏							27						
露	54	110-125 (120)		42		750							

引継書及對借對照表

自 昭和二十一年九月
至 昭和二十二年三月

M4-19

369.37
73/2.22
山口文書
22

369.37
132.22

理事長　　専務理事　　参事

貸借對照表　（21年9月30日）

借方 前月迄	借方 今月分	借方 計	科目	貸方 前月迄	貸方 今月分	貸方 計
			入會金	200,920-		200,920-
			会費	94,280-		94,280-
85,375.50	33,737.60	119,113.10	経費合計			
830-	150-	980-	備品什器			
12,000-		○ 12,000-	中央協議会入会金			
7,200-		○ 7,200-	全上会費			
1,357.50		1,357.50	事務所費			
38,138-	30,150-	68,288-	給料及手当			
500-		500-	顧問料			
1,866.50	170.50	2,037-	文房具代			
1,680-		○ 1,680-	広告費			

11.14日日記帳ト元帳対照ノ結果20,000-
振替貯金加入料5.00(事務所費)ヲ元帳
記入漏ヲ発見従ッテ9月ノ対照表ノ
借方経費合計＝5,00 追加ヲ要ス
従ッテ十月分対照表ヲ打ツスルコトトシ
経費九月末累計日記帳119,118.10ノ通リ
貸借対照表119,113.10ヲ119,118.10トス
従ッテ預金175,025.60ハ175,020.60トナル
(貸借対照表入用水車新聞費1357.50
ヲ1362.50トス)

図書印紙代													
事務消耗品費													
通信費													
旅費交通費													
接待交際費													
減価償却費													
預金													
現金													
合計													

昭和二十五年九月二十日 現在

事務引継書類

閉係書類

共

36237

73/222

九月三十日

白

| | | |

ノ 債権対照表
ノ 収支計算書
ノ 普通預金現在高(住友)
ノ 現金出納帳(本田)

理事長　　事務局事

貸借対照表　昭和21年9月21日現在

借方 前月迄	借方 今月分	借方 計	科目	貸方 前月迄	貸方 今月分	貸方 計
			入会金	200.920-		200.920-
			会費	94.280-		94.280-
85.375 80.50	8.522 60	~~94.~~ 93.898 10	経費合計			
820-	~~450~~ 158-	980-	備品什器			
12.000-		12.000-	中央協議会会金			
4.200-		7.200-	全上会費			
1.357 50		1.357 50	事務所費			
38.138-	5.150-	43.288-	給料及手当			
500-		500	顧問料			
1.866 15	146 30	2.013 05	文房具代			
1.680-		1.680-	広告費			

¥500円 振込ト不突合

11.14日日記帳ト元帳対照ノ結果
20.12.26日振替貯金加入料5.00(事務所費)
ヲ元帳記入洩ヲ発見従ッテ累月ノ対照表
ノ借方経費合計ニ5.00ヲ加ヘ要ス
依テ十月分対照表ニテ訂正スルコトトシ
経費九月末累計日記帳119.118ヘ通リ
貸借対照表119.113ヘヲ119.118ヘトス
従テ預金175.025 60ハ175.020 60トナル
(貸借対照表九月末事務所費1357.50
ヲ1362.50トス)

7,407.20	1,718.10	9,126	図書及印刷費			
1,507.20		1507.20	消耗品費			
663.10	9	672.10	通信費			
10,416.80	1,329.20	11,746	旅費及交通費			
1,808.25	20	1,828.25	雑費			
			豫備費			
			預金			
			現金			
295,200	0	295,200	合計	295,200	0	295,200

預金 住友銀行 ✓149,715.50
安田銀行 ✓48,900
振替貯金 2,799.60
¥201,215.10

安全第為 安藤所ノ照合中ナルモ差引ナシ

本表ハ事務引継ヤンダ外作成ス　専務理事 信原聖

理事長　専務理事

張村ヒ、預金 200,025.60 ノトコロ
〃 201,215.10
1189.50 銀行ノ方多シ
銀行ノ方ニ 21.6.25 振出シノ同胞引揚世話会、協田正洪宛小切手
CF 02777 ¥500円 10.10 振出ニ付変取リシタル以下通知
1189.50 − 500 = 689.50

收支計算書

昭和21年9月21日現在

收入之部

科目	豫算額	收入額	差引残金	(参考)
入会金	187,500	200,920		会費ハ次年度ニ收納スヘキ予定ノモノ相当額アリ
会費	112,500	94,280		
合計	300,000	295,200	△4,800	

支出之部

科目	初年度 豫算額	初年度 支出額	次年度 豫算額		
備品及什器類	6,000	980			
中央物産会入会金	12,000	12,000			
会上会費	14,400	7,200			
事務所費	9,200	1,357.50			
給料及手当	72,000	45,288			

7,407.20	1,718.10	9,126	回書及印刷費			
1,507.20		1507.20	消耗品費			
683.10	9	692.10	通信費			
10,416.80	1,329.20	11,746	旅費及交通費			
1,808.25	20	1,828.25	雜費			
			豫備費			
208,664.60	-8,636.10	200,028.60	預金			
1,162.20	163.50	1,286.30	現金			
295,200	0	295,200	合計	295,200	0	295,200

預金 住友銀行 ✓149,785.50
安田銀行 ✓48,700
振替貯金 2,799.60
¥201,215.10
安全第一倫理所ノ照合中ナルモ手持分

本表事務引継ニ際シ作成ス 専務理事 信原聖

理事長 専務理事

收支計算書

日昭和21年9月21日現在

收入之部

科目	豫算額	收入額	差引残金	(参考)
入會金	187,500	200,920		会費ハ次年度ニ收納スヘキ予定ノモノ相当額ヲ含ム
會費	112,500	94,280		
合計	300,000	295,200	△4,800	

支出之部

科目	初年度 豫算額	初年度 支出額	次年度 豫算額	
備品及什器類	6000	980		
中央協議会入会金	12,000	12,000		
会上会費	14,400	7,200		
事務所費	9,200	1,357.50		
給料及手当	72,800	43,285		

顧問料	3.000-	500			
文房具代	6.000-	2.013[25]			
広告費	5.000-	1.680-			
事務及印刷費	1.200-	9.126-			
消耗品費	2.400-	1.507[20]			
通信費	2.401-	672[10]			
旅費及交通費	6.000-	11.746-			
雑費	2.400-	1.828[25]			
積備費	20.000-	~~2.935[10]~~			
合計	160.000-	~~93.548~~ 90.3[10]			

（自 昭和21年2月
至 〃 9月）

本表事務引継ギノタメ作成ス　事務理事 信原聖

定款
一 目的 預金
一 利子 預金 六十九百参拾九銭也
一 利子 預金 壱拾円弐拾参銭也
貴金庫 保管方式 七百参拾弐銭也
但 此手数料ハ別ニ定ム
昭和弐拾年九月拾九日
朝鮮事業銀行
頭取 白仁武

第三號表（續）

PART III (*Continued*)

第六　外國居住者ノ負擔トナル勘定、受取手形及其ノ他ノ貸金但シ投資、證券、銀行預金及其ノ他ノ自ケ金ヲ除ク

Sec. 6　Accounts and Notes Receivable and other Debts Owed to Persons in Japan other than Investments, Securities, Bank Deposits and other Cash Balances.

明細（債權ノ種類、決濟日等） Description (type of claim, date of paymentetc.)	債務者ノ住所及氏名又ハ商號 Name and address of Debtor	取得ノ時期及事由 When and how acquired	債權者ノ住所、氏名又ハ商號及國籍 Name, address and nationality of owner	證書ノ所在地 Location of Evidences	債權者以外ノ者カ當該財產ニ關シ利害關係ヲ有スル場合其ノ住所、氏名又ハ商號及利害關係ノ內容 Name and address of any person other than the owner having an interest in the Property andnature of such interest	辨濟ヲ受クベキ通貨ニ依ル債權額 Amount of claim in currency in which payable

理事長　　常務理事　　会計

貸借對照表

21年10月31日

借方			科目	貸方		
前月迄	今月分	計		前月迄	今月分	計
			入會金	200,920-	500-	201,420-
			會費	94280-	120-	94,400-
119,118.40	7,422.65	126,541.05	經費合計			
980-	0	980-	備品什器			
12,000-	0	12,000-	中央勞働委員會入會金			
7,200-	0	7,200-	全會費			
13,362.50	166-	15285.50	事務所費			
68,288-	4691.60	72,979.60	給料及手當			
500-	0	500-	顧問料			
2,037.05	97-	2,134.05	文房具費			
1680-	0	1,680-	廣告費			

9197-	1598 20	10,795 50	図書及印刷費			
150720	157 25	166445	消耗品費			
6801 0	41 50	72180	通信費			
11,848-	432-	12,280-	旅費及交通費			
18382 5	2385 0	207695	雑費			
			諸備費			
175,020 60	-6,554 60	168,426-	預金			
1,061 30	- 208 35	852 95	現金			
295,200-		295,820-	合計	295,200-	620-	295,820-

收支計算書

昭和21.10.31. 現在

收入之部

科目	豫算額	收入額	差引殘額	記事
入會金	187,500-	201,420-		会費・次年度・収納ス心積定ナリ
會費	112,500-	94,400-	~~4,180-~~	
合計	300,000-	295,820-	-4,180-	

支出之部

科目	初年度豫算額	支出額	差引殘
備品及什器類	6,000-	980 00	5,020-
中央協議会入金	12,000-	12,000-	0
全上会費	14,400-	7,200-	7,200-
事務所費	7,200-	1,528 50	5,671 50
給料及手當	72,000	72,979 60	- 979 60

顧問料	3,000	-	500	-	2,500	-
文房具費	6,000	-	2134	05	3,865	95
廣告費	5,000	-	1,680	-	3,320	-
書籍及印刷費	1,200	-	10795	90	- 9,595	90
消耗品費	2,400	-	1,664	45	735	55
通信費	2,400	-	721	80	1,678	20
旅費及交通費	6,000	-	12280		- 6,280	-
雜費	2,400	-	2,076	75	323	25
臨備費	20,000	-	0		20,000	-
合計	160,000	-	126,541	05	33,458	95
収支差引残額			169,278	95		

残高明細書　21.10.31. 現在

科目	帳簿上	実際	記事
手元残高	169,278.95	170,052.01	+773.06
内訳			
預金	168,426-	169,199.06	+773.06
当座 住友銀行日比谷支店	60-	60-	
〃 何由			
〃 第一封鎖	1,209.24	1,982.30	+773.06
〃 第二封鎖	142,703.60	142,703.60	
安田銀行新橋支店 普通預金	21,653.56	21,653.56	
振替貯金	2,799.60	2,799.60	
現金	852.95	852.95	

残高明細書 帳簿上対実際

	九月末		十月末		十一月末		十二月末	
	帳簿上	実際	帳簿上	実際	帳簿上	実際	帳簿上	実際
残高	176.081.20	177354.86 + 1273.66	169278.85	170852.01 + 773.06	163997.47	164220.57	773.06	197566.53	198337.19	773.06
内訳										
預金	175.020.60	176293.66 + 1273.06	168926.-	169699.06	773.06	162209.80	162982.86	773.06	196542.86	197315.92	773.06
他店小切手	60.-									
自由	60.-		60.-	60.-		60.-	80.-	0	0	
第一銀行	695.12	1268.06	1209.26	1982.32	773.06	1891.04	2664.10	773.06	4925.04	5698.10	773.06
北海道拓殖銀行	142703.60	142703.60	142703.60	142703.60		142703.60	142703.60		142703.60	142703.60	
北海道信託											
普通預金	23778.56	23778.56	21653.56	21653.56		17003.56	17003.56		9319.16	9319.16	
振替											
貯蓄	2799.60	2799.60	2799.60	2799.60		749.60	749.60	0	0	
現金	1061.20	1061.20	852.25	852.25		1239.65	1239.65		618.33	618.33	

借貸照表 21.11.30.

借方 前月分	借方 今月分	借方 計	科目	貸方 前月分	貸方 今月分	貸方 計
			入会金	201420-	2000-	203420-
			会費	94400-	650	95,050-
126,54105	8,81150	135,02255	経費合計			
980-		980-	雑費			
12,000-		12,000-	入会金			
7200		7200-	会費			
1,52850	1740	1,54590	事務所費			
72,97960	2400-	75,37960	給料及手当			
500-		500-	顧問料			
2,13405		2,13405	支店負担			
1,680-		1680-	広告費			
10,79590	775 20	11,57110	固定資産償却			

10,90

1,664.45	38.40	1,702.85	消耗品費				
72180	12150	84330	通信費				
12,280-	39-	12,319-	旅費交通費				
2,026.75	90-	2,116.75	雑費				
			諸給費				
168,426-	6218.20	162,207.80	預金				
85295+	3867.0	123965	現金				
295.820-			合計	295820-	2650	298470-	
				前月	実損	本月	
	163442.45		繰越	170052.01		164220.51	
	162207.80		預金	199.06		162980.86	
	60-		当座	60-		60	
	1,189.04		未収金	1,982.30		2,664.10	
	142,703.60		未収金	142,703.60		142,703.60	
	17,003.56		負担	21,653.56		17,003.56	
	549.60		振替	2,799.60		549.60	
	1,239.65		現在	852.95		1,239.65	

理事長　　專務理事　　常務

貸借對照表　21年11月30日

借方 前月迄	借方 今月分	借方 計	科目	貸方 前月迄	貸方 今月分	貸方 計
			入會金	201,420-	2,000-	203,420-
			會費	94,400-	650-	95,050-
126,541.05	8,481.50	135,022.55	經費合計			
980-		980-	備品什器			
12,000-		12,000-	中央協議会入会金			
7,200-		7,200-	會費			
152,850	1740	154,590	專務所費			
72,979.60	7,400-	80,379.60	給料及手当			
500-		500-	顧問料			
2,134.05		2,134.05	文房具費			
1,680-		1,680-	廣告費			

10,795.90	775.20	11,571.10	図書及印刷費			
1,664.45	38.40	1,702.85	消耗品費			
721.80	121.50	843.30	通信費			
12,280-	-39-	12,319-	旅費及交通費			
2,076.75	90-	2,166.75	雑費			
			積備費			
168,426-	- 6,218.20	162,207.80	預金			
852.95	+ 38.70	1,239.65	現金			
295,820-		298,470-	合計	295,820-	2,650-	298,470-

残額明細書　21.11.30. 現在

種別	帳簿上	実際	比較
残額	~~1,642,277.45~~	1,642,205.1	+773.06
預金	~~1,632,078.0~~	1,629,808.6	+773.06
住友銀行七尾支店 当座 自由	60-	60	
〃 〃 〃 第一封鎖	1,891.04	2,664.10	
〃 〃 〃 第二封鎖	142,703.60	142,703.60	+773.06
安田銀行新橋支店 手当預金	17,003.56	17,003.56	
振替貯金	54.96	54.96	
現金	1,239.65	1,239.65	

理事長　專務理事　參与

貸借對照表　21. 12. 31.

借方 前月迄	借方 今月分	借方 計	科目	貸方 前月迄	貸方 今月分	貸方 計
			入會金	203420	400-	203820-
			會費	95050	8670	103720-
135,022.55	14,951.32	149,973.87	經費合計			
980-	-	980-	備品什器			
12,000-	-	12,000-	中央協議会入会金			
7,200-	-	7,200-	〃　〃　会費			
1,545.90	10-	1,555.90	事務諸費			
80,379.60	11,750-	92,129.60	給料及手当			
500-	1000-	1,500-	調査料			
2,134.05	-	2,134.05	文房具費			
1,680-	-	1,680-	廣告費			

11,57110	1,55450	13,12560	図書及印刷費
190285	10132	1,80417	消耗品費
8430	8450	92780	通信費
12,319-	326.00	12,645-	旅費及交通費
2,16675	125-	2,29175	雑費
-	-	-	予備費
16,22078	5,36600	21,58678	預金
123965	6213	61833	現金
298,470-	9,070-	307,540-	合計

残額明細書

(22. 1. 31)
21. 12. 31. 現在

種別	帳簿上	実際	記事
残額	(15,47113.15)	(15,54486.21)	+773.06
	15,75666.13	15,83339.19	
預金	(15,38977.83)	(15,46708.89)	
	15,69477.83	15,77208.89	+773.06
住友銀行当代官坂店 当座 自由	0	0	
〃 〃	(502188.04)	(508910)	
〃 本一封筒	492504	569810	+773.06
〃 〃	(9450060)	(9450060)	
〃 本二封筒	14270360	14270360	
安田銀行新橋支店 普通預金	(9179.16)	(9179.16)	
振替郵便貯金	9,319.16	9,319.16	
	(02)	(02)	
	0	0	
現金	(8153.3)	(8153.3)	
	61833	61833	

NO

貸借對照表 21.12.30.

前月分	今月分	計		前月迄	今月分	計
135022.55	14951.32	✓149973.87	經費合計	入金 203420	400.	203820
980-	—	✓ 980-	備品什器	金 95050	8670-	103720.
12000-	—	✓12000-	中央幼稚園入金			
7200-	—	✓ 7200-	会費			
154590	1000	✓155590	事務所費			
80379.60	11750.00	92129.60	給料及手當			
500-	1000.00	1500-	顧問料			
21405	—	21405	文房具費			
1680-	—	1680-	應先費			
145710	15450	131260	図書及印刷			
170285	10132	180417	雑給与			
84330	8450	92780	通信費			
12319-	326.00	12645-	旅費及交際			

2,166 75 125 — 2,291,75 [illegible]

[illegible]

1,622,078 — [illegible] 1,569,478 [illegible] 773.06

1,235 65 — 62132 618 33 现金 —

1,573,566 13

[illegible] 计

298,470 — 307,540 — 合计 298,470 [illegible]

实际

142,703 60 加封面

5,698 10 [illegible] 773.06

93,916 实用

计 1,877,286 + 773.06

貸借對照表

T2. 1. 31

借方 前月繰	借方 今月分	借方 計	科目	貸方 前月迄	貸方 今月分	貸方 計
			入会金	~~2038200~~ 2038200	4000	~~2042200~~ 2042200
~~1499387~~			会費	~~1037220~~ 1037220	1970	~~1039190~~ 1039190
1499387	5228	1504615	経費会計			
980		980	備品什器			
12000		12000	中央卸売市場会入金			
7200		7200	会費			
155590	1750	157340	事務所費			
92,12960	3700	95,82960	統制品手当			
1500		1500	顧問料			
21340		21340	文房具費			
1680		1680	広告費			
131256	554	136796	図書及印刷費			
180417	1350	181767	通信費			

TOKIWA PRINTERY.

92780	96-	~~92780~~	通信費
12645-	742-	~~12645~~	旅費及交通費
2,29~~4~~775	100-	~~2,294,775~~	雑　費
		1,538,982	諸　費
1569478O		~~1569478O~~	預　金
61833		~~61833~~	現　金
307540-		~~307540-~~	合　計 307540- 237002309,910 02

TOKIWA PRINTERY

貸借対照表　22. 2. 28

借方 前月迄	借方 今月分	借方 計	科目	貸方 前月迄	貸方 今月分	貸方 計
			入会金	204.22000	1.000 —	205.220 —
			会費収入	105.69.000.02	1320 —	107.010.00.02
155,196 87	1.423 90	169.427 77	経費分計			
980 —		980 —	備品什器			
12.000 —		12.000 —	中央物議会入会金			
7.200 —	10.800 —	18.000 00	会費			
1.573 40	369 —	1.942 40	事務所費			
95.829 60	1.000 —	96.829 60	給料及手当			
1.500 —		1.500 —	顧問料			
2.134 05	31.00	2.165 05	文房具費			
1.680 —		1.680 —	広告費			
13.679 60	574 50	14.254 10	書籍及印刷費			
1.817 67		1.817 67	消耗品費			

TOKIWA PRINTERY.

1.02380	11650	1.14030	通信費				
13387 -	522 -	13.909 -	旅費及交通費				
2.39175	81790	3.20965	雑費				
			繰備費				
153,89782		142,07482	預金				
81533		72743	現金				
309,91002	2,320 -	312,23002	合計	30991002	2.32000	31223002	

TOKIWA PRINTERY.

22年2月分残額明細書.　　22.2.28現在

22年2月分　残額明細書　　22.2.28.　現在

種別	帳簿上	実際	
残額	14,280225	14357531	＋773.06.
預金	14207482	14284788	＋773.06.
仮受金[illegible]北浦支店			
当座　内訳	~~[illegible]~~ 0		
〃　第一封鎖	~~3426140~~ 3325304	3402610	＋773.06.
〃　第二封鎖	9450060	9450060	
中田銀行新橋支店	~~1499116~~ 1432116	~~1499116~~ 1432116	
当座預金			
振替郵便	02	02	
現金	72743	72743	

TOKIWA PRINTERY.

借方　貸借對照表　22. 3. 31.

前月迄	今月分	計	科目	前月迄	今月分	計
			入會金	205,220 -	400 -	205,620 -
			會費	107,010 00	180 -	107,190 00
			雜収	02	120 93	120 95
169,427 77	4,981 90	174,409 67	諸費仝部			
980 -	—	980 -	借方計			
1,200 -	—	1,200 -	中央協議会入会金			
18,000 00	—	18,000 -	会費			
1,942 40	6 -	1,948 40	電燈代			
96,822 60	3,700 -	100,522 60	給料及手当			
1,500 -	—	1,500 -	預け金			
2,165 05	23 50	2,188 55	文房具費			
1,680 -	—	1,680 -	広告費			
14,254 10	563 -	14,817 10	諸雑費印刷代			

TOKIWA PRINTERY.

1.81767	—	1.81767 消耗品費
1.14030	900	1.14930 通信費
13.909 —	8040	13.98940 旅費及交通費
3.20965	6.00 —	3.80965 雑費
		租税公課
142,80228		138.02428 繰越
		預金
		現金
3/2230 02		
700 93312,93095		合計 3/2,230 02 700.93312930 95

収支計算書

昭和22年3月31日.

収入之部

科目	予算額	収入額	差引残額	記事
入会金	187,500-	205,620-	18,120	20.12.19.設準-22.3.31 21年度より
会費	112,500-	107,190-	-5310-	
雑収	0	12095	12095	
合計	300,000-	312,930 95	12,930 95	

支出之部

科目	予算額	支出額	差引残
備品及什器類	6000-	980-	5020-
中央協議会費	12,000-	12,000	0
会合費	14,400-	18,000	-3,600
事務所費	7200-	19484 0	5,251 60

TOKIWA PRINTERY.

給料及手當	72,000.60	100,529.60 -	28,529.60
顧問料	3,000 -	1,500 -	1,500 -
文房具費	6,000 -	2,188.55	3,811.45
廣告料	5,000 -	1,680 -	3,320 -
書籍及印刷費	1,200 -	14,817.10 -	13,617.10
消耗品費	2,400 -	1,817.67	582.33
通信費	2,400 -	1,149.30	1,250.70
旅費及交通費	6,000 -	13,998.40 -	7,998.40
雜費	2,400 -	3,809.65 -	1,409.65
積立金	20,000 -		20,000 -
合計	160,000 -	174,409.67 -	14,409.67
次期繰越額		138,521.28	内訳二封筒 94,500.60
次年度繰越額	140,000 -		
合計	300,000 -	312,930.95	

TOKIWA PRINTERY.

理事長　專務理事　參事 [illegal]

22年1月分 貸借對照表 22.1.31

借方 前月迄	借方 今月分	借方 計	科目	貸方 前月迄	貸方 今月分	貸方 計
			入會金	203,820-	400-	204,220-
			會費	103,720-	1970-	105,690-
149,997.87	5223-	155,196.87	經費合計			
980-	-	980-	備品什器			
12,000-	-	12,000-	中央協會入會金			
7200-		7200-	〃 會費			
1,555.90	17.00	1573.90	事務所費			
92,129.60	3,700-	95,829.60	給料人件費			
1500	-	1500-	顧問料			
2,134.05	-	2134.05	文房具費			
1680-	-	1680-	廣告費			

13,125.60	554-	13,679.60	図書及印刷費			
1804.17	13.50	1,817.67	消耗品費			
927.80	96-	1023.80	通信費			
12,645-	742-	13387-	旅費及交通費			
22,917.75	100-	23,017.75	雑費			
			豫備費			
156,947.80	6,950	153,899.82	預金			
618.33	19.7-	815.33	現金			
307,540.-	2370.02	309,910.02	合計	307,540-	2,370.02	309,910.02

22年1月分 残額明細書　　22、1、31 現在

種別	帳簿上	実際	記事
残額	1547131 円	1554821 円	+773.06
預金	153,89782	154,670 88	+773.06
住友銀行日比谷支店 当座 自由	0	0	
〃 第一封鎖	50,218.04	50,991.10	+773.06
〃 第二封鎖	94,500.60	94,500.60	
帝国銀行新橋支店 普通預金	9,179.16	9,179.16	
振替貯金	.2	.02	
郵便			
現金	815.33	815.33	

1.31. 第二封鎖より第一封鎖へ
指定許可 銀第4号22326号の1
21.12.24. 許可者 財務局長委任
専事 大蔵省金融行政局長 福田赳夫
4.82 ○3.二

TOKIWA PRINTERY.

理報　吉野　純平

22年2月分　貸借對照表　22年2月28日

借方 前月迄	借方 今月分	借方 計	科目	貸方 前月迄	貸方 今月分	貸方 計
			入會金	204220-	1000-	205220-
			會費	105690-	1320-	107010-
			雜収	02		02
155,196 87	14230 90	169,427 77	經費合計			
980-		980-	備品什器			
12,000-		12,000-	中央協議會			
7200-	10800-	18000-	會費			
157340	369-	1,942 40	事務所費			
95,829 60	1000-	96,829 60	給料及手當			
1600-		1,500-	顧問料			
2,134 05	31-	2,165 05	文房具費			

1680-		1680-	廣告費
13,6796	5745	142541	書籍印刷費
181767		181767	消耗品費
1,0238	1165	1,1403	通信費
13387-	522-	13909-	旅費交通費
239175	81790	320965	雑費
			予備費
15471375		14280225	残高
15389782		14207482	預金
81593		72743	現金
309910 02	2320-	312230 02	合計 309910 02 2320- 312230 02

22年2月分 残高明細書　　22.2.28. 現在

種別	帳簿上	実際	記事
残高	14280225	14357531	+773.06
預金	14207482	14284788	+773.06
住友銀行北花立原支店 当座 自由	0	0	
〃 〃 第一封鎖	3325304	3402610	+773.06
〃 〃 第二封鎖	9450060	9450060	
安田銀行新橋支店 増田 預金	1432116	1432116	
振替 郵便	02	02	
現金	72743	72743	

TOKIWA PRINTERY

理事長　專務　參事

22年3月分　貸借對照表

22年3月31日

借方 前月迄	借方 今月分	借方 計	科目	貸方 前月迄	貸方 今月分	貸方 計
			入會金	205,220-	400-	205,620-
			會費	107,010-	180-	107,190-
			雜収		02 12,093	12,095
169,427 77	498 80	174,409 57	經費合計			
980-	-	980-	備品什器			
12,000-	-	12,000-	中央協議会入會金			
18,000-	-	18,000-	會費			
1,942 60	6-	1,948 60	電燈料			
96,829 60	3,700-	100,529 60	給料及手當			
1,500-	-	1,500-	顧問料			
2,165 05	23 50	2,188 55	交際費			

1,680	—	1,680	広告費				
14,25410	563	14,81710	書籍及印刷費				
1,81707	—	1,81707	消耗品費				
1,14030	9	1,14930	通信費				
13,909	80	13,98940	旅費及交通費				
32095	600	38965	雑費				
			預備費				
142,80225	—	138,52128	残高				
142,07482		136,89575	預金				
72743		1,62553	現金				
312,23002	700	312,93095	合計	312,23002	700	312,93095	

22年3月分残額明細書　22.3.31現在

種別	帳簿上	実際	
残額	13852128	13929434	+773.06
預金	136,89575	137,66881	+773.06
住友銀行日比谷支店 当座 自由	0	0	
〃 〃 第一封鎖	26,25304	27,02610	+773.06
〃 〃 第二封鎖	94,50060	94,50060	
安田銀行新橋出張所 普通預金	16,14209	16,14209	
振替郵便	02	02	
現金	1,62553	1,62553	

TOKIWA PRINTERY.

理事長 專務 常事

收支計算書　昭和22年3月31日現在

收入之部

科目	豫算額	收入額	差引殘額	記事
入會金	189,500-	205,620-	18,120-	
會費	112,500-	107,190-	- 5,310-	
雜收	0	12095	12095	
合計	300,000-	312,93095	12,93095	

支出之部

科目	豫算額	支出額	差引殘
備品及什器類	6,000-	980-	5,020-
中央協議會入費	12,000-	12,000-	0
全上會費	14,400-	18,000-	- 3,600-
事務所費	7,200-	1,948 60	5,251 60
給料及手當	72,000-	100,529 60	- 28,529 60

薪俸科	3,000-	1,500-	1,500-
文房具費	6,000-	2,188.55	3,811.45
廣告費	5,000-	1,680-	3,320-
圖書及印刷費	1,200-	14,817.10	-13,617.10
消耗品費	2,400-	2,817.67	-582.33
通信費	-2,400-	1,149.30	1,250.70
旅費及交通費	6,000-	13,998.40	-7,998.40
雜費	2,400-	3,809.65	-1,409.65
豫備費	20,000-		20,000-
二一年度計	160,000-	174,409.67	-14,409.67
二二年度ヘ繰越額		138,521.28	内ヲ=對應 94,500.67
二二年度至費豫算	140,000-		
合計	300,000-	312,930.95	-12,930.95

369.37
Ya70

M4-20

朝鮮関係民間残留者数

朝鮮金属株式会社			
平安南道	本人	七	
	家族	二	
計		一八	
朝鮮窒工株式会社			
平安南道	本人	三	
	家族	八	
計		一一	
朝鮮無煙炭株式会社			
平安南道	本人	九	
	家族	三九	
計		四八	
中外鉱業株式会社			
平安南道	本人	二	
日本鉱業株式会社			
平安南道	本人	二五	
	家族	五三	
計		七八	
平安北道	本人	二	
	家族	六	
計		八	
行方不明	本人	一	
合計		八七	
朝鮮窒素株式会社			
平安南道	本人	二	
	家族	二	
計		四	
平安北道	本人	二〇	
	家族	四九	
計		六九	
咸鏡南道	本人	九	
	家族	二一	
計		三〇	
合計		一〇三	
富士興産株式会社			
平安北道	本人	一	

一九
旧2次
369337
173.2.50

朝鮮関係民間残留者数調

二二、三、一九

共2枚
36937
173 250

中外鉱業株式会社			
平安南道	本人	七	
	家族	二	
計			一八
日本鉱業株式会社			
平安南道	本人	二五	
	家族	五三	
計			七八
朝鮮電工株式会社			
平安南道	本人	三	
	家族	八	
計			一一
朝鮮無煙炭株式会社			
平安南道	本人	九	
	家族	三九	
計			四八
平安北道	本人	二	
	家族	八	
計			一〇
行方不明	本人	八	
合計			二三
朝鮮油鋼金属株式会社			
平安北道	本人	六	
	家族	一九	
計			二五
京城紡織株式会社			
平安北道	本人	二	
	家族	二	
計			四
朝鮮電業株式会社			
平安南道	本人	二	
	家族	一	
計			三
平安北道	本人	二	
	家族	八	
計			一〇
行方不明	本人	八	
合計			二三
朝鮮油鋼金属株式会社			
平安北道	本人	六	
	家族	一九	
計			二五
京城紡織株式会社			
平安北道	本人	二	
	家族	二	
計			四
朝鮮電業株式会社			
平安南道	本人	二	
	家族	六	
計			八
朝鮮電業株式会社			
平安南道	本人	二	
	家族	八	
計			一〇
富士瓦斯紡績株式会社			
平安北道	本人	一	
計			一
朝鮮電業株式会社			
平安南道	本人	二	
	家族	一	
計			三

慶尚南道	行方不明	一三
全羅北道	計	五一一
江原道		一〇
京畿道		一四
咸鏡南道		七
咸鏡北道		一一
黃海道		一七三
平安南道		五五
平安北道		一四
計		五一一〇一九八一四人

慶尚南道	計	五一一
	家族	四一九
	東京人	三二
全羅北道	計	三一九
	家族	二九
	東京人	一〇
江原道	計	一〇
	家族	九
	東京人	一
京畿道	計	一四
	家族	一三
	東京人	一
咸鏡南道	計	七
	家族	六
	東京人	一
咸鏡北道	計	一一
	家族	一〇
	東京人	一
黃海道	計	一七三
	家族	一六四
	東京人	九
平安南道	計	五五
	家族	五一
	東京人	四
平安北道	計	一四
	家族	一三
	東京人	一
計		五一一〇一九八一四人

慶尚南道	計	五一一
	家族	四一九
	東京人	三二
全羅北道	計	三一九
	家族	二九
	東京人	一〇
江原道	計	一〇
	家族	九
	東京人	一
京畿道	計	一四
	家族	一三
	東京人	一
咸鏡南道	計	七
	家族	六
	東京人	一
咸鏡北道	計	一一
	家族	一〇
	東京人	一
黃海道	計	一七三
	家族	一六四
	東京人	九
平安南道	計	五五
	家族	五一
	東京人	四
平安北道	計	一四
	家族	一三
	東京人	一
計		五一一〇一九八一四人

慶尚南道	行方不明	一三
全羅北道	計	五一一
江原道		一〇
京畿道		一四
咸鏡南道		七
咸鏡北道		一一
黃海道		一七三
平安南道		五五
平安北道		一四
計		五一一〇一九八一四人

M4-25

終戦前後に於ける情勢の概況

312.21
369.37
73Y2.36

山口文書
36

*32
312.21
369.77
73Y236

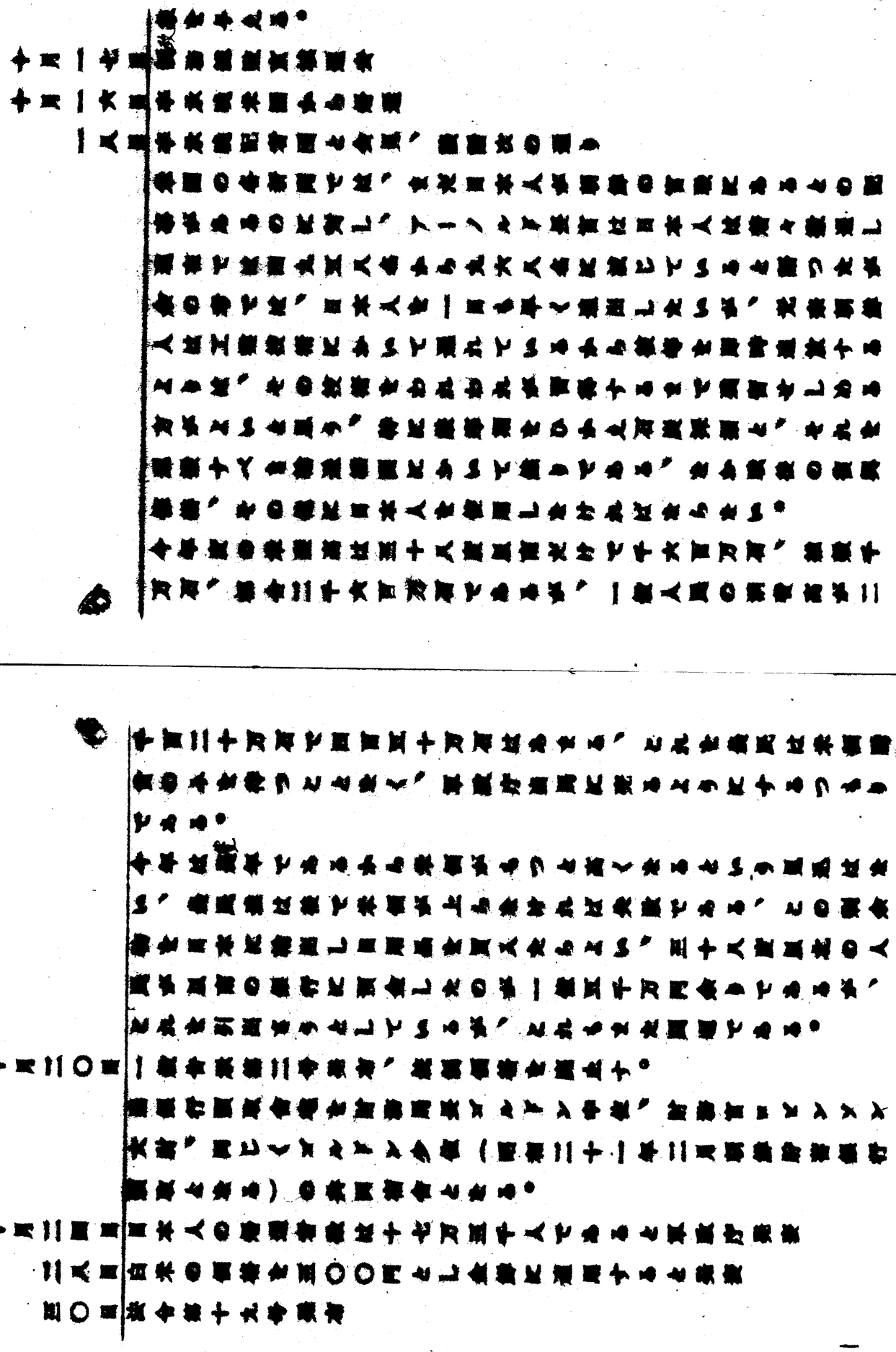

ルドン少佐、同部会計々長ランドル大尉も参加するとともなり、前述も全国救貧会役に亘り盛況を呈する会となる。

一月七日　米穀資金につき米穀庁において討議、鈴木総裁、通信各局の会同会議開催、通信局より明部の郵便貯金は大体円あり、日本大阪省預金部が保管してあり、従来米穀資金にはそれを充当してあつたとの説明があつたから、明部の郵便貯金が大体円あり、これが大蔵省預金部に預入されているとはいえ米穀資金にかんして引受けられているから、とれらの事を以て明部に還元されていて余裕はない筈である（米穀資金のみならず記外資金等は日本の援助を受けていたものである、今日では明部銀行で操作する以外に方法はなかろうと説明す、鈴木局長は明部銀行から放出するとともなり、次

●通り御異決定する

明部銀行	二億八千万円
明治地方銀行	三億六千万円
明治地域銀行	八千万円
明興銀行	八千万円

一月一一日　預金会社、会員会明、会員会社は別下（一九四六年五月三十一日現在）「地場銀行」の並等を標記し他て平地銀行、乙地銀行地銀行と同率とし、二区、三区、四区、五区、六区、七区、八区、九区、十区、十一区、十二区、十三区、十四区、十五区、十六区、十七区、十八区、十九区、二十区、二十一区、二十二区、二十三区、二十四区、二十五区、二十六区、二十七区、二十八区、二十九区、三十区、三十一区、三十二区、三十三区、三十四区、三十五区、三十六区、三十七区、三十八区、三十九区、四十区、四十一区、四十二区、四十三区、四十四区、四十五区、四十六区、四十七区、四十八区、四十九区、五十区、五十一区、五十二区、五十三区、五十四区、五十五区、五十六区、五十七区、五十八区、五十九区、六十区、六十一区、六十二区、六十三区、六十四区、六十五区、六十六区、六十七区、六十八区、六十九区、七十区、七十一区、七十二区、七十三区、七十四区、七十五区、七十六区、七十七区、七十八区、七十九区、八十区、八十一区、八十二区、八十三区、八十四区、八十五区、八十六区、八十七区、八十八区、八十九区、九十区、九十一区、九十二区、九十三区、九十四区、九十五区、九十六区、九十七区、九十八区、九十九区、一〇〇区、一〇一区、一〇二区、一〇三区、一〇四区、一〇五区、一〇六区、一〇七区、一〇八区、一〇九区、一一〇区、一一一区、一一二区、一一三区、一一四区、一一五区、一一六区、一一七区、一一八区、一一九区、一二〇区、一二一区、一二二区、一二三区、一二四区、一二五区、一二六区、一二七区、一二八区、一二九区、一三〇区、一三一区、一三二区、一三三区、一三四区、一三五区、一三六区、一三七区、一三八区、一三九区、一四〇区、一四一区、一四二区、一四三区、一四四区、一四五区、一四六区、一四七区、一四八区、一四九区、一五〇区、一五一区、一五二区、一五三区、一五四区、一五五区、一五六区、一五七区、一五八区、一五九区、一六〇区、一六一区、一六二区、一六三区、一六四区、一六五区、一六六区、一六七区、一六八区、一六九区、一七〇区、一七一区、一七二区、一七三区、一七四区、一七五区、一七六区、一七七区、一七八区、一七九区、一八〇区、一八一区、一八二区、一八三区、一八四区、一八五区、一八六区、一八七区、一八八区、一八九区、一九〇区、一九一区、一九二区、一九三区、一九四区、一九五区、一九六区、一九七区、一九八区、一九九区、二〇〇区、二〇一区、二〇二区、二〇三区、二〇四区、二〇五区、二〇六区、二〇七区、二〇八区、二〇九区、二一〇区、二一一区、二一二区、二一三区、二一四区、二一五区、二一六区、二一七区、二一八区、二一九区、二二〇区、二二一区、二二二区、二二三区、二二四区、二二五区、二二六区、二二七区、二二八区、二二九区、二三〇区、二三一区、二三二区、二三三区、二三四区、二三五区、二三六区、二三七区、二三八区、二三九区、二四〇区、二四一区、二四二区、二四三区、二四四区、二四五区、二四六区、二四七区、二四八区、二四九区、二五〇区、二五一区、二五二区、二五三区、二五四区、二五五区、二五六区、二五七区、二五八区、二五九区、二六〇区、二六一区、二六二区、二六三区、二六四区、二六五区、二六六区、二六七区、二六八区、二六九区、二七〇区、二七一区、二七二区、二七三区、二七四区、二七五区、二七六区、二七七区、二七八区、二七九区、二八〇区、二八一区、二八二区、二八三区、二八四区、二八五区、二八六区、二八七区、二八八区、二八九区、二九〇区、二九一区、二九二区、二九三区、二九四区、二九五区、二九六区、二九七区、二九八区、二九九区、三〇〇区、三〇一区、三〇二区、三〇三区、三〇四区、三〇五区、三〇六区、三〇七区、三〇八区、三〇九区、三一〇区、三一一区、三一二区、三一三区、三一四区、三一五区、三一六区、三一七区、三一八区、三一九区、三二〇区、三二一区、三二二区、三二三区、三二四区、三二五区、三二六区、三二七区、三二八区、三二九区、三三〇区、三三一区、三三二区、三三三区、三三四区、三三五区、三三六区、三三七区、三三八区、三三九区、三四〇区、三四一区、三四二区、三四三区、三四四区、三四五区、三四六区、三四七区、三四八区、三四九区、三五〇区、三五一区、三五二区、三五三区、三五四区、三五五区、三五六区、三五七区、三五八区、三五九区、三六〇区、三六一区、三六二区、三六三区、三六四区、三六五区、三六六区、三六七区、三六八区、三六九区、三七〇区、三七一区、三七二区、三七三区、三七四区、三七五区、三七六区、三七七区、三七八区、三七九区、三八〇区、三八一区、三八二区、三八三区、三八四区、三八五区、三八六区、三八七区、三八八区、三八九区、三九〇区、三九一区、三九二区、三九三区、三九四区、三九五区、三九六区、三九七区、三九八区、三九九区、四〇〇区、四〇一区、四〇二区、四〇三区、四〇四区、四〇五区、四〇六区、四〇七区、四〇八区、四〇九区、四一〇区、四一一区、四一二区、四一三区、四一四区、四一五区、四一六区、四一七区、四一八区、四一九区、四二〇区、四二一区、四二二区、四二三区、四二四区、四二五区、四二六区、四二七区、四二八区、四二九区、四三〇区、四三一区、四三二区、四三三区、四三四区、四三五区、四三六区、四三七区、四三八区、四三九区、四四〇区、四四一区、四四二区、四四三区、四四四区、四四五区、四四六区、四四七区、四四八区、四四九区、四五〇区、四五一区、四五二区、四五三区、四五四区、四五五区、四五六区、四五七区、四五八区、四五九区、四六〇区、四六一区、四六二区、四六三区、四六四区、四六五区、四六六区、四六七区、四六八区、四六九区、四七〇区、四七一区、四七二区、四七三区、四七四区、四七五区、四七六区、四七七区、四七八区、四七九区、四八〇区、四八一区、四八二区、四八三区、四八四区、四八五区、四八六区、四八七区、四八八区、四八九区、四九〇区、四九一区、四九二区、四九三区、四九四区、四九五区、四九六区、四九七区、四九八区、四九九区、五〇〇区、五〇一区、五〇二区、五〇三区、五〇四区、五〇五区、五〇六区、五〇七区、五〇八区、五〇九区、五一〇区、五一一区、五一二区、五一三区、五一四区、五一五区、五一六区、五一七区、五一八区、五一九区、五二〇区、五二一区、五二二区、五二三区、五二四区、五二五区、五二六区、五二七区、五二八区、五二九区、五三〇区、五三一区、五三二区、五三三区、五三四区、五三五区、五三六区、五三七区、五三八区、五三九区、五四〇区、五四一区、五四二区、五四三区、五四四区、五四五区、五四六区、五四七区、五四八区、五四九区、五五〇区、五五一区、五五二区、五五三区、五五四区、五五五区、五五六区、五五七区、五五八区、五五九区、五六〇区、五六一区、五六二区、五六三区、五六四区、五六五区、五六六区、五六七区、五六八区、五六九区、五七〇区、五七一区、五七二区、五七三区、五七四区、五七五区、五七六区、五七七区、五七八区、五七九区、五八〇区、五八一区、五八二区、五八三区、五八四区、五八五区、五八六区、五八七区、五八八区、五八九区、五九〇区、五九一区、五九二区、五九三区、五九四区、五九五区、五九六区、五九七区、五九八区、五九九区、六〇〇区、六〇一区、六〇二区、六〇三区、六〇四区、六〇五区、六〇六区、六〇七区、六〇八区、六〇九区、六一〇区、六一一区、六一二区、六一三区、六一四区、六一五区、六一六区、六一七区、六一八区、六一九区、六二〇区、六二一区、六二二区、六二三区、六二四区、六二五区、六二六区、六二七区、六二八区、六二九区、六三〇区、六三一区、六三二区、六三三区、六三四区、六三五区、六三六区、六三七区、六三八区、六三九区、六四〇区、六四一区、六四二区、六四三区、六四四区、六四五区、六四六区、六四七区、六四八区、六四九区、六五〇区、六五一区、六五二区、六五三区、六五四区、六五五区、六五六区、六五七区、六五八区、六五九区、六六〇区、六六一区、六六二区、六六三区、六六四区、六六五区、六六六区、六六七区、六六八区、六六九区、六七〇区、六七一区、六七二区、六七三区、六七四区、六七五区、六七六区、六七七区、六七八区、六七九区、六八〇区、六八一区、六八二区、六八三区、六八四区、六八五区、六八六区、六八七区、六八八区、六八九区、六九〇区、六九一区、六九二区、六九三区、六九四区、六九五区、六九六区、六九七区、六九八区、六九九区、七〇〇区、七〇一区、七〇二区、七〇三区、七〇四区、七〇五区、七〇六区、七〇七区、七〇八区、七〇九区、七一〇区、七一一区、七一二区、七一三区、七一四区、七一五区、七一六区、七一七区、七一八区、七一九区、七二〇区、七二一区、七二二区、七二三区、七二四区、七二五区、七二六区、七二七区、七二八区、七二九区、七三〇区、七三一区、七三二区、七三三区、七三四区、七三五区、七三六区、七三七区、七三八区、七三九区、七四〇区、七四一区、七四二区、七四三区、七四四区、七四五区、七四六区、七四七区、七四八区、七四九区、七五〇区、七五一区、七五二区、七五三区、七五四区、七五五区、七五六区、七五七区、七五八区、七五九区、七六〇区、七六一区、七六二区、七六三区、七六四区、七六五区、七六六区、七六七区、七六八区、七六九区、七七〇区、七七一区、七七二区、七七三区、七七四区、七七五区、七七六区、七七七区、七七八区、七七九区、七八〇区、七八一区、七八二区、七八三区、七八四区、七八五区、七八六区、七八七区、七八八区、七八九区、七九〇区、七九一区、七九二区、七九三区、七九四区、七九五区、七九六区、七九七区、七九八区、七九九区、八〇〇区、八〇一区、八〇二区、八〇三区、八〇四区、八〇五区、八〇六区、八〇七区、八〇八区、八〇九区、八一〇区、八一一区、八一二区、八一三区、八一四区、八一五区、八一六区、八一七区、八一八区、八一九区、八二〇区、八二一区、八二二区、八二三区、八二四区、八二五区、八二六区、八二七区、八二八区、八二九区、八三〇区、八三一区、八三二区、八三三区、八三四区、八三五区、八三六区、八三七区、八三八区、八三九区、八四〇区、八四一区、八四二区、八四三区、八四四区、八四五区、八四六区、八四七区、八四八区、八四九区、八五〇区、八五一区、八五二区、八五三区、八五四区、八五五区、八五六区、八五七区、八五八区、八五九区、八六〇区、八六一区、八六二区、八六三区、八六四区、八六五区、八六六区、八六七区、八六八区、八六九区、八七〇区、八七一区、八七二区、八七三区、八七四区、八七五区、八七六区、八七七区、八七八区、八七九区、八八〇区、八八一区、八八二区、八八三区、八八四区、八八五区、八八六区、八八七区、八八八区、八八九区、八九〇区、八九一区、八九二区、八九三区、八九四区、八九五区、八九六区、八九七区、八九八区、八九九区、九〇〇区、九〇一区、九〇二区、九〇三区、九〇四区、九〇五区、九〇六区、九〇七区、九〇八区、九〇九区、九一〇区、九一一区、九一二区、九一三区、九一四区、九一五区、九一六区、九一七区、九一八区、九一九区、九二〇区、九二一区、九二二区、九二三区、九二四区、九二五区、九二六区、九二七区、九二八区、九二九区、九三〇区、九三一区、九三二区、九三三区、九三四区、九三五区、九三六区、九三七区、九三八区、九三九区、九四〇区、九四一区、九四二区、九四三区、九四四区、九四五区、九四六区、九四七区、九四八区、九四九区、九五〇区、九五一区、九五二区、九五三区、九五四区、九五五区、九五六区、九五七区、九五八区、九五九区、九六〇区、九六一区、九六二区、九六三区、九六四区、九六五区、九六六区、九六七区、九六八区、九六九区、九七〇区、九七一区、九七二区、九七三区、九七四区、九七五区、九七六区、九七七区、九七八区、九七九区、九八〇区、九八一区、九八二区、九八三区、九八四区、九八五区、九八六区、九八七区、九八八区、九八九区、九九〇区、九九一区、九九二区、九九三区、九九四区、九九五区、九九六区、九九七区、九九八区、九九九区、一〇〇〇区、一〇〇一区、一〇〇二区、一〇〇三区、一〇〇四区、一〇〇五区、一〇〇六区、一〇〇七区、一〇〇八区、一〇〇九区、一〇一〇区、一〇一一区、一〇一二区、一〇一三区、一〇一四区、一〇一五区、一〇一六区、一〇一七区、一〇一八区、一〇一九区、一〇二〇区、一〇二一区、一〇二二区、一〇二三区、一〇二四区、一〇二五区、一〇二六区、一〇二七区、一〇二八区、一〇二九区、一〇三〇区、一〇三一区、一〇三二区、一〇三三区、一〇三四区、一〇三五区、一〇三六区、一〇三七区、一〇三八区、一〇三九区、一〇四〇区、一〇四一区、一〇四二区、一〇四三区、一〇四四区、一〇四五区、一〇四六区、一〇四七区、一〇四八区、一〇四九区、一〇五〇区、一〇五一区、一〇五二区、一〇五三区、一〇五四区、一〇五五区、一〇五六区、一〇五七区、一〇五八区、一〇五九区、一〇六〇区、一〇六一区、一〇六二区、一〇六三区、一〇六四区、一〇六五区、一〇六六区、一〇六七区、一〇六八区、一〇六九区、一〇七〇区、一〇七一区、一〇七二区、一〇七三区、一〇七四区、一〇七五区、一〇七六区、一〇七七区、一〇七八区、一〇七九区、一〇八〇区、一〇八一区、一〇八二区、一〇八三区、一〇八四区、一〇八五区、一〇八六区、一〇八七区、一〇八八区、一〇八九区、一〇九〇区、一〇九一区、一〇九二区、一〇九三区、一〇九四区、一〇九五区、一〇九六区、一〇九七区、一〇九八区、一〇九九区、一一〇〇区、一一〇一区、一一〇二区、一一〇三区、一一〇四区、一一〇五区、一一〇六区、一一〇七区、一一〇八区、一一〇九区、一一一〇区、一一一一区、一一一二区、一一一三区、一一一四区、一一一五区、一一一六区、一一一七区、一一一八区、一一一九区、一一二〇区、一一二一区、一一二二区、一一二三区、一一二四区、一一二五区、一一二六区、一一二七区、一一二八区、一一二九区、一一三〇区、一一三一区、一一三二区、一一三三区、一一三四区、一一三五区、一一三六区、一一三七区、一一三八区、一一三九区、一一四〇区、一一四一区、一一四二区、一一四三区、一一四四区、一一四五区、一一四六区、一一四七区、一一四八区、一一四九区、一一五〇区、一一五一区、一一五二区、一一五三区、一一五四区、一一五五区、一一五六区、一一五七区、一一五八区、一一五九区、一一六〇区、一一六一区、一一六二区、一一六三区、一一六四区、一一六五区、一一六六区、一一六七区、一一六八区、一一六九区、一一七〇区、一一七一区、一一七二区、一一七三区、一一七四区、一一七五区、一一七六区、一一七七区、一一七八区、一一七九区、一一八〇区、一一八一区、一一八二区、一一八三区、一一八四区、一一八五区、一一八六区、一一八七区、一一八八区、一一八九区、一一九〇区、一一九一区、一一九二区、一一九三区、一一九四区、一一九五区、一一九六区、一一九七区、一一九八区、一一九九区、一二〇〇区、一二〇一区、一二〇二区、一二〇三区、一二〇四区、一二〇五区、一二〇六区、一二〇七区、一二〇八区、一二〇九区、一二一〇区、一二一一区、一二一二区、一二一三区、一二一四区、一二一五区、一二一六区、一二一七区、一二一八区、一二一九区、一二二〇区、一二二一区、一二二二区、一二二三区、一二二四区、一二二五区、一二二六区、一二二七区、一二二八区、一二二九区、一二三〇区、一二三一区、一二三二区、一二三三区、一二三四区、一二三五区、一二三六区、一二三七区、一二三八区、一二三九区、一二四〇区、一二四一区、一二四二区、一二四三区、一二四四区、一二四五区、一二四六区、一二四七区、一二四八区、一二四九区、一二五〇区、一二五一区、一二五二区、一二五三区、一二五四区、一二五五区、一二五六区、一二五七区、一二五八区、一二五九区、一二六〇区、一二六一区、一二六二区、一二六三区、一二六四区、一二六五区、一二六六区、一二六七区、一二六八区、一二六九区、一二七〇区、一二七一区、一二七二区、一二七三区、一二七四区、一二七五区、一二七六区、一二七七区、一二七八区、一二七九区、一二八〇区、一二八一区、一二八二区、一二八三区、一二八四区、一二八五区、一二八六区、一二八七区、一二八八区、一二八九区、一二九〇区、一二九一区、一二九二区、一二九三区、一二九四区、一二九五区、一二九六区、一二九七区、一二九八区、一二九九区、一三〇〇区、一三〇一区、一三〇二区、一三〇三区、一三〇四区、一三〇五区、一三〇六区、一三〇七区、一三〇八区、一三〇九区、一三一〇区、一三一一区、一三一二区、一三一三区、一三一四区、一三一五区、一三一六区、一三一七区、一三一八区、一三一九区、一三二〇区、一三二一区、一三二二区、一三二三区、一三二四区、一三二五区、一三二六区、一三二七区、一三二八区、一三二九区、一三三〇区、一三三一区、一三三二区、一三三三区、一三三四区、一三三五区、一三三六区、一三三七区、一三三八区、一三三九区、一三四〇区、一三四一区、一三四二区、一三四三区、一三四四区、一三四五区、一三四六区、一三四七区、一三四八区、一三四九区、一三五〇区、一三五一区、一三五二区、一三五三区、一三五四区、一三五五区、一三五六区、一三五七区、一三五八区、一三五九区、一三六〇区、一三六一区、一三六二区、一三六三区、一三六四区、一三六五区、一三六六区、一三六七区、一三六八区、一三六九区、一三七〇区、一三七一区、一三七二区、一三七三区、一三七四区、一三七五区、一三七六区、一三七七区、一三七八区、一三七九区、一三八〇区、一三八一区、一三八二区、一三八三区、一三八四区、一三八五区、一三八六区、一三八七区、一三八八区、一三八九区、一三九〇区、一三九一区、一三九二区、一三九三区、一三九四区、一三九五区、一三九六区、一三九七区、一三九八区、一三九九区、一四〇〇区、一四〇一区、一四〇二区、一四〇三区、一四〇四区、一四〇五区、一四〇六区、一四〇七区、一四〇八区、一四〇九区、一四一〇区、一四一一区、一四一二区、一四一三区、一四一四区、一四一五区、一四一六区、一四一七区、一四一八区、一四一九区、一四二〇区、一四二一区、一四二二区、一四二三区、一四二四区、一四二五区、一四二六区、一四二七区、一四二八区、一四二九区、一四三〇区、一四三一区、一四三二区、一四三三区、一四三四区、一四三五区、一四三六区、一四三七区、一四三八区、一四三九区、一四四〇区、一四四一区、一四四二区、一四四三区、一四四四区、一四四五区、一四四六区、一四四七区、一四四八区、一四四九区、一四五〇区、一四五一区、一四五二区、一四五三区、一四五四区、一四五五区、一四五六区、一四五七区、一四五八区、一四五九区、一四六〇区、一四六一区、一四六二区、一四六三区、一四六四区、一四六五区、一四六六区、一四六七区、一四六八区、一四六九区、一四七〇区、一四七一区、一四七二区、一四七三区、一四七四区、一四七五区、一四七六区、一四七七区、一四七八区、一四七九区、一四八〇区、一四八一区、一四八二区、一四八三区、一四八四区、一四八五区、一四八六区、一四八七区、一四八八区、一四八九区、一四九〇区、一四九一区、一四九二区、一四九三区、一四九四区、一四九五区、一四九六区、一四九七区、一四九八区、一四九九区、一五〇〇区、一五〇一区、一五〇二区、一五〇三区、一五〇四区、一五〇五区、一五〇六区、一五〇七区、一五〇八区、一五〇九区、一五一〇区、一五一一区、一五一二区、一五一三区、一五一四区、一五一五区、一五一六区、一五一七区、一五一八区、一五一九区、一五二〇区、一五二一区、一五二二区、一五二三区、一五二四区、一五二五区、一五二六区、一五二七区、一五二八区、一五二九区、一五三〇区、一五三一区、一五三二区、一五三三区、一五三四区、一五三五区、一五三六区、一五三七区、一五三八区、一五三九区、一五四〇区、一五四一区、一五四二区、一五四三区、一五四四区、一五四五区、一五四六区、一五四七区、一五四八区、一五四九区、一五五〇区、一五五一区、一五五二区、一五五三区、一五五四区、一五五五区、一五五六区、一五五七区、一五五八区、一五五九区、一五六〇区、一五六一区、一五六二区、一五六三区、一五六四区、一五六五区、一五六六区、一五六七区、一五六八区、一五六九区、一五七〇区、一五七一区、一五七二区、一五七三区、一五七四区、一五七五区、一五七六区、一五七七区、一五七八区、一五七九区、一五八〇区、一五八一区、一五八二区、一五八三区、一五八四区、一五八五区、一五八六区、一五八七区、一五八八区、一五八九区、一五九〇区、一五九一区、一五九二区、一五九三区、一五九四区、一五九五区、一五九六区、一五九七区、一五九八区、一五九九区、一六〇〇区、一六〇一区、一六〇二区、一六〇三区、一六〇四区、一六〇五区、一六〇六区、一六〇七区、一六〇八区、一六〇九区、一六一〇区、一六一一区、一六一二区、一六一三区、一六一四区、一六一五区、一六一六区、一六一七区、一六一八区、一六一九区、一六二〇区、一六二一区、一六二二区、一六二三区、一六二四区、一六二五区、一六二六区、一六二七区、一六二八区、一六二九区、一六三〇区、一六三一区、一六三二区、一六三三区、一六三四区、一六三五区、一六三六区、一六三七区、一六三八区、一六三九区、一六四〇区、一六四一区、一六四二区、一六四三区、一六四四区、一六四五区、一六四六区、一六四七区、一六四八区、一六四九区、一六五〇区、一六五一区、一六五二区、一六五三区、一六五四区、一六五五区、一六五六区、一六五七区、一六五八区、一六五九区、一六六〇区、一六六一区、一六六二区、一六六三区、一六六四区、一六六五区、一六六六区、一六六七区、一六六八区、一六六九区、一六七〇区、一六七一区、一六七二区、一六七三区、一六七四区、一六七五区、一六七六区、一六七七区、一六七八区、一六七九区、一六八〇区、一六八一区、一六八二区、一六八三区、一六八四区、一六八五区、一六八六区、一六八七区、一六八八区、一六八九区、一六九〇区、一六九一区、一六九二区、一六九三区、一六九四区、一六九五区、一六九六区、一六九七区、一六九八区、一六九九区、一七〇〇区、一七〇一区、一七〇二区、一七〇三区、一七〇四区、一七〇五区、一七〇六区、一七〇七区、一七〇八区、一七〇九区、一七一〇区、一七一一区、一七一二区、一七一三区、一七一四区、一七一五区、一七一六区、一七一七区、一七一八区、一七一九区、一七二〇区、一七二一区、一七二二区、一七二三区、一七二四区、一七二五区、一七二六区、一七二七区、一七二八区、一七二九区、一七三〇区、一七三一区、一七三二区、一七三三区、一七三四区、一七三五区、一七三六区、一七三七区、一七三八区、一七三九区、一七四〇区、一七四一区、一七四二区、一七四三区、一七四四区、一七四五区、一七四六区、一七四七区、一七四八区、一七四九区、一七五〇区、一七五一区、一七五二区、一七五三区、一七五四区、一七五五区、一七五六区、一七五七区、一七五八区、一七五九区、一七六〇区、一七六一区、一七六二区、一七六三区、一七六四区、一七六五区、一七六六区、一七六七区、一七六八区、一七六九区、一七七〇区、一七七一区、一七七二区、一七七三区、一七七四区、一七七五区、一七七六区、一七七七区、一七七八区、一七七九区、一七八〇区、一七八一区、一七八二区、一七八三区、一七八四区、一七八五区、一七八六区、一七八七区、一七八八区、一七八九区、一七九〇区、一七九一区、一七九二区、一七九三区、一七九四区、一七九五区、一七九六区、一七九七区、一七九八区、一七九九区、一八〇〇区、一八〇一区、一八〇二区、一八〇三区、一八〇四区、一八〇五区、一八〇六区、一八〇七区、一八〇八区、一八〇九区、一八一〇区、一八一一区、一八一二区、一八一三区、一八一四区、一八一五区、一八一六区、一八一七区、一八一八区、一八一九区、一八二〇区、一八二一区、一八二二区、一八二三区、一八二四区、一八二五区、一八二六区、一八二七区、一八二八区、一八二九区、一八三〇区、一八三一区、一八三二区、一八三三区、一八三四区、一八三五区、一八三六区、一八三七区、一八三八区、一八三九区、一八四〇区、一八四一区、一八四二区、一八四三区、一八四四区、一八四五区、一八四六区、一八四七区、一八四八区、一八四九区、一八五〇区、一八五一区、一八五二区、一八五三区、一八五四区、一八五五区、一八五六区、一八五七区、一八五八区、一八五九区、一八六〇区、一八六一区、一八六二区、一八六三区、一八六四区、一八六五区、一八六六区、一八六七区、一八六八区、一八六九区、一八七〇区、一八七一区、一八七二区、一八七三区、一八七四区、一八七五区、一八七六区、一八七七区、一八七八区、一八七九区、一八八〇区、一八八一区、一八八二区、一八八三区、一八八四区、一八八五区、一八八六区、一八八七区、一八八八区、一八八九区、一八九〇区、一八九一区、一八九二区、一八九三区、一八九四区、一八九五区、一八九六区、一八九七区、一八九八区、一八九九区、一九〇〇区、一九〇一区、一九〇二区、一九〇三区、一九〇四区、一九〇五区、一九〇六区、一九〇七区、一九〇八区、一九〇九区、一九一〇区、一九一一区、一九一二区、一九一三区、一九一四区、一九一五区、一九一六区、一九一七区、一九一八区、一九一九区、一九二〇区、一九二一区、一九二二区、一九二三区、一九二四区、一九二五区、一九二六区、一九二七区、一九二八区、一九二九区、一九三〇区、一九三一区、一九三二区、一九三三区、一九三四区、一九三五区、一九三六区、一九三七区、一九三八区、一九三九区、一九四〇区、一九四一区、一九四二区、一九四三区、一九四四区、一九四五区、一九四六区、一九四七区、一九四八区、一九四九区、一九五〇区、一九五一区、一九五二区、一九五三区、一九五四区、一九五五区、一九五六区、一九五七区、一九五八区、一九五九区、一九六〇区、一九六一区、一九六二区、一九六三区、一九六四区、一九六五区、一九六六区、一九六七区、一九六八区、一九六九区、一九七〇区、一九七一区、一九七二区、一九七三区、一九七四区、一九七五区、一九七六区、一九七七区、一九七八区、一九七九区、一九八〇区、一九八一区、一九八二区、一九八三区、一九八四区、一九八五区、一九八六区、一九八七区、一九八八区、一九八九区、一九九〇区、一九九一区、一九九二区、一九九三区、一九九四区、一九九五区、一九九六区、一九九七区、一九九八区、一九九九区、二〇〇〇区、二〇〇一区、二〇〇二区、二〇〇三区、二〇〇四区、二〇〇五区、二〇〇六区、二〇〇七区、二〇〇八区、二〇〇九区、二〇一〇区、二〇一一区、二〇一二区、二〇一三区、二〇一四区、二〇一五区、二〇一六区、二〇一七区、二〇一八区、二〇一九区、二〇二〇区、二〇二一区、二〇二二区、二〇二三区、二〇二四区、二〇二五区、二〇二六区、二〇二七区、二〇二八区、二〇二九区、二〇三〇区、二〇三一区、二〇三二区、二〇三三区、二〇三四区、二〇三五区、二〇三六区、二〇三七区、二〇三八区、二〇三九区、二〇四〇区、二〇四一区、二〇四二区、二〇四三区、二〇四四区、二〇四五区、二〇四六区、二〇四七区、二〇四八区、二〇四九区、二〇五〇区、二〇五一区、二〇五二区、二〇五三区、二〇五四区、二〇五五区、二〇五六区、二〇五七区、二〇五八区、二〇五九区、二〇六〇区、二〇六一区、二〇六二区、二〇六三区、二〇六四区、二〇六五区、二〇六六区、二〇六七区、二〇六八区、二〇六九区、二〇七〇区、二〇七一区、二〇七二区、二〇七三区、二〇七四区、二〇七五区、二〇七六区、二〇七七区、二〇七八区、二〇七九区、二〇八〇区、二〇八一区、二〇八二区、二〇八三区、二〇八四区、二〇八五区、二〇八六区、二〇八七区、二〇八八区、二〇八九区、二〇九〇区、二〇九一区、二〇九二区、二〇九三区、二〇九四区、二〇九五区、二〇九六区、二〇九七区、二〇九八区、二〇九九区、二一〇〇区、二一〇一区、二一〇二区、二一〇三区、二一〇四区、二一〇五区、二一〇六区、二一〇七区、二一〇八区、二一〇九区、二一一〇区、二一一一区、二一一二区、二一一三区、二一一四区、二一一五区、二一一六区、二一一七区、二一一八区、二一一九区、二一二〇区、二一二一区、二一二二区、二一二三区、二一二四区、二一二五区、二一二六区、二一二七区、二一二八区、二一二九区、二一三〇区、二一三一区、二一三二区、二一三三区、二一三四区、二一三五区、二一三六区、二一三七区、二一三八区、二一三九区、二一四〇区、二一四一区、二一四二区、二一四三区、二一四四区、二一四五区、二一四六区、二一四七区、二一四八区、二一四九区、二一五〇区、二一五一区、二一五二区、二一五三区、二一五四区、二一五五区、二一五六区、二一五七区、二一五八区、二一五九区、二一六〇区、二一六一区、二一六二区、二一六三区、二一六四区、二一六五区、二一六六区、二一六七区、二一六八区、二一六九区、二一七〇区、二一七一区、二一七二区、二一七三区、二一七四区、二一七五区、二一七六区、二一七七区、二一七八区、二一七九区、二一八〇区、二一八一区、二一八二区、二一八三区、二一八四区、二一八五区、二一八六区、二一八七区、二一八八区、二一八九区、二一九〇区、二一九一区、二一九二区、二一九三区、二一九四区、二一九五区、二一九六区、二一九七区、二一九八区、二一九九区、二二〇〇区、二二〇一区、二二〇二区、二二〇三区、二二〇四区、二二〇五区、二二〇六区、二二〇七区、二二〇八区、二二〇九区、二二一〇区、二二一一区、二二一二区、二二一三区、二二一四区、二二一五区、二二一六区、二二一七区、二二一八区、二二一九区、二二二〇区、二二二一区、二二二二区、二二二三区、二二二四区、二二二五区、二二二六区、二二二七区、二二二八区、二二二九区、二二三〇区、二二三一区、二二三二区、二二三三区、二二三四区、二二三五区、二二三六区、二二三七区、二二三八区、二二三九区、二二四〇区、二二四一区、二二四二区、二二四三区、二二四四区、二二四五区、二二四六区、二二四七区、二二四八区、二二四九区、二二五〇区、二二五一区、二二五二区、二二五三区、二二五四区、二二五五区、二二五六区、二二五七区、二二五八区、二二五九区、二二六〇区、二二六一区、二二六二区、二二六三区、二二六四区、二二六五区、二二六六区、二二六七区、二二六八区、二二六九区、二二七〇区、二二七一区、二二七二区、二二七三区、二二七四区、二二七五区、二二七六区、二二七七区、二二七八区、二二七九区、二二八〇区、二二八一区、二二八二区、二二八三区、二二八四区、二二八五区、二二八六区、二二八七区、二二八八区、二二八九区、二二九〇区、二二九一区、二二九二区、二二九三区、二二九四区、二二九五区、二二九六区、二二九七区、二二九八区、二二九九区、二三〇〇区、二三〇一区、二三〇二区、二三〇三区、二三〇四区、二三〇五区、二三〇六区、二三〇七区、二三〇八区、二三〇九区、二三一〇区、二三一一区、二三一二区、二三一三区、二三一四区、二三一五区、二三一六区、二三一七区、二三一八区、二三一九区、二三二〇区、二三二一区、二三二二区、二三二三区、二三二四区、二三二五区、二三二六区、二三二七区、二三二八区、二三二九区、二三三〇区、二三三一区、二三三二区、二三三三区、二三三四区、二三三五区、二三三六区、二三三七区、二三三八区、二三三九区、二三四〇区、二三四一区、二三四二区、二三四三区、二三四四区、二三四五区、二三四六区、二三四七区、二三四八区、二三四九区、二三五〇区、二三五一区、二三五二区、二三五三区、二三五四区、二三五五区、二三五六区、二三五七区、二三五八区、二三五九区、二三六〇区、二三六一区、二三六二区、二三六三区、二三六四区、二三六五区、二三六六区、二三六七区、二三六八区、二三六九区、二三七〇区、二三七一区、二三七二区、二三七三区、二三七四区、二三七五区、二三七六区、二三七七区、二三七八区、二三七九区、二三八〇区、二三八一区、二三八二区、二三八三区、二三八四区、二三八五区、二三八六区、二三八七区、二三八八区、二三八九区、二三九〇区、二三九一区、二三九二区、二三九三区、二三九四区、二三九五区、二三九六区、二三九七区、二三九八区、二三九九区、二四〇〇区、二四〇一区、二四〇二区、二四〇三区、二四〇四区、二四〇五区、二四〇六区、二四〇七区、二四〇八区、二四〇九区、二四一〇区、二四一一区、二四一二区、二四一三区、二四一四区、二四一五区、二四一六区、二四一七区、二四一八区、二四一九区、二四二〇区、二四二一区、二四二二区、二四二三区、二四二四区、二四二五区、二四二六区、二四二七区、二四二八区、二四二九区、二四三〇区、二四三一区、二四三二区、二四三三区、二四三四区、二四三五区、二四三六区、二四三七区、二四三八区、二四三九区、二四四〇区、二四四一区、二四四二区、二四四三区、二四四四区、二四四五区、二四四六区、二四四七区、二四四八区、二四四九区、二四五〇区、二四五一区、二四五二区、二四五三区、二四五四区、二四五五区、二四五六区、二四五七区、二四五八区、二四五九区、二四六〇区、二四六一区、二四六二区、二四六三区、二四六四区、二四六五区、二四六六区、二四六七区、二四六八区、二四六九区、二四七〇区、二四七一区、二四七二区、二四七三区、二四七四区、二四七五区、二四七六区、二四七七区、二四七八区、二四七九区、二四八〇区、二四八一区、二四八二区、二四八三区、二四八四区、二四八五区、二四八六区、二四八七区、二四八八区、二四八九区、二四九〇区、二四九一区、二四九二区、二四九三区、二四九四区、二四九五区、二四九六区、二四九七区、二四九八区、二四九九区、二五〇〇区、二五〇一区、二五〇二区、二五〇三区、二五〇四区、二五〇五区、二五〇六区、二五〇七区、二五〇八区、二五〇九区、二五一〇区、二五一一区、二五一二区、二五一三区、二五一四区、二五一五区、二五一六区、二五一七区、二五一八区、二五一九区、二五二〇区、二五二一区、二五二二区、二五二三区、二五二四区、二五二五区、二五二六区、二五二七区、二五二八区、二五二九区、二五三〇区、二五三一区、二五三二区、二五三三区、二五三四区、二五三五区、二五三六区、二五三七区、二五三八区、二五三九区、二五四〇区、二五四一区、二五四二区、二五四三区、二五四四区、二五四五区、二五四六区、二五四七区、二五四八区、二五四九区、二五五〇区、二五五一区、二五五二区、二五五三区、二五五四区、二五五五区、二五五六区、二五五七区、二五五八区、二五五九区、二五六〇区、二五六一区、二五六二区、二五六三区、二五六四区、二五六五区、二五六六区、二五六七区、二五六八区、二五六九区、二五七〇区、二五七一区、二五七二区、二五七三区、二五七四区、二五七五区、二五七六区、二五七七区、二五七八区、二五七九区、二五八〇区、二五八一区、二五八二区、二五八三区、二五八四区、二五八五区、二五八六区、二五八七区、二五八八区、二五八九区、二五九〇区、二五九一区、二五九二区、二五九三区、二五九四区、二五九五区、二五九六区、二五九七区、二五九八区、二五九九区、二六〇〇区、二六〇一区、二六〇二区、二六〇三区、二六〇四区、二六〇五区、二六〇六区、二六〇七区、二六〇八区、二六〇九区、二六一〇区、二六一一区、二六一二区、二六一三区、二六一四区、二六一五区、二六一六区、二六一七区、二六一八区、二六一九区、二六二〇区、二六二一区、二六二二区、二六二三区、二六二四区、二六二五区、二六二六区、二六二七区、二六二八区、二六二九区、二六三〇区、二六三一区、二六三二区、二六三三区、二六三四区、二六三五区、二六三

深ナような状態となって来た。これらの被害を情勢を
踏まえるの地政府のなすべき事であると思い、臨時全
地区が地管府に要請しなものである、地管府は中々許
可を与えなかった、八月二十二日本林区署会社社長小
柳勇氏から上京依頼一（タンクスナン）の伐採所長岸
本平氏が被害見舞金調達の為め
広島を出発したが、八月二十日発川という処で無電で
指示した責任を感じ自決してしまったとの報告があった
ので、伐採者を出すに困つては一日も猶予しがたいと
とてもあると出発に対し、更に強く催促し、その結果前
述の如く今回支が行われるに至つたものである
（同部人の性格は、これから休戦して知ることができる
であろうが、積極的であり、計画性があり、時運同
性があるから、どこか一個所において政府行為が現れ
れば全国的に暴動化し来るとは間違いないとてある

暴動が起つたとすれば、それに依る損害は莫大なもの
であろう、また、その復旧区にも軍隊を常駐が必要され
なければならない、これらの損害額、復旧費用はいく
ら少く見積つても何億となるであろう、一
億数千万円で事故をくして通過したとは安価なもの
で、事ごとではないか
且後との関係に入れるとはなかつた

二月　人民北部臨時人民委員会成立

一一月軍政庁から各会議組員の罷
免

一二月〇共同組合というとが開催とある
〇資源会社はその組合を接収したものにおいて負担し
文化をなければならないと指示する

二月一五日北朝鮮中央銀行設立
資本金一億円、北朝鮮地区唯一の中央銀行、朝鮮産業銀

行○各支店及びその他の金融機関の整理統合として発足

十

（一四年十一月一日、明治銀行、明治地所銀行、明興銀行
安田銀行等の各支店を統合して資本金を五億円と十、人
員千員会○金融機関の整理統合として資本金五億円を管
支金組成、同組成に伴い八年同組織し
には明治地所銀行平成支店長代理会成
員が任命される）

一九四六年四月一日北明治興業銀行設立（五月一日開
業）金融機関を整理統合し、資本金
二億円、ソ連在住日本人の財産を管理
特定会社、証券保管株式会社の各支店を統合し、資本金
一億円であると同時に日本興業銀行として発足）

一九四七年四月一日北明治興業銀行は七億円、民間現勘定は興
業銀行、明治信託会社、明治信託会社

一九四七年四月一日北明治興業銀行は七億円、民間現勘定は興
業銀行、明治信託会社、明治信託会社

一九四八年四月一日明治銀行設立（資本金二億円、ソ連在住日本人の財産を管理
特定会社、証券保管株式会社の各支店を統合し、資本金
一億円であると同時に日本興業銀行として発足）

一九四八年四月一日明治

M4-28

對韓經濟協力要項

一、復興

(イ)港灣、道路、橋梁、水道の修復

(ロ)鐵道、車輛の修復

(ハ)公共建造物の修復

(ニ)發電設備の修復

(ホ)船舶の建造修復

(ヘ)沈船の引揚修復

(ト)農地水利施設の修復

二、難民救濟

(イ)食糧、衣料品の補給

(ロ)診療施設への協力

(ハ)教育施設への協力

三 産業開發

1. 農業

(イ) 種苗

(ロ) 肥料

(ハ) 農具

(ニ) 技術

2. 工業

(イ) 工場設備の改善

(ロ) 技術的援助

(ハ) 原料材料の補給

(ニ) 技術者の養成

3. 鑛業

(イ) 鑛山開發

(ロ) 鑛山施設改善への協力

(ハ) 技術的援助

(ニ) 原料材料の補給

(ロ) 技術者の養成

3. 鑛業

(イ) 鑛山開發

(ロ) 鑛山施設改善への協力

(ハ) 技術的援助

4. 運輸交通

(イ) 施設充實への協力

(ロ) 技術的援助

5. 水産

(イ) 漁船の建造修繕

(ロ) 漁具の補給

(ハ) 技術的援助

(ニ) 漁獲物の販賣協力

ニ　社會施設

(イ)　教科書の印刷

(ロ)　印刷材料、[illegible]の販売

ホ　醫藥品、醫療器械の販売

中島訊文書（財産）NA2

調査書類綴（二）

中央朝鮮協會

M4-30

題名									
朝鮮問題對策	39								
朝鮮雅樂保全會	40								
西比利亞に於ける朝鮮人	41								
在外鮮人新運動團体と其中心人物	42								
鮮內新運動の關係者	43								
在日本朝鮮勞働總同盟宣言、綱領、規約綴	44								
井水ニ依ル灌漑（合衆國農務省技師ブーラー氏述）	45								
木材飢饉來ニ就テ（附）朝鮮殖林事業ノ有望	46								

中央朝鮮協會

朝鮮ノ田畓賣買價格及賃貸料調ノ件	大正十五年朝鮮内各種銀行決算狀態一覧	朝鮮主要會社最近業績一覧	大正十五年上半期滿洲内邦人側銀行決算一覧	農業倉庫ニ関スル統計	東三省在住朝鮮人概況	北鮮炭田ノ統一ニ関スル参考資料	朝鮮ノ石炭	在京朝鮮留學生概況	朝鮮神宮御祭神ニ関スル建白書
47	48	49	50	51	52	53	54	55	56

中央亭無惨會

朝鮮問題對策

一、國民經濟ヲ基調トスル新統治方針ニ依リ

施政府ノ制度ヲ革正シ事業本位ノ組織ト為

スコト

一、警察主義ノ警察制度ヲ改革シ治民ヲ目標

十ノ廿 横罫紙

(KM商 B…1)

とする民主義に則ること

一、教育施設の方針を更革し舊習を革新し生産的實務的訓育方針に則り實業教育の普及を期すること

一、警察の（大）配備を更革し分布配置の守

(SM用 B…1)

中央圖書館協會

傳染とおし人心り動搖を添防しこ領護安定
とおり併こ衛兵制度と施行しこ鮮人に團體
的訓練とおし滑た思想善導の源泉と為すこ
と
一、鮮人経濟生活の安定あ圖ら為め左り方系

(朝鮮印 B…1)

を確立し實行を期すること

イ、増産を目的とせば増收を目的とする農業振興策を確立し鮮人各自の收穫増進を實現すること

ロ、家畜類の飼養を奨勵し肥料自給と收益

(朝鮮印・B…1)

増加ヲ図ルコト

八、米麥豆雑穀其他主要物産ノ共同販賣

ヲ徹底的ト實行スルコト

二、農村必需主要品ノ共同購買ヲ徹底的ト

實行スルコト

5

(5M4冊 B---1)

(ホ)、世界販賣購買の事業参建レ各自の生産
消費ヲ合理化レ更ニ耕作地域の分布、職業
の分布ヲ按配レ必要婚進ヲ実現スル為ニ物
同的経済的自治組能の発達ヲ図ルコト
ヘ、地方金融組合の組織ヲ整正レ其日歩賃

(SM用 B5-1)

騰貴の根源とすることゝ

ト、朝鮮産米混行ト仲介部ヲ設ケ生産者ノ

調査需要品ノ騰貴ヲ統一通告セシムルコゝ

テ、地方全販組合ノ奮勢ヲ朝鮮殖産銀行ト

於ケル指揮監理ノ統督ヲ地方長官ハ單ニ監

7

(5M用 B…1)

御依頼により入稿

視すゐ組織となすこと

リ・当日販賣購買に要する仲介経費は地方

全漁組合又朝鮮産業組合令施行細則を通じて原

價の百分の二以下とし且つ以て産業組合の収益

增加を重点的に表現すること

又、重要ナル鉄道ノ敷設ハ生産品消費ノ
関係ト合致スル様設ヲ為スコト

一、地方行政ハ以上ノ趣旨ヲ基礎トシ之ニ
指導啓発ノ機関トナリ行政庁ハ簡単ナル通
牒ヲ以テ地方庁ニ則ルコト

(陸軍 B—1)

一、鉄道経営ハ農業振興ノ為輸送ヲ奨励シ目標ト
シ生産品集荷ノ増強ヲ図リ輸送附帯費ノ
節減ニ努メ最低運賃ニ依リテ其目的ヲ達成
スルコト
但シ特別ノ場合ニ於テハ此ノ限ニアラス

(SM用 B-1)

を別とし一般行政は常識的行政に更革すると於ては現在職員の十分の一以下を以て足り一般行政費亦た五分の二以下を以て支辨し得べく鮮人生活の安定を實現し彼等貧者の夢想は眞の夢想と化し朝鮮治安の面目を一新し日韓併

(5M用 B…1)

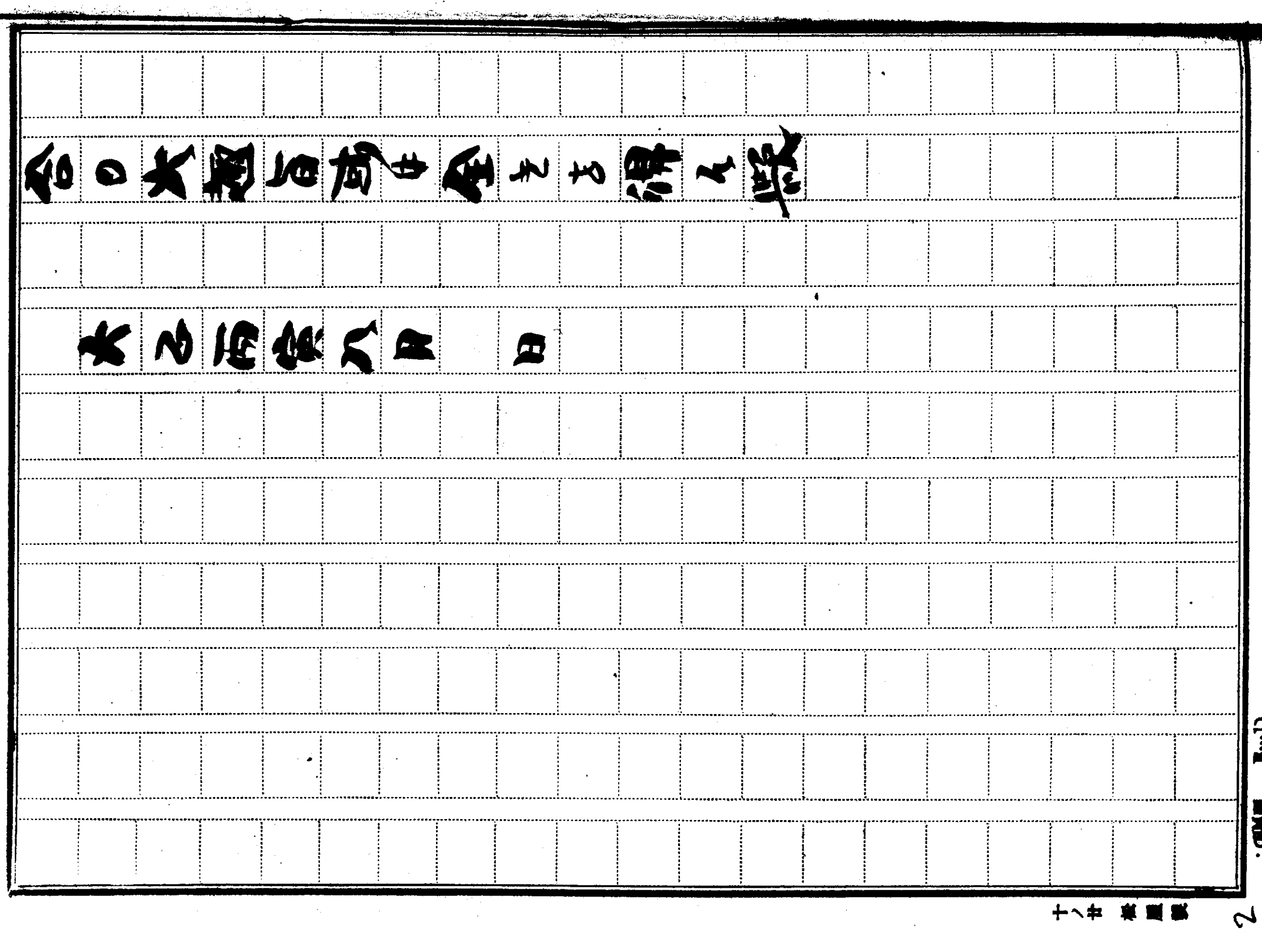

朝鮮雅樂保全會ノ概要

一、組織　基本資金ヲ作リ組織ヲ財團法人ト爲ス

二、目的　朝鮮ノ思想善導ノ目的ニ資スル爲メ李王職雅樂部ニ保存セル朝鮮雅樂及善良ナル民樂ノ普及ヲ圖ル事

三、事業　イ　朝鮮雅樂ノ保存ニ資スル爲メ音響ノレコードノ製作及ビ其ノ頒布

ロ　朝鮮古來ノ童謠及民謠ノ調査研究ト其ノ保存及改善

ハ　朝鮮雅樂及ビ民樂ノ保存及研究ノ爲メ書籍及雜誌ノ出版

演奏會、講習會、講演會等ノ開催

朝鮮雅樂保全會

マス

加斯貴重ナ世界的名楽曲ガ幸王殿雅楽部ニ保存セラレテ居ルヲ挙ゲ、之ヲ社会教化ニ資スル為蓄音器ノ普及ニ吹込ミ永久保存スルト共ニ社会ニ宣揚シ一般民衆ノ情操教育ニ資シ度イト存ジマス

茲ニ江湖諸賢ノ賛同ヲ得テ本事業ノ成立ヲ告ゲ国宝的名曲ガ現代人必備品トナリ国家ノ宝典トナリ国民ノ経典トナリ又雅楽ノ宗本ヲ示スト一大紀念トモナリ以テ万人修養ノ資トナル事ガ出来レハ誠ニ喜ハシイ次第デス

コノ雅楽ハ古人ガ心血ヲ注イデ後世ニ遺シタ偉大ナ芸術丈ニ之ヲ模範的製品トスルニ於テ本事業ノ苦心ト大ナル使命トガアリマス幸ニ微衷ノ在ル所ヲ察セラレ力ヲ本事業ニ尽サル、志士仁人アラバ何ソ翼リ国家ノ為バカリデハナイ世界音楽ノ最高権威トシテ従来門外不出ノ珍宝秘曲ノ大芸術品ガ社会人類ノ上ニ及ボス好影響ノ甚大ナル事ヲ確信致シ各位ノ後援ヲ俟ツ所以デアリマス

発起人

吉田秀夫郎
田中半四郎
木村正義
久保恵
田邊尚雄

朝鮮雅樂保全會規約

第一　名稱

一、本會ハ朝鮮雅樂保全會ト稱ス

第二　事務所

一、本會ハ京城府雲泥洞九十八番地李王職雅樂部内ニ置ク

二、必要ノ地ニ本會ノ支部ヲ設置ス

第三　目的

一、本會ハ李王職ノ保存スル雅樂部ノ音樂ヲ社會教化ニ資スル爲メ其ノ音譜ヲ音樂レコードニ吹込ミ之ヲ内外ノ希望者ニ頒布ス

二、本會ハ朝鮮ニ於ケル雅樂俗樂其他固有ノ音樂ノ維持向上ヲ圖ル爲メ之ヲ音樂レコードニ吹込ミ東洋音樂趣味ヲ普及宣傳シ社會民衆ノ情操教育ニ資ス

一、本會ハ東洋音樂ノ精粋タル朝鮮雅樂ノ保存ヲ計リ普ク之ヲ內地及外國ニ宣揚シ內鮮融和ニ資スルト共ニ國際的親和ヲ圖ランコトヲ期ス

第四　事業

一、本會ハ雅樂ノ音譜製作ニ關スル調査ノ設備ヲ爲シ吹込室、原盤製作工場ヲ設置ス

一、本會ハ朝鮮雅樂レコードヲ製作シ之ガ希望者ヲ會員組織トシ廣ク會員ヲ募集シ音譜製作ノ都度會員ニ領布ス

一、本會ニテ製作シタル朝鮮雅樂レコードハ我ガ國ノ皇室並ニ各宮殿下ヲ初メ各國ノ元首ニ獻上シ併セテ雅樂專門家ノ研究資料ニ供ス

一、本會ハ朝鮮ニ於ケル古來ノ宣詔及民謠ヲ調査研究シ之ガ維持改善ヲ圖リ固有ノ曲又ハ新曲ニ改削シテ內鮮兩語ヲ以テ吾音器ノレコードニ吹込ム

一、本會ハ一定ノ計畫ノ下ニ時々演奏會、講習會、講演會等ヲ開催ス

一、本會ハ音樂ニ關スル智識ヲ普及スル爲雜誌ノ刊行ヲ爲ス

一、本會ト趣旨ヲ同フスル各種團体ト連絡シ本會ノ發達ヲ助長ス

一、其他本會ノ目的ヲ達成スルニ必要ト認メタル事項

第五　經費

一、本會ノ創立費及レコード吹込室並ニレコード製作工場等ノ建設費ノ一切ハ之ヲ發起人ニ於テ負擔ス

一、本會ノ經費ハレコード賣捌料、有志ノ寄附ニ由ル基本資產ノ利子及會員ノ會費ヲ以テ支辨ス

第六條　略

『本條ハ本條第一項第四號ニ掲ケタル事業ヲ本邦ニ於テ營ム者ニ關スル規定ナリ

其本邦ニ於テ營ム事業ニ關シ國稅滯納處分ノ例ニ依リ徵收スル國稅ノ範圍ハ左ノ如シ

一　所得稅ニ付テハ第一種所得ニ關スル所得稅ノ外第二種乃至第四種所得ニ關スル所得稅ノ全部

二　營業稅ニ付テハ營業稅ノ全部

三　取引所稅ニ付テハ取引所稅ノ全部

其本邦ニ於テ營ム事業ニ關シ國稅滯納處分ノ例ニ依リ徵收スル國稅ノ範圍ハ左ノ如シ

一　所得稅ニ付テハ第一種所得ニ關スル所得稅ノ外第二種乃至第四種所得ニ關スル所得稅ノ全部

二　營業稅ニ付テハ營業稅ノ全部

三　取引所稅ニ付テハ取引所稅ノ全部

第七條　略

『本條ハ出國ニ際シ納稅ヲ擔保セシメントスル場合ニ關スル規定ナリ

其本邦ニ於テ營ム事業ニ關シ國稅滯納處分ノ例ニ依リ徵收スル國稅ノ範圍ハ左ノ如シ

一　所得稅ニ付テハ第一種所得ニ關スル所得稅ノ外第二種乃至第四種所得ニ關スル所得稅ノ全部

二　營業稅ニ付テハ營業稅ノ全部

三　取引所稅ニ付テハ取引所稅ノ全部

第七條　略

『本條ハ出國ニ際シ納稅ヲ擔保セシメントスル場合ニ關スル規定ナリ

其本邦ニ於テ營ム事業ニ關シ國稅滯納處分ノ例ニ依リ徵收スル國稅ノ範圍ハ左ノ如シ

一　所得稅ニ付テハ第一種所得ニ關スル所得稅ノ外第二種乃至第四種所得ニ關スル所得稅ノ全部

二　營業稅ニ付テハ營業稅ノ全部

三　取引所稅ニ付テハ取引所稅ノ全部

第七條　略

『本條ハ出國ニ際シ納稅ヲ擔保セシメントスル場合ニ關スル規定ナリ

議員會議規則

第一條　本會ノ議事會議ニ關スル事項ハ法令ニ定ムルノ外本規則ノ定ムル所ニ依ル

第二條　本會ハ毎年二月五月八月十一月ノ定例會ヲ開キ必要アルトキハ臨時會ヲ開ク

第三條　本會ハ議長ノ招集ニ依リ會議ヲ開ク

第四條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第五條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第六條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第七條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第八條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第九條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第十條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第十一條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第十二條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第十三條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第十四條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第十五條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第十六條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第十七條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第十八條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第十九條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第二十條　議長ハ會議ヲ開クノ日時ヲ定メ會期ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス

第四編	明	治
第四編	大	正
第四編	昭	和
第四編	皇	室
第四編	年	表
第四編	索	引

一、祭樂之部

保太平之樂　林鍾宮
定大業之樂　夷則宮
豐安之樂　南呂宮
黃鍾宮　無射宮
大呂宮　應鍾宮
大蔟宮　迎神應鍾宮
奏鍾宮　送神奏鍾宮
姑洗宮　迎神林鍾宮
仲呂宮　雅樂曲
登賢宮　靖東方曲

二、宴樂之部

納民歌　太平春之曲
園立樂　堰日和之曲
歡動曲　嘉籐無疆之曲
治鄰春　萬年長歎之曲
萬波停息之曲
武事之曲
其縛永固之曲
亮天齊日之曲
昇天萬歲之曲
豐慶之曲

皇君凰動動
西京別曲水龍吟
蘭引子紫霞觴
長壽不老之曲玉花店
鳳凰吟北殿
海虞天之曲眞勾
泰正萬方曲楠教門
重光之曲致和平
威寧之曲滿殿春
滿九如之曲酔豊享
海延長之曲殿霜曲
驪林別曲日昇月恒之曲

昊幹之曲
華太平之曲
楠初新之曲
玉連環之曲

朝鮮雜穀保金會ノ事業計畫ヲ樹立スル事左之如シ

第一期計畫

一、吹込ミ並ニ書譜製作ニ關スル實地調査

朝鮮雅樂ハ東洋ノ代表スベキ有名ナル古代音譜ナルガ故ニ之ガ音譜ノ吹込ミニハ周到ナル注意ヲ拂ハザルベカラズ

サレバ吹込室並ニ製造工場ノ設備モ總テ最新式ノ設計ト新式機械ノ應用ニ留意シ之ガ實地調査及實驗研究ニ就キテハ內地ニ於ケル各蓄音器會社ノ製品ニ就キ優劣ノ比較研究ヲ爲シ本事業設立ノ基礎ヲ作ル

一、書譜製作ニ關スル調敎ノ準備

一、吹込ミ技師ノ招聘

大正十三年五月本事業ノ計畫成ルヤ米國人ジヨージ、ローレンス、
ホーランド氏ヲ吹込技師トシテノ約成ル、氏ハ米國ビクター會社ニ
永年技師トシテ就職シ居リシガ日本蓄音器商會ノ創業ト同時ニ同社
ノ技師長トシテ七ケ年間就職セルモノニシテ斯界ノ一流技師トシテ
自他共ニ任ジ居ル人物ナリ

二、設計技術者

吹込室並ニ製造工場ノ設計及設備ノ一切ハ内地某一流會社ノ設立技
術者ト同某一流會社ノ技術師長トノ兩名ニヨリ最新式ノ設計ノ下ニ
完全ナル設立ヲ見ルベク諸般ノ準備全ク整ヒ居レリ

三、吹込機械及製作機械ノ概付

吹込機械ハジヨージ、ローレンス、ホーランド氏ノ有名ナルパテン
トノ機械ニシテ全ク他社ノ模倣ヲ許サヽルモノナリ

製作機械ハ既ニ蓄音器量産開始以來幾多ノ改良ヲ加ヘラレ居レバ本事
業開始ニハ最新式ノ機械購入据付ニ依リ創業ヲ見ントス

四、蓄音器製作原料

經時長時間レコードノ發表及紙製レコードノ製作等種々レコードノ
製品研究行ハレ居ルト雖モ之等ハ皆一長一短ヲ免カレズ　サレバ本
會ノ製作レコードハ硬質ノ原料ヲ用ヒ十吋及十二吋ノ二種ヲ製作シ
一枚價ニ二百圓以上ノ使用ニ耐ヘル製品トス

五、本會ノ原盤製作

蓄音器製作工場ノ完成ニハ數十萬圓ノ資本ヲ要スルモノナレバ本會ノ
蓄音器製作ハ内地某會社ト提携シ當方ニ於テハ原盤ノミノ製作ヲ爲シ
之ヲ内地工場ニ送リ蓄音器ノ製作ヲナス

六、研究機關

蓄音器ノ研究

「現今使用セル雅譜
朝鮮雅樂ハ最近光武年間ニ於テモ七百七十餘人ノ定員ヲ有シタル關
ノモノニシテ其ノ曲ノ優秀ナル事、實ニ世界珍寶タルハ東西音樂家
ノ等シク認揚スル處ナリ
固シテ三百餘種ノ曲目ト五十四種ノ樂器トハ何レモ專門家ノ研究資
料タラザルハナシ
サレバ本會ハ之ガ雅譜研究ト倶ニ雅樂ノレコードニ吹込ムニ完全
ニ保存ノ價値アルモノトスル故モ適當ナル管絃ノ組成及人員ノ組合
モ等ノ研究ヲ爲シ相當機備線當ノ上雅譜吹込ミヲ爲スベシ
「未使用保存ノ雅譜
李王職雅樂部ニハ從來使用セザル雅譜シテ長ラク保存中ノ雅樂雅
譜アルヲ發見ス

本會ノ事業ヲ使用シ之ガ演奏研究ヲ爲シ李王職ニ獻上スルト倶ニ一
般ニ實費ナル文獻トシテ公表セントス

第二期計畫

「設備ノ完成及レコードノ製作
最新式ノ設計ニ成ル吹込室及吹込機械ノ据付、雅譜製作ニ要スル諸機
械ノ据付等諸般ノ設備ヲ終ヘレコードノ吹込ミ原盤ノ製作及レコード
ノ製作ヲ爲ス
原盤ハ二枚ヲ製作シ一枚ハ李王職ニ一枚ハ本會ニ保存シ永遠ニ傳フベシ
「朝鮮雅樂保全會ノ設立
本會ヲ朝鮮雅樂保全會ト稱シ別紙規約ニヨリテ一般知名ノ士ニ本會ノ
設立ニ賛成ヲ仰ギ以テ本事業ノ基礎ヲ鞏固ナラントス
「朝鮮雅樂保全會々員募集

本會ノ基礎ノ鞏固ヲ圖ランガ爲メニ賛助會員ニ依リ基礎ヲ作リ普通會員ニ依リ本會ノ維持ヲ圖ラントス會員募集ハ內鮮ヲ通ジ一般募集ヲ爲スベシ

一、朝鮮雅樂音階ノ歐上

我ガ皇室ニ使用セラルヽ、音音階ノ音階ハ主トシテ外國製品ニシテ國內製品ニ未ダ歐上品ヲ見ズ

本會ハ雅樂音階ガ我ガ國、國寶トシテ且ツ又世界的音樂トシテ有名ナル前種ナレバ之ヲ

奉上陛下、李王殿下、其他皇族各宮殿下ニ歐上セントス

第三期計畫

一、朝鮮雅樂ノ普及

一、音音階ノ音階トシテ普及

朝鮮雅樂ハ遠古數千年前ニ於ケル印度及支那ヨリ傳來セル文化ノ遺物ニシテ其ノ曲ノ精巧サル實ニ東西音樂ノ源泉タリ

サレバ之ヲ廣ク社會ニ普及スル事ハ引イテハ世界新音樂ノ創造トモ成リ實際國民社會民衆ノ情操教育ニ貢スルヲ得ベシ

故ニ本會ハ之ヲ音音階ノレコードニ吹込ミ一般社會ニ廣ク普及スベシ

一、同趣旨ノ團體ト連絡

本事業ノ發達ヲ助長スル爲ニ內外各種ノ音樂團體ト連絡シ且ツ本會ノ目的ニ添ヒ各種團體ニ音階ノ供給ヲ爲シ廣ク社會ニ朝鮮雅樂ノ宣揚ヲ爲スベシ

一、朝鮮ニ於ケル宣傳及民謠ノ研究並ニ改善

一、朝鮮音樂ノ宣揚調査

朝鮮ノ民謡ハ古来ヨリ各地ニ相當優秀ナルモノ殘存セルト雖モ之ガ保存ノ機關ナキ爲漸次廢滅セツヽアルヲ以テ全鮮各地方ニ現存セルモノヽ門ニテ社會敎化上有益ト認メラルヽモノヽミヲ蒐集研究シ之ガ維持改善ヲ圖リ民衆敎化ノ實ヲ擧ゲムトス

一、諺文俗語ノ開語ニ吹込ミ

童話及民謡ノ吹込ミハ朝鮮各地方別ニ依リソレゾレ固有ノ曲ヲ存シ居レバ之ニ其ノ現存ノ曲ト現代一流作家ノ童謡ノ新曲トヲ附シ二種別トシテ開語ニテレコードニ吹込マントス

一、敎育上及藝術上必要ナル官語ノ吹込ミ

文部省當局、朝鮮總督府學務局推薦等ノ敎育上有益ナルレコードノ製作ヲ爲スト倶ニ現代東西一流音樂家ノ入城ノ機會ニ際シ之ガ吹込ミヲ依頼スヽ

尚日本固有ノ藝術家並ニ音曲ノ宗家ノ吹込ミヲ依頼シ該音譜ヲ一般同好者ニ頒布セントス

一、レコードコンサートノ開催

本會製作レコードハ其ノ都度之ヲ公表ヲナス爲毎月通常ノ時日ニ於テ豪四名曲ヲモ加ヘタルレコードコンサートヲ開催シ本會々員其他ニ無料公開スベシ

本會ハ時々地方ニモ出張シ一般民衆ニ公開シ音樂思想ノ普及ヲ圖ルベシ

第四期計畫

一、演奏會、講演會、講習會等ノ開催

一定ノ計畫ノ下ニ時々演奏會及講演會等ヲ開催シ一般ニ公開シ社會民心ノ感情陶冶ニ資シ進ンデハ音樂同好者ノ爲講習會ヲ開催シ以テ民衆音樂ノ向上發達ヲ圖ラムトス

一、教育機関其他公共団体ニ音譜無償頒布

本事業ノ普及ヲ図ル為ニ全鮮ニ於ケル幼稚園初等学校及社会教化団体等ニ対シ本会製作レコードノ無償頒布ヲ為ス等古楽及民間楽ノ普及ヲ期シ以テ一般民衆ノ情操教育ニ資セムトス

一、雅生ノ養成

李王職雅楽部ノ職制ノ定員ハ現在雅楽師長壹名、雅楽師貳名、雅楽手長八名、雅楽手三十一名、雅楽手補二十六名、雅楽生十八名計八十六名ナリ

国ヲ経学院釋奠等ノ儀式ニ際シ奏楽ノ場合楽生ノ不足ヲ生ジタル時ハ臨時民間ヨリ雇上ゲノ止ムヲ得ザル場合生ズルコトアラン故本会ヨリ一定ノ具楽計画ノ下ニ相当経費ノ支出ヲ繰算シテ常ニ多クノ楽生ノ養生ニ留意セムトス

一、音楽雑誌ノ刊行

本事業ノ進捗ニ伴ヒ朝鮮雅楽ノ研究発表ヲ為シ之ガ音譜ヲ新音譜ニ改刪シテ廣ク一般ニ紹介センガ為月刊音楽雑誌ノ發刊ヲ為シ併セテ各地古有ノ童謡、民謡及最新歌曲等ノ紹介ヲナシ以テ本会ノ機関誌トスルト共ニ一般民衆ニ音楽趣味ノ普及ヲ図ラントス

一、洋楽研究部ノ設置

本会ハ附属事業トシテ洋楽研究部ヲ置キ一般希望者ニ教授セントス

国レテ之ガ教師ハ「ロシヤ」人ニシテ「ハルピン」ヨリ一流ノ音楽家ヲ経費少クシテ招聘スル事ヲ得ベシ

一、ヴアイオリン科

毎週二回教授ノ予定

一、ピアノ科

毎週二回教授ノ予定

朝鮮軍司令官ヨリ
「軍司令官ヨリ
朝鮮軍司令官ヨリ
「軍司令官ヨリ
「三、一事件ニ
千葉了
朝鮮総督ヨリ
「朝鮮総督ヨリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

（単位：）

(■■■)　　■ ■ ■ ■ ■ ■ ■

■ ■	■ ■	■ ■
■■■■■■	■■■■■00	■■■■■■

(表題無)

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	1	₹[illegible],000	₹[illegible],000	
[illegible]	[illegible]00	[illegible]00	1[illegible],000	
[illegible]	1	[illegible],000	[illegible],000	
[illegible]	[illegible]	[illegible]00	1[illegible]00	
[illegible]	1	1[illegible],000	1[illegible],000	
[illegible]	1	[illegible],000	[illegible],000	
[illegible]	1	1,000,000	1,000,000	
[illegible]	1	1,000	1,000	

（第四表）　　本期利潤與利潤率

項目	金額	百分比
銷貨	四〇〇	一〇〇.〇
減：銷貨成本	二四〇	六〇
銷貨毛利	一六〇	四〇
減：營業費用		
推銷費用	八〇	二〇
管理費用	四〇	一〇
營業利益	四〇	一〇
加：營業外收入		
利息	一〇	二.五
減：營業外費用		
利息	二〇	五
本期純益	三〇	七.五

		1	1 0 0	0 0 0
		1	0 0 0	0 0 0
		1	0 0 0	0 0 0
		1	1 0 0	0 0
		1	1 0 0	1 0 0
		1	0 0 0	0 0 0
			0 0 0	0 0 0
			1 0 0	

(0 0 0)

		0 0	1 0 0 0		0 0 0 0 0 0				

(■■■)　■■■■■■■■■■

■■■	■■	■■■	■■■	■■■■
■■■	■	■■■■0,000	■■■■0,000	■■■■■■■■■■

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

朝鮮ノ音樂ハ遠ク新羅高麗ノ朝ニ於テモ盛ナリシカ李朝ニ至リ太祖ヨリ第九代成宗王ニ至ル間ニ於テ此等傳來ノ俗樂ヲ改作整理シテ正樂ヲ完成シ其ノ面目ヲ一新セリ就中第四代世宗王ノ時宮中ノ雅樂ノ大改革ヲ斷行シ禮樂ヲ完備セシメタリ此ノ改革ノ主腦者ハ朴堧即チ蘭溪先生ニシテ有名ナル龍飛御天歌ハ此ノ時ノ作曲ナリ又成宗王ノ朝ニ於テハ學藝大ニ備ハリ朝鮮ニ於ケル最大音樂書々々ル樂學軌範ヲ編纂シ正樂ヲ振興セシメシ等最モ顯著ナルモノナリトス

成宗王ノ次燕山君ノ時ヨリ女伎盛トナリ規模ハ擴張セラレタレトモ正樂ノ實質ハ振ハサリシ降テ英祖王ノ時大ニ禮樂ヲ奬勵シ稍ヤ回復セシモ正樂ハ漸次衰退セリ

音樂ニ關スル職制ハ歷代殊ニ重キヲ置ケリ最近光武年間ニ於テモ尙ホ七百七十餘人ノ定員ナリシカ維持困難トナリ隆熙元年女伎ヲ全廢シテ規模ヲ縮少セリ併合後李王職ニ於テ數次ノ改革ヲ行ヒ現在定員五十七人ニ減少シ辛ウシテ之レカ維持ニ努メ來レリ

大正十年宮內省雅樂講習所講師理學士田邊尙雄氏李王家雅樂ノ研究ヲ遂ケ學術上其ノ貴重ナルモノナルコトヲ世ニ鼓吹セリ氏ハ曰ク

「李王家宗廟ノ音樂ヲ聞イタ時ニハ恰モ天ニ昇ッタ如クニ感シタ之レコソ眞ニ雅樂ノ名ヲ辱カシメヌモノト感シタ惜哉此雅樂ハ我內地ニハ一ツモ傳ハッテ居ナイ如此古代ノ音樂カ殘ッテ居ルノハ世界ニ於テ朝鮮ノ李王家ノミテアル實ニ世界ノ珍ト云ヒ云々

「李王家ノ音樂ヲ大別スレハ雅樂ト俗樂ノ二トナル（朝鮮民間ノ音樂ハ日本ノ俗樂ヨリ遙ニ幼稚テアル）李王家ノ音樂ハ非常ニ高尙ナルモノテアル爾者ノ間ニ大變ナ品性ノ違ヒカアル」云々

之ニ徵スルモ朝鮮雅樂カ聖人君子ノ樂ニシテ而カモ朝鮮ニノミ殘存セル東洋音樂ノ精粹タルコトヲ知ルヲ得ヘシ

唐虞三代ノ古樂カ如何ニシテ朝鮮ニ傳ハリシカハ其系路判明セスト雖最初ハ箕子ニヨリテ傳ヘラレタルモノ、如シ而シテ支那ニ於テハ周時代ノ音樂ハ爾來傳襲セラレ隋ニ至テ雅樂ト俗樂ノ區別ヲ生シ以來隆盛ヲ見唐ニ至テ又大ニ擴張セラレタリ此ノ時期ヲ以テ周以後ノ隆盛期トナス宋ニ至リ高麗ニ移入セラレ以テ李朝ニ迨ヘリ而シテ支那ニ於テハ隋唐以來隆盛ナリシ音樂モ元ニ至リ大ニ衰退セシカ明ニ至リ稍々復活ノ曙光ヲ見ルニ至レリ此ノ時代ニ於テハ却テ朝鮮ハ支那ヨリモ隆盛ナリシト云フ

雅樂ニ用ウル樂器ハ古ハ六十六種ナリシカ今日李王家ニ現存スルモノハ其中ノ五十四種ナリ此等樂器ノ樣式ハ支那古代ノモノニシテ支那ニ於テハ早クモ滅失シテ現在存在セサル貴重ノモノアリ現在樂員中特殊ノ技能ヲ有スルモノハ悉ク老齡者ニシテ年々死亡等ニ因リ此等ノ老練者ヲ失フトキハ容易ニ補充スルコト能ハサルヲ以テ大正八年度ヨリ學生ヲ收容シ後繼者ヲ養成スルコトトシタレトモ雅樂ハ社會ニ應用ノ途尠ク且ツ其給與額僅少ナル爲前途生計上ノ安定ヲ得ル能ハサルヲ以テ志願者尠ク斯クテハ雅樂ノ根絕ヲ免レサルノ憾アリ茲ニ職員優遇ノ途ヲ講シ同時ニ學生ノ數ヲ增シ現時稍々振興ノ緖ニ就キタリ

現用樂器ノ種類ヲ擧クレハ左ノ如シ

（イ）金　部（十　種）

編鐘、特鐘、方響、洋琴、嗜哱嘛、喇叭、大金、小金、鉦、鑼

（ロ）石　部（二　種）

編磬、特磬

（ハ）絲　部（十　種）

琴、瑟、玄琴、伽倻琴、唐琵琶、鄕琵琶、牙箏、大箏、月琴、奚琴

（ニ）竹　部（十一種）

大笒、唐笛、唐簫篥、鄕簫篥、細簫篥、洞簫、篪、短簫、篴、篶、篇

（ホ）匏　部（一　種）

笙

（ヘ）土　部（三　種）

缶、塤、蠟角

（ト）革　部（十三種）

建鼓、晉鼓、應鼓、朔鼓、中鼓、節鼓、教坊鼓、坐鼓、龍鼓、杖鼓、羯鼓、路鼓、路鼗

（チ）木　部（四　種）

拍、祝、敔、大平簫

西比利亜に於ける朝鮮人

一　總論
二　在露朝鮮人の生活
三　勞農政府の對朝鮮人策
四　在露朝鮮人の對露感情
五　在露朝鮮人の對日感情
六　在露朝鮮人と朝鮮運動
七　在露朝鮮人と朝鮮人

西比利亞に於ける朝鮮人

一

獨立運動なり、社會運動なり、朝鮮の運動を考察する場合に、甚れのみに注目したのでは結局正確なる現象を觀察することを保し難い。凡そ如何なる現象を觀察するにも、吾々はそれを絶對的分離（孤立）に於てではなく、甚の相互關係に於て觀察しなければならぬ。凡ての

現象は相互に結合し、相互に作用し合つてゐる。今朝鮮内に於ける運動を正確に認識せんとするには、特に国外の同種の運動を交渉せしめて考察する必要がある。

朝鮮の独立的、社会的、自治的、乃至排日的諸運動は、朝鮮に於ける朝鮮人の経済的生活、政治的生活等の諸事情から、換言すれば日本人の朝鮮統治の実際事実から、発生して来たものである事は勿論であるが、此の運動が国外の種々の様々の事象、特に思想運動から

の感化、影響を受けて、制約され色附けられてゐる事も、亦動かすべからざる事実である。

欧州大戦、其の直後に急速に勢力を加へ来つた世界各国の無産階級運動、殊に露蘭の運動、其れ等の朝鮮に対する啓蒙的影響は想像以上のものであつた。然かも眠れる小羊と思へた朝鮮が、大正八年突如として万歳運動を起し、続いて上海に一部の者が朝鮮仮政府なるものを設立したのは、何と言つても講和会議に臨むウイルソン大統領等の弱少民族解放の宣

言の刺戟れ易ふ所が多かった。當時朝鮮人は米國に信賴し、米國在留の朝鮮人も朝鮮の運動に對して重大な發言權を有してゐた。

然し乍ら。今や舞臺は國外から特殊的影響を蒙へてゐるものは、日露兩國の運動及び思想である。今日米國からの影響は是れ比すれば物の數では無い。上海亦朝鮮運動に對して往年の如き有機的關係を持たない。

朝鮮の運動を南より刺戟し促進するものは、日本から移入される新思想的出版物及び日本に來學が養成する朝鮮在住青年である。

そして是と並んで北より刺戟し促進するものは、露西亞の排政である。此の兩者の中、日本からの影響は何人も關却してゐるが如くであるが、露西亞からの影響は、一部及勤主義者に依つて可なり過大に考へられてゐるやうである。吾々は此の論者の如く、『第三インターナショナルの赤化の魔手半島に延び、今れ祖て捲收せずんば

朝鮮將ん尭ふし[illegible]とする
方即ち露西亜からの宣傳力感化力の偉大であ
る事實をば躊躇なく承認する。

在露の朝鮮人の生活・思想・指導者、及び
對露對日感情は如何。露西亜の朝鮮人ん對す
る態度如何。

二

浦塩れ上陸する人は、甚處れ數しく多數の
支那人や朝鮮人を見出して、一寸自分が露西
亜の地を踏んでゐる事を忘れるやうれ感ずる
であらう。革命後は非常れ減つたとは言へ、
浦塩には實れ數萬の外國人がゐる。支那人は
例れ依つて、何處れ行つてし自國流で押通し、
支那服で終始してゐるが、朝鮮人は良しも
見れば如何なる風俗れも移つて行く。是は日
本れ來てゐる支那人朝鮮人ん就いてし言へる。
西比利亜の朝鮮人は、服裝し住宅し多くは
露鮮折衷式である。氣れ就て言へば、外部は
露西亜風であつても屋内は朝鮮式の温突が仕
掛けられてゐる。立派な毛皮のレエバの下

には、例の朝鮮服のツルマキを着てみるといふ風である。食物も粉衣である。だが朝鮮人だけが集つた場合はやはり朝鮮語を使ふことが多い。

職業は現在は農業が大部分を占めてゐるが、革命前即ち西比利亜がまだ労農政府の統治下に入つてゐなかつた時代には、阿片用の罌粟の栽培と蔘の売買や取次ん従事してゐる者が非常に多く、阿片事業は殆んど朝鮮人の独占事業たるかの観を呈してゐた。

朝鮮人の支配中現在の露西亜政府に不満を有する者のあるは、一には革命政府が人道上の見地から此の阿片生産業を一挙に禁止して、甚の為に朝鮮人が生活難に陥つたからである。

素より官吏、工場労働者、商人等として身を立てゐる者も多いが、日本人たる吾々の眼に面白く見へる事は、自国では軍人に来て軍人となり、然かも朝鮮人が此の国に来て軍人となつてゐる中隊長、聯隊長の地位き高級の軍人となつてゐ

る點である、沿海州だけでも士官の朝鮮人が二百人以上、もると聞く。

朝鮮人は殆んど西比利亞各地に移住してるるが、やはり歐羅巴露西亞に近くなるに從つて其の數が減じ、最も多いのは朝鮮に近い地方で、尼港及び其の附近には約三萬人、浦塩には約一萬人住んでみる。浦塩には特に「新韓村」と名のある朝鮮人の密集部落があつて、青年會館、劇場、學校、公會堂等があり、移動された一個の朝鮮町を形成してゐる。

彼等は一時は此の寒い露西亞に移住したものではなく、多年に亘つて次第々々に入込んだものである。勿論此の他國に生活しつゝ、此の他國の土地を不自由で輕蔑とを感じつゝ、彼等の身上に於ても今日に至つたのであつたが、彼等の生活にも驚くべき變革が起つて來た。露西亞革命は彼等の生活にも、後述するが如く多大の變化

を齎らし、前述の如く革命後は多くの高級軍人をも出したのであつたが、甚の精神、思想上の変化も驚くばかりである。

三

露西亜人の彼等に對する態度又は政治は如何と云ふに、露西亜のあらゆる訪問者が一致して言ふが如く、露西亜人程外國人に對して差別觀念を持たぬ國民は蓋し稀であらう。彼等の此の態度は、先れは應揚な、荒削りな、ヌーボー的な國民性から来るのであつたが、

近時益々思想の裏附けがあり、更に法律の規定さへ加はつて然るのである。露西亜人の現在の外國人觀は、貧乏か金持か、又は苦處生涯で、相手の國民の皮膚の色や毛髪や言語等は眼中に置かない。

此の流儀で朝鮮人に臨むのだから、有能の材と見れば朝鮮の青年をどんな重要な地位にでも持つて行く。極東中央局民族部長の倚子は今年三十五歳の朝鮮人南滿春君の占むる所

である。君は先きに赤軍國際師團參謀部長として反革命主義者コルチャックとの戰爭に從軍した。歸つて西比利亞政界で最も勢力ある政治家クビャク君と此の南滿着君とが民族問題に關して大いに論戰した事があつたが、雙方の意見を申述べて裁決を仰いだ結果、南君の說が採用されクビャク君は南君に脫した。申出れも地方に於ける朝鮮人も採用してゐる。日本人で露西亞山の朝鮮人を採用して居るか間接にか特に朝鮮人に入込む者は、直接に

官吏の世話か監視かを受けなければならない。彼等は露西亞人に比して事務の處理し得る能力に於て遙かに劣つてゐる者も比較的多いのであらう。是は或種の日本人にとつても非常に苦痛ださうである。

何故か露西亞人と支那人との結婚は稀であるが、朝鮮人との結婚は可なり多い。（因みに同じ西比利亞に移住してゐながら、支那人と朝鮮人とは相互に輕蔑し合つてゐて、通婚

は殆ど無い状態である。此の露鮮の通婚は革命後に一層多くなつた傾向がある。

教育は制度上から見れば、日本等に比べて甚だしく遜色があるが、それでも朝鮮人のみの学校が二百四十校もあつて可なり努力が拂はれてゐる。革命前は露國に歸化せる朝鮮人は普通の露西亜の学校を経営して居たが、朝鮮人籍を有する者のみが、別れ不完全な学校を経営してゐた。日本は出兵當時その同化政策の見地から西比利亜の朝鮮人児童に同化教育を施行し

たが、日本が撤兵して西比利亜が労農政府の治下にはいるや、日本の企畫は全部覆滅され、今日では所謂赤い教育が行はれてゐる。

普産黨と云へば直ちに極端な中央集権を聯想する人が多いが、政府は朝鮮人教育に當つては實に朝鮮人そのものを尊重してゐる。学校の經營は全部朝鮮人の手で行はれ、言語は学校では朝鮮語が使用され、從つて教師は全部朝鮮人である。とにかく露西亜の現政府が國内にある朝鮮人の教科書を朝鮮語で編纂さ

せて使用させてみる事は注意すべき現象だと思つたが。最近の新聞は國内の各異民族の全部その個有語の自由を承認したと報道してゐる。

高等教育は露西亜の学校に入つて受けるのであるが、共産青年會所屬の朝鮮青年は官費で在学してゐる。小学校の不就学児童は百人中三十人（一九二四年度）の割合を示してゐたが、その後急速にその率を減じたと聞く。

共産主義の政治に對して、在露の朝鮮人は果して如何なる感想を懐いてゐるか。是は同じ朝鮮人でも、一概ではなく、貧富の階級に依り年齢に依つて區々である。即ち老人連の中には赤色政府に對して心服してゐない者があるが、青年は共産黨の造り方に對し百パーセントの賛意を表してゐる。又革命の為に土地所有を制限されたり阿片の販賣を禁止された朝鮮の富農は甚だ不平であるが、土地の分配を受けた貧農は今の政治を謳歌してゐる。然し全

体的に言へば、先きのツアーの政治よりも現在の政治により多くの信頼を繋いでゐる。蓋し共産党が政府が民族的差別感情の徹底と弱少民族の解放とを理想とし政策としてゐる事は何を言つてゐても朝鮮人にとつては一大福音でなければならぬ。日本の出兵當時、赤軍の先頭に立つて進んだ朝鮮人の多くは日本軍が如何に悩まされた事か。是は彼等が祖國朝鮮を解放するものは露西亜の革命政府の外にはないと信じて、赤軍のために忠誠を盡したからである。

革命記念日やメーデーは勿論、その他の革命的祭日には、露西亜では恒例の示威運動があり、その夜は大演説會がもよる。一九二四年の暮西比利亜の一寒農都市で、予は特別の計らひでメーデーの夜の共産党縣市聯合主催の大演説會を傍聽することが出来た。會場の入口には日本の政談演説會の時の如くに巡査の警戒は勿論、憲兵までが立つてゐる。何の為めの警戒かと聞けば、反革命の徒が何時襲撃

じないものとも限らぬからその事である。昔産主義の演説を保護する為めの警戒は社會主義の國でなくては見られぬ光景である。

その夜最も聽衆に感動を與へた演説者の一人は南秀嬶という朝鮮婦人があった。嬶の説く所は若き朝鮮人の對露西亜觀も甚だ好く傳へてゐる。嬶は説く。

「世は弱少民族程悲惨な運命に泣く者はない。然かも從來此の不合理と壓制との下に苦しみつゝも、何時の世代も解放されるかの光明さへし認めるとの事である。昔

得なかった。然るに虐げられたる者の勝利を露西亜革命は示した。

我等朝鮮人は露西亜の住民として、此の國の社會主義の建設に努力すると共に、此の國の後援を得て祖國の獨立のために戰ふ事を一日も忘れてはならない。」

此の婦人は沿海州昔產黨婦人部の執行委員で、朝鮮人革命婦人會や女子代表會を牛耳ってゐる有力者である。

南秀嬶の演説は露語であったが、一体に露語を解する朝鮮人は四分の一位ひであるの

で、労農政府は朝鮮文の日先鋒「一周刊新聞」等の發行を許してゐる。昨年朝鮮内に潜入して收監された李成君はその主筆である。

五

對日感情は一言にして言へば甚だしく排日的である。如何なる國民も其の國内に在りながら國外に出で外國人に接するに及んで一層愛國的となる事實を吾等は屢々聞き及んでゐるが、西比利亜に於ける朝鮮人には特に此の

傾向が強い。彼等は素より參政權でも何でも全く露西亜人と同等の權利を享有してゐるが、單に法律上の平等のみならず日常生活に於て甚だしく自由なので、是を直ちに祖國二千萬の同胞の窘境に對比して考へる。是は人情の自然である。それに露西亜の教育も輿論も斯かる傾向を助長するやうに出來てゐる。更に又朝鮮の同志が何等の制裁もなく、自由に朝鮮獨立の思想を鼓吹し得る點に於ても彼等は排日感情や獨立

思想を思ふのまゝに醸酵させ得るのである。

一九二四年三月西比利亜の或る都會で朝鮮の愛國記念示威運動なるものを目撃した。數百間に亘る示威行列が本通りを進行したが、行列中に珍らしくも老人の一團が加はつてゐた。是は五十二歳以上の老人のみから成る韓老人團の團員で、その李東輝氏の父君などの集團である。「今頃の青年は方法だ組織だとばかりで精神がない。今直接實力的方法に出でよ。青年に任せてはおけない」と絶叫す

る老人組の行列參加は、何人の心にも迫る一大偉觀であつた。

予は更に排日感情の強烈に發露した他の實例をも見た。何の集會であつたかを忘れたが、新韓村の會堂の青年團の餘興の一つに二幕物の劇があつた。劇の筋は一言一言へば斷つてゐる。咸鏡北道の或る貧しい農家で母が病氣して寢てゐる。その母と、二十五六歳の兄と十八歳の妹との三人ぐらし。この家には日本人の高利貸から十

一円とその利子だけの借金をしてるるが、或る寒い夜その高利貸が来て、期限だから今夜返金せよ、返金出来なければ一時此の布團を持って帰るとて、病母の掛けてゐる布團を剥ぎ取らんとする。涙を以て拒む娘を悪口雑言する。甚處へ出先きから帰宅した兄が来て、初めは鄭寧に謝罪してゐるが、高利貸の餘りの残忍な振舞に堪忍袋の緒が切れなくなって、高利貸を殴り付けて、人事不省に陥らせるとふのである。（簡単な筋ではあるが、祖國の同胞を憐む情が加はるので、婦人の観客は涙し、青年達は時と高利貸に罵声を浴せてゐた。

今一つの實例。西比利亜の或る都會の日本人街に一人の日本人がゐたが、彼は嘗って朝鮮の總督府警察の巡査部長として、獨立運動家を警戒し自ら訊問した男であった。然るに予の知るゲー・ペー・ウー（日本の警察に當るもの）に勤務する一つがしつと大なる推能がある）に勤務する一朝鮮青年が、予れ向って述懐して。「あの日本人に僕は拷問的に訊問された事があるので、

彼れ出遣ふ度毎に此のピストルで何度かで
復讐したいと思ふが、国際関係をいかしのが
あって不自由なものである。
つた。西比利亜は甚だ危険の勢力下になつて未
だ幾年もならぬので、萬一の改革気運の陰
謀を予想して、甚だ危険の多い此の元巡査部長
帯してゐるから、武装のない凡てピストルを携
と朝鮮青年は全く地位を変へてゐるわけで、
斯かる気詰し吐き得るのである。
是等の例に依れば、明瞭に彼等の對日本観

を推測することが出来やう。即ち彼等は強ん
ど凡てが熱心なる朝鮮獨立運動家と言つて良
い状態にある。
當れは當局の規律、國家には法律があるから、彼等と雖も
規律、國家には法律があるから、彼等と雖も
在留日本人個人に對して排日的行動は出で
ないが、日本人が露西亜の役所の世話になる
必要がある場合に、此の朝鮮人官吏の手に掛
れば、甚だ不便と困難とを伴ふ事は、現の當然である。
日本は擾乱せざる土地
に醸成したものである。

然らば此の排日軍は朝鮮内地の諸種の運動に對して如何なる關係を有するか。項を改めて說き及びたい。

六

露西亜は世界の社會運動の本源地である。露西亜の社會運動の中心であつたが、今では獨逸が社會運動の中心であつて、露西亜の運動さへ屢々モスクワから指導されつゝある。第三インターナショナルの中央委員中から假りに露西亜人を少くするとも、又その本部を他國へ移轉するとしても、露西亜が世界社會運動上の理論、智識、經驗、便宜等を最も多く所有してゐる限り、當分の間との覇權は動かないであらう。試みに露西亜の有する有力なる若干主義理論家にして、若干露西亜の幹部たるブハリンの多くの著書が、今如何に遠かに右國語に飜譯されて社會運動氣及び青年等の間に多數の熱烈なる讀者を持つてゐるかを想へ!! 如何なる大氣の大作と雖も未だ嘗て斯くの如き速力を以て各國に讀者を吸收したる事實を吾等は知らない。又試みに年々各國から露西亜に往來する

社會主義者の數の如何に多數ん上つてみるか
を想へ。近代に於て如何なる國家と雖も未だ
嘗つの如く各國の青年を吸引したるぜんサレ
ある事實を吾等は知らない。
社會主義の此の國に住める多感の朝鮮青年
が、祖國朝鮮の運動に對して熱心であること
は何人にも想像される所である。
昔虎黨の運動の特徴は、細織的事業は觀念的。
にもあるまいはあつた。然し眞ん組織を活用し
細織的事業は觀念的。過去の社會運動史上

て能率を擧げ效果を收める運動!! 其れは實
に露西亞革命に依つて奇蹟的に發達して來た
もので、この組織の最先端は細胞又は班(露
語でヤケエイカと言ふ)と呼ばれる。細胞は
普通三人以上十人以下を以て組織され、この
細胞の網の目をおらゆる產業部門に張るので
ある。そしてこの未稍神經的な細胞が發達し
て可なりの大いさになれば、分裂させて數個
にして行く。細胞は集つて聯合會を為し、聯合會は集つて全國

大會を為し、大會は執行委員會を選任する。
能率を組織れ求める
各國の左翼運動は大体是を営んで動いてゐる。日本の學生運動の一部が此組織れ出来てゐるのも是の影響であらう。
戰術の國たる露西亜れ在る有為の朝鮮人は、當然れ組織運動の幸者であろう、一騎當千の闘士所謂職業的革命家である。
彼等が朝鮮の運動れ對して熱しとし積極的であるとは當知するれ難くはない。現れ彼

等の積極的な企ては、同志の朝鮮潜入、上海等れ於ける大會主催等れ於て現はれてゐる。
彼等の一團は所謂イルクツク派と稱せられるもので、朝鮮運動れ於ける重要なる一派を形成してゐる。朝鮮の運動は露西亜からの精神上の、理論上の又は學術上の後援を受けてゐるが、露西亜人れ多くの知己を有し、且つ露西亜語を知る此の派の指導者は、露西亜人を主要幹部とする等をインターナショナルの後援を受くるれ甚だ便宜の地位れある。

朝鮮運動の指導者中には、『日本歸り』と
ちると同じく、『露國歸り』と
がある。『露國歸り』は、各國の社會運動界に
存在するが、朝鮮では運動の方法に於て態度
に於て特別の異彩を放ってゐる。露西亜歸り
の中に、最近露西亜に一すばかり行って来た
者と、露西亜に多年生活してゐた者との二種
あるが、前者は直ちに在露の朝鮮人の朝鮮運
動の範疇に入れ難きではない。然し此
の『露國歸り』の運動は、在露朝鮮人の朝鮮
運動の僅かな一部分を為すに過ぎないので、
更に他の部分のなすことを知らなければな
らない。吾等は今本文に述べる自由なきを悲しむ。されど在露朝鮮人
の運動が今後益々勢力を得来るであらうことは、充分の自信を以て断言することが出来る。
とは言へ『露國歸り』は、(一)他の運動気に比して官憲より一層の警戒を受けること、
朝鮮事情に比較的に疎いこと等の不便を有するから、近き将来に於て『日本歸り』その

他の要素を壓倒するだけの優勢となるものを
必要とない。

在外鮮人新運動團体と其中心人物

昭和三年五月調（未定稿）

11部

在外鮮人新運動團体と其の中心人物

支那露西亜方面に於ける朝鮮人の團体、結社中主なるもの左の如し

上海

上海假政府、高麗共産党、同濟會、興士團、

間島

大倧教團、光復團、正義團、統義府、

露西亜

イルクーツク共産党

○上海假政府

大正八年以降の結社にて露支方面の鮮人首領株を集めて組織せられたるもの、資金は在来鮮人、朝鮮内の有志、其他より蒐め就中天道教より最も多く出でたる模様にて、初めは三百万円位の資金を以て可なり勢力を張り四年ほど之を支持したりしが、今日にては勢力失墜しイルクーツク共産党(鮮人團体)の手を經てソビエットロシアより、月に三四百円の供給を受け辛うじて名儀を保つに過ぎず、其の首領株たる者左の如し、

李東寧

曽て李太王時代海牙會議に密使として李相說と共に赴むきたる者にて海牙より帰國せず其後ロシアに残留し上海に轉じたり、漢學者にて基督教信者、性質は温順、

辯才あり、旧派の頭分にして排日を以て終始す、年六十一才、

李始栄

両班にて韓國時代には知事、司法部民事局長等の地位に在り、併合後は所有の土地を賣拂ひ間島に入り其の資産を各種の團体費に投じ或は同胞の救済に散じ尽せり、性沈着、年六十才、

金亀

黄海道の産、往昔閔妃事件の際平壌にて日本人を殺し、在獄十九年、其後田舎に隠れたるも、併合の際世に出で、小學校教師となる、大正八年上海に赴く、格別學識無きも郷党旧派の間に尊信せらる、年五十三才、

尹
甲基燮

京織道の産、家は両班也、中等程度の教育を受け併合の際間島に赴き自ら士官学校を起し卒業生を出すこと約八百名、間島地方青年間に可なり勢力あり、彼等を代表する第一人者たる観あり、共産主義なれども過激にあらず、性温順、又熱情に富み相當識見あり、年四十才、

趙脆九

詹皇族の縁邊に當り併合以前より國家改造の志あり、熱情家にして議論を能くす、大した勢力なし、

四十七八才、

趙庸殷

本来宗教家にして今は共産主義者の一人たり、明治大學の出身にて在外鮮人中一最も有識者と認めらるる

一人なり、青年間に尊敬せられ外交に巧みに智識方面にて假政府を支配せり四十一才、

○高麗共産党

大正十年上海に組織せられ此の方面の青年学生を糾合し朝鮮内及日本内地の共産主義者と連絡あり、有力なる團体にて精神的並に物質的に露西亜の援助を受けつゝあり、党員は凡そ五百名にて各地に散在し活動す、主要人物左の如し、

呂運亨

京畿道の産、南京大学を卒業し、支那語と英語に通じ在外鮮人中一顔の廣きこと殆と彼に及ぶ者なし、仕事好きの人物にて年は四十才、

金奎植

京畿道の産にて米國にて人と成りアンダーウードに養はれたることあり、廣く諸外國の語に通じ米國にて法學博士の學位を受け上海にて學校長たり、事務家たる、能力に長じ勢心家なるも性質短氣にして神經質なり、四十八才、

崔昌植

京畿道産、朝鮮の歴史家として崔南善と雙璧たり、甲稍田の文科に一年ほど在學せしことあり、久しく中等學校教師たり、共産党唯一の策士にて頭脳明敏なるも神經質なり、年三十六才、

趙東祐

京畿道の産、中學を出で南京大學文科に入り中途退學し上海の救國日報記者として中を利かせ居れり、

性温順沈着、漢學の素養あり、共産主義者としては温和派に屬す、

○同濟會

此の會は組織後すでに十八年を閲し朝鮮人相互の共濟、智識の普及、實力の養成を目的とす、故申奎植の創始に成り今日半耳を執る者左の如し

李承晩

京畿道の貧家に生れ培材學堂を出で韓國時代に獨立協會に一員として大に活動せしが時の政府より獄に投ぜられ懲役七年の後米國に渡り修學し哲學博士となる、布哇に在りて待載弼等と英字新聞を經營し布哇鮮人の生活安定に盡力す、年五十四才、

朴容萬

江原道出身、鍛冶職の子なり、今を去る二十三四年前義兵の書記となり立ち働きしが、韓國併護條約に反對の行動を以て下獄四年、後米國に渡り士官學校を卒業し布哇に於て軍官學校を起し、同胞鮮人を敎養す、米國文學士の稱号をも有し布哇にて國民新聞を經營す、性質は宮運兒と同型なり、年四十六才、

金東參、

忠清道産、基督敎徒にして併合前より間島に在り、青年間に信頼せられ漢學の才あり、統義府の頭領株にも推さる、五十七八才、

○興士團

米國布哇方面に在留の平安道出身人物を中心とし平安南北道の有志と聯絡して智識の向上、實力の養成を計らんとする排日團体也、主要人物左の如し、

安昌浩

平壤の産、在外鮮人中最も有力の一人、雄辯家也、五十才、

李大龍

平安道の産、米國にて大學敎育を受く、目下桑港に在り、新韓日報の主筆たり、年四十才位、

鄭漢卿

平壤出身、米國に學び法學博士、外交に長じ米國人にも知己多し、文筆に達者にて學生間に重んぜらる、三十八歳、

李光洙

○大倧教團

間島方面に於ける支配的勢力を有する佛教團にして伴合前より入り込みたる斯界の耆宿に依て組織せられ團員約四千名、青年以上の有志の間に勢力あり、中堅人物左の如し、

金東奏

忠清通の産、漢學に通じ排日の心強し、

白純

忠清通の産、漢學者にて排日家、年六十五大歳、金東奏と共に此の一團の頭領たれども白は既に活動力銷磨せるが如し、

○光復團

解散後の軍人並に間島方面に於ける極端なる排日青年の集團にて、主要建築物の破壊等を手段として朝鮮内外の人心を動揺せしめ其の間に実力を養ふべく盛んに決死の徒を送りて暗中飛躍せしむ、大正四年頃朝鮮内の富豪を暗殺し廻りたる事件の如きは此の一味の所為也、秘密團体にして前記白純は隠れたる中堅人物也、

白純の幹児を以て組織せらるゝもの即ち義烈團にして此の義烈團は三十名内外の團員を以て常に積極的行動を企て其の團長は金元鳳なり、資金は共産党其他

より供給を受く、

金元鳳

別名を金若山とも謂ひ慶南密陽の生れにて年三十一歳
猛烈なる人物なり（軍）学校出身、

○正義團

軍人を養成しつゝ、朝鮮内を攪乱せんと策動する一團也、大正八年頃間島に組織せらる、此の方面及露領に散在せる青年を糾合す、一定の根據地はなく滿洲馬賊とも結び露西亜共産党とも連絡あり頭領は左の兩者なり、

金佐鎭

東畿道の産旧韓國士官學校出身、百名位の部下を有し國境に出没し平安咸鏡兩道方面を騒がすは此の一團

也、金は年四十五六才、

柳東説

平安道出身、日本の士官學校を出で陸軍騎兵中佐まで進みしが、併合後間島に出奔せり、部下百名位あり、年五十に近く性温順なれども個人主義にて國家的観念なし、

○イルクーツク共産党

去る大正七年露西亜に革命起りたる際、朝鮮内に社會党と稱する一團起りしが其の党員の一人なる朴致純なる者大正八年の萬歳騒ぎを奇貨としてモスコウに到り、萬歳騒ぎを以て朝鮮の社會革命となし自ら革命派の代表と稱して第一インターナショナルの會にも列席しレニンとの間に朝鮮の革命化共産化を徹底せしむ

べき資金として百五十萬円授受の協約をなし大正九年には
先づ四十萬円を持ち来りてイルクーツク共産党を起したり、日本及
支那に對し主義宣傳を為し、日本にては大杉榮、高津正道
等、支那にては陳獨秀に多少の資金を分配せし事実あり、是
等の資金分配には金立と種する者非関與せり、然るに朝
鮮を始め日本支那方面に對する赤化運動が此の一派に依
て單に口實的に行はれしに過ぎざるを以て露西亜共産政
府の信用を失ひ資金関係李如意となるに至れり、然れ
ども露領に於ける朝鮮人の代表機関として鮮人関係の事
件は此の團体にて取扱ひつゝあり、現在の主脳者は李東輝
なり、

李東輝

咸鏡道出身にて素と軍人也、併合後露領に出奔す
學識なきも剛毅にして野心に富み一派の間に威望あ
り年五十二才

尹海

咸鏡道の産、露西亜にて大學教育を受け露語佛語
を能くす、此の團体の首領は李東輝なれども實際の仕
事は此の人物が管掌しつゝあり、五十二歳、

洪濤

本名は鎮義、咸鏡道の産、明治大学を出づ、策士にて最も
日本及朝鮮の事情に通ず、目下咸興の刑務所に在り、
三十三四歳

以上三人の外金河球は咸鏡道出身にて早稲田に學びしこと

あり、四十才位の策士なり、

李承晩と朴容萬とは朝鮮に於て策の施こすべきものなく志成し難きを以て布哇に在留の鮮人約七千名の生活安定と智識向上のため盡力し居りしが或は米國と何等か事端に遭遇する場合共の障に乘じ事を為さんとし、實力の養成に熱中しつゝあり、此の両名は露西亜問島方面の結團体とは関係なし、

李東寧と李始榮、此の二人は純然たる民族主義者なり、共に北境に在り、事を為さんとするも實力なく朝鮮に帰るも安住し難きを以て志士として骨を國外に埋むる覚悟なりと謂ふ、

李東輝と安昌浩、李東輝は咸鏡道の産にて露領方面に七十年以前より移住せる多数の朝鮮人の多くが咸鏡道人なる関係より自然衆望を盡ひ推されてイルクーツク共産党の頭領となり居るも、其の生活豊かにして共産主義に籍を置くも實は民族主義者なり、従て共産党の看板に推戴せらるゝとも實際の仕事に関與すること少なし、安昌浩は興士團の資金及朝鮮内有志よりの醵金を得て満蒙方面に土地の高租権を得、間島方面の鮮人農民を誘導し其の間に自党の勢力を扶植し實力を養はんとして之が為に勢中に在りて如何となす、

呂運亨、趙容殷、金奎植等は朝鮮に在りて如何ともなす能はざるを以て参政権運動や自治運動のために空しく労するよりは共産主義の下に社會革命を起さんとする志あり、

一般朝鮮青年の思想を支配し其の中心たる觀あり、
各種團体の中心たる前記諸人物の外に文昌範並に李青天の
兩名は相當勢力有る人物として注目を要す、

○文昌範は在露領鮮人の民團長にて大極會の長たり、露領
に阿片栽培をなし千人以上の鮮人を使役しつゝあり、民族主義
者にして又共産主義者たり、李東輝以上の手腕勢力あり、
寛宏にして人に長たるの器宇を具ふ、ウスリーと浦汐との
中間地方に於て多數の青年を養成しつゝあり、排日にもあら
ず親日にもあらず、中立主義と見るべし、咸鏡道出身にて
年五十歳内外なり、

○李青天は京畿道の出身にて日本の士官學校を出で陸軍
中尉として服務中西伯利出兵の際逸逃してイルクーツク

に於て旧朝鮮軍人を糾合し朝鮮軍團を組織して極東
の赤軍に投ぜり、滿蒙の赤化に奔走しつゝあり、三十四五歳
の頭腦確かなる人物也、

○之を要するに朝鮮人新運動の中心人物は
呂運亨、李青天、尹基燮、金東奏、文昌範、
の五人を最も有力となし此の五人者にして提携統一するに於
ては境外新運動は一大轉進を告ぐるに至るべく觀測せらる、
而して呂、李、尹の三人は共に京畿の出身にて同郷の関係
あれば提携の可能性あるものの如し

在外鮮人新運動團体と其中心人物

昭和三年五月調（未定稿）

在外鮮人新運動團体と其中心人物

支那露西亜方面に於ける朝鮮人の團体結社中主なるもの左の如し。

上海

上海假政府、高麗共産党、同濟會、興士團

間島

大倧教團、光復團、正義團、統義府、

露西亜

イルクーツク共産党

○上海假政府

大正八年以降の結社にて露支方面の鮮人首領株を集めて組織せられたるもの、資金は在米鮮人朝鮮内の有志其他より蒐め、就中天道教より最も多く出でたる模様にて、初めは三百萬圓位の資金を以て可なり勢力を張り四筆程之を支持したりしが、今日にては勢力失墜し、イルクーツク共産党（鮮人團体）の手を經てソビエットロシアより、月に三四百圓の供給を受け辛うじて名義を保つに過ぎず。其の首領株たる者左の如し。

李東寧

曾て李太王時代海牙會議に密使として李相卨と共に赴きたる者にて海牙より歸國せず

其のまゝロシアに殘留し上海に轉じたり。漢學者にて基督教信者、性質は温順辯才あり。舊派の頭分にして排日を以て終始す。年六拾壹歳。

李始榮

兩班にて韓國時代には知事、司法部民事局長等の地位に在り。併合後は所有の土地を賣拂ひ間島に入り其の資産を各種の團体費に投じ或は同胞の救濟に散じ盡せり。性沈着年六拾壹歳。

金亀

黄海道の産、往昔閔妃事件の際平壌にて日本人を殺し在獄十九年、其の後田舎に隠れてゐた

る し、併合の際世に出で小學校教師となる。大
正八年上海に赴く。格別學識なくし郷党舊派
の間に尊重せらる。年五拾参歳。

尹基燮

京畿道の産、家は両班也。中等程度の教育を
受け併合の際間島に赴き、自ら士官學校を起
し卒業生を出すこと約八百名。間島地方青年
間に可なり勢力あり。彼等を代表する第一人
者たる観あり。共産主義な不どし過激にあらず。
性温順又熱情に富み相當識見あり。年四十歳。

趙脫九

僧皇族の縁邊に当り併合以前より國家改
造の志あり。熱情家にして議論を能くす。大し
た勢力なし。年四拾八歳。

趙庸殷

本来宗教家にして今は共産主義者の一人なり。
明治大學の出身にて在外鮮人中最も有識者と
認めらるる一人なり。青年間に尊敬せらる外交
に巧みに智識方面にて假政府を支配せり。四拾壹歳。

○高麗共産党

大正十三年上海に組織せられ此の方面の青年學生を糾
合し、朝鮮内及日本内地の共産主義者と連絡あり。有
力なる團体にて精神的並に物質的に露西亜の援助
を受けつゝあり。党員は凡そ五百名にて各地に散在

し活動す。主要人物左の如し。

呂運亨

京畿道の産、南京大學を卒業し支那語と英語に通じ在外鮮人中顔の廣きこと治ど彼に及ぶ者なし。仕事好きの人物にて年は四拾歳。

金奎植

京畿道の産にて米國に於て人と成りアンダーウードに養はれたることあり。廣く諸外國の語に通じ米國にて法學博士の學位を受け、上海にて學校長たり。事務家たる能力に長じ熱心家なるし性質短氣にして神經質なり四拾八歳。

崔昌植

京畿道の産朝鮮の歴史家として崔南善と双璧たり。早稲田の文科に一年ほど在學せしことあり。久しく中等學校教師たり。英産党唯一の策士にて頭脳明敏なるし神經質なり。年三十六歳。

趙東祐

京畿道の産中學を出で南京大學文科に入り中途退學し上海の救國日報記者として巾を利かせ居れり。性温順池着漢學の素養あり。共産主義者としては温和派に屬す。

○同濟會

此の會は組織後既に拾八年を閲し、朝鮮人相互の共濟、智識の普及實力の養成を目的とす。故中奎植

の創始に成り今日牛耳を執る者左の如し。

李承晩

京畿道の貧家に生れ培材學堂を出で韓國時代独立協會に一員として大に活動せしが時の政府より獄に投ぜられ懲役七年の後米國に渡り修學し哲學博士となる。布哇に在りて徐載弼等と英字新聞を經營し在哇鮮人の生活安定に盡力す年五拾四歳。

朴容萬

江原道出身銀治職の子なり。今を去る二十三四年前義兵の書記となり立ち働きしが韓國保護條約に反對の行動を以て下獄四年後米國に渡り士官學校を卒業し布哇に於て軍官學校を起し同胞鮮人を教養す。米國文學士の稱号をも有し布哇にて國民新聞を經營す。性質は呂運亨と同型なり。年四拾六歳。

金東參

忠清道の産大倧教徒にして倂合前より間島に在り。青年間に信頼せられ漢學の才あり統義府の頭領株にも推さる。五十七八歳。

○興士團

米國本土各方面に在留の平安道出身人物を中心とし平安南北道の有志と聯絡して智識の向上富力の養成を計らむをする排日團体也。主要人物左の如し。

安昌浩

平壤の産在外鮮人中最も有力の一人雄辯家也五十一歳。

李大龍

平安道の産米國にて大學教育を受く。目下桑港にあり。新韓日報の主筆たり。年四拾歳位。

鄭漢卿

平壤出身米國に學び法學博士外交に長じ米國人にも知己多し。文筆に達者にて學生間に重んぜらる。三十八歳。

李光洙

○大倧教團

間島方面に於ける支配的勢力を有する儒教團にして併合前より入り込みたる斯界の耆宿に依て組織せられ團員約四千名青年以上の有志の間に勢力あり。中堅人物左の如し。

金東參

忠清道の産漢學に通じ排日の心強し。

白純

忠清道の産漢學者にて排日家年六十五六歳。金東參と共に此の一團の頭領たれども白は既に活動力銷磨せるが如し。

○光復團

解員商及義兵隊解散後の軍人並に間島方面に於ける極端なる排日青年の集團にて極めて兇暴性を有す。朝鮮人中の親日家や紳士商人の暗殺主要建築物の破壊等を手段として朝鮮内外の人心を動揺せしめ其の間に實力を養ふべく盛に決死の徒を送りて暗中飛躍せしむ。大正四年頃朝鮮内の富豪を暗殺し廻りたる事件の如きは此の一味の所為なり。秘密團体にして前記白純は隠れたる中堅人物なり。

白純の教唆を以て組織せらるるしの即ち義烈團にして三十名内外の團員を以て常に積極的行動を企て其の團長は金元鳳なり。軍費金は共産党其他より供給を受く。

金元鳳

別名を金若山と称し慶南密陽の生れにて年三十一歳。猛烈なる人物なり。中等學校出身。

◎正義團

軍人を養成しつつ朝鮮内を攪乱せんと策動する一團也。大正八年頃間島に組織せらる。此の方面及露領に散在する青年を糾合す。一定の根據地はなく満洲馬賊と結び露西亜共産党と連絡あり。頭領は左の両者なり。

金佐鎭

京畿道の産。普通學校韓國士官學校出身。百名位の部下を有し國境に出没し平安咸鏡両道方面

を騒がすは此の一團也。金は年四十五六歳。

柳東説

平安道の出身、日本の士官學校を出で陸軍騎兵中佐まで進みしが、併合後間島に出奔せり。部下百名位あり。年五十に近く性温順なれども個人主義にて國家的観念なし。

● イルクーツク共産党

去る大正七年露西亜に革命起りたる際、朝鮮内に社會党と称する一團起りしが、其の党員の一人なる朴致純なる者、大正八年の萬歳騒ぎを奇貨として モスコウに至り萬歳騒ぎを以て朝鮮の社會革命となし、自ら革命派の代表と称して第一インターナショナルの會に列席し、

レニンとの間に朝鮮の革命化共産化を徹底せしむべき資金として百五拾萬圓授受の協約をなし、大正九年には先ず四拾萬圓を持ち来りてイルクーツク共産党を起したり。日本及支那に對し主義宣傳を為し、日本にては大杉栄、高津正道等支那にては陳独秀に多少の資金を分配せし事實あり。是等の資金分配には金立と称する者亦関與せり。然るに朝鮮を始め日本支那方面に對する赤化運動が此の一派に依て單に口實的に行はれしに過ぎざるを以て露西亜共産政府の信用を失い資金関係不如意となるに至れり。然れども露領に於ける朝鮮人の代表機関として鮮人関係の事件は此の團体にて取扱ひつゝあり。現在の主脳者

は李東輝なり。

李東輝

咸鏡道出身にて素と軍人なり。併合後露領に出奔す。學識なきも剛毅にして野心に富み一派の間に威望あり。年五十二才。

尹海

咸鏡道の産露西亜にて大學教育を受け露語佛語を能くす。此の團体の首領は李東輝なれ共實際の仕事は此の人物が管掌しつゝあり五十二歳。

洪濤

本名は鎭義咸鏡道の産明治大學を出ず。策士にて最も日本及朝鮮の事情に通ず。目下咸興の刑務所に在り。三十三四歳。

以上三人の外金河球は咸鏡道出身にて早稲田に學びしことあり。四十歳位の策士なり。

○李承晩と朴容萬とは朝鮮に於て策の施こすべきなく志成し難きを以て布哇に在留の鮮人約七千名の生活安定と智識向上のため盡力し若し日本が或は露西亜と或は米國と何等か事端に遭遇する場合其の隙に乗じて事を為さんとし實力の養成に熱中しつゝあり。此の両者は露西亜問島方面の諸團体とは関係なし。

○李東寧と李始榮、此の二人は純然たる民族主義者なり。共に老境にあり。事を為さんとするし實力なく朝鮮に帰るし安住し難きを以て志士として骨を國外に埋むる覚悟なりと謂ふ。

○李東輝と安昌浩、李東輝は咸鏡道の産にて露領方面に七十年以前より移住せる多數の朝鮮人の多くが咸鏡道人なる関係より自然衆望を負い推されてイルクーツク共産党の頭梁となり居るし其の生活豊かにして共産主義に竹籍を置くし安昌浩は民族主義者なり。從て共産党の看板に推載せらるゝも共實際の仕事に関與することし少なし。安昌浩は興士團の資金及朝鮮内有志よりの醵金を得て満蒙方面に土地の商租権を得間島方面の鮮人農民を誘導し其の間に自営の勢力を扶植し實力を養はんとして之が為に熱中し居れり。

○呂運亨趙容殷金奎植等は朝鮮に在りて如何とも為す能はざるを以て参政権運動や自治運動のために空しく労するよりは共産主義の下に社會革命を起さんとする志あり。一般朝鮮青年の思想を支配し其の中心たる観あり。

各種團体

其の中心を為す前記諸人物の外に文昌範並に李青天の両名は相当勢力ある人物として注目を要す。

○文昌範は在露領鮮人の民團長にて太極會の長たり。露領に阿片栽培をなし千人以上の鮮人を使役しつゝあり。民族主義者にして又共産主義者たり。李東輝以上の手腕

勢力あり。寛宏にして人に長たるの器宇を具ふ。ウスリー
と浦汐との中間地方に於て多数の青年を養成しつゝ
あり。排日にしあらず、親日にもあらず。中立主義と見るべ
し。咸鏡道出身にて年五十才内外なり。

○李青天は京畿道出身にて日本の士官學校を出で陸
軍中尉として服務中西伯利出兵の際逃避してイル
クツクに於て舊朝鮮軍人を糾合し朝鮮軍團を組織
して樞軍の事軍に投ぜり。満蒙の赤化に奔走しつ、
あり。三十四五才の頭脳確かなる人物也。

之を要するに朝鮮人新運動の中心人物は
呂運亨、李青天、尹基燮、金東參、文昌竹軋
の五人を最も有力となし此の五人者にして提携統一
するに於ては境外新運動は一大轉進を告ぐるに
至るべく観測せらる。而して呂、李、尹の三人は共に京
畿の出身にて同郷の関係より提携の可能性あ
るものの如し。

鮮內新運動の關係者

（朝鮮無政府主義者）

李昌植、郭湍模、韓晒熙、洪鎭裕、
徐相庚、徐廷夔、李哲、張相重、

（平壤有志連中）

李大英、韓海、千東晫、金聖貞、
金裕昌、金庚植、李大奠、康永華、
金轄聲、韓宗俞、徐光俊、金基鎭、
崔仁沫、朴允成、安永基、金日天、
金正德、

（全州有志）

李龍基、李平權、宋寧燮、朴燊華、

金　均、宋柱祥、趙龍雲、河駿麒、
（群山有志）
金一造、鄭昌先、李燊魯、尹　薰、
金榮律、車周相、趙容寬、姜　哲、
金　一、梁權厦、李世俊、白雲鶴、
白南模、李東和、朴尚圭、
（鏡城有志）
張昌逸、孟半恩、朴老英、鄭憲沫、
金燊翊、金　活、權澤祐、鄭基桓、
（元山有志）
張基都、安夢龍、李啓心、徐相沅、
金奎淳、

（裡里有志）
悲　憲、金　哲、鄭　乙、崔成龍
李平權、
（定州有志）
許　炯、玄奎弘、金一大、崔承俊、
康潤善、金鳳植、崔芝薰、

京畿道京城
（民族運動者及有力者）
李覺鍾、崔鉉培、魚允迪、鄭烈模、

池錫永、尹致昊、
宋鎭禹、閔泳瑗、
李鍾麟、李相協、
玄　穆、李允宰、
朴勝彬、崔　麟、

（民興會連中）

權秉錫、崔益鎭、
明　濟、宋乃浩、
柳　青、沈相文、
姜鶴秉、明以恒、
鄭寗永、李昌煥、
金演重、鄭春洙、

權悳奎、金永鎭
洪承錤、洪秉璇、
權相老、姜尙熙、
朴熙道、李肯鍾、
李光洙、

魚允姬、趙鎬鎭、李東旭、金鍾協、
金俊漢、

（社會主義運動者）

（正友會連中）

姜　徹、金平山、成世斌、韓洛範、
李鎬泰、姜　鎔、李舜馥、
洪性熹、沈相玩、徐在國、朴文熹、
孫永極、安光衆、
宋慶卿、

（前進會連中）

李永樂、任鳳淳、
李　英、朴衡秉、

幸哲鎬、韓模教、

第三回定期大會宣言【草案】

一

世界帝国主義의全体的浸落過程에서 世界社会主義体係의 厄派社生成過程에서 極東弱小民族의 決戰的解放戰線에서 朝鮮民族의 大衆的政治的闘爭期에서 우리在日本朝鮮勞働總同盟은 日本帝国勞働市場의 慘憺社風에 屈服무릅쓰면서 이劃時代的인 第三回大会를 一種闘爭史的으로 展開하지아니치못한다

二

国際勞働運動은 그××의 停滯期를 벗어나서 새로운 發展의 流動過程에 들어갔다。 아니 政治的으로 새로운 流動過程에 들어갔다。 歐洲大戰后 世界恐慌의 轉嫁과 勞農露西亞의 經濟的安定은 果然 무엇을 說明하는가! 歐洲大戰后

係는 우리朝鮮民族 그中指導勢力인 我
하여 經濟面에 積極的으로 參加하는것이다。 이에 決코 되는 우리는 全
치못한다。 그運動의 步調는 반드시 現實의 要求에 一步一步 前進하는
것이다。

三

우리朝鮮은 過去에 우리 我 우리 我
의 이 過去의 歷史를 가진 朝鮮이었다。 우리朝鮮人의 大多數는
이며 酷毒한 압박과 착취에 우리 我 우리 我
이 全朝鮮人의 負擔은 全國의 富源은 우리 我 우리 我
農村에서 驅逐되어 都會로 移動하여 오는 現象은 우리 我 우리 我
係는 우리朝鮮民族 그中指導勢力인 我
하여 經濟面에 積極的으로 參加하는것이다。 이에 決코 되는 우리는 全
치못한다。 그運動의 步調는 반드시 現實의 要求에 一步一步 前進하는
것이다。

為하야는 本總同盟의 当面한 先決的 任務는 意識的 前衛分子의 徹底한 敎育 及 訓練이 그것이다。

本大會는 以上과 如한 概括的 宣言을 宣明한 同時에 此에 基準하야 將來一年間 具体的 方針 綱領 及 其他 決議를 確定하여 全朝鮮民族的 政治鬪爭의 先頭隊가 되도록!!

日本無産階級의 政治戰線에 積極的으로 參加하자!!

植民地 東弱小民族은 團結하라!!

萬國無産階級은 團結하라!!!

在日本朝鮮勞働總同盟綱領

一、本同盟은 朝鮮無産階級의 指導的 精神下에 政治鬪爭으로 民族的 解放을 期함

二、本同盟은 日本各地에 散在한 朝鮮勞働大衆의 組織을 期함

三、本同盟은 日本無産階級的 國際的 團結을 期함

本同盟은 以上의 綱領에 基準하야 左와 如한 當面의 戰取할 諸條件을 定함

(一) 政治

1、朝鮮民族의 全体的 利益을 代表한 全民族的 單一党을 樹立。

2、全民族的 單一党을 樹立하기 為하야 新幹會를 積極的으로 支持하는 同時에 此에 対立的 形態로 出現하는 団体를 徹底히 撲滅。

3、日本以外一切無産階級的政党以労農党以政治的指導之承認並同時以外一切之積極的支持。
4、治安維持法、制令第七号及其他一切以暴圧法令以徹廃。
5、日本以普通選挙以徹底。
6、言論、出版、集會以自由。
7、渡日朝鮮労働者渡航以自由。
8、束拍及不二与業會社等移民反対。
(二)経済。
9、團結権、罷業権、團体契約権以確立。
10、最低賃銀制以実施。
11、八時間労働制以確立。
12、少年及婦人以夜間労働、坑内労働、及危険作業禁止。

(三)社會
13、朝鮮労働者及青少年男女以対以民族的虐待、以酷使以根絶。
14、寃罪及不當拘束以対以賠償要求。
15、女性、白丁及奴僕以対以差別撤廃。
(四)教育
16、朝鮮無産大衆以以無産階級的政治闘争以教育及訓練以実施。

在日本朝鮮勞働総同盟規約

第一章　総則

第一條　本同盟之在日本朝鮮勞働総同盟이라稱하는事務所를東京에置함

第二條　本同盟은本同盟의綱領宣言及主張을貫徹하기를目的함

第三條　本同盟의規約은大會의決議가아니면變更을不得함

第二章　組織

第四條　本同盟은在日本各地朝鮮人勞働團体를以組織함

第五條　同一地方에二個以上의團体가有할時는地方聯合會를組織하고中央執行委員會統制下에서그地方內組合의行動을統一하기爲하여共通한事務及問題를處理케함

第六條　地方聯合會의包括하는地域과範圍組合의範圍及그에對한規約은本同盟中央執行委員會의承認을要함

一

第三章　機關

第七條　本總同盟之左列如許機關を置き

一、大會
二、倍大中央委員會
三、中央委員會
四、執行委員會
五、常任執行委員會

一、大會

第八條　大會は本總同盟の最高決議機關にして毎年第一回式定期に開催し別に中央委員會之が必要と認めたるとき又は全加盟組合の三分の一以上の要求あるときは臨時大會を開催することを得

第九條　大會は（大會代議員）地方聯合會、代表者を以て構成し中央委員及中央常任委員、中央委員長之を指揮す

第十條　大會は左の決議權を有す

第十一條　加盟各組合の大會、代議員の選出に關する決議に從ふこと

第十二條　大會は中央委員會の外決定したる代議員總數半數以上の出席の下に開催することを得ず

大會は每回議長一名、副議長一名を選擧し議長之を大會書記及左の各種委員會委員を選任することを得

一、資格審査委員　二、爭議審査委員　三、會計審査委員　四、法規委員　五、議事委員　六、其他

二、倍大中央委員會

第十四條　本同盟中央委員會は中央委員會の外決定したる事項の有る時は中央委員會の決議に依り倍大中央委員會を召集することを得

但信大中央委員會叫代表之中央委員會叫外各組合의代表로
附則 決定
三、中央委員會

第十五條 中央委員會之次期大會叫까지最高決議機關으로서大會叫外選舉된中央委員及中央委員長으로써構成함

第十六條 中央委員之大會의決議執行의責任을負하며本總同盟의綱領及宣言의遂行叫必要한緊急事項에關한決議을行하고責任이有함

第十七條 中央委員之各地方聯合會을單位로하야五人式選出함

第十八條 中央委員會之一個年三回定期로開催함
但中央委員會의必要로認할時、又之中央委員三分之一以上의請求가有할時之臨時로開催함을得함

四、執行委員會

第十九條 執行委員會之中央委員會叫外選舉한執行委員及執行委員會叫外互選한常任執行委員으로써構成함

第二十條 執行委員會之本總同盟大會及中央委員會叫外決定된事項을執行함

第二十一條 執行委員會之本同盟의一切事務을分担處理하기為하야左記專門部을置함

一、組織宣傳部 二、政治教育部 三、爭議調查部
四、農務部 五、婦人部

五、常任執行委員會

第二十二條 常任執行委員會之執行委員會叫外互選한各部々長及執行委員長으로外構成되야各部事務을專任的으로執行하며叫執行委員會一切事務叫対하야責任을負함

第四章　役員

第十三條　本總同盟之左記如き役員を置き
一、中央執行委員長、一人　二、中央委員、若干人、
三、執行委員　若干人　四、常任執行委員、若干人
五、會計監査　二人、

第十四條　中央執行委員長之を本則規定に依り本總同盟を代表し且一般會務を統轄し且其責任を負ふ

第十五條　常任執行委員之を本則規定に依り本會務を處理す

第十六條　役員之を無給又は有給とし給料之を中央委員會に於て此を定む

第五章　加盟脱退及規律

第十七條　本總同盟に加盟又は脱退之大會又之中央委員會の承認を要す

第十八條　大會中央委員會之必要と認むる時加盟組合又之組合を對して勸告警告を發し次の條件に當る時之加盟組合を除名し得る
一、本總同盟綱領宣言規約及大會中央委員會の重要なる決議を違反したる時
二、間諜的行爲を有したる時
三、其他労働階級の利益精神に違反したる階級的道徳を毀損したる行爲ありたる時

第十九條　中央委員會の除名決議に對しては大會に上訴し得る
但上訴期間中之加盟組合を代議員の權利義務を一切存續す

第二十條　除名決議は絶對多數の三分の二以上の出席を要し三分の二以上の同意に依り成立す

會業團業營省設時フーラー氏施

許　本　ニ　依

昭和二、二、一五、

(株式會社明治印刷製本業)　(15.2)　(原 11)

第三十條　加盟組合ハ脱退シタル時ニ於テ本組合ニ對スル一切ノ權利ヲ喪失ス

第六章　會計

第三十一條　本組合ノ經費ハ加盟組合ヨリ此ヲ負擔ス

第三十二條　本組合ノ經費ハ大會ニ於テ決定シタル中央委員會ノ分擔ニ依リ各加盟組合ヨリ之ヲ徴收ス

但臨時徴收ヲ要スル場合ハ大會ノ同意ヲ經ルモノトス

第三十三條　本組合ハ會計年度ヲ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ルモノトス

第三十四條　本規約ニ定メサル事項ハ通常慣例ニ依リ中央委員會ニ於テ決定スルモノトス

第三十五條　本規約ハ大會ニ於テ出席代表者三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

以上

井水ニ依ル灌漑

左ハ合衆國農務省技師フーラー氏ノ論述セルトコロヲ抄譯セルモノナリ

合衆國ニ於ケル最モ普通ノ灌漑方法ハ河水ノ利用デアルガ、近來ポンプヲ以テ井水ヲ汲上ゲ之ヲ灌漑ニ利用スルモノ日ニ增加スルニ至ツタ、之ハ近來河水ヲ利用スル費用ガ非常ニ增加シ農家ハ勿論ヲ通リテ此高價ナル水ヲ購フヨリ寧ロ井ヲ掘リテ自家ノ爲ヲ圖ル方ガ、經濟的ニナツタカラデアル、之ヲ以テ

モノハ共同ノモノト異リ順番ヲ待ツ必要モナク、自己ノ欲スル何時デモ揚水スル事ヲ得ルノミナラズ、施ナ契約ヲナス必要モナク、又他人ノ直接ヤ我儘ノ覚エ、不時ニ水ヲ止メラレル様ノ恐ハナイ、若シ農夫ガ各々井戸ヲ有シ且ツ適当ナポンプヲ有スルニ於テハ自己ノ欲スルガ儘ニ又作物ノ必要ニ応ジテ何等支障ナク何時ニテモ揚水スル事ヲ得ベキ筈デアル。

揚水ポンプヲ以テスル揚水ノ価格ヲ定ムルニハ、最初ノ工事ニ要シタル資金ニ対スル利子、機械ノ消耗、監督、運転及維持ノ費用等ヲ合算シナケレバナラナイ、機械的ニ云ヘバ、何百尺ノ地下デアロウトモ、又其水量ノ如何ニ多量デモ、ポンプヲ以テスレバ最上ゲラレル温度デアルガ、操業上可能ナル高ニ

(株式会社明昭堂印刷所)

ヘ鑿井ヲ施行スル場合ニ於テハ、其施行ノ方法ヲ定メ、又ハ鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限スルコトヲ得ルモノトス

第十一條　鑿井ヲ施行スル者ハ、其ノ施行ノ方法ヲ定メラレタル場合ニ於テハ、其ノ方法ニ從ヒ、鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限セラレタル場合ニ於テハ、其ノ禁止又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

第十二條　鑿井ヲ施行スル者ハ、其ノ施行ノ方法ヲ定メラレタル場合ニ於テハ、其ノ方法ニ從ヒ、鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限セラレタル場合ニ於テハ、其ノ禁止又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

第十三條　鑿井ヲ施行スル者ハ、其ノ施行ノ方法ヲ定メラレタル場合ニ於テハ、其ノ方法ニ從ヒ、鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限セラレタル場合ニ於テハ、其ノ禁止又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

第十四條　鑿井ヲ施行スル者ハ、其ノ施行ノ方法ヲ定メラレタル場合ニ於テハ、其ノ方法ニ從ヒ、鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限セラレタル場合ニ於テハ、其ノ禁止又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

第十五條　鑿井ヲ施行スル者ハ、其ノ施行ノ方法ヲ定メラレタル場合ニ於テハ、其ノ方法ニ從ヒ、鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限セラレタル場合ニ於テハ、其ノ禁止又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

第十六條　鑿井ヲ施行スル者ハ、其ノ施行ノ方法ヲ定メラレタル場合ニ於テハ、其ノ方法ニ從ヒ、鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限セラレタル場合ニ於テハ、其ノ禁止又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

第十七條　鑿井ヲ施行スル者ハ、其ノ施行ノ方法ヲ定メラレタル場合ニ於テハ、其ノ方法ニ從ヒ、鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限セラレタル場合ニ於テハ、其ノ禁止又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

第十八條　鑿井ヲ施行スル者ハ、其ノ施行ノ方法ヲ定メラレタル場合ニ於テハ、其ノ方法ニ從ヒ、鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限セラレタル場合ニ於テハ、其ノ禁止又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

第十九條　鑿井ヲ施行スル者ハ、其ノ施行ノ方法ヲ定メラレタル場合ニ於テハ、其ノ方法ニ從ヒ、鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限セラレタル場合ニ於テハ、其ノ禁止又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

第二十條　鑿井ヲ施行スル者ハ、其ノ施行ノ方法ヲ定メラレタル場合ニ於テハ、其ノ方法ニ從ヒ、鑿井ヲ禁止シ、若ハ其ノ使用ヲ制限セラレタル場合ニ於テハ、其ノ禁止又ハ制限ニ從フコトヲ要ス

(株式会社明昌堂製本部発行)

性質ヲ依リテ定ムベキモノデアルガ、又其外ヲ考量ヲ入レネバナラヌ事ガアル、蓋シポンプハ一定期間、其期間ヲ要スル水量ヲ汲上ゲルヲ足ルモノデナケレバナラナイガ、茲ニ出圃ノ面積ガ餘リヲ小ナル場合ヲハ其面積ヲ比レテ比較的大ナルポンプヲ使用レナケレバナラナイ、其場田ハ作物ヲ水ヲ適用スルヲ方リ其水ガ餘リヲ小ナル流レヲ爲ス時ハ不利益デアルカラデアル、尤モ此用量ヲ除去スルヲ用ヒラレテ居ル二ツノ方法ガアル、其一ツハ、最モ經濟的ナ流レヲ成スヲ足ル丈ケノ大サヲ有スルポンプヲ備付ケル事デアル、他ノ一ツハ小形ノポンプヲ備付ケ別ヲ貯水地ヲ設ケテ所用量濟的ノ流レヲ成スヲ足ル迄水ヲ之ヲ貯藏スル事デアル、即テ小形ノポンプヲ晝夜ノ別ナク運轉レ、之

(15. 2) (第 11)　(株式會社明治商店製造)

ヲ貯蔵セテ、壁間ノミ使用シ蓄タクハ一日量ヲ使用スルノデアル、小形ノ本ンプヲ備付ケ、出来得ルダケ長時間之ヲ使用スル事ハ経済的デアル、数貫ヲ購スル利子モ亦莫迦ニナラヌ本ンプノ大サヲ依リ異ナルモノデアル、而シテ就レモボンプヲ使用スルモ使用セザルモ大差ナキモノデアル、問題ハ寧ロ大ナル本ンプヲ備付ケルト、貯水温ヲ常ニ保ツ為ニ必要ナル蒸気ノ費用デアル、又電力ヲ購ヲ一ヶ年一馬力幾何ト云フ定額ノ料金ヲ仕払フ場合ニハ貯水温ヲ成ケテ小許ノ電力ヲ頻繁的ヲ使用スル方ガ有利デアル、鉱泉ヲ貯水温ヲ以テ貯蔵スル本ハ漏洩ヲ防止セナノデアルカラ、貯水温ノ内部ヘ之ヲ圏壁シテ其漏洩ヲ防止セナケレバナラナイ。

(15. 2) (第 11)
(株式会社明昌堂印刷所)

ポンプハ一定時間ニ一定量ノ水量ヲ供給スル丈ケ大ナル特タネバナラヌ事ハ既記ノ通リデアルガ、乾燥地方ニアリテハ、撒水ヲ要スル期間（例ヘバ五ケ月）撒水スベキ土地ニ要スル水ノ総テヲ調定シ其水量ヲ供給スル.ニ足ルポンプヲ据付クルヲ常トスル、一例ヲ挙グレバ、愛ユアルフハルフハ（うまくやし）ヲ栽培スル八十エーカーノ畑ニポンプヲ据付ケル場合ニ其畑ハ五ケ月間ニ之ヲ三呎ノ深サニ散ヲ丈ケノ水ヲ要スルトスレバ、百五十三日間ニ二百四十エーカー・フート（一エーカーフートハ一エーカーヲ一呎ノ深サニ散ヲ水量ヲ云フ）ヲ一日ニ五十三日間ニ割ナレバポンプヲ備カルテ一日一・五七エーカー・フート即チ一分間三百五十六ガロンノ水量ヲ要ス、之

(株式会社明昇堂印刷所)

ニ必要生ズベキ通常上ノ故障ヲ見積ルトキハ、此煩ニ備付クベキポンプハ一分間四百乃至四百五十方ロンノ能力ヲ有スルモノデナケレバナラヌ、然ヲ此大サノポンプニテハ(アルフハルフヘ)ヲ壓送スルニ適用ナル故レヲ以スルニ足ラナイ故ニ、更ニ大形ノポンプヲ備付クルカ若クハ夜間中水ヲ貯蓄スル爲ニ貯水池ヲ造ラナクベナラヌ、一分間八百乃至千方ロンノ流ヲ成スモノハ之ニ比スレバ甚ニ僅用デアルカラ、別ニ貯水池ヲ造ラスルノ必要モナイ。

半圓洞地方若クハ通洞地方デハ飲用水ハ雨水ヲ補足スル爲及旱魃ノ時ニ備フル爲デアルカラ、ポンプノ大サヲ定ムルニ當ツテモ全晝夜揚水ニ要スル水量ヲ以テ其儘ノ場合ニ要ス

ソウナ本量ヲ考量シテ之ヲ定メナケレベナラナイ、勿テ二週間ニ一回全圃ニ亘リテ十分ノ灌水ヲ爲セベ足リル事モアロウ、其場合ニハ夫レニ適當スル本ンプヲ備付ケル必要ガアル、而シテ極メテ大量ミノ平均ヲ取レベ、一回ノ十分ナル灌水ハ地ノ表面ヲ固時乃至六時ノ深サニ浸ミ足ル水ヲ要スルモノトセラレテ居ル、仮リニ其深サヲ五吋トシ、灌漑面積ヲ八十エーカートシ、本ンプヘ二週間間断ナシニ運轉スルモノトスレベ、其本ンプヘ一分間ニ五百回十ガロンヲ汲上ゲルモノデナケレベナラナイ、又地轉時間ヲ一週間ニ短縮シヨウトスレベ、本ンプノ能率ヘ其倍加テ一分間千八十ガロンデナケレベナラナイ、概括的ニ云ヘベ貯水池ノ効用ヘ乾燥地方ヨリモ寧ロ濕潤地方ニ多イ、何トナ

(15. 2) (第 11)
(株式会社朝鮮総督府印刷局)

レベ後者ニアリテハ水ヲ吸入スルノヘ単動ノミデアルカラ貯水槽サヘ大キクシテ置ケベ、小形ノポンプニテ間断間遠的ニ注入スル丈ケデ差支ヘ、単動ノ時マデニ非常ノ多量ノ水ヲ貯ヘ得ルカラデアル。

（以下ポンプノ価額等非常ニ長キ説明アルモ衛生多ク之ヲ例カル様ニ記載スル事頗ル困難デアルカラ茲ニ之ヲ省ク事トスル。）

二、ポンプ一式ノ直接

株式会社明治商店発行

抹機場地百六十エーカーヲ灌漑スルニ十分ナ能力ヲ有スル水ンプ一式鑿井ヲ施メテ、普通ノ式鑿ノ下ナレベ、五千弗位ニ

(15. 2) (廿 11)

ヨリ七千弗位デ据付ケル事ガ出来ル、一分間百吋四ンノ能力ヲ有スル風ニ小形ノポンプナレバ、水ノ供給状態ガ良好ナル風ヲ井戸ノ傍メテ二千弗若クハ夫以下デ据付ケル事ガ出来ル、給水道ヘコンクリートデ据ルト五百弗乃至一千弗モカヽル。

三、ポンプノ運転費用

運転ナキ時ヲ必要トセイデ無事ニ運転セラレタヽ面シテ現在デハ多クノポンプガ番守人ナシニ長時間運転セラレッツアルガ、面カモ之ハ甚ダ危険デアル、若シ其運転中ニ機械ノ一部ニ故障ノ起ツタ場合ニ之ヲ其儘ニシテ置クトポンプ全体ヲ破損スル恐レガアル、面シテ之ニ要

(株式会社明昭堂印刷所)　(15.2)(廿 11)

スル修繕料ヤ何カヲ見積ルト事ニ看守人ヲ置ク方ガ得用ノ場合ガアル。

ボンプノ機関ハ安価ナ石油デ運轉ノ出來ルモノデアリタイ、左スレバ英佛殿ヘガソリン油ノ四分ノ一若クハ三分ノ一デ足ルノデアル。

ラアリケーテング・オイル（機械ニ塗ス油）モ亦運轉費用ノ計算上重要ナモノノ〆一ツデアル、其機械ガ大形ノモノナル場合ニ殊ニ然ハ尤モ機械ノ修理ヲ何時モ完全ニシテ置ク油ガビストン環ヲ能ク運轉シテ燃料ト共ニ燃ユル事ナキ樣ニシテ置クノ時ニハ大ニ其費用ヲ節約スル事ガ出來ル。

故ニ一般スル利子及機械ノ消耗ハ是非トモ運轉費用ノ内ニ計

(株式会社明昌堂蔵版)

右ノ費用ヲ両本ヨリスル鑿数ノ費用ト比較スルユヘ、両本ヲ引ク場合ニモ投資ニ関スル利子、其設備ノ消耗、諸雑給料、草取り料等ヲ加算シナケレベナラズ、左スレベ一見非常ニ不利益ノ様ニ見ユル井水ノ利用モ左マデ不利益デナイ事ガ判カル、

(株式会社明治書院印刷所)

○木材飢饉来」ニ就テ　大正十五年　商務官　音作

附朝鮮植林事業ノ有望

其一、世界的木材生産力ノ激減

二千年前ニ於ケル地球上ノ森林面積ハ陸地全面積ノ約五割ナリシガ現今ハ半分ノ三割二分五厘ニ激減シ、若シ今後モ同ジ速力デ減少スルトセバ二十年後ニハ地上一本ナキニ至ル筈ナリ然ルニ現存ノ森林ニ就テ観ルニバ左ノ通デ一層悲観セネバナラヌ

第一、北半球針葉樹林。全森林面積ノ約三割五分ヲ占メ、建築其他各般ノ用材及製紙原料等ニ供用セラルルモノニシテ吾人ノ生活上最重要ナル森林ナリ、主トシテ北半球ノ北部ニ残存シ伐木、山火及虫害等ノ多盛ンニ実消セラレ、年々其蓄積ノ激減シツツアリ

第二、北半球（熱帯ヲ除ク）濶葉樹林。全森林面積ノ約一割五分ヲ占メ、主トシテ用材ノ一部及薪炭等ニ供用セラルルモ、是モ亦伐木及山火等ニヨリテ年々其蓄積ヲ著減シツツアリ

第三、熱帯及南半球ノ森林。全森林面積ノ約五割ヲ占ムルモ其大部分ハ利用困難ノ硬木ニシテ、紫檀黒檀ノ如キ少量ノ特殊材ヲ生産スルヲ普通建築材ヤ製紙原料等ニ適スルモノ極メテ尠シ、

故ニ第三ニ属スル森林ハ将来ノ木材供給上大ナル價値アルモノニアラズ又第一及第二ニ属スル森林ト雖(イ)極地ニ近キ所(ロ)交通運搬ノ困難ナル所(ハ)國土保安上等ニ必要ナル所(ニ)森林公園、天然物保存林及之ニ準ズル森林等ハ漸次伐木ノ自由ヲ許サザルコトトナルベキヲ以テ今后自由ニ木材ヲ生産シ得ベキ森林面積ハ多クノ見ルモ現存森林ノ約半数即チ陸地全面積ノ約一割一分位ニ過ギザルベシ果シテ然リトセバ既往二十年間ニ於ケル陸地全面積ノ二割二分五厘ヲ減縮シタノデアルカラ若シ今后モ同一速力ニテ進ムモノトセバ全地球上ノ可利用森林ハ十年内外ヲ以テ皆無トナルベキ筈ナリ、尤モ今后ハ年次造林保護ニ努メ且伐採ニ注意スベキニヨリ、十年乃至十五年ヲ以テ皆無トナルコトハ無カルベキモ、可利用森林面積ノ年次激減スルコトニ就テハ何人モ異議ヲ挟ミ得ザルコトデアロウ、

次ニ我地上ニ於ケル現今ノ木材消費量ト其生長量トヲ比較シテ見レバ、消費量ハ五兆六億石ノ巨額ニ上ルニ生長量ハ三兆八千億石ニ過ギナイト積算サレテ居ル、故ニ此点カラ見ルモ世界ノ森林蓄積ハ年々一兆八千億石宛減少スルコトガ推知セラレル、

次ニ他面我地上ニ於ケル森林ノ消長ヲ考察スルニ、人口ノ増加及文化ノ進ムニ従ヒ森林ノ重要ナル部分ハ次第ニ農業地又ハ工業地等トシテ開墾セラレ、又保安林、森林公園、天然物保存林等トシテ伐木ノ禁止制限ヲ受クルコトニナル、故ニ森林面積ハ此原因ノ爲ニモ大ニ減縮スルコト明ラカニ」以上ノ三資料ダケデモ将来ニ於ケル木材ノ供給上大ナル脅威ヲ感ゼザルヲ得ナイノニ、尚其上ニ大ナル悲観資料ガアル、夫レハ世界ノ木材消費量ガ年ト共ニ漸増スルコトデアル、即チ第一ハ人口ノ増加ニ伴フテ増加スルコトデアル、第二ハ文化ノ進ムニ伴ヒ一人當平均木材消費量ヲ増スコトデアル、第一ノ人口増加ニ伴フ増ニ就テハ簡單ニ説明シタイ的確ナル調査ノ結果ニヨレバ、英國ノ人口ハ最近二十年間ニ二割ヲ増シタノニ木材ノ消費量ハ其二倍即チ四割ヲ増シテ居ル、又北米合衆國ニ於ケル一千八百八十年以来ノ木材消費増加率ハ同年間ニ於ケル人口増加率ノ約二倍達シテ居ル、又最近學者ノ調査ニヨリ世界中ノ一人當平均木材消費量ハ年々約百分ノ二ツツ増加スルト云ハレテ居ル、即チ世界ノ木材消費量ハ人口ノ増加ニ伴フテ増加スル上ニ更ニ一人當消費量ヲ増スノデアルカラ其増加率ノ大ナルコトハ推察ニ餘アル、斯ク研究シ来ルトキニ木材飢饉来ヲ叫ブ聲ノ次第ニ多クナリツツアルハ當然ト云ハネバナラヌ、

國ヨリ多クノ國ニ於テハ一面山火ノ豫防消防及造林ノ増加改善ヲ圖ッテ蓄積ノ減少防止ニ努メ他面防腐木、耐火木材又代用材料ノ普及等ニヨッテ消費量ノ増加防止ニ努メツアリト雖、此等ノ努力ノ結果ガ比較的

微弱デアルベキハ既往ノ事實ニ徴シテ明デアル、

<u>幕的</u>木材貿易ノ大家アングス、ハミルトン氏曰ク「木材飢饉ノ襲来スル時期ハ世人ノ想像スル如ク悠々タルモノニアラズ、吾人ハ其期間ヲ二十五年乃至三十年ニ限定シテ憚カラヌモノデアル、北米ノ木材供給ハ大約三十年ヲ出デズシテ消滅スベク、加奈陀モ夫レヨリ長ク供給スルコトハ困難ナルベク、又バルチック沿海ノ大供給地モ利用シ易キ森林ハ大部分滅盡シ今ハ内陸ニ向ツテ伐進ミツヽアルモ、是レスラ三十年ヲ出デズシテ供給ヲ絶ツデアロウ」云々、之ハ夢物語デハナイ的確ナル資料ニ基ヅイテ大観シタ警告デアッテ内外學者多クハ之ヲ承認シテ居ル、

其二　東洋ノ木材飢饉

日本各府縣ニ於ケル林産物ノ需給関係ヲ考察スルニ、ヲ年ノ過伐ト木材消費量ノ激増ニ伴ヒ、七八年前迄ハ東洋唯一ノ木材輸出國トシテ誇ッテ居タ我邦モ、近来ハ大量ノ木材入超國トナッタ、最近帝國森林會ノ調査ヨリモ内地府縣ニ於ケル林産物ノ不足額ハ(ヲ年約六千万石ノ巨額デアルコトヲ表明サレタ、(平均需要量ハ立木材積一億九千万石ニ平均生長量ハ一億三千万石ニ過ギヌ)加フルニ造林事業ハ意ノ如ク進ミデルカラ、消費量ハ年ノ如ク増加スル趨勢デアルカラ、將来ニ於ケル不足額ノ益〻激増スルコト明デアル、

次ニ多年巨額ノ木材供給ヲ以テ誇ッテ居タ北海道モ今ヤ著シキ資源涸渇ノ枯渇シ、道内供給ノ前途ヲモ憂慮サルル状況ニナッテ居ル、故ニ北海道ハ將来内地ノ木材不足ヲ補フ上ニ於テ大ナル頼トハナラヌ、

臺湾ニハ阿里山檜材其他特殊材ノ輸移出カアルモ、其額少量ニシテ到底輸移入材ヲ償フニ足ラナイ、即チ臺湾ハ差引入超地タルヲ免カレヌ、

朝鮮ハ鴨緑豆滿両江流域ノ大森林アルモ其蓄積ノ豫想セル程ニ大ナラズ、其他ノ山林ハ概シテ木材ノ供給力ニ乏シキヲ以テ、現在及近キ將来ニ於テハ林産物ヲ輸移出スル力微弱デアル、

故ニ日本領域内ニ於テ大量ノ木材ヲ輸移出スル力ヲ持ツモノハ獨リ樺太ヲ殘スノミデアルガ、之トテ當分ノ間ニ限リ年次數万トナルコトハ左記理由ヨリ明デアル、

(イ)樺太ノ森林蓄積ハ従来十數億石ト概算サレテ居タガ、其後調査ノ進捗ニ從ヒ約六億石ニ過ギヌイコトガ明トナッタ、

(ロ)以前ニ過大蓄積ヲ基礎トシテ大ガ的ニ製紙パルプ事業ヲ許可シタ爲之ニ要スル原料材ハ巨額ニ上リ、蓄積減ノ今日デハ年生産能力ノ大部分ヲ之ニ當テネバナラヌコトトナッタ、

(ハ)既往數年間一千餘万石宛ノ移出ヲ爲シ得タノハ、主トシテ松毛虫ノ被害木ヲ急速處分シタ爲デアッタ、

然ル=右被害木ノ處分ハ大体本年ヲ以テ終了スル筈デアルカラ、明年以后ハ著ルシク出材量ヲ減ズルト思ハレル。

(ニ) 殖民地内ノ立木ハ従来其開銀土着ニ拂下ゲ彼等ヲシテ自由処分ヲ為サシメタノデ、内地ニ移出セル額ガ相當多量ニ上ツタノデアルガ要存國有林ダケデ將来島内ノ需要ヲ充タスコト頗ル不安トナツタノデ、十五年度カラハ殖民地内ノ立木モ林務署直接ノ斫伐トナシ、要存國有林ノ官行材ト同様前ヲ方針デ拂下グルコトトナツタ、故ニ此原因カラモ島外移出材ハ一層減少スルコト明デアル。

(ホ) パルプ原料ニ適セザルカラマツハ其總蓄積約三千万石ナルモ、其内利用可能ノ立木ハ二千万石ト推定サレテ居ル、仮ニ百年ノ輪伐トシ造材歩止ヲ五分トスルトキハ一ケ年百万石ノ生産トナルモ、將来島内ノ枕木用材、土工用材及建築用材トシテ多量ノ使途ガアルカラ將来ニ於ケルカラマツ材ノ移出モ少額ニ過ギヤイト言ハレテ居ル。

以上ハ將来ニ於ケル樺太材移出ニ對シ正確ト認メラルル資料ニヨリテ各関係事項ノ要領ヲ記述シタノデアルガ、内地輸出(移入)力ノ大ナラザルコトニ就テハ充分ニ推知シ得ルト信ズル。

以上ノ如ク考察スルトキハ日本ニ於ケル將来ノ木材不足ハ年ト共ニ激増スルコト必然デアルガ、其大不足ノ補給ヲ外國ニ之ヲ求ムルヨリモ満洲ニ於ケル及北米ノ二地ヲ措ケル外ナク、次ニ二地ノ補給力ニ付考察シテ見ヤウ。

(一) 満洲ノ木材輸入力。利用可能ノ森林蓄積ハ約四十億石ト見做シ百年輪伐トスレバ年伐立木材積ハ五千万石トナリ、造材歩止ヲ五分トスレバ二千五百万石ノ生産トナル、而シテ之ハ横暴ナル火害ヲ見ナイ計算デアル故實際ハ之ヨリモ著減スルニ相違ナイ(現在ノ木材供給力ハ鴨緑江材二百五十万石乃至三百万石、吉林材五十万石乃至八十万石、北満材五十万石計三百五十万石乃至四百二十万石ニ過ギナイ)然ルニ満洲ノ産材ハ第一満洲内ノ需要ニ充當セネバナラヌ、満洲内ノ需要ハ現在ニ於テモ相當巨額ニ上ルガ、將来ハ人口ノ増加、パルプ工業(満洲ニ於ケルパルプ原料ハ鴨緑江方面一千七百餘万石、吉林方面五千百余万石、北満方面七百余万石、三姓方面六千三百余万石計約一億四千万石ニ上ルヲ以テ將来ハパルプ工業勃興スベク思ハル)其他ノ新需要モ漸増スベキニ付其需要量ノ激増スベキハ勿論デアル、第二満洲材ハ將来満洲以外ノ支那ノ大需要ニ向ツテ供給セネバナラヌ、支那ハ現在ニ於テモ木材ノ大入超國デアルガ、今后文化ノ進ムニ従ヒ更ニ大ナル入超國トナルノハ明デアル(最近三年間ノ木材輸入平均額ハ一千四百七十万海関両デアル)而シテ現今ノ大供給者タル

ル北米ハ后文記述ノ如ク其供給力ヲ激減スベキコト明ナルヲ以テ、滿洲ノ餘材ノ殆ド全部ハ之ヲ自國ニ供給スルコトニナルデアロウ、故ニ滿洲ノ森林ハ將來日本ノ木材不足ヲ補フ上ニ大ナル期待ヲ持チ得ナイコト明デアル、

(二) シベリヤノ木材輸入力。シベリヤノ森林資源ハ頗ル莫大ナルモ其木材ヲ經濟的ニ日本ニ輸入シ得ル範圍極東方面ヲ主トシテ沿海州ニ限ルト言ツテ良イ、而シテ其木材年生産額ハ恐ラク一千万石ヲ出ルコト難イデアロウ、從ツテ假ニ其内ノ六割ヲ日本ニ輸入スルトシテモ其年額ハ六百万石ニ過ギナイ、即チ今日、我國ノ不足材ノ十分ノ一ニ過ギナイ、尤モ日本ノ材價ガ著ルシク暴騰スルニ至レバ漸次其輸入額ヲ增大スル彈力ハアルモ、如何ニ增大スレバトテ、我邦不足材ノ三分ノ二ヲ充タスコトハ困難デアロウ、去スレバ不足材ノ三分ノ二ハ何処カラ供給スルデアロウカ、

(三) 北米ノ木材輸入力。現今日本ノ木材界ハ北米材ノ輸入ニヨッテ助ケラレテ居ルト云ッテモ過言デナイ、即チ大正十三年度ノ米材輸入額ハ一千百三十九万石ノ大量デ、恰モ内地用材總需要額ノ二割ヲ占メテ居ル、然ラバ米材輸入ノ將來ハ如何ト云フニ、今日ノ如キ盛況ヲ持續スルノハ精々十年間位デ、近キ將來ニ於テ次第ニ其額ヲ減ジ、十五六年后トモナレバ少額ノ長大材ヲ輸入スルニ留マルコトト思ハレル、

張德ノ義務左ノ通

(イ) 北米中最先ニ盛ンナ伐木ノ行ハレタノハ北東部森林デアルガ、既ニ其蓄積ノ割八分ハ伐採セラレ殘ル僅ニ一割ニ分ニ過ギナイ、而モ伐採セラレタルハ概シテ林相佳良運搬便利ノ森林デアッテ、殘レル森林ノ大部分ハ比較的劣等ヲ免レヌ、既ニ此地方ハ一億餘万英町ノ伐採跡地ト三千餘万英町ノ荒廢地トヲ出現シ、自家ノ供給ニモ大不足ヲ告ゲ、英領加奈陀ノ輸入ヲ得テ僅ニ足シカラザルヲ得テ居ル、

(ロ) 北東部森林ニ次デ盛ンニ伐採セラレタノハ中部森林デアルガ、之レ亦既ニ全蓄積ノ九割ヲ伐採シ盡シ大火等ノ爲ニ荒廢ニ歸セルモノ五百万英町、利用ノ價値少ナキ後生樹林ヲ以テ被ハルル面積九千万英町ニ達シテ居ル、又國有森林ハ二億八千万英町ト見積ラレ居ルモ其九割五分ハ伐採ヲ盡サヌ殘ルハ僅ニ五分ニ過ギヌ、

(ハ) 北東部森林ヲ荒シ次デ中部森林ヲ荒シタ米人ハ、尚モナク南部ノ松林地帶ニ伐リ進ンダ、今ヨリ十年前頃迄ハ非常ナ勢ヲデ伐採シタノデアルガ、最近數年間ハ次第ニ其量ヲ減ジツツアル、既ニ七割四分ヲ伐リ尽シ、現存蓄積ハ二割六分ニ過ギヌ、國有森林面積ハ二億五千万英町ト見積ラレテ居ルガ、今日既ニ其八割八分ヲ伐採シ尽シテ仕舞ッタ、從テ南部松林地帶ノ木材生産モ其先ガ見ヘテ来タ、

(ハ) 南部松林地帯ヲ殘リ少ナニ伐ッタ米人ハ今度ハ太平洋沿岸森林ニ向ヒ大々的ノ伐採ヲ開始シタ、伐木ハ今尚全盛デアルガ、既ニ全蓄積ノ五割七分ヲ伐リ、殘ルハ四割三分ニ過ギズ、日本ニ輸入スル米材ト云フノハ此太平洋沿岸産デアル、今ヤ伐木ハ全盛ヲ極メ、百四十ヶ所ノ製材所ヲ盛ンニ大製材ヲヤッテ居ル、山火事依然トシテ猛威ヲ逞フシ年次其蓄積ヲ激減シテ居ル、最近渡米シテ詳細ニ調査シタ農林省技師渡邊遞林學士モ「太平洋沿岸ノ森林ハ目下ドシ々々減少シテ居ル、伐採スルヨリモ山火デ燃ヘル面積ノ方ガ多イト云ハレテ居ル」ト言明シテ居ル、

(ホ) 太平洋沿岸森林ト前後シテ伐木ヲ開始シタノハロッキー山脈附近ノ高地森林デアル、國有森林六千五百万英町ノ内殘レルハ三万八千英町(五割八分)ニ過ギヌ、既ニ五百万英町ノ荒廃地ト一千八百万英町ノ矮小灌木林又ハ後生樹林ヲ出現シテ居ル、伐木ハ目下全盛ヲ極メ一九二〇年ハ前年ニ比シ三割一分ヲ増シテ居ル、山火ノ猛烈ナコトハ太平洋沿岸森林ニ異ナラヌ、

(ヘ) 大正十三年十月ワシントン府ニ於テ開カレタル林産物利用中央委員會ニ於テ大統領クーリッヂ氏ノ警告演説中左ノ言アッタ、

「米國ノ森林資源ハ今ヤ將ニ涸渇セントシテ居ル、米國今日ノ森林面積ハ大陸發見當時ノ六分ノ一ニ過ギズ、而シテ其大部分ハ位置ニ於テ材質ニ於テ少ク等ナキノデアル、米國ニ於テ年々減少スル森林蓄積ハ約十億九千万石ニシテ、年々ノ生長量ハ其三分ノ一ニモ足ラヌ六億万石デアル、又今日伐採スル森林ノ四分ノ三ハ既ニ容易ニ接近シ難キ僻遠ノ地ニナッテ居ル」云々

(ト) 多年世界的木材貿易ニ從事シ且廣ク世界ノ木材生産地ヲ跋渉調査シタル加州バークレー市ノアンガス、ハミルトン氏曰ク「合衆國ノ木材供給ハ大約三十年ヲ出デズシテ消滅スベシ」云々

(チ) 最近米國東北林業試驗場長ドルトル、サミュエル、デーナー氏曰ク「米國ノ森林面積ハ三億二千三百万英町、其蓄積ハ七百八十億石、一ヶ年ノ總生長量ハ約六億石ニ過ギサルニ一ヶ年ノ伐採量ハ約二十六億石ニ上ッテ居ル、故ニ米國ノ森林ハ總生長量ニ比シ年々約三十億石ノ過伐ヲシテ居ル、此分ニテ進メバ今ヨリ三四十年后ニハ全土無森林ノ狀態トナルベシ」云々

(リ) 米國ノ林業ニ就テ造詣ノ深イ帝室林野局ノ岡本技師曰ク「米國ノ伐木曲線ハ何ノ地方モ急激ニ上ッテ而シテ急激ニ下ッテ居ル、今日全盛ヲ極メテ居ル太平洋沿岸森林ヤロッキー山附近ノ高地森林モヤガテ急下ノ時ガ來ルニ相違ナイ、即チ大低下ヲスル時ハ二十年ヲ出デズアロー」云々

(ヌ) 米國ノ森林ガ前記ノ如キ危殆ニ頻シテ居ルニモ拘ハラズ何故早ク伐採ヲ制限シナイカトニヲニ森林大部

今ハ大會社ノ所有ニ帰シ、彼等ハ既ニ大資本ヲ投ジテ大規模ニ伐木スル設備ヲ為シ俄ニ之ヲ縮ノ得ナイ事情ニアルカラダ、例ヘバ太平洋沿岸ノ森林四億七千万英町ノ内三億七千万英町ハ私有林デアル即チ私有林ガ七割九分以上ヲ占メテ居ルカラ政府當局ト雖容易ニ手ヲ着ケ得ヌノデアル、

(ル)然ラバ米國ノ造林事業ハドウカト云フニ九三年迄ノ人工造林面積ハ百四十四万八千餘英町ニ達シテ居ルガ其七割五分ハ農業者ガ防風ヲ主目的トシテ植付ケタルモノデアルカラ、將来ノ林産供給上カラ見レバ殆ンド言フニ足ラナイノデアル、要スルニ米國ノ人工造林ハ勞賃高クシテ經濟上引合ハナイノデアロウ、

即チ以上ノ如ク考察スルトキハ單ニ日本ノミニ就テ考フルモ又東洋全体ニ就テ考フルモ將来木材ノ供給上大不足ヲ痛感スルニ至ルコト明デアル、既ニ大不足ヲ痛感スル以上ハ勢ヒ材價ノ昂騰ヲ見ルベキハ必然デアル、材價ヲシテ昂騰ヲ免レシメントスレバ之ヲ補給サル外ハナイ、然シ不足ヲ補ツテモ又不足ヲ生ズルコト必然デアル、故ニ材價ハ昂騰次第ニ昂騰ヲ以テシ以テ僅ニ需要供給ノ調節ヲ保ツニ過ギナイ、從ツテ木材ノ飢饉ハ十五年ヤ二十年デ来ルモノトハ思ハレナイガ材價ノ昂騰ノ如何ニ急激ナルカハ推察ニ餘アル既ニ材價ニシテ昂騰シ行ク以上木材價格ノ之ヲ俾フテ昂騰スルコトモ疑ヲ容レヌ、

之ヲ要スルニ内地府縣ノ森林蓄積ハ約四十億石ニ過ギザルニ最近五ヶ年間ノ平均需要量ハ約三億石(立木材積)ニ上ツテ居ル、故ニ内地ダケデ自給自足スルモノトセバ近イ内ニ木無國トナラネバナラヌ、故ニ年不足額ノ六千万石ハ何ントカシテ之ヲ他ヨリ補給セネバナラヌ、(カフルニ此不足額ハ年次逓増スル)然ルニ臺湾ト朝鮮ト北海道トハ大ナル補給ノ餘力ヲ持タズ、樺太モ亦大ナル餘力ガナイ、滿洲シベリヤノ餘モ前記ノ通デアリ、北米材ノ餘力スラ其前途ハ知タモノデアル、加奈陀ニ餘力アリトスルモ、將来ハ英本國其他ノ欧洲各國ヤ合衆國ヤ南米ニ出サネバナルマイ、其他亜弗利加印度方面、支那及濠洲地方ニ於ケル將来ノ大需要ニ對シテハ何カラ之ヲ補給スルデアロウカ、斯ク考ヘ来レバ世界的木材價格ノ昂騰ハ遠イ将来ノコトデナカロウ、十年後十五年後ニハ必ズ暴騰スルニ相違ナイ、若シ夫レ二十年後三十年後トモナラバ更ニ累加昂騰スルニ相違ナイ、林業投資ノ如何ニ有望多利ナルカハ多言ヲ要セズシテ明ト信ズル、

其三、林業投資ノ朝鮮ガ最有望、

有望ナル林業投資(地)ハ内地ニモ北海道ニモ臺湾ニモ在ルデアロウ、然シ最多利最有望ナルハ朝鮮デアルト信ズル、

(一) 朝鮮ハ數千年來ノ旧國デアル、人口ハ相當密度ニ住ツテ居ル、林産物ノ需要量ハ現在デモ莫大ナモノデアル、將來ハ更ニ激増スルニ相違ナイ、然ルニ山林ノ大部分ハ草生地又ハ幼稚樹地デアッテ林産物ノ生産量ガ極メテ僅少デアルカラ多クノ地方ニ於テハ林産物ノ不足ニ苦ミ其價格ハ割合ニ高イ、

(二) 夫レニモ拘ハラズ朝鮮ノ山林ハ驚ク程廉價デアル、林地ノミナレバ里近ノ便利ナ山デ反當四、五十圓位デ買ヘル、平均七、八尺ノアカマツ等ノ幼樹林デモ土地グルミ反當一圓二、三十錢カラ二圓内外デ買ヘル、即チ内地ニ比スレバ同位ノ山林デ數十分ノ一乃至百分ノ一ノ廉價デ買ヒ得ルノデアル、(内地ニモ近來ハ安イ處ガ無クナイ、然シ破格ニ安イト思ハルル山ノ大部分ハ立木利用ノ困難ナ不便極マル山デアッテ所在地ノ資本家ヤ木材商ナドノ相手ニシナイマヅイ山デアルノガ常ダ)

(三) 朝鮮ノ造林費ハ内地北海道等ニ比スレバ五分ノ一乃至十分ノ一位デ出來ル、内地北海道等ノ一本當十錢乃至十二、三錢ヲ要スル内外ニ過ギス、アカマツナレバ一本二厘デ出來ル、内地ノ様ニ安イ、林業ハ長年間重利デ計算スルモノ故、造林費ノ低廉ナルコトハ其利廻ニ於テ大ナル利益ガアル、

(四) 内地北海道及臺湾ノ山林ハ大部分大山岳地デアルカラ、河川ヲ急流ガ多ク、鉄道ヤ自動車道ヲ接近スル部分ガ多イ、然ルニ朝鮮ノ地勢ハ大体ニ於テ大陸的デアルカラ河川ヲ多クハ緩流デアリ、鉄道ヤ自動車道モ容易ニ四通八達セシノ得ル故ニ現在ニ於テ不便ノ地ト雖十年ニ十五年ノ後ニハ便利地ニ化スル能力ガ頗ル大デアル、故ニ森林ノ昂騰率ハ内地ヤ北海道(北海道ヤ台湾ヤウナモノデナイ、現在ニ於テハ内地ノ森林ニ比シ數十倍乃至百倍ノ廉價デ買收シ得ルモ十年、十五年ノ後ニ急遽ニ昂騰シ次第ニ内地ノ林價ニ接近スルニ相違ナイ、

(五) 朝鮮林野ノ大部分ハ權利關係ガ確定シ六千分ノ一ノ實測圖ガ出來、夫レニヨリテ實測面積ガ公定サレテ居ルカラ登記モ自由デアル、故ニ朝鮮ノ林業投資ハ内地以上ニ安全デアル、(内地ノ山林台帳面積ハ實際ト大差アルヲ常トシ、中ニハ十倍以上ノモノモアルガ中ニハ百分ノ一モ足ヲヌモノガアリ、且公定ノ實測圖ナキ故賣買上不安ヲ免カレヌ)

(六) 内地ノ山林ニハ二重ニモ三重ニモ各種ノ課税アルモ朝鮮ノ山林ニ何等ノ課税ガナイ、

(七) 朝鮮ノ林業勞働者ハ極メテ幼稚デアル、山林賣買價ノ至廉ナル原因ハ此處ニ在ル、然ルニ造林方面ニモ伐木利用方面ニモ勞働者ノ能率ハ着々トシテ進ミツツアル、十年十五年モタテバ其能率ハ内地人ニ接近スルコト必然デアル、即チ内地ノ勞働者ニハ其能率ノ増進ニ就テ大ナル期待ヲ持ツ得ナイガ、朝鮮勞働ノ

者ニ對シテハ大ナル期待ヲ持チ得ル而シテ労賃ハ其割合ニ昂騰スルモノデナイカラ朝鮮林業ノ将来ハ同一ノ作業ヲ割安ヤリ得ル利益ガアル、

(八)内地ノ治山モ國策上輕視シ得ナイコト勿論デアルガ、特ニ朝鮮ノ治山ハ朝鮮ノ死活問題デアル、速ニ山ヲ綺ムルニアラザレバ治水ノ大計、産米増殖計画、其他百般ノ施設ノ上ニ大ナル損失アルコト明デアル、即チ老ヒ朝鮮ヲ若返ラス妙薬ハ治山速進ヲ以テ第一ニ推サネバナラヌノデアルカラ総督府當局者ニ於テモ民間林業ニ對シテ濃厚ナル保護政策ヲ取ルコトトナリ、既ニ十五年度ノ豫算ニ於テモ其一端ヲ現ハシテ居ル、十六年度以后ニ於テ更ニ幾多ノ保護政策ノ實現ヲ見ルベキハ期シテ待ツベキデアル、

(九)朝鮮ノ林業ハ百年ノ長計デナイ、之ニ投資スレバ通例数年ノ后、遅クモ十数年デ伐木ヲ開始シ得ルデアル、何セカト云フニ朝鮮一般ノ建築材其他ノ用材ハ大部分ハ老木デアルカラ用材林ノ伐期モ通例三十年内外デ良イ、中大材ハ國有林及保殘木法デ供給スレバ足ルノデアル、又需要ノ最モ多イ薪炭材ノ如キモ通例十五年位ノ伐期デアルカラ朝鮮ノ殖林事業ハ内地ニ於ケルスギ、ヒノキノ如キ長期ノモノデアリ、加フルニ朝鮮ニ投資スルトシテ此頃最モ有利ナル林地ノ大部分ニ若木ノ茂生シタモノヲ買收スル二在ル、故ニ買收后五七年ニシテ伐木ヲ開始シ得ルヲ常トスル、決シテ子孫百年ノ長計ナドトハ限ラズ、従ツテ危険感モ少ク又樂ミモ多イワケデアル、

(十)内地ニ於テモ二三十年前山林ニ投資シタ者ノ中ニ頗ル割ノ良イ儲ケヲシタ者ガ澤山ニアル、然シ今日ノ投資、デハ四五分ノ利廻リサヘドウカト思ハル、一割以上ノ利廻リナドハ殆ント望マレヌデアロウ、然ルニ朝鮮ノ林業投資ハ今日ノ好機會ニ於テ断行スルニ於テハ二割以上ノ利廻リヲ期待シ得ル、幸運者ハ三割以上ノ利廻ヲ得ルコトモ難クナイ、安全ナル林業投資ニシテ斯ノ如ク多利ナルコトハ人ノ怪シム処ナルベキモ、事實ハ現ニ之ヲ証明シテ居ル、

即チ朝鮮ノ林業投資ハ如此幾多ノ利点ガアル、今ヤ木材ノ飢饉ハ世界的ニ襲来セントシ、林産及森林ノ價値ハ昂騰ニ次グニ昂騰ヲ以テセントシテ居ル、世界ノ大勢ヲ考ヘ将来ヲ達觀スル者ハ此際速ニ朝鮮ノ山林ニ投資スベキデアル、投資者続出スルニ至レバ林價ノ昂騰ハ免カレヌ、大利ヲ博セント欲スル者ハ率先勇断ノ要アルヲアロウ、

世襲財産トシテノ林業投資

齋藤音作述

貴族富豪ノ世襲財産トシテ林業ヲ第一位ニ推スコトハ洋ノ東西ヲ問ハズ一致セル近時ノ傾向ヲアル現ニ歐洲各國ノ貴族富豪中ニハ少キハ數百町歩、多キハ數万町歩ノ森林ヲ所有シ之ヲ世襲財産トシテ最新科學ニ基キ合理的ニ經營スルモノガ頗ル多ク尚年々漸増ノ形勢ヲ呈シテ居ル、現ニ獨逸ニ於ケル此等世襲財産林ハ約百五十万町歩ノ多キニ上リ同國全森林ノ一割ヲ超エ、國有森林ノ約三分ノ一ニ相當シテ居ル、墺國リヒテンスタイン公爵家ノ十三万町歩ニ上ル世襲財産林ハ此種森林中ノ最大ナルモノデ老練ナル專門技術者ヲシテ經營セシメ地元住民ト円滿ナル情誼的關係ヲ結ビツヽ極メテ平安ニ毎年約三百万円ノ純益ヲ擧ゲツヽアル我邦モ亦帝室ニ於テハ夙ニ二百余万町歩ノ廣大ナル御料林ヲ經營セラレ近時ハ三井、住友ヲ始メ各地富豪ノ殖林事業ニ着手スルモノ年ト共ニ増加スルノ趨勢ヲ呈シ現ニ朝鮮ニ於テモ數百町歩ヨリ數万町歩ニ上ル殖林投資者百余名ヲ數ヘントシテ居ル、今林業投資ガ貴族富豪ノ世襲財産トシテ最好適スル理由ヲ概述スレバ左ノ通デアル

一、林業ハ安全ナル事業デアル

鑛山事業ヤ諸工業ナドハ勿論、銀行又ハ信託事業ノ様ナモノデサイ業外危險ナモノデアルコトハ近

聘世人ノ新ラシク痛感シタ所デアル、又林業ノ兄弟分タル農業ニ於テモ水害、旱天、風害、冷氣等各種災害ノ襲來ガ恩ヒノ外ニ多イモノデアルコトハ皆人ノ知ル處デアル、特ニ病蟲害ノ如キハ屢々突發的ニ蔓延シ一氣ニ惨害ヲ蒙ムル場合尠クナイカラ農業ノ危險度モ決シテ尠イモノデナイ、然ルニ林業ニ於テハ水旱害、風害、霜害ノ如キハ經營上ニ少シク注意ヲ加フルトキハ殆ンド齒牙ニカクルニ足ラズ又病蟲害ニ於テモ樹種ノ撰定混淆ノ狀態等ニ注意ヲ拂フニ方テハ之ヲ未發ニ豫防スルコト困難デナイ、又盜伐火災ノ如キモ相當防備ノ方法ヲ講ジ且地方居住者ト親善シ共利共存ノ關係ヲ結ブニ於テハ之レ亦皆無若クハ極少ナラシメ得ルモノデアル、現ニ歐洲各地ノ世襲財產林ノ如キ又奈良縣吉野地方ノ大林業地ノ如キ何レモ盜伐ヤ火災ニ對シテ殆ンド問題ニシテ居ラナイノデモ明カデアル、而シテ此ノ安全度ハ今后文化ノ進ムニ從ヒ益々鞏固ヲ加フルコトモ亦然デアル

二、林業ノ收益ハ世ノ進歩ニ伴ヒ漸增スル

鑛山事業ノ概シテ生命ノ短キモノデアルコトハ周知ノ事實デアル、各種工業ノ收益亦必ズシモ世ノ進歩ニ伴ヒ漸增スルト斷ズルコトハ出來ナイ、特ニ農業收益ノ前途ニ至リテハ寧ロ寒心ニ耐エナイモノガアル、之ニ反シテ林業收益ノ前途ハ光明ニ輝イテ居ル、何トナレバ林地ノ世界ヲ通ジテ非常ナ勢力ヲ滿ス木竹、其他林產物ノ消費ハ人口ノ增加ニ伴フテ增スノミナラズ一人當消費量スラ漸增ノ趨勢ニアルコト確實デアルカラデアル、現ニ斯業ノ大家ハ世界的木材ノ飢饉來ニ付イテ深憂シ居ルガ其救濟策ニ就テハ名案ノナイノニ苦ンデ居ル、故ニ林產物ノ供給ガ需要ニ伴ハズ林產價格ノ漸騰ヲ來ス時期ハ必ラズ遠クナイト斷ゼザルヲ得ナイ、加フルニ林產物ハ形体大ニシテ且目方重キヲ常トスルヲ以テ林利ノ大部分ハ運搬費ニ取ラル、現狀ニ在ルモ將來ニ於テハ交通機關ノ進展、運搬方法ノ改善等ニヨリテ運賃ノ低減セラルヽコト明カナルヲ以テ山地ニ於ケル立木價ノ著ルシキ漸騰ヲ見ルコトニ就テハ何等ノ疑モナイ、故ニ將來ニ於ケル林業ノ收益ガ世ノ進歩ニ伴ヒ漸增スルコトモ必然デアル

三、朝鮮ノ林業投資ハ現在ト雖ニ割以上三割內外ノ利廻ヲ期待シ得ル

內地ノ林業投資ハ二、三分ノ利廻サヘドウカト云ハレテ居ルガ朝鮮ノ林業投資ヲ上手ニヤルトキハ確カニ二割以上三割內外ノ利廻ヲ期待シ得ル、何ゼカト云フト

(一) 朝鮮ニハ內地ニ比シ同位ノ山デ五十分一乃至百分一位ノ安價デ投賣リスル者ガ澤山アル

(二) 投賣山ノ內ニハ其大部分ニ稚樹、幼木又ハ壯樹ノ茂生シテ居ルモノ尠クナイカラ此種ノ投賣山ヲ買收スルトキハ多額ヲ要スル人工造林ハ其一部分ニ限リ大部分ハ單ニ保護ニヨリテ成林ヲ期シ

得ルヲ常トスル

(三) 朝鮮ノ人工造林費ハ内地北海道ニ比スレバ五分ノ一乃至十分ノ一デ足リル

(四) 内地ノ山林ニハ二重三重ノ課税アルモ朝鮮ノ山林ニハ取得當時ニ於ケル登録税及取得税ノ外何等ノ課税ガナイ

他ニモ種々ナル理由アルガ兎ニ角朝鮮林業投資ガ内地ノ林業投資ニ比シ比較ニナラヌ程ノ高歩ノ利廻ニナルコトニ就テハ何等ノ疑モナイ

四 林業ニ小作爭議ノ如キ不愉快ナコトヲ生ゼヌ

元來林業ニハ其性質上小作又ハ之ニ類似スル関係ヲ生ズルモノデナク自作ヲ以テ原則トスル、之ヲ專門ノ機関ニ委託シ代行セシムルコトハアルモ此ノ代行関係デハ小作爭議ノ如キ不愉快ナコトヲ生ズル心配ガナイ、今林業ノ特質ニ付畧述スレバ

(一) 林業ハ天然力ニ依頼スルコト非常ニ多ク筋肉勞働ヲ要スルノミナラズ其経営ハ常ニ循環シテ殆ンド限リナイノガ通例数十年、百年ヲ要スル故小作セシムル必要ガナイ

(二) 林業ノ勞働ハ精神勞働、筋肉勞働ノ別ナク働ク人ニ從ツテ相當報酬ヲ仕拂ヘバ勿論一般災害ニ対スル損害ニ就テモ其全額ヲ地主ニ於テ負担スルカラ何等爭議ヲ發生スル因子ガナイ

(三) 林業勞働者ハ精神勞働、筋肉勞働ノ別ナク働ク人ニ從ツテ相當報酬ヲ仕拂ヘバ勿論一般災害ニ対スル損害ニ就テモ其全額ヲ地主ニ於テ負担スルカラ何等爭議ヲ發生スル因子ガナイ

五 林業經営者ハ附近居住者ヨリ常ニ尊敬感謝ヲ受ク

林業ハ附近居住者ト常ニ円満ナル協調ヲ保チ共利共存ノ関係ヲ維持スルニアラザレバ經済的ニモ大ナル損失ヲ招クモノデアル、故ニ時、代遅レノ愚カナ林業經営者ニアラザル限リハ必ズ附近居住者ニ直接間接ノ福利ヲ與ヘ永ク彼等ノ温情ヲ捉フルコトニ努ムルト共ニ彼等ヲシテ自己ノ利害関係カラ考ヘテモ其森林ノ安全ヲ冀ヒ其事業ノ隆盛ヲ期セシムル様仕向クルコトガ極メテ大切デアル、即チ事業經営者ハ軍ナル經済上ノ打算カラトシテモ(一)造林、保護、伐木製炭、運搬等ノ爲ニ附近勞働者ヲ放養愛使セネバナラヌニ(二)燃料、秣草等ノ副産物ハ造林上差支ナキ限リハ無償又ハ廉價ヲ以テ供給スル(三)附近居住者ノ自家用木材、公共用材ノ如キハ特ニ割引シテ廉價供給ヲスル(四)各種ノ林産工業ヲ教導シ授産シ且其原料ノ供給ニモ便宜ヲ與ヘル(五)林地ヲ開放シテ相當設備ヲ施コシ附近居住者ノ遊覧其他ノ用ニ供スル等各般ノ福利ト便宜トヲ與ヘネバナラヌカラ今后新式ニ林業ヲ經営スル者ハ必ズ

附近居住者カラ心ヨリノ尊敬ト感謝トヲ受ケル相違ナイ

六、林業ハ趣味深キ上品ナ事業デアル

林業ハ適當ナ專門家ヲシテ經營ノ任ニ當ラシムルトキハ資本主ハ何等煩ハシキ用務無キノミナラズ年ト共ニ禿裸ノ荒山ニ緑衣ヲ着セ幼樹壯樹ハ鬱々トシテ生育シ乾キ切ッタ渓谷ニハ何時シカ清水流レ魚族跳ルノ奇蹟ヲ現出シ斯クテ輪伐ノ時期ニ達スレバ附近町村ハ各種ノ產業ニ惠マレテ益々山主ヲ謳歌シ旱害水災根治シテハ愈々山主ハ感謝シ謁々タル共利共存ノ實擧リ美クシク温イ樂園ガ目出度此処ニ建設セラレルノデアル、カフルニ山主ハ時々家族ヲ推カ(實客知友ヲ伴フテ林内ノ香空ニ散策ヲ試ミ或ハ避暑、狩獵、釣魚、栗拾ヒ、茸狩、天幕生活ナド自由ニ之ヲ樂ミ又人ニモ之ヲ樂マセ得ルノデアル、其趣味深クシテ愉快ナコトハ到底他事業ノ及ブ處デナイ、近時歐米ノ富豪ハ勿論我邦ノ富豪ニ於テモ林業ニ投資スル者ノ漸増シツヽアルハ此邊ニモ氣付イタ結果ト思ハレル

七、林業ハ立派ナ社會奉仕事業デアル

今後ノ富豪ハ少々ノ寄附金ヤ慈善行爲ダケデハ民衆ノ滿足ヲ望ミ得ス、若シ永久ニ社會民衆ノ
趣味深クシテ愉快ナコトハ到底他事業ノ及ブ處デナイ、近時歐米ノ富豪ハ勿論我邦ノ富豪ニ於テ
モ

農業地ハ自作農創設等所有權ノ分散、疎サレ問題ガ今日既ニ起ッテ居ルカラ最早世襲財産トシテ好適ト謂ヒ難キモ林業地ニハ斯カル問題ヲ生ズル恐ガナイ、其故ハ

(一) 林業地ニハ大仕掛ノモノデアッテモ小作関係ヲ生ジナイ

(二) 林業地ハ或ル程度マデハ大面積ナル程單位面積上ノ收穫量ヲノキコトガ學理上カラモ事實上カラモ明カニ証明サレテ居ルカラ農業地ノ如ク分割問題ヲ生ズル恐レガナイ

(三) 尚林業地ハ或ル程度迄ハ大面積ナル程單位面積ノ收益ヲ多イコトモ學理上又實際上カラ証明サレテ居ルカラ此点カラ考ヘテモ分割問題ノ起ル恐レガナイ、即チ最モ利林業ヲ經營セントスレバ數十百年ノ將來ヲ達觀シ最新科學ヲ應用シテ合理的ニ經營スルヲ要スルガ故ニ之ガ計画及監督等ノ為ニハ老練ナル高等技術者(多要ハ又之ヲ實行スル為ニハ熟練セル普通技術者)及善良ナル林業夫ヲ分業的ニ敦養シ繼續使用スルヲ肝要トシ又防火設備運材設備ノ如キモ大規模ニ非ザレバ意ノ如ク設備シ得ルモノデナイカラデアル

(四) 農地ノ兼併ニハ大ナル弊害ヲ伴フモ林地ノ併合ニハ何等ノ弊害モ伴ハナイ

(五) 大材ノ生産ハ大林業デ無ケレバ一般ニ望メヌ、而シテ大材ノ生産ハ今日既ニ欽乏ニ苦マントシテ居ル、故ニ國家經濟上カラ見テモ林地ノ併合ハ奨勵スベキモノデ農業地ノ如ク之ヲ分割スルナドノ問題ハ決シテ起ルベキ筈ノモノデナイ

(六) 小林業地ハ國家經濟上カラ見テ不利ナルコト明カデアルカラ法律ヲ以テ其經營方法ヲ強制シ之ニ應ゼザル場合ハ國有トスル様ナ場合ヲ生ズルガ大面積ノ世襲財産林ノ如キハ國有林ト同様若クハ(又ハ社會問題カラ見テモ)夫レ以上ノ合理的經營ノ實行サレルカ依然デアルカラ之ヲ國家經濟上カラ見テモ何等ノ損失、何等ノ弊害ヲモ認メラレナイ從ッテ國家社會カラ奨勵セラレル様ナ心配ノナイコトモ明カデアル

即チ林業ノ特質ヲ擧グレバ

一、林業ハ安全ナル事業デアル

二、林業ノ收益ハ世ノ進歩ニ伴ヒ漸増スル

三、朝鮮ノ林業投資ハ現在ト雖ニ割以上三割内外ノ利廻ヲ期待シ得ル

四、林業ハ小作爭議ノ如キ不愉快ナコトヲ生ゼヌ

五、林業經營者ハ附近居住者ヨリ常ニ尊敬感謝ヲ受ク

六、林業ハ趣味深キ上品ナ事業デアル

七、林業ハ立派ナ社會奉仕事業デアル

八、林業地ハ大面積ノモノデモ分割其他所有權ヲ發威スル問題ガ起ラヌ
以上ノ特質ハ貴族富豪ノ世襲財産トシテ要ホスル總テノ條件ヲ具備スルノデアル、故ニ林業投資特ニ朝鮮
林業投資ノ世襲財産造成上如何ニ好適ナルモノナルカハ十分ニ首肯シ得ルト信ズル、而シテ其投資ノ好期ハ
財界不況ノドン底デアル今日ヲ以テ絶好機會トスルコト勿論デアル

御大典記念事業トシテノ朝鮮殖林投資

御大典記念事業トシテハ各地各人ニヨリ種々ナル計畫アル模樣ナルモ其内最モ普遍的ニシテ且ツ
最大多數ヲ占ムルモノハ殖林事業デアル樣デアル、是レ殖林事業ハ其實行シ易キコトニ於テ其維持保
存容易ナル点ニ於テ、其自家福利ノ大ナル点ニ於テ、又其社會國家ニ及ボス福
祉ノ大ナル点ニ於テ、永ク御大典ヲ記念シ奉ルニ最モ好適シタル事業デアルタメト考ヘル、特ニ此機會ニ於
テ朝鮮ノ殖林投資ヲ爲スニ於テハ更ニ一大意義ヲ加フルモノト信ズル

一、朝鮮ハ日本ニ新カセル大陸ノ角デアルカラ此地ニ進出シテ昭和ノ御大典記念事業ヲ創設スルコ
トハ特ニ有意義ノコトト考ヘル

二、朝鮮ノ山林ハ極メテ安價ニ買收シ得ルノミナラズ買收後ニ於ケル維持保存モ頗ル容易ナル上ニ通例
十年内外デ相當ノ收益ヲ擧ゲ得、夫レヨリ年々收益ヲ增シ、二三十年後ニ至レバ金ノ卵ヲ産ム其家
ノ寶鷄ニナルコト確實デアリマス

三、年ヲ重ヌルニ從ヒ幾十幾百萬トシテノ立木ガ次第ニ生長繁茂シテ雄麗ヲ加ヘ遂ニハ亭々タル大樹
トナッテ聖壽ノ萬歲ヲ祝スルニ好適ナモノトナリマス

四、立木ヲ伐採スルコトナツテモ順次輪伐スルノデスカラ其事業ハ永久的デアリマス

五、自家ノ福利ハ自己一代ダケデナク後世子孫ニモ永ク其恵澤ヲ及ボスコトガ出来マス

六、自家百代ノ福祉ヲ得ラルヽバカリデナク附近居住者ニモ多クノ良イ仕事ヲ與ヘ各種産業ノ發達ヲ助長シ所謂共存共栄ノ基礎ヲ築クコトニナリマス

七、加フルニ風致ヲ増シ、氣候ヲ調和シ、水旱害ヲ豫防シ、水電事業ノ發達ヲ助長スル等社會的ニモ國家的ニモ大ナル奉仕ヲスルコトニナリマス

老ル朝鮮ヲ若返ラス唯一ノ最好手段ハ治山ノ促進ニアリ、治山ノ促進ニハ内地富豪ノ模範的投資ガ極メテ必要デアリマス、而シテ不況ノドン底ニ在ル今日ハ、良好ナル山林ヲ破格ノ投値ニテ買收シ得マス、時ハ御大典ヲ奉祝スベキ絶好ノ機會デアリマス、若シ此好機會ニ於テ實行センカ、大ニ儲ケツヽ併モ最モ安全ニ且長久ニ御大典ヲ記念シ得ルバカリデナク、間接ニハ各般ノ社會奉仕ヲ爲シツヽ子孫百代ノタメニ蔭徳ヲ積ムコトニモナルノデス、

鴨緑江採木公司と朝鮮林業部の使命

鴨緑江採木公司の林業部は今より七年前、ロマ書第八章の十九節と二十二節とに動かされ生れたのであります。

十九節。夫れ造られたる者は、切に慕ひて神の子たちの現はれんことを待つ。

二十二節。我等は知る、凡て造られたる物の今に至るまで共に嘆き、共に苦しむことを。

朝鮮では神の御造になった山川草木や微生物の微に至るまで共に嘆き、共に苦しみ、切に慕ひて神の子たちの現はれ助けるのを待って居るのであります、共に嘆き共に苦しむ無聲のうめき聲が私共の心耳にひびき渡るのであります、朝鮮に於ける一ヶ年平均の水害損失額が約二千万円に上り又旱害損失額の約五千万円に上ると云ふ驚くべき事實から考へても朝鮮に於ける被造物が如何にもだえ苦しみつゝあるかを推知し得て十分であると思ひます、而して其根因を究むれば明かに山林の荒廃に歸着するのであります、部員同人は被造物の此の叫嘆に聞き此の殘虐なる大破壊力に對して微力ながら反抗し、奮闘して荒

涼たる半島の山河を神の御旨に適ふ美くしい樂園にしたいと願って居るのです、惜しいことには朝鮮人の大部分は愛林の觀念を有ちません、又造林保護の智識と熱心とに缺けて居ます、加ふるに其大多數はなか〳〵の貧困者でありますから彼等の力だけで廣大なる林野に對して治山の促進を望むことは困難の極みであります、現に彼等の手に歸し又近き内に歸せんとしつゝある山林は無慮一千二百万町歩即ち三百六十億万坪といふ廣大なるものであります、而して彼等の内には高利貸の手に苦しめられ殆んど只同樣にむぎ取られんとしつゝある氣の毒な人達が多々あるのです、投賣せんとする者は多數ありますが買手は殆んど見出し得ないのであります、雖島の如き幼弱な若木林が彼處にも此處にも已みの非常なる努力によって辛ふじて保育し得た若木林も今や前記の様な事情の下に再び荒廢に歸せんとしつゝあるのです、而して之を救濟する唯一の方法は此の氣の毒な投賣物を眞面目な人達に買って貰ひ其管理の委託を受けて最も經濟的に附近朝鮮人の手本となる樣に保護經營の代行を爲し且つ地元の朝鮮人と和協して彼等の利益を計り共存共榮の實を擧げつゝ合理的の經營を進むることであると確信します、黄海社林業部は實に此の意味に於て生れ部員同人は此の使命の下に献身努力して居るのです、即ち單なる營利事業でなく荒涼たる朝鮮の地に神の御旨を行ひ御榮を顯はし天國を造成せんと願って居るのであります、事務所では一週二三回定期の祈禱會を開き全員常に祈り心で働いて居るのです、賣山に關する圖面や調査書は皆其結晶であります、投資者が買收前に實地を見るの煩を省き得るを念とし投資者の知りたい各事項に就いては責任を以て親切に綿密に調査し作製しつゝあるのです、幸に投資者の多數は弊部の圖書に信頼し其九割以上は見ずして買はれる、狀況ですが買收後實地を見られた人は何れも滿足し悦ばれるのであります、

要するに弊部の使命は朝鮮に於ける御國建設であると信じて居ます、聖旨を奉戴して荒涼たる山河を樂園に化し氣の毒な二千万同胞を困窮より救ふべく貢献したいのであります、

而して投資諸氏には何等の煩勞もなく安全に堅實に大儲をして貰ひつゝ其副産物として美くしい社會奉仕の果實をも握って欲しいと期待し居るのであります、

株式會社貫海社林業部案内

一、朝鮮林業投資者の尠い原因

内地の林業投資は二、三分の利廻も困難さして居るのに、朝鮮の林業投資は二割以上三割にも廻るのである。然るに林野を賣るこさに就ては、官も民も競つて焦慮して居るが、之に反して林野を買ふ者は極めて尠い現狀である。内地の資本家、特に小作爭議に苦んで居る地主諸氏の如き、何故此の多利なる好投資物に向つて其資金を轉換しないのであらうかさ考ふるに、夫れには四つの原因がある機である。第一は朝鮮の林業投資に付其安全度、其利廻等を具體的に知る途の無かりしこさ。第二は自分の希望する機な手頃の有望林野が何處に在るか、又之を買收若くは貸付を受ける爲に、何うしたら良いかの方法に苦しむこさ。第三は買收又は貸付後に於て、誰に之を管理せしむべきかの人選に苦しむこさ。即ち朝鮮の事情に通じ、朝鮮の林業に熟達し、且つ安心して其經營を委せ得る樣な人物が、果して雇ひ得るかどうかを心配するこさ。第四は假に其人を得らるゝさしても、其給料には相當多額を要する。又其部下にも相當人員を配置せねばならぬ。投資の初期に於て、更に年々尠なからざる管理費を支出するこさは採算上ざんなものかさ心配されるこさ。先づ此四つが投資者の尠ない主因ださ思ふのである。

二、林業部設置の趣旨及其仕事

當社に林業部を設置した趣旨の一つは、前記の投資難を除き、賣買兩者の間に立ちて、便宜を圖る爲です。即ち(一)朝鮮林野に關する各般調査の依頼にも應じます。(二)賣山又は貸付林野を具體的に調査し、其有望多利なる物に就ては、詳細なる圖面や調書を作製し、是等圖書を見るさきは遠い内地に居ても、實地に就いて踏査したさ同じ樣に、否夫れよりも明細に其實況を知り得る樣に、關係圖書を調製して希望者に分ちます。(三)買收又は貸付を受けたい希望者の爲には、一定の安い手數料を以て買收又は貸付を受ける手續をします。(四)買收又は貸付を受けた後の保護や經營に就ても、頗る安い手數料を以て、親切に經濟的に之を代行します。故に當部を利用されるならば、少しの面倒なしに、最も有望多利なる山林を入手し、且極めて安全に、經濟的に、之を保護し管理し行くこさが出來ます。即ち當部は朝鮮唯一の仲介及代行機關であつて、親切第一主義を以て、林業投資者の便宜を圖りつゝあるのです。

三、朝鮮の山は非常に安く買へる

朝鮮には山の賣手が非常に多くて、買手は極めて尠い。故に經濟上の原則は朝鮮の山を非常た安い物にしました。假に内地の山さ同位の山で比較すれば、内地で一反歩百五十圓位する山が、朝鮮では一圓五十錢乃至三圓位で買へます。即ち五十分一乃至百分一の安價で買へるのです。故に内地に有つて居る一町歩の山を賣れば、朝鮮では其金で五十町歩乃至百町歩の山を買ひ得、十町歩の山持は一躍して五百町歩乃至一千町歩の大山持さなり得るのです。尚詳しく言つて見れば、朝鮮の山は里近い良い山で、普通素地一反歩が五十錢乃至一圓五十錢、平均樹高一丈内外の生長盛の松、檜、櫟等の林木が、一本當五厘乃至一錢五厘位で買へます。即ち上記の樣な安價で買ひ得るのです。故に當部を利用されるならば、少しの面倒なしに、最も有望多利なる四圓位さ云ふ夢の樣な安價で買ひ得るのです。

併しこんな山が何處にも轉がつて居るのではない。當部に持つて來る山は澤山あるが、其内半分以上は机上調査で撥ね、漸く合格した山でも、實査の上で又半分位は戀物さなり、愈々仲介して良いさ思ふ處の、權利關係が確實で、安くて良い山さ云ふのは、十中僅に一、二位しかないのです。故に事情に精通しない投資者が惡ブローカーの手に懸つたら實際ひどい目に遭ひます。

四、國有林野の貸付造林も有望

朝鮮には國有林野を一定の料金で貸し、造林事業を成功すれば、其森林を無償讓渡してくれる制度もあります。貸付料は通例一町歩一ケ年に付二、三十錢位で、誠意を以て經營すれば大抵十年位で讓與されます。通例賣山は林相地が多くて人工造林を要する部分が少く、貸付林野は林相地が少くて人工造林を要する部分が多いから、どちらが割安であるかは一概に云ふこさ出來ぬ。要は個々の山で比較する外ありません。

五、山の大きさ

賣山も貸付林野も當部で取扱ふ物は通例百町歩内外を最少さし、三、四百町歩から一千町歩内外を普通さし、二、三千町歩から一萬町歩内外の物は大物の方です。又賣山には通例若干の山畑を包含し、又若干の田、畑、宅地等を附屬する場合もあります。

六、當部の手數料

(一) 圖書の謄寫手數料。當部では仲介する賣山に付、各別に詳細なる具體的調書、五十萬分一位置圖、五萬分一地形圖、六千分一實測林相圖等を調製して在りますから、通例左の手數料を以て御希望に應じます。

二百町歩未滿	二圓
六百町歩未滿	三圓
千町歩未滿	四圓

五百町歩未滿毎に一圓を加ふ

(二) 仲介手數料。手數の難易により一定し難きも、通例左の範圍内にて定め、其山の調書に明記します。

三千圓未滿は	一割二分乃至一割五分
六千圓未滿は	一割一分乃至一割四分
一萬圓未滿は	九分乃至一割三分
五萬圓未滿は	七分乃至一割二分
十萬圓未滿は	五分乃至一割
十萬圓以上は	二分乃至七分

(三) 受託手數料。之は定期手數料さ臨時手數料さに區分して居ます。

(イ) 定期手數料は、代行常務の手數料で、物により差異ありますが、一町歩一ケ年に付通例左の範圍内にて定め、其山の調書に明記します。

三百町歩未滿	四十錢乃至六十錢
六百町歩未滿	三十錢乃至五十錢
千町歩未滿	二十錢乃至四十錢
千町歩以上	十錢乃至三十錢

(ロ) 臨時手數料は、造林事業其他必要の用件で部員の出張を要した場合には、旅費の實費さ、内外業

五千町歩未滿	十錢乃至二十錢
五千町歩以上	五錢乃至二十錢

千千町町	歩歩以未	四三 圓圓
千千町町	歩歩以上	五四 圓圓

(三) 仲介手數料。手數の難易により一定し難きも、通例左の範圍内にて定め、其山の調書に明記します。

三千	圓未	一劃二分乃至一劃五分
六千	圓未滿	一劃一分乃至一劃四分
一五	萬未滿	九分乃至一劃三分
五十	萬未滿	七分乃至一劃二分
十萬	以未滿	五分乃至一分劃
十萬	以上	二分乃至七分

(三) 受託手數料。之は定期手數料と臨時手數料とに區分して居ます。

(イ) 定期手數料は、代行營務の手數料で、物により差異ありますが、一町歩一ヶ年に付通例左の範圍内にて定め、其山の調書に明記します。

三百町	歩歩未滿	四十錢乃至六十錢
六百町	町歩未滿	三十錢乃至五十錢
千町	歩未滿	二十錢乃至四十錢
五千	町歩未滿	十錢乃至三十錢
五千	町歩以上	五錢乃至三十錢

(ロ) 臨時手數料は、造林事業其他必要の用件で部員の出張を要した場合には、旅費の實費と、内外業共一日に付八圓乃至十圓宛の手數料を頂戴し、又内業に關する特別の調査設計等を依頼された場合にも、一日に付八圓乃至十圓宛の手數料を頂戴します。

七、山番の手當

當部に委託された林野には、通例三、四百町歩毎に一人、又大きな山では、七、八百町歩毎に一人の割で山番を置きます、之は通例地元居住の適任者中より人選屬託するので、一ヶ月三圓乃至六圓位の手當を給與します。其見込額は各山の調書に書いて在ります。

八、受託林野の保護管理費

故に當部管理の受託林野に要する保護管理費は、前記の受託手數料と山番手當を合算したもので、其内臨時手數料は山主の希望及山の遠近により差異あるが、通例一ヶ年の總經費は左の範圍内であるから、特設監關を置くに比すれば年分の乃至四分の一の低廉で濟みます。

三百町	歩歩未滿	一圓乃至二圓五十錢
六百町	歩歩未滿	七十錢乃至二圓二十錢
千町	歩未滿	五十錢乃至一圓
五千	町歩未滿	四十錢乃至八十錢
五千	町歩以上	三十錢乃至六十錢

九、買收林野の收入

(一) 物により差異あるも通例左の通りであります。

山畑及附屬の田畑宅地からは、初年より小作料が取れます。

赤松、落葉松等は、通例三十年で伐り、檜や欅等は、十五年で伐ることゝし、其際良木だけは殘して大材にするのが通例の經營と思ひます。然るに民有賣山の大部分は、松類は十年乃至二十四、五年生、檜欅等は五年乃至十一、二年生位を常としますから、買收後四、五年、遲くも十四、五年位經てば、輪伐を開始して收入を擧げ得るのです。故に當社の殖林事業投資は子孫良人の計に留まらず、間もなく投資者の樂みにもなります。

十、買收林野の採算

買收林野の立木は、樹種樹齡の異なるに從ひ、平均輪伐期(松類三十年檜等十五年)に達する年度を異にするも、買收後當部に管理を委託するに於ては、多數の立木は年次生長して其材積を著增するを以て、時價其他の諸關係等を見込まず、最も安全に平均輪伐期到達時の森林總價を採算し、其期間の總投資額に對し、凡そ何倍になるかを採算するときは、通例左の通であります。

到達年數	十年のとき	八倍乃至十二倍
同同	十四年のとき	十八倍乃至三十二倍
同同	十八年のとき	四十二倍乃至八十五倍

十一、賣買及委託手續

當部より送呈する調書及圖面を見られて買收御決定の場合には、直ぐに當部に電報にて申込まれ(書面申込の場合は往々電報申込より遲れて電報申込者に取られることがあります)同時に買收價の約二割だけ送金されたい。さすれば當部は直ちに賣買契約の締結を爲すこと同時に、内金若干を賣主に渡し、殘金は移轉登記完了の上渡すのですから、其狀況に從ひ一回又は數回に送金して貰ふ定です。賣買契約書及權利移轉に關する一切の書類は、處理次第新山主に送ります。

當部に管理を委託さるゝ場合は、所定の委託契約を取結はし、代行管理の狀況は時々報告し、臨時手數料を要する事件は特急を要する場合等の外、總め山主に照會し、指示を受けてから實行します。

京城府新橋洞五番地(電話京城二三一四番 電信口座京城五七八番)
株式會社貴海社林業部
社長(京城商業會議所會頭) 渡邊定一郎
林業部顧問(正四位勳三等林學士) 齋藤音作
同同技師長(農商務省林業技師林學士) 後藤收藏
主幹(元朝鮮總督府技師) 小泉昇平

朝鮮林業投資者參考資料

一、木材飢饉來と林業投資の有望

二十年前に於ける地球上の森林面積は、陸地全面積の約五割であつたのに、今は半分の二割二分五厘に激減した。若し今後も同じ速力で減少するとせば二十年の後には地上一木なきに至る筈である。加ふるに現在の森林中には北極に近い部分や、熱帶及南半球の利用困難な森林も澤山あるばかりでなく、利用可能の森林中には、今後は國土保安上等に必要なる森林、天然物保存林、森林公園又はこれに準ずる森林等として、伐木を制限さるゝ森林が漸增すべきを以て、地球上に於ける木材の生產量は遠からざる內に激減すること必然である。然るに將來に於ける木材の消費量を考察するに、人口の增加に伴ふて增加する勿論、更に一人當木材消費量は、世界を通じて年々約百分の二づゝ增加する趨勢にある。斯く考察し來るときに、木材飢饉來を叫ぶ聲の次第に多くなりつゝあるは當然と云はねばならぬ。七、八年前迄は東洋唯一の木材輸出國として誇つて居た我邦も、多年の過伐と木材消費量の激增に伴ひ、近來は大量の木材入超國となつた。即ち內地府縣合計森林の一箇年平均生長量は一億三千萬石に過ぎないのに、木材の消費量は立木材積にして一億九千萬石に上り、差引年々六千萬石宛の木材不足を來して居る。

次に多年巨額の木材供給を以て誇つて居た北海道も、今や其の資源漸く枯渇し、道內供給の前途をさへ懸念される狀態となつた。十年二十年の後には內地の木材不足を補ふ上に、大なる額みとならぬこと明である。

次に臺灣には阿里山檜材其他特殊材の輪移出力あるも、其額僅少にして到底輪移入材を償ふに足らぬ。即ち臺灣は差引入超地たるを免かれぬ。

次に朝鮮には鴨綠、豆滿兩江流域の大森林あるも其蓄積は豫想せし如く大ならず、其他の山林は概して木材の供給力に乏しいから、現在及近き將來に於ては林產物を輪移出する力微弱である。

次に日本領土中唯一の大量供給地たる樺太の前途はごうかと謂ふに、從來十數億石と豫想されて居た蓄積が約六億石に激減した上に、先年は松毛蟲の大害を受けたことなどで、將來の移出力は大に疑はしくなつて來た。多分數年後には大激減すべく思はれる。

次に滿洲の木材輸出力を考ふるに、將來は支那本國の大需要に對してさへ不足なるやに思はれる。支那は現在に於ても木材の入超國であるが、今後は文化の進むに從ひ、更に大入超國となること明かである。

次に滿洲の森林も、將來日本の木材供給上大なる期待を持つことは出來ぬ。

次に西比利亞の森林資源は頗る莫大なものであるが、大量の木材を經濟的に日本に輸入し得る區域は、極東方面、主として沿海州に限ると云つて大誤なからう。而して其の年生產額は一千萬石を超ゆること難いと思はれるから、假に其の內の六割を日本に輸入するとしても、其の年額は六百萬石、即ち今日我邦不足材の十分の一に過ぎないのである。尤も日本の材價が騰貴するに至れば、漸次其の輸入額を增大する彈力はあるも、如何に增大すればとて、我邦不足材の三分の二は何處から之を供給するであらうか。すれば不足材の三分の一を負擔することは困難であらう。去次に米材輸入の前途を考ふるに、今日の如き盛況を持續するのは精々十年間位で、近き將來に於て次第に其の額を減じ、十五、六年後ともなれば、大體少額の長大材を輸入する位に留まること思はれる。次に北歐の森林は將來歐洲諸國の大需要に忙がしかるべく、加奈陀の森林も英本國、合衆國及南米に供給して餘力なきに至るは必然故、其の他の亞弗利加、印度方面、南支那、及濠洲方面に於ける將來の大需要に對しては、何處から之を補給するであらうか。斯く考察し來れば世界的木材供給の大不足、木材價格の暴騰は必至の趨勢と云はねばならぬ。特に內地府縣の森林蓄積は、約四十億石に過ぎないのに、最近五箇年間の平均立木消費量は約二億石に上つて居るから、若し內地だけで自給自足するならば、近い內に本無國となること必然である。故に我邦に於ける木材の缺乏、材價の暴騰、從つて山林價格の暴騰は推察に餘ある。今日に於ける林業投資の如何に有望なるかは何等疑ふべき餘地がない。

二、朝鮮林業投資の利點

有望なる林業投資地は內地にも北海道にもあるであらうが、朝鮮の林野には取得當時に於ける登錄稅及取投資山を出現して居る。然し林業投資地として最多利最有望なるは朝鮮である。

由を擧げて見れば

(一) 內地の林野には二重にも三重にも各種の課稅あるが、朝鮮の林野には造林勞働者の如き通例五十錢乃至七十錢位に過ぎ得稅の外何等の課稅がない。

(二) 朝鮮の林業勞働賃銀は、內地の半額以下である。造林勞働賃銀は將來と雖急に昂騰するものとは思はぬ。而して此低賃銀は將來と雖急に昂騰するものとは思はれぬ。

(三)(四) 朝鮮の人工造林は、地拵と下刈との勞賃が著るしく少くて濟む。落葉松故に朝鮮の人工造林費は內地、北海道に比すれば、五分の一乃至十分の一乃至百分一位でにしても一本當二錢內外、松なれば一錢二、三厘で澤山だ。內地北海道の一本當七錢乃至十二、三錢なるに比すれば實に雲泥の差である。

(五) 朝鮮の樹木生長期即ち春より晩夏に至る候は、日射強く日照時間長きを以て、樹木の生長量は頗る大である。

(六) 朝鮮の地勢は大體に於て大陸的であるから、河川も多くは緩流であり、鐵道や自動車道も容易に四通八達せしめ得る故、現在に於ては不便の地と雖、十年十五年の後には便利地に化する可能性が大である。從つて山林の昂騰率は內地なぎの比ではなく、今日內地の山林に比し五十分一乃至百分一位で買收した山も、十年十五年の後には急速に昂騰し、次第に內地の林價に接近すること必然と考へる。

(七) 朝鮮に於ける民有林野の大部分は權利關係確定し、林野臺帳が施行され、保存登記も移轉登記も自由であるのみならず、內地の民有林野には公の實測圖及公定實測面積がないので實買上內地以上に安全された實測圖及實測面積があるのである。

(八) 內地の林業投資では二、三分の利廻さへぎうかと言はれて居るが、朝鮮の殖林投資は通例二割以上三割內外の利廻を期待し得る。

三、朝鮮の林業投資は早い程多利

現今朝鮮林野賣買價の破格低廉なるわけは、內地投資家の極めて尠い爲である。然るに斯かる有望なる

投資を出現して居る。然し林業投資地として最多利最有望なるは朝鮮であると確信する。今主なる理由を擧げて見れば

(一) 内地の林野には二重にも三重にも各種の課稅あるが、朝鮮の林野には取得當時に於ける登錄稅及取得稅の外何等の課稅がない。

(二) 朝鮮の林業勞働賃銀は、内地の半額以下である。造林勞働者の如き通例五十錢乃至七十錢位に過ぎぬ。而して此低賃銀は將來と雖も急に昂騰するものとは思はれぬ。

(三) 朝鮮の人工造林は、地拵と下刈との勞賃が著るしく少くて濟む。故に朝鮮の人工造林費は内地、北海道に比すれば、五分の一乃至十分の一位の安價で濟む。落葉松にしても一本當二錢内外、松なれば一錢二、三厘で澤山だ。内地北海道の一本當七錢乃至十二、三錢なるに比すれば實に雲泥の差である。

(四) 朝鮮の樹木生長期即ち春より晩夏に至る候は、日射強く日照時間長きを以て、樹木の生長量は頗る大である。

(五) 朝鮮の地勢は大體に於て大陸的であるから、河川も多くは緩流であり、鐵道や自動車道も容易に四通八達せしめ得る故、現在に於ては不便の地と雖、十年十五年の後には便利地に化する可能性が大である。從つて山林の昂騰率は内地なぞの比ではなく、今日内地の山林に比し五十分一乃至百分一位で買收した山も、十年十五年の後には急速に昂騰し、次第に内地の林價に接近することは必然と考へる。

(六) 朝鮮に於ける民有林野の大部分は植利關係確定し、林野臺帳が施行され、保存登記も移轉登記も自由であるのみならず、内地の民有林野には公の實測圖及公定實測面積を缺くも、朝鮮の林野には公定された實測圖及實測面積があるので實買上内地以上に安全である。

(七) 朝鮮に於ける民有林野の大部分は植利關係確定し、林野臺帳が施行され、保存登記も移轉登記も自由であるのみならず、内地の民有林野には公の實測圖及公定實測面積を缺くも、朝鮮の林野には公定された實測圖及實測面積があるので實買上内地以上に安全である。

(八) 内地の林業投資では二、三分の利廻さへきうかさ言はれて居るが、朝鮮の殖林投資は通例二割以上三割内外の利廻を期待し得る。

三、朝鮮の林業投資は早い程多利

現今朝鮮林野賣買價の破格低廉なるわけは、内地投資家の極めて尠い爲である。然るに斯かる有望なる好投資物は何時迄も打捨て置かれる筈がないから、今後は加速度を以て投資家が激增するに至るは明である。投資家にして激增するに至れば、林野の賣價が二倍さなり三倍さなり、遂には十倍二十倍さもなるのは當然である。現に同位の農業地賣買價が内地の約半額であるのに、林野の賣價のみ何時迄も五十分一乃至百分一で居る筈がない。前途の暴騰は知れ切つて居る。朝鮮林業投資の絶好時期は實に今日である。

四、内地人の林業投資は朝鮮人にも利

内地人の朝鮮林業投資は、朝鮮人に對して何等の不利を來さないばかりでなく、反つて左の如き大利益を與へるのである。

(一) 内地資本家が盛んに投資するに至れば、林價は俄然昂騰するに相違ない、林價の昂騰は多數鮮人の富を增す所以である。

(二) 林價漸騰の形勢さなれば、鮮人間にも放資者減じて購入希望者を增す故、反つて鮮人の林野放賣を減ずることになる。

(三) 買收費及經營費さして何千萬圓さ云ふ大金が鮮人の懷に入る故、鮮人は之によりて高利の借金を整理し、牛や金肥の資本ともなし、或は好める有利事業に投資することが出來る。

(四) 養苗、造林、手入、間伐、炭燒さ云ふ機に、附近山村に多くの仕事を與へる。

(五)(六) 多數の鮮人は賃銀を得つゝ養苗、造林其の他の各種林產を出すやうになるから、貧困者は勞働者さして働き、餘裕ある者は、此等の生產事業に從事し、大に儲けることが出來る。

(七) 現今の狀態では山を有たない多數の鮮人は、盜伐盜採の外各種林產を得るに困つて居るが、内地實業家に於て大林業を經營するときは、下草、蔓莖、灌木及成林上必要なき樹木の稚樹等は、其の山を保護することを條件さして無料採取し得るばかりでなく、多くの山稼をして賃銀を貰ひ枝梢を貰ひ得るから、反つて安穩に生活し得る機になる。

(八) 附近朝鮮人は剩餘を受け、敎育せられ、生活上に餘裕を生じて來るから、自然彼等の間にも愛林の風を生じ、造林保育が盛んになつて來る。

(九) 内鮮相俟つて治山の事業促進すれば、氣候は調和され、水源は涵養され、土砂は扞止せられ、水旱害は減ずるのみならず、農事の改良や、鐵道網、道路網、水電等の進捗なぞにも都合よくなつて來ることになる。

五、樹木の生長は内地に劣らぬ

朝鮮の山は非常に荒廢して居るさ喧傳され、又多くの人は鐵道沿線の特別に荒廢した惡い山を見るので、朝鮮の樹は曲りくねつて居る。良く伸びないなぞさ誤解する人も尠くないが、實際は京釜沿線で見る樣な荒山は、一千六百萬町歩の林野中僅に十二萬町歩足らずであつて、殘りの大部分は、土壤も深く、地味も肥えて居るから、樹木の生長は毫も内地の普通の山に劣るやうなことはない。現に天然生の松で、枝下七、八間、胸高直徑二尺内外に伸長した蓊々たる良木も尠くないのである。要するに當部仲介の山なれば樹木の生長は毫も内地の山さ異ならぬ。

株式會社黃海社林業部案内

(2.4) (當 11)

風を生じ、森林保育が盛んになつて來る。

(九) 内鮮相俟つて治山の事業促進すれば、氣候は調和され、水源は涵養され、土砂は扞止せられ、水旱害は減ずるのみならず、農事の改良や、鐵道網、道路網、水電等の進捗などにも都合よくなつて來るから、多數の鮮人は直接間接多大の福利を得ることになる。

五、樹木の生長は内地に劣らぬ

朝鮮の山は非常に荒廢して居ること喧傳され、又多くの人は鐵道沿線の特別に荒廢した悪い山を見るので、朝鮮の樹は曲りくねつて居る。良く伸びないなどと誤解する人も尠くないが、實際は京釜沿線で見る様な荒山は、一千六百萬町歩の林野中僅に十二萬町歩足らずであつて、殘りの大部分は、土壌も深く、地味も肥えて居るから、樹木の生長は毫も内地の普通の山に劣るやうなことはない。現に天然生の松で、枝下七、八間、胸高直徑二尺内外に伸長した蓊々たる良木も尠くないのである。要するに當部仲介の山なれば樹木の生長は毫も内地の山と異ならぬ。

株式會社黄海社林業部案内

(三六)

調第九五一號

昭和二年十月十五日

株式會社朝鮮殖産銀行
調査課長代理 本田秀夫

中島司殿

朝鮮ノ田畓賣買價格及賃貸料調ノ件

拜復 十月八日附貴狀ヲ以テ掲題ノ件ニ關シ御照會有之候處別紙ノ通リ資料御送付申上候ニ付御査收相成度右貴答迄如斯ニ御座候 敬具

(3.4) (唐 11)

(株式會社朝鮮殖産銀行)

二 田港賃貸價格及賃貸料

當行技術標準

地方別	種目	賃貸價格		賃貸料	
北・中・南・西・東	港田	六〇一五二	圓	五一	圓
北・中・南・西・東	港田	五七一五二		二一	
北・中・南・西・東	港田	五八一三一		七一	
北・中・南・西・東	港田	五〇一五一		四一	
北・中・南・西・東	港田	五〇一五一		六一	
北・中・南・西・東	港田	五三一五一		四一	

(第一版)　(第十二年十月十日)

港湾賃貸料金表

中島區域

種別	賃貸料
乘船	壹人ニ付一回ニ付金拾五錢
荷物	壹個ニ付一回ニ付金拾錢
車馬	壹臺ニ付一回ニ付金參拾錢
自動車	壹臺ニ付一回ニ付金五拾錢

備考　一、乘船ハ十人以上ノ團體ニ對シテハ一割ノ割引ヲ爲ス

二、荷物ハ百個以上ノ團體ニ對シテハ一割ノ割引ヲ爲ス

三、車馬ハ十臺以上ノ團體ニ對シテハ一割ノ割引ヲ爲ス

四、自動車ハ十臺以上ノ團體ニ對シテハ一割五分ノ割引ヲ爲ス

港湾事務所

備考　本表ハ中等地ノ平均ニ付調査セルモノナリ

中鮮ハ京畿、江原、忠北、忠南
南鮮ハ全北、全南、慶北、慶南
西鮮ハ黄海、平南、平北
北鮮ハ咸南、咸北

(株式会社朝鮮殖産銀行)

二十四省各縣實有實報實驗格及實驗實物（一九五十四年）一覽參看

甘肅農業統計叢書所刷

| 省縣名稱 | 種類 | 實有實驗格數目 | 實驗格價 | | |

| 学校名 | 所在地 | 学科 | 学生数 | | |

附粮折银入丁银两内分解各项数目

项目	北路	南路	关厢	合计
丁银	八〇三两一钱八分	六七两九钱三厘	一两一钱六分	八〇五两一钱七分
粮折	五四两一钱四分	一两一钱		五五两二钱四分
共银	五八两二钱五分	六八两一钱三分	一两一钱六分	一三五两五钱一分

备考　本县八中等地一村兼一村两差一摊兼计每两共银一钱六分

图别	北路	南路	关厢	合计
图别	田	田	厢	图
丁银	八〇三两一钱八分	六七两九钱三厘	一两一钱六分	八〇五两一钱七分
粮折	五四两一钱四分	一两一钱		五五两二钱四分
共银	五八两二钱五分	六八两一钱三分	一两一钱六分	一三五两五钱一分

图别	北路	南路	关厢	合计
图别	田	田	厢	图
丁银	八〇三两一钱八分	六七两九钱三厘	一两一钱六分	八〇五两一钱七分
粮折	五四两一钱四分	一两一钱		五五两二钱四分
共银	五八两二钱五分	六八两一钱三分	一两一钱六分	一三五两五钱一分

图别	北路	南路	关厢	合计
图别	田	田	厢	图
丁银	八〇三两一钱八分	六七两九钱三厘	一两一钱六分	八〇五两一钱七分
粮折	五四两一钱四分	一两一钱		五五两二钱四分
共银	五八两二钱五分	六八两一钱三分	一两一钱六分	一三五两五钱一分

图别	北路	南路	关厢	合计
图别	田	田	厢	图
丁银	八〇三两一钱八分	六七两九钱三厘	一两一钱六分	八〇五两一钱七分
粮折	五四两一钱四分	一两一钱		五五两二钱四分
共银	五八两二钱五分	六八两一钱三分	一两一钱六分	一三五两五钱一分

图别	北路	南路	关厢	合计
图别	田	田	厢	图
丁银	八〇三两一钱八分	六七两九钱三厘	一两一钱六分	八〇五两一钱七分
粮折	五四两一钱四分	一两一钱		五五两二钱四分
共银	五八两二钱五分	六八两一钱三分	一两一钱六分	一三五两五钱一分

图别	北路	南路	关厢	合计
图别	田	田	厢	图
丁银	八〇三两一钱八分	六七两九钱三厘	一两一钱六分	八〇五两一钱七分
粮折	五四两一钱四分	一两一钱		五五两二钱四分
共银	五八两二钱五分	六八两一钱三分	一两一钱六分	一三五两五钱一分

图别	北路	南路	关厢	合计
图别	田	田	厢	图
丁银	八〇三两一钱八分	六七两九钱三厘	一两一钱六分	八〇五两一钱七分
粮折	五四两一钱四分	一两一钱		五五两二钱四分
共银	五八两二钱五分	六八两一钱三分	一两一钱六分	一三五两五钱一分

一束
門共立
面

備考

朝鮮主要會社最近業績一覽

社名	決算期日	公称資本	拂込資本	支拂手形(債)及社債	諸積立金	建設仮勘定及繰延資産	商損失及繰越損失	製品及材料	有價証券	現金及預金	未拂金	未収入金	備考
株式会社瑞鳳鉱業所	×16. 4. 30	1,500,000	774,000	606,240	—	1,140,751	—	1,018	—	3,064	970	86	
〃 大橋鉱物	×16. 2. 28	3,000,000	1,760,000	645,794	21,000	2,411,363	—	111,126	32,600	31,427	—	—	
中鮮産業株式会社	×14. 10. 31	1,000,000	430,000	114,771	3,000	621,716	—	—	4,720	463	—	—	
不二興業 〃	×16. 3. 31	6,000,000	2,600,000	3,317,898	135,000	10,493,764	129,581	861,941	32,964	2,946	—	—	
合南拓産 〃	×16. 3. 31	2,000,000	1,000,000	119,245	94,000	1,166,509	—	4,711	—	99,672	6,316	4,170	
釜山水産 〃	16. 6. 30	2,000,000	1,010,000	237,600	608,799	1,352,123	62,829	746	—	109,227	—	—	
朝鮮改革 〃	×16. 3. 31	1,000,000	991,000	937,081	292,675	476,464	106,224	690,372	—	204,214	10189	—	
合資会社加参精米所	×14. 10. 31	1,000,000	1,000,000	169,398	20,000	269,873	642,083	132,410	42,481	6,136	—	6,110	
株式会社朝鮮美術品製作所	16. 3. 31	1,000,000	437,500	16,000	7,330	202,448	6,706	219,886	—	46,683	2,733	—	
日本硬質陶器株式会社	×16. 3. 31	3,760,000	837,500	4,196,634	3,000	1,618,707	90,101	392,119	2,456	724	32,365	60,023	
龍山工作 〃	×16. 3. 31	1,000,000	264,000	229,311	6,218	269,160	43,872	190,240	—	6,005	24,108	—	
朝日礦造 〃	16. 4. 30	1,000,000	460,000	324,913	10,200	426,609	372,134	177,615	—	6,656	78,748	4,300	
豊國製材 〃	16. 6. 31	1,000,000	600,000	322,233	1,000	446,010	111,447	291,418	—	4,788	24,269	1,913	
朝鮮製絲 〃	×16. 3. 31	1,000,000	600,000	112,000	2,000	369,060	66,444	248,997	6,875	2,300	—	—	
朝鮮窯業利 〃	×16. 3. 31	2,000,000	600,000	12,376	33,339	99,967	—	194,219	—	32,891	28,614	11,612	
朝鮮電氣興業 〃	16. 3. 31	10,000,000	3,000,000	4,346,026	12,700	7,666,208	130,088	86,936	79,835	96,726	123,131	—	
京城電氣 〃	16. 6. 31	1,500,000	600,000	—	10,400	611,631	13,867	27,952	11,049	116,190	16,729	642	
平壌電氣 〃	16. 3. 31	1,000,000	476,000	160,000	137,000	686,763	—	87,460	870	129,197	—	13,415	
朝鮮水電 〃	16. 4. 30	20,000,000	6,000,000	—	—	923,946	—	—	—	4,641,603	—	21,612	
京城紡織 〃	16. 3. 31	1,000,000	346,940	220,310	14,000	806,697	—	—	308	14,065	1,742	46,609	
朝鮮窒素肥料 〃	16. 6. 31	1,000,000	250,000	2,896	14,300	164,663	—	—	1,250	326,376	—	—	
京城穀物信託 〃	16. 6. 31	1,000,000	250,000	163,548	4,400	181,061	2,900	—	—	1,078	—	1,663	
大邱穀物 〃	16. 3. 31	2,200,000	650,000	262,184	94,400	467,224	179,236	66,666	15,783	17,629	—	—	
釜山米穀信託 〃	16. 4. 30	3,000,000	760,000	1,359,358	12,600	17,409	—	—	66,540	138,632	—	—	
忠北米穀信託 〃	16. 3. 31	1,000,000	600,000	734,000	98,100	118,322	—	—	—	166,843	241,113	22,830	
株式会社京城株式取引所	15. 5. 31	4,000,000	1,201,120	13,239	66,660	1,004,330	—	—	—	17,661	—	—	
〃 仁川米豆取引所	16. 3. 31	3,000,000	1,600,000	—	934,004	443,879	—	—	47,629	1,709,201	—	—	
朝鮮郵船株式会社	16. 3. 31	3,000,000	3,000,000	2,625,148	936,935	6,186,318	—	16,442	382,766	507,633	30,937	486,829	
朝鮮化學 〃	16. 6. 31	1,000,000	600,000	80,000	1,378	479,168	—	—	—	47,150	8,964	8,720	
金剛山電気鉄道 〃	16. 3. 31	6,000,000	6,000,000	490,961	64,400	2,073,926	—	117,406	—	43,644	133,127	242,918	
朝鮮鉄道 〃	14. 12. 31	64,600,000	17,650,000	13,724,209	230,894	44,263,808	—	644,084	—	1,881,064	401,788	1,422,278	
元山倉庫 〃	×14. 10. 31	1,000,000	250,000	—	6,930	177,881	—	—	2,164	89,697	—	3,031	
鎮海倉庫 〃	16. 6. 30	1,000,000	250,000	61,375	7,696	240,603	—	—	—	26,841	—	11,249	
朝鮮米穀倉庫 〃	×16. 6. 30	4,000,000	1,264,000	—	260,178	374,158	—	—	60,000	1,292,647	66,632	206,484	
京城機業倉庫 〃	15. 5. 31	1,000,000	360,000	—	66,932	98,673	—	28,942	90,000	332,115	1,118,117	16,170	
株式会社千代田館	16. 1. 30	1,000,000	1,000,000	185,908	96,000	397,463	216,522	60,232	36,930	12,672	48,046	200,454	
〃 京城支店	×16. 1. 31	1,000,000	437,500	3,019,915	—	3,226,181	—	—	71,285	450	6,069	—	
萬潤合名会社	×16. 1. 31	1,500,000	1,500,000	3,724,170	160,000	2,815,765	2,080,820	1,046,867	28,022	37,479	1,187	22,956	

×ヲ付シタルハ年一回1決算他ハ二回ナリ

朝鮮主要會社最近業績一覽

(本店會社資本金百万円以上)

資本	支拂手形及借入金及社債	諸積立金	建設勘定及前拂及繰延	當期仕拂及繰越手形	製品及材料	有價証券	現金及預金	未拂金	未收入金	貸金	益金	損失	配當	前期繰越	後期繰越
794,000	606,240	—	1,140,761	—	1,018	—	3,064	970	86	72	16,702	71,429	割 —	277,690	333,417
0,000	645,794	21,000	2,412,368	—	111,126	32,600	31,427	—	—	2,028	182,848	106,121	12	16,117	17,627
30,000	114,771	3,000	621,916	—	—	4,720	463	—	—	26,140	60,164	33,383	20増	—	—
0,000	3,317,838	135,000	10,492,764	129,681	861,941	32,964	2,946	—	—	143,011	909,334	679,217	18	37,328	33,446
0,000	119,245	94,000	1,166,509	—	4,711	—	99,672	6,316	4,170	62,391	132,642	47,005	16	19,716	22,331
0,000	237,600	208,199	1,382,123	62,829	746	—	109,227	—	—	84,808	131,890	67,471	1,25	8,417	2,912
1,000	937,081	282,675	476,464	104,224	690,072	—	204,214	10189	—	—	78,316	94,088	—	767,242	780,015
0,000	169,378	24,000	269,893	642,083	124,410	42,481	6,135	—	6,110	231,300	643,312	423,069	10	625	768
37,500	16,000	7,230	202,448	6,706	219,886	—	46,688	2,733	—	—	19,786	17,173	—	2,313	4,774
37,500	419,634	3,000	1,518,707	90,101	392,119	2,456	724	82,365	60,023	6,000	1,091,662	984,079	—	248,212	140,723
4,000	22,311	6,218	262,160	60,872	190,240	—	6,008	24,108	—	6,168	49,892	30,690	—	—	16,302
48,000	322,913	10,200	426,609	372,184	179,615	—	6,656	78,948	4,300	—	123,169	99,921	15	16,567	7,806
0,000	322,233	1,000	445,010	111,447	291,418	—	4,988	24,269	1,913	—	34,908	41,365	—	1,623	4,773
0,000	112,000	2,000	369,060	62,544	248,997	6,875	2,300	—	—	—	127,647	97,361	15	1,728	1,921
0,000	12,396	33,337	99,967	—	194,219	—	327,891	28,614	11,612	—	403,283	347,271	18	2,562	1,610
0,000	434,626	12,700	746,208	130,044	86,936	74,836	96,726	123,131	—	—	810,083	712,646	14	116,632	49,210
0,000	—	10,400	611,631	12,367	27,952	11,049	116,190	16,929	642	—	101,712	68,776	19	10,896	10,333
6,000	160,000	132,000	136,763	—	32,460	870	128,197	—	13,415	—	226,297	176,980	12	7,624	9,082
0,000	—	—	323,946	—	—	—	4,641,603	—	21,512	—	84,669	—	6	—	—
46,940	229,310	14,000	806,697	—	—	—	14,065	1,742	46,609	218,699	86,664	84,778	—	6,930	6,144
0,000	2,376	14,300	164,663	—	—	1,260	326,376	—	—	236,007	60,937	35,846	10	1,633	2,223
0,000	18,548	4,400	181,061	2,900	—	—	1,078	—	6663	232,927	22,641	21,369	—	1,264	2,546
4,000	262,184	34,400	467,224	179,236	66,986	15,783	17,629	—	—	76,443	304,408	406,776	—	8,157	93,208
4,000	1,389,358	12,600	12,409	—	—	66,540	138,632	—	—	1,751,779	44,003	17,972	6	6,378	8,558
0,000	734,000	58,100	116,322	—	—	—	166,843	241,913	22,830	1,480,663	116,808	66,667	20	18,998	12,760
4,120	13,239	66,660	1,004,330	—	—	—	17,661	—	—	380,236	170,778	98,140	10	4,749	4,831
0,000	—	934,004	443,879	—	—	47,629	1,709,201	—	—	—	207,481	87,842	16	9,164	6,304
0,000	2,625,148	936,735	6,164,218	—	66,442	382,766	3,607,633	30,937	486,829	107,364	2,996,598	2,602,264	18	10,707	11,830
0,000	60,000	1,878	429,168	—	—	—	47,130	8,964	8,720	—	32,567	29,364	7	6,398	6,340
0,000	1,709,781	64,400	2,073,926	—	117,406	—	43,644	133,127	248,918	—	708,753	338,939	11	32,954	64,471
0,000	18,704,207	230,874	4,263,805	—	644,084	—	481,064	402,788	1,422,278	—	2,624,773	499,262	8	367	
0,000	—	6,930	177,381	—	—	2,164	89,697	—	3,031	66,342	49,603	28,997	55	728	1,183
0,000	61,375	2,696	240,603	—	—	—	26,841	—	11,249	62,438	52,779	28,832	16	6,628	7,676
4,000	—	26,178	87,458	—	—	60,000	1,292,647	66,632	206,484	—	796,172	707,423	15	19,274	12,623
0,000	—	6,932	98,673	—	26,942	90,000	332,115	1,112,117	16,170	—	140,152	96,298	12	11,011	6,066
0,000	185,708	96,000	897,663	216,622	60,232	86,930	12,672	42,046	200,854	—	360,639	304,643	10	3,167	4,897
7,000	3,012,915	—	3,226,181	—	—	71,285	450	6,069	—	—	77,686	16,752	—	112,301	190,368
0,000	3,724,170	160,000	2,812,765	208,820	1,046,867	288,022	37,479	1,187	22,956	—	438,948	422,254	—	2,052	21,946

1等一回13決集仙二回十9

大正[illegible]年上期末[illegible]邦人側銀行決算一覧

銀行名	公称資本金	払込資本金	積立金	損益計算		当期[illegible]		計	利益処分					
				純益金	純損金	損益金	前期繰越金		前後資本金	株主配当 金額	株主配当 率	行員恩賜基金	積立金	翌期繰越金
正隆銀行	12,000,000	6,624,375	50,000	4,131,862	3,936,076	195,926	0	196,437	10,000	140,609	0.50	10,000	10,000	24,328
満業信託	10,000,000	2,906,662	-	7,171,221	7,156,934	14,286	-	14,286	-	-	-	-	-	14,286
大連商業銀行	2,000,000	2,000,000	196,000	166,807	78,504	88,303	44,982	129,285	1,000	80,000	0.80	-	5,000	43,285
大連興業銀行	600,000	200,000	151,000	53,050	51,583	1,466	130,091	131,624	-	-	-	-	-	131,624
振興銀行	1,175,000	600,000	146,[illegible]50	37,728	32,770	1,040	1,807	766	-	-	-	-	-	766
南満工業銀行	500,000	275,000	[illegible],100	171,777	208,028	36,250	20,449	56,700	-	-	-	-	-	56,700
満洲興業銀行	1,500,000	375,000	[illegible]31	28,260	39,468	14,205	87,060	103,602	-	-	-	-	-	103,602
振興銀行	500,000	500,000	47,700	676	13,847	13,171	37,664	50,635	-	-	-	-	-	50,635
東洋拓殖	1,000,000	250,000	47,087	51,614	39,672	11,940	4,046	23,687	1,900	10,000	0.80	-	6,800	6,187
朝鮮銀行	500,000	125,000	82,070	38,032	27,608	10,429	4,446	14,875	1,000	6,250 6,000	1.00	500	2,540	4,775
台湾銀行	1,000,000	1,000,000	78,315 [illegible]50,000	10,376	36,850	[illegible]474	-	26,574	-	-	-	-	-	株主合計補数
横浜正金銀行	1,000,000	800,000	138,000	19,760	25,412	[illegible]652	4,315	10,967	-	-	-	-	-	10,967
株式会社	800,000	151,250	5,647	32,140	41,627	[illegible]730	4,534	1,053	-	-	-	-	-	1,053
鴻業銀行	800,000	200,000	67,700	4,819	6,149	[illegible]170	-	2,330	-	-	-	-	-	株主合計補数
株式会社	300,000	75,000	6,600	725	715	10	-	10	-	-	-	-	-	10
華南銀行	1,000,000	400,000	191,100	73,433	48,848	24,584	4,170	23,755	2,400	16,000	0.80	-	6,600	3,855
株式会社	2,000,000	600,000	37,600	35,734	34,161	1,772	264	2,042	-	-	-	-	100	1,942
計	35,375,000	(15,207,287) 15,[illegible]287	1,160,091 1,150,000	11,846,340	11,714,743	268,220	[illegible]623	131,576	16,500	252,859	0.32	10,500	30,950	253,541

備考、
1、[illegible]銀行等[illegible]
2、本表ノ[illegible]
3、南洲銀行ノ[illegible]
4、[illegible]
5、[illegible]
6、[illegible]

（三六）

農業倉庫ニ關スル統計

中央興信所

農業倉庫設置經過

（農務局産業組合課）

年度	經營主體總數	經營主體內訳 産業組合	農會	公益法人	町村	建坪 棟數	建坪	收容力 穀物（俵）	繭（貫）	砂糖（樽）
大正六年度	一一二	九六	五	一〇	一	七二三 棟	二三、四三七、二六 坪	一八、四八、〇一〇 俵	三五、八〇〇 貫	樽
七	三六〇	三二一	二〇	一五	四	七六五	二七、四四五、一九	二六、四〇四、六八一	五七、五五〇	
八	二〇三	一七五	一三	一六	二	四四六	一五、八〇、三九七	一二、九七、三七五	三八七二四	
九	一八五	一六七	一〇	七	一	三一八	一一、一五、一七二	九六五、〇八七	四五、二〇〇	
十	二五九	二四三	一三	二	一	四一八	一四、三二、八一	一〇、六八八九	一一六五二〇	
十一	二四四	二三四	一六	一	四	五二三	一二、九三四六	九八六、四三九	八五、三八〇	
十二	二〇一	一八三	一八	二	二	二五九	九、三〇、三四五	六五、〇四〇	六五、九五八	
十三	一九四	一八一	一四	二	一	三六八	一五、〇五六、九七	一一、九五、三四三	一四八、五七二	
十四	二四五	二三四	九	二	二	四九〇	二一、三五八、八〇	一五八、七〇五八	二三、二七七	
大正十五昭和元年度	二九〇	二五六	一六	五	二	五二〇	二三、二五五、六八	一八五、三五九五	五一七、五七四	二六八二
昭和二年大月迄	七一	七四	二	一	一	一一二	六、一三〇、七一	四二六、〇一〇	二〇六、〇四〇	二七〇
合計	二五六二	一〇七	一七	一四	一四	四七四二	一四〇、七四、二四二	一〇五、四三、〇七五	五三八二	

中央農業協會

農業倉庫奬勵費交付經過（農務局産業組合課）

年度	府縣補助豫算額	國庫補助申請額	國庫補助豫算額	國庫補助交付額	摘要
大正六年度	一三三、五八四円	六四、八二五円	七五、〇〇〇円	六四、八二五円	
〃 七	三一七、九二〇	一五四、二九五	一五〇、〇〇〇	一五二、四八〇	
〃 八	四〇八、三七七	一八一、二五九	二〇〇、〇〇〇	一八〇、九五九	
〃 九	四〇九、五一二	一九九、八九七	二〇〇、〇〇〇	一九九、八九七	
〃 十	五七〇、五四四	二六九、〇六一	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
〃 十一	六三七、八三八	三一〇、九六三	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
〃 十二	六〇五、五七二	二九八、一一五	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	
〃 十三	六五八、三五五	三一四、六〇五	三三八、〇〇〇	三三八、〇〇〇	
〃 十四	一五八、〇四七	一二三、五九九	九六、〇〇〇	九五、八九六	
〃 十五	一八一、五四〇	一八四、三五九	九六、〇〇〇	九六、〇〇〇	
計	一	一	一	三四三、四六二	

農業倉庫建設奨勵金交付經過（農務局産業組合課）

年度	棟數	建坪	建設費	補助ノ交付ヲ受ケタル倉庫	補助金	備考
	棟	坪	圓		圓	
大正六年度						
〃 七・	三一五	二九五五二	八四五、六二八	産業組合中央會農業倉庫建設奨勵ノ爲メ大正七年度ニ於テ金一、五〇〇圓ノ寄附ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ寄附金額ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スル件ニ依リ補助金ヲ交付シタル倉庫	六四、八二五	富業者 頁擔額 劃合ヲ
〃 八・	二九三	二九九二、六	一、〇八五、八二二		一、〇五二、五六五	三一、二五八
〃 九・	二八六	二、〇七五、〇五八	一、一三五、七五一		一、〇八四、一四四	三一、〇七
〃 十・	二七九	二、〇五九、八一五	一、一三〇、八一二		一、〇九八、五七〇	三四、八一五
〃 十一・	二三四	一、八七六、八九七	一、四四、六〇二		一、三七、三五二	三四、一五
〃 十二・	二〇四	一、八一四、一八〇	一、二七、三五二		一、二〇、〇〇〇	三四、〇〇〇
〃 十三・	三〇九	一、四八一、九八二	一、三四、八一四		一、二七、九一二	三三、四
〃 十四・	四三二	二、三六七、八四二	一、二一、八六八		一、一四四、七六二	四五、八
計	二五四二	一七、八四八、一三	一一、〇九八、九		一〇、四七七、六四二	三四二

備考　年度別倉庫建設數ト一致セサル八補助金ヲ交付セサル倉庫アルニヨル。

備考

(イ) 大正八年度ニ於テ帝國農會、産業組合中央會ニ 一五、〇〇〇円ヲ交付セリ。

(ロ) 大正十二年度ニ於テ産業組合中央會ヘ 二五、〇〇〇円ヲ交付シテ農業倉庫理事者養成講習ヲ要囑セリ。

(ハ) 大正十四年度ニ於テ産業組合中央會ヘ 六〇〇〇円ヲ農業倉庫ニ關スル調査費トシテ交付セリ。

繭保管ヲ主ト倉庫ヲ有スル農業倉庫業者数倉庫棟数建坪收容力調

（昭和二年三月末現在）

	経営主体数	棟数	建坪	收容力	備考
岩手	一	一	三三七・〇	二二、五五〇	全部産業組合経営
宮城	九	一一	二六四・〇	三九、六三二	全
山形	一三	一五	一、〇〇二・〇	一二二、三二〇	全
福島	一八	七	一六八・九	四九、九〇〇	全
茨城	四	五	二一・〇	一五、三六〇	全
群馬	一二	二	三二・〇	七、一〇〇	全
埼玉	二	二	一一五・五	一二、八〇〇	全
千葉	一一	二四	七三四・五	七一、九〇九	全
東京	五	五	二六一・〇	二五、六一九	全
神奈川	二	二	一四〇・〇	一五、八二六	全
新潟	二	七	二八〇・五	四四、四九〇	全

	福井		山梨		長野		岐阜		静岡		愛知		三重		滋賀		奈良		和歌山		鳥根		岡山		広島		山口		徳島	
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ
倉庫数	一		一		一		一		一		一		一		一		一		一		一		一		一		一		一	
坪数	二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇	
倉庫価額	二六、〇〇〇		二八、〇〇〇		二八、〇〇〇		二五、三〇〇		二四、八五四、八五		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇	
全部産業組合倉庫																														
全	一	二六、〇〇〇	一	二八、〇〇〇	一	二八、〇〇〇	一	二五、三〇〇	一	二四、八五四、八五	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇
農業倉庫																														
全	一	二六、〇〇〇	一	二八、〇〇〇	一	二八、〇〇〇	一	二五、三〇〇	一	二四、八五四、八五	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇	一	二〇、〇〇〇
倉庫数	二		一		一		二		二		二		二		二		二		二		二		二		二		二		二	
坪数	二、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇		二、〇〇〇	
倉庫価額	二六、〇〇〇		一三、〇〇〇		一三、〇〇〇		二五、三〇〇		二四、八五四、八五		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇	
全部産業組合倉庫																														
全	二	五二、〇〇〇	一	一三、〇〇〇	一	一三、〇〇〇	二	五〇、六〇〇	二	四九、七〇八、五	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇
農業倉庫																														
全	二	五二、〇〇〇	一	一三、〇〇〇	一	一三、〇〇〇	二	五〇、六〇〇	二	四九、七〇八、五	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇	二	四〇、〇〇〇
倉庫数	九		二		二		九		三		二		二		三		一		二		大		三		一		二		一	
坪数	二五、一〇〇		五、六〇〇		九、四〇〇		大一五、三〇〇		九四、九〇〇		一一〇、〇〇〇		大二、五〇〇		二〇、〇〇〇		二〇、〇〇〇		八、五四一、八五		一九四、二〇〇		一八八、〇〇〇		二七四、〇〇〇		一三〇、二五〇		四九、〇〇〇		二六九、五〇〇	
倉庫価額	四六、三七〇		四六、一〇大		三三、大〇〇		七、〇〇〇		二、五〇〇		二、五〇〇		一、三四〇		八三、七七〇		一五、〇〇〇		四、五四一、八五		一七、三三大		一二、〇〇〇		五〇、八〇〇		七、二二〇		四三、八四大		二八、三〇〇
全部産業組合倉庫																														
全	四六、三七〇		四六、一〇大		三三、大〇〇		七、〇〇〇		二、五〇〇		二、五〇〇		一、三四〇		八三、七七〇		一五、〇〇〇		四、五四一、八五		一七、三三大		一二、〇〇〇		五〇、八〇〇		七、二二〇		四三、八四大		二八、三〇〇
農業倉庫																														
全	四六、三七〇		四六、一〇大		三三、大〇〇		七、〇〇〇		二、五〇〇		二、五〇〇		一、三四〇		八三、七七〇		一五、〇〇〇		四、五四一、八五		一七、三三大		一二、〇〇〇		五〇、八〇〇		七、二二〇		四三、八四大		二八、三〇〇
倉庫数	大		一四		三		一四		一七大		一		一		一		一		一		一		一		一		一		一	
坪数	三五九、一一〇		五六七、大五		九四五、〇〇〇		三〇、一四六		一二、四八五、九〇		一、三三四、五三五		三、〇〇〇		三、〇〇〇		二、大〇〇		一、八八二、〇七五		三、大大五、一五五		一、八五、三四九		七、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇	
倉庫価額	四六、三七〇		四六、一〇大		三三、大〇〇		一、四六〇		一、三三四、五三五		三、〇〇〇		三、〇〇〇		三、〇〇〇		二、大〇〇		八〇九、一八大		三、大大五、一五五		一、八五、三四九		七、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇	
全部産業組合倉庫																														
全	四六、三七〇		四六、一〇大		三三、大〇〇		一、四六〇		一、三三四、五三五		三、〇〇〇		三、〇〇〇		三、〇〇〇		二、大〇〇		八〇九、一八大		三、大大五、一五五		一、八五、三四九		七、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇	
農業倉庫																														
全	四六、三七〇		四六、一〇大		三三、大〇〇		一、四六〇		一、三三四、五三五		三、〇〇〇		三、〇〇〇		三、〇〇〇		二、大〇〇		八〇九、一八大		三、大大五、一五五		一、八五、三四九		七、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇	
合計	大		一四		三		一四		一七大		一		一		一		一		一		一		一		一		一		一	
坪数	三五九、一一〇		五六七、大五		九四五、〇〇〇		三〇、一四六		一二、四八五、九〇		一、三三四、五三五		三、〇〇〇		三、〇〇〇		二、大〇〇		一、八八二、〇七五		三、大大五、一五五		一、八五、三四九		七、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇	
倉庫価額	四六、三七〇		四六、一〇大		三三、大〇〇		一、四六〇		一、三三四、五三五		三、〇〇〇		三、〇〇〇		三、〇〇〇		二、大〇〇		八〇九、一八大		三、大大五、一五五		一、八五、三四九		七、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇	
全部産業組合倉庫																														
全	四六、三七〇		四六、一〇大		三三、大〇〇		一、四六〇		一、三三四、五三五		三、〇〇〇		三、〇〇〇		三、〇〇〇		二、大〇〇		八〇九、一八大		三、大大五、一五五		一、八五、三四九		七、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇	
農業倉庫																														
全	四六、三七〇		四六、一〇大		三三、大〇〇		一、四六〇		一、三三四、五三五		三、〇〇〇		三、〇〇〇		三、〇〇〇		二、大〇〇		八〇九、一八大		三、大大五、一五五		一、八五、三四九		七、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇	

	愛媛		宮崎		鹿児島		計			合計
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ		
倉庫数										
坪数										
倉庫価額										
全部産業組合倉庫										
全	一	一四、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一四	一七大		
農業倉庫										
全	三	一四、六〇〇	一	一、〇〇〇	一	三〇、一四六	一四	二三大	棟	
倉庫数										
坪数										
倉庫価額										
全部産業組合倉庫										
全	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一二、四八五、九〇	坪	
農業倉庫										
全	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、三三四、五三五	貫	
倉庫数										
坪数										
倉庫価額										
全部産業組合倉庫										
全										全部産業組合倉庫
農業倉庫										
全										

備考

イ、八繭保管ヲ主トスル農業倉庫業者

ロ、八繭以外穀物ソノ他ヲ保管スル倉庫ヲ有スル農業倉庫業者（例ニ階建倉庫ニシテ階上ニ繭階下ニ穀物ヲ保管スルモノ、又ハ二棟ヲ有スルモノノ中一棟ニ限リ繭保管ヲナス倉庫ヲ有スルモノ等）

農業倉庫業者數倉庫棟數建坪及收容力調査（昭和二年六月末現在）

	經營主體總數	經營主 組合	經營主體內譯 農會	經營主體內譯 公益法人	經營主體內譯 町村	總收容力 穀物（俵）	總收容力 繭（貫）	總建坪	總棟數
北海道	八三	七九	二		二			九五二七、六〇	一、三六
青森	四四	三六	一	七				四六二五、五二	四四
岩手	三三	三〇	三					一、四七四、九五	四六
宮城	四三	三六	五		二			五〇八五、六〇	六三
秋田	四一	四		四				一、〇〇〇、五五四、四七	一三五
山形	三三	三三	一	四				一、九〇二、四一八	四四
福島	八二	七五	大					四九八、五二二	一四三
茨城	八一	七二	大					一、九九五、〇	五四
栃木	二七	二三		四				四四大、一九〇	一大四
群馬	二九	二八	一					一、二九九五〇	四四
埼玉	三大	三大						四四七〇、七一	三四
千葉	三八	三八						五三大、三九八	三大
東京	二	二						一二〇、八六〇	四大
神奈川	一一	七	四					四九八、五二二	一三五
新潟	七〇	九		一				一八三七八〇	二四一
富山	八四	八四						五四大、三九八	四四
石川	三〇	三〇						一、〇二四、八六〇	一一〇
福井	大四	大四						四八二、〇	一四
山梨	一三	一三						三、二七六、三五	五五
長野	三四	三四		四				四、九三九、四五	一四大
岐阜	大四	大四						三、〇一七、八六	大八
静岡	四四	四四						五四七、四八〇	一三八
愛知	八四	七九	五					一四四五〇〇	一三八

農業倉庫業者數經營主體別調查

組合農會

| | 信販 | 購利 | 販購 | 販利 | 購信 | 利利 | 信販 | 購信 | 販購 | 利利 | 信販 | 購信 | 販購 | 利利 | 信販 | 購信 | 販購

農業倉庫（及聯合農業倉庫）在庫數量調査（大正十五年九月末現在）

玄米　参類

調査	月末	中月	中月	前月末	中月	中月	中月	末
	在庫倉庫數	末現在數量	出庫數量	現在數量	入庫數量	出庫數量	現在數量	入庫數量
青森	一	三〇三八	一五八	一四四〇				
岩手	一	五八〇	五八〇					
秋田	一	一四八	一四八					
山形	二	二〇四八	一四八	一四八				
福島	一	一四八	一四八					
茨城	一	一四八	一四八					
栃木	一	一四八	一四八					
群馬	一	一四八	一四八					
埼玉	一	一四八	一四八					
千葉	一	一四八	一四八					
東京	一	一四八	一四八					
神奈川	一	一四八	一四八					
新潟	一	一四八	一四八					
富山	一	一四八	一四八					
石川	一	一四八	一四八					
福井	一	一四八	一四八					
山梨	一	一四八	一四八					
長野	一	一四八	一四八					
岐阜	一	一四八	一四八					
静岡	一	一四八	一四八					
愛知	一	一四八	一四八					
三重	一	一四八	一四八					
滋賀	一	一四八	一四八					
京都	一	一四八	一四八					
大阪	一	一四八	一四八					
兵庫	一	一四八	一四八					
奈良	一	一四八	一四八					
和歌山	一	一四八	一四八					
鳥取	一	一四八	一四八					
島根	一	一四八	一四八					
岡山	一	一四八	一四八					
広島	一	一四八	一四八					
山口	一	一四八	一四八					
徳島	一	一四八	一四八					
香川	一	一四八	一四八					
愛媛	一	一四八	一四八					
高知	一	一四八	一四八					
福岡	一	一四八	一四八					
佐賀	一	一四八	一四八					
長崎	一	一四八	一四八					
熊本	一	一四八	一四八					
大分	一	一四八	一四八					
宮崎	一	一四八	一四八					
鹿児島	一	一四八	一四八					
沖縄	一	一四八	一四八					
計	一〇四	大八一一二	三五四九	三一五五〇四四	四九八〇九	二四五	四九八〇九	四二

農務局

農業倉庫（及肥料合同倉庫）在庫数量調査（大正十年十月末現在）

種類	米				麦				籾			
調査月	前月末現在数量	入庫数量	出庫数量	本月末現在数量	前月末現在数量	入庫数量	出庫数量	本月末現在数量	前月末現在数量	入庫数量	出庫数量	本月末現在数量
十月中												
十一月中												
十二月中												
十一月末												
十二月末

農業倉庫及聯合農業倉庫（在庫数量調査）（大正十年十一月末現在）

種別	所在地	倉庫名	構造	建坪	収容力	現在数量	摘要
玄米	北海道	札幌農業倉庫	土蔵造	一二〇	一、二〇〇	八五〇	
玄米	北海道	函館農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	六二〇	
玄米	北海道	小樽農業倉庫	土蔵造	一五〇	一、五〇〇	一、一〇〇	
玄米	北海道	旭川農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	七五〇	
玄米	北海道	帯広農業倉庫	土蔵造	九〇	九〇〇	四〇〇	
玄米	北海道	釧路農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	五〇〇	
玄米	北海道	北見農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	六〇〇	
玄米	北海道	網走農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	北海道	留萌農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	二五〇	
玄米	北海道	室蘭農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	七〇〇	
玄米	北海道	苫小牧農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五五〇	
玄米	北海道	岩見沢農業倉庫	土蔵造	九〇	九〇〇	六二〇	
玄米	北海道	滝川農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四八〇	
玄米	北海道	深川農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三九〇	
玄米	北海道	富良野農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	二八〇	
玄米	北海道	美唄農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	四一〇	
玄米	北海道	江別農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	五〇〇	
玄米	北海道	千歳農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三五〇	
玄米	北海道	恵庭農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二六〇	
玄米	北海道	伊達農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三二〇	
玄米	北海道	倶知安農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	北海道	余市農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	四〇〇	
玄米	北海道	仁木農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一九〇	
玄米	北海道	静内農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二七〇	
玄米	北海道	浦河農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	北海道	帯広第二農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	北海道	音更農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	北海道	士幌農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	北海道	上士幌農業倉庫	土蔵造	二〇	二〇〇	一一〇	
玄米	北海道	鹿追農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一六〇	
玄米	北海道	新得農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二三〇	
玄米	北海道	清水農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	北海道	芽室農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	北海道	中札内農業倉庫	土蔵造	二〇	二〇〇	一二〇	
玄米	北海道	更別農業倉庫	土蔵造	二〇	二〇〇	一〇〇	
玄米	北海道	大樹農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	北海道	広尾農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一六〇	
玄米	北海道	十勝聯合農業倉庫	土蔵造	一五〇	一、五〇〇	九〇〇	
玄米	北海道	帯広聯合農業倉庫	土蔵造	一二〇	一、二〇〇	七五〇	
玄米	北海道	北見聯合農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	北海道	網走聯合農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	北海道	留萌聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	北海道	室蘭聯合農業倉庫	土蔵造	一二〇	一、二〇〇	七五〇	
玄米	北海道	苫小牧聯合農業倉庫	土蔵造	九〇	九〇〇	五六〇	
玄米	北海道	岩見沢聯合農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	北海道	滝川聯合農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	四九〇	
玄米	北海道	深川聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四三〇	
玄米	北海道	富良野聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	北海道	美唄聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四三〇	
玄米	北海道	江別聯合農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	北海道	千歳聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	北海道	恵庭聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	北海道	伊達聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	北海道	倶知安聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	北海道	余市聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四四〇	
玄米	北海道	仁木聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	北海道	静内聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	北海道	浦河聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	北海道	帯広第二聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	北海道	音更聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	北海道	士幌聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	北海道	上士幌聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	北海道	鹿追聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	北海道	新得聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	北海道	清水聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	北海道	芽室聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	北海道	中札内聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	北海道	更別聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	北海道	大樹聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	北海道	広尾聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二三〇	
玄米	青森県	青森農業倉庫	土蔵造	一五〇	一、五〇〇	九〇〇	
玄米	青森県	弘前農業倉庫	土蔵造	一二〇	一、二〇〇	七五〇	
玄米	青森県	八戸農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	青森県	五所川原農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	青森県	黒石農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	青森県	三沢農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	二五〇	
玄米	青森県	十和田農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四四〇	
玄米	青森県	野辺地農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	青森県	七戸農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	青森県	六戸農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	青森県	三戸農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	青森県	五戸農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	青森県	田子農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	青森県	名川農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	青森県	南部農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	青森県	三本木農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	青森県	十和田聯合農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	青森県	三沢聯合農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	青森県	野辺地聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四三〇	
玄米	青森県	七戸聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	青森県	六戸聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	青森県	三戸聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	青森県	五戸聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	青森県	田子聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	青森県	名川聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	青森県	南部聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	青森県	三本木聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	岩手県	盛岡農業倉庫	土蔵造	一五〇	一、五〇〇	九〇〇	
玄米	岩手県	一関農業倉庫	土蔵造	一二〇	一、二〇〇	七五〇	
玄米	岩手県	水沢農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	岩手県	花巻農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	岩手県	北上農業倉庫	土蔵造	九〇	九〇〇	五六〇	
玄米	岩手県	遠野農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	岩手県	釜石農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四四〇	
玄米	岩手県	大船渡農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	岩手県	宮古農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	岩手県	山田農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	岩手県	大槌農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	岩手県	一戸農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	岩手県	二戸農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	岩手県	九戸農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	岩手県	軽米農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	岩手県	久慈農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	岩手県	種市農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	岩手県	盛岡聯合農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	岩手県	一関聯合農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	岩手県	水沢聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四三〇	
玄米	岩手県	花巻聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	岩手県	北上聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四三〇	
玄米	岩手県	遠野聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	岩手県	釜石聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	岩手県	大船渡聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	岩手県	宮古聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	岩手県	山田聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	岩手県	大槌聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	岩手県	一戸聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	岩手県	二戸聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	岩手県	九戸聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	岩手県	軽米聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	岩手県	久慈聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	岩手県	種市聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	秋田県	秋田農業倉庫	土蔵造	一五〇	一、五〇〇	九〇〇	
玄米	秋田県	能代農業倉庫	土蔵造	一二〇	一、二〇〇	七五〇	
玄米	秋田県	大館農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	秋田県	鷹巣農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	秋田県	比内農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	秋田県	角館農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	秋田県	横手農業倉庫	土蔵造	九〇	九〇〇	五六〇	
玄米	秋田県	湯沢農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四四〇	
玄米	秋田県	増田農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	秋田県	十文字農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	秋田県	雄勝農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	秋田県	本荘農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	秋田県	矢島農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	秋田県	金浦農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	秋田県	象潟農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	秋田県	秋田聯合農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	秋田県	能代聯合農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	秋田県	大館聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四三〇	
玄米	秋田県	鷹巣聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	秋田県	比内聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	秋田県	角館聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	秋田県	横手聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四四〇	
玄米	秋田県	湯沢聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	秋田県	増田聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	秋田県	十文字聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	秋田県	雄勝聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	秋田県	本荘聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	秋田県	矢島聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	秋田県	金浦聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	秋田県	象潟聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	山形県	山形農業倉庫	土蔵造	一五〇	一、五〇〇	九〇〇	
玄米	山形県	米沢農業倉庫	土蔵造	一二〇	一、二〇〇	七五〇	
玄米	山形県	鶴岡農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	山形県	酒田農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	山形県	新庄農業倉庫	土蔵造	九〇	九〇〇	五六〇	
玄米	山形県	寒河江農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	山形県	上山農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四四〇	
玄米	山形県	村山農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	山形県	長井農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	山形県	天童農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	山形県	東根農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	山形県	尾花沢農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	山形県	新庄聯合農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	山形県	寒河江聯合農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	山形県	上山聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四三〇	
玄米	山形県	村山聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	山形県	長井聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	山形県	天童聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	山形県	東根聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	山形県	尾花沢聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	宮城県	仙台農業倉庫	土蔵造	一五〇	一、五〇〇	九〇〇	
玄米	宮城県	石巻農業倉庫	土蔵造	一二〇	一、二〇〇	七五〇	
玄米	宮城県	古川農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	宮城県	塩竈農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	宮城県	気仙沼農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	宮城県	白石農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	宮城県	角田農業倉庫	土蔵造	九〇	九〇〇	五六〇	
玄米	宮城県	登米農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四四〇	
玄米	宮城県	栗原農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	宮城県	迫農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	宮城県	志津川農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	宮城県	南三陸農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	宮城県	仙台聯合農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	宮城県	石巻聯合農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	宮城県	古川聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四三〇	
玄米	宮城県	塩竈聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	宮城県	気仙沼聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	宮城県	白石聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	宮城県	角田聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四四〇	
玄米	宮城県	登米聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	宮城県	栗原聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	宮城県	迫聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	宮城県	志津川聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	宮城県	南三陸聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	福島県	福島農業倉庫	土蔵造	一五〇	一、五〇〇	九〇〇	
玄米	福島県	若松農業倉庫	土蔵造	一二〇	一、二〇〇	七五〇	
玄米	福島県	会津農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	福島県	郡山農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	福島県	白河農業倉庫	土蔵造	九〇	九〇〇	五六〇	
玄米	福島県	須賀川農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	福島県	二本松農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四四〇	
玄米	福島県	安達農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三八〇	
玄米	福島県	本宮農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	福島県	田村農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	福島県	三春農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	福島県	小野農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	福島県	平農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	福島県	磐城農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	福島県	相馬農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四三〇	
玄米	福島県	新地農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	福島県	浪江農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	福島県	双葉農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	福島県	大熊農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	福島県	富岡農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	福島県	楢葉農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	福島県	広野農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	福島県	四倉農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	福島県	久之浜農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	福島県	小名浜農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	福島県	勿来農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	福島県	磐城聯合農業倉庫	土蔵造	一〇〇	一、〇〇〇	六二〇	
玄米	福島県	相馬聯合農業倉庫	土蔵造	八〇	八〇〇	五〇〇	
玄米	福島県	新地聯合農業倉庫	土蔵造	七〇	七〇〇	四三〇	
玄米	福島県	浪江聯合農業倉庫	土蔵造	六〇	六〇〇	三七〇	
玄米	福島県	双葉聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	福島県	大熊聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	福島県	富岡聯合農業倉庫	土蔵造	五〇	五〇〇	三一〇	
玄米	福島県	楢葉聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	福島県	広野聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	
玄米	福島県	四倉聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二五〇	
玄米	福島県	久之浜聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一七〇	
玄米	福島県	小名浜聯合農業倉庫	土蔵造	四〇	四〇〇	二四〇	
玄米	福島県	勿来聯合農業倉庫	土蔵造	三〇	三〇〇	一八〇	

農務局畜産課

農業倉庫在庫数量調査

（昭和九年十二月末現在）

種類	倉庫名	所在地	収容能力	十二月末現在数量	十一月末現在数量	増減
米穀	第一倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八五〇	八五〇	増減ナシ
	第二倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九二〇	九二〇	増減ナシ
	第三倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	七六〇	七六〇	増減ナシ
	第四倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第五倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八四〇	八四〇	増減ナシ
	第六倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	七八〇	七八〇	増減ナシ
	第七倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九六〇	九六〇	増減ナシ
	第八倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八八〇	八八〇	増減ナシ
	第九倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八五〇	八五〇	増減ナシ
	第十一倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九二〇	九二〇	増減ナシ
	第十二倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八六〇	八六〇	増減ナシ
	第十三倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十四倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八四〇	八四〇	増減ナシ
	第十五倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九一〇	九一〇	増減ナシ
	第十六倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八七〇	八七〇	増減ナシ
	第十七倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十八倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八八〇	八八〇	増減ナシ
	第十九倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九二〇	九二〇	増減ナシ
	第二十倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八六〇	八六〇	増減ナシ
麦類	第一倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第二倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八四〇	八四〇	増減ナシ
	第三倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九一〇	九一〇	増減ナシ
	第四倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八七〇	八七〇	増減ナシ
	第五倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第六倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八八〇	八八〇	増減ナシ
	第七倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九二〇	九二〇	増減ナシ
	第八倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八六〇	八六〇	増減ナシ
	第九倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八四〇	八四〇	増減ナシ
	第十一倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九一〇	九一〇	増減ナシ
	第十二倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八七〇	八七〇	増減ナシ
	第十三倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十四倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八八〇	八八〇	増減ナシ
	第十五倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九二〇	九二〇	増減ナシ
	第十六倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八六〇	八六〇	増減ナシ
	第十七倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十八倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八四〇	八四〇	増減ナシ
	第十九倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九一〇	九一〇	増減ナシ
	第二十倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八七〇	八七〇	増減ナシ

農務局畜産課

種類	倉庫名	所在地	収容能力	十二月末現在数量	十一月末現在数量	増減
米穀	第一倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八五〇	八五〇	増減ナシ
	第二倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九二〇	九二〇	増減ナシ
	第三倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	七六〇	七六〇	増減ナシ
	第四倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第五倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八四〇	八四〇	増減ナシ
	第六倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	七八〇	七八〇	増減ナシ
	第七倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九六〇	九六〇	増減ナシ
	第八倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八八〇	八八〇	増減ナシ
	第九倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八五〇	八五〇	増減ナシ
	第十一倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九二〇	九二〇	増減ナシ
	第十二倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八六〇	八六〇	増減ナシ
	第十三倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十四倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八四〇	八四〇	増減ナシ
	第十五倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九一〇	九一〇	増減ナシ
	第十六倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八七〇	八七〇	増減ナシ
	第十七倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十八倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八八〇	八八〇	増減ナシ
	第十九倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九二〇	九二〇	増減ナシ
	第二十倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八六〇	八六〇	増減ナシ
麦類	第一倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第二倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八四〇	八四〇	増減ナシ
	第三倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九一〇	九一〇	増減ナシ
	第四倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八七〇	八七〇	増減ナシ
	第五倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第六倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八八〇	八八〇	増減ナシ
	第七倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九二〇	九二〇	増減ナシ
	第八倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八六〇	八六〇	増減ナシ
	第九倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八四〇	八四〇	増減ナシ
	第十一倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九一〇	九一〇	増減ナシ
	第十二倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八七〇	八七〇	増減ナシ
	第十三倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十四倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八八〇	八八〇	増減ナシ
	第十五倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九二〇	九二〇	増減ナシ
	第十六倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八六〇	八六〇	増減ナシ
	第十七倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九〇〇	九〇〇	増減ナシ
	第十八倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八四〇	八四〇	増減ナシ
	第十九倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	九一〇	九一〇	増減ナシ
	第二十倉庫	東京市芝区	一〇〇〇	八七〇	八七〇	増減ナシ

農業倉庫（及農業合併倉庫）状況表調査

（昭和二十一年一月末現在）

番号	名称	所在地	構造	建坪	収容能力	現在保管数量	米				麦				雑穀				摘要
							現在保管数量	出庫中数量	入庫中数量	保管人数	現在保管数量	出庫中数量	入庫中数量	保管人数	現在保管数量	出庫中数量	入庫中数量	保管人数	
一																			
二																			
三																			
四																			
五																			
六																			
七																			
八																			
九																			
十																			
十一																			
十二																			
十三																			
十四																			
十五																			
十六																			
十七																			
十八																			
十九																			
二十																			
二十一																			
二十二																			
二十三																			
二十四																			
二十五																			
二十六																			
二十七																			
二十八																			
二十九																			
三十																			
三十一																			
三十二																			
三十三																			
三十四																			
三十五																			
三十六																			
三十七																			
三十八																			
三十九																			
四十																			
四十一																			
四十二																			
四十三																			
四十四																			
四十五																			
四十六																			
四十七																			
四十八																			
四十九																			
五十																			
五十一																			
五十二																			
五十三																			
五十四																			
五十五																			
五十六																			
五十七																			
五十八																			
五十九																			
六十																			
六十一																			
六十二																			
六十三																			
六十四																			
六十五																			
六十六																			
六十七																			
六十八																			
六十九																			
七十																			
七十一																			
七十二																			
七十三																			
七十四																			
七十五																			
七十六																			
七十七																			
七十八																			
七十九																			
八十																			
八十一																			
八十二																			
八十三																			
八十四																			
八十五																			
八十六																			
八十七																			
八十八																			
八十九																			
九十																			
九十一																			
九十二																			
九十三																			
九十四																			
九十五																			
九十六																			
九十七																			
九十八																			
九十九																			
百																			

農業倉庫（及酵母農業倉庫）在庫穀量調査（昭和二年十月末現）

調査 / 穀種	玄米				麦類				雑穀				
	農業倉庫	農業倉庫以外ノ倉庫	酵母農業倉庫	酵母農業倉庫以外ノ倉庫	農業倉庫	農業倉庫以外ノ倉庫	酵母農業倉庫	酵母農業倉庫以外ノ倉庫	農業倉庫	農業倉庫以外ノ倉庫	酵母農業倉庫	酵母農業倉庫以外ノ倉庫	計
青森	石												
岩手	〃												
宮城	〃												
秋田	〃												
山形	〃												
福島	〃												
茨城	〃												
栃木	〃												
群馬	〃												
埼玉	〃												
千葉	〃												
東京	〃												
神奈川	〃												
新潟	〃												
富山	〃												
石川	〃												
福井	〃												
山梨	〃												
長野	〃												
岐阜	〃												
静岡	〃												
愛知	〃												
三重	〃												
滋賀	〃												
京都	〃												
大阪	〃												
兵庫	〃												
奈良	〃												
和歌山	〃												
鳥取	〃												
島根	〃												
岡山	〃												
広島	〃												
山口	〃												
徳島	〃												
香川	〃												
愛媛	〃												
高知	〃												
福岡	〃												
佐賀	〃												
長崎	〃												
熊本	〃												
大分	〃												
宮崎	〃												
鹿児島	〃												
沖縄	〃												
計	〃												

種別	年次	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知
米	大一	三六	大一	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
	大二	三七	大二	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八
	大三	三八	大三	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
	大四	三九	大四	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
	大五	四〇	大五	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一
	大六	四一	大六	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
	大七	四二	大七	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三
	大八	四三	大八	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
	大九	四四	大九	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
	大一〇	四五	大一〇	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
	大一一	四六	大一一	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
	大一二	四七	大一二	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
	大一三	四八	大一三	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九
	大一四	四九	大一四	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
	大一五	五〇	大一五	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一
	昭二	五一	昭二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二
	昭三	五二	昭三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三
	昭四	五三	昭四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四
	昭五	五四	昭五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五
	昭六	五五	昭六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六
	昭七	五六	昭七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七
	昭八	五七	昭八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八
	昭九	五八	昭九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九
	昭一〇	五九	昭一〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
	昭一一	六〇	昭一一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一
	昭一二	六一	昭一二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二
	昭一三	六二	昭一三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三
	昭一四	六三	昭一四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四
	昭一五	六四	昭一五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
	昭一六	六五	昭一六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六
	昭一七	六六	昭一七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七
	昭一八	六七	昭一八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
	昭一九	六八	昭一九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
	昭二〇	六九	昭二〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
	昭二一	七〇	昭二一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一
	昭二二	七一	昭二二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二
	昭二三	七二	昭二三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三
	昭二四	七三	昭二四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四
	昭二五	七四	昭二五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
	昭二六	七五	昭二六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六
	昭二七	七六	昭二七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七
	昭二八	七七	昭二八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八
	昭二九	七八	昭二九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九
	昭三〇	七九	昭三〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
	昭三一	八〇	昭三一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一
	昭三二	八一	昭三二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
	昭三三	八二	昭三三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三
	昭三四	八三	昭三四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四
	昭三五	八四	昭三五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
	昭三六	八五	昭三六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六
	昭三七	八六	昭三七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七
	昭三八	八七	昭三八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
	昭三九	八八	昭三九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九
	昭四〇	八九	昭四〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
	昭四一	九〇	昭四一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一
	昭四二	九一	昭四二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二
	昭四三	九二	昭四三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
	昭四四	九三	昭四四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
	昭四五	九四	昭四五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五
	昭四六	九五	昭四六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六
	昭四七	九六	昭四七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
	昭四八	九七	昭四八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
	昭四九	九八	昭四九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
	昭五〇	九九	昭五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	昭五一	一〇〇	昭五一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一	一〇一
	昭五二	一〇一	昭五二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
	昭五三	一〇二	昭五三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三
	昭五四	一〇三	昭五四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四	一〇四
	昭五五	一〇四	昭五五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
	昭五六	一〇五	昭五六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
	昭五七	一〇六	昭五七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
	昭五八	一〇七	昭五八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
	昭五九	一〇八	昭五九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
	昭六〇	一〇九	昭六〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
	昭六一	一一〇	昭六一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
	昭六二	一一一	昭六二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二	一一二
	昭六三	一一二	昭六三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三
	昭六四	一一三	昭六四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四	一一四
	昭六五	一一四	昭六五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五
	昭六六	一一五	昭六六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六	一一六
	昭六七	一一六	昭六七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七	一一七
	昭六八	一一七	昭六八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八	一一八
	昭六九	一一八	昭六九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九	一一九
	昭七〇	一一九	昭七〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
	昭七一	一二〇	昭七一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一	一二一
	昭七二	一二一	昭七二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二	一二二
	昭七三	一二二	昭七三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三
	昭七四	一二三	昭七四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四	一二四
	昭七五	一二四	昭七五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
	昭七六	一二五	昭七六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六	一二六
	昭七七	一二六	昭七七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七	一二七
	昭七八	一二七	昭七八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八	一二八
	昭七九	一二八	昭七九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九	一二九
	昭八〇	一二九	昭八〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
	昭八一	一三〇	昭八一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一	一三一
	昭八二	一三一	昭八二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二
	昭八三	一三二	昭八三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
	昭八四	一三三	昭八四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四
	昭八五	一三四	昭八五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
	昭八六	一三五	昭八六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六	一三六
	昭八七	一三六	昭八七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七
	昭八八	一三七	昭八八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八	一三八
	昭八九	一三八	昭八九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九	一三九
	昭九〇	一三九	昭九〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
	昭九一	一四〇	昭九一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一	一四一
	昭九二	一四一	昭九二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二
	昭九三	一四二	昭九三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三	一四三
	昭九四	一四三	昭九四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四
	昭九五	一四四	昭九五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
	昭九六	一四五	昭九六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六	一四六
	昭九七	一四六	昭九七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七	一四七
	昭九八	一四七	昭九八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八	一四八
	昭九九	一四八	昭九九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九	一四九

農業倉庫在庫数量調査（昭和二年四月末）

玄米 参類

| 調査 | 玄米 | | |

豊浜業倉庫在庫数量調査

（昭和二年五月末）

調査	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
本年																																														
前月末																																														
増																																														
減																																														
現在数																																														
前年同月末																																														
増減																																														
本年																																														
前月末																																														
増																																														
減																																														
現在数																																														
前年同月末																																														
増減																																														

自大正十五年八月末
至昭和二年七月末一ヶ年間各月末農業倉庫玄米数量調

（単位石）

	大正十五年八月末	九月末	十月末	十一月末	昭和二年十二月末	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末
北海道	三〇、〇〇〇	一二四、〇〇〇	四三五、〇〇〇	一、一四八、〇〇〇	一、八四〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
青森	一、八〇〇	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
岩手	五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
宮城	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
秋田	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
山形	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
福島	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
茨城	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
栃木	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
群馬	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
埼玉	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
千葉	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
東京	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
神奈川	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
新潟	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
富山	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
石川	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
福井	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
山梨	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
長野	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
岐阜	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
静岡	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
愛知	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
三重	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
滋賀	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
京都	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
大阪	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
兵庫	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
奈良	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
和歌山	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
鳥取	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
島根	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
岡山	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
広島	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
山口	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
徳島	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
香川	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
愛媛	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
高知	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
福岡	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
佐賀	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
長崎	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
熊本	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
大分	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
宮崎	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
鹿児島	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
沖縄	一、八〇〇	一〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
計	一九四、八〇〇	一、二五七、〇〇〇	四、一五〇、〇〇〇	五、一八〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	六、八〇〇、〇〇〇	六、三〇〇、〇〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	五、三〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇

東三省在住朝鮮人概況

中央明洋協會

東三省在住朝鮮人概況

此ノ摘錄ハ昭和二年十月東洋協會刊行ノ滿蒙ノ米作ト移住鮮農問題ニ關シ撮リタルモノニ有之

昭和二年調査ノ分ハ同協會出張員カ昭和三年四月ヨリ同八月ニ亘リ施行セラレタル實地調査ノ後報告ナリ

(一)東三省在住朝鮮人人口推定表

中央朝鮮協會用箋

中央朝鮮協會

2

者別	吉林省	奉天省	黒龍江省	合計
満鉄推定 昭和元年	三〇四、五九五人	二七三、六五五	五、〇三七	七八三、一八七
領事館其ノ他推定 昭和元年	四一一、九三三人	一六三、一九九	二、九七〇	五八一、一〇二
真洋協会推定 昭和二年	五四一、九一〇人 (四〇、八一〇)	一八一、七〇六	一二、六五〇	七三六、二六六

水箱及陸船收藏高量年表

年次別	水箱	陸船
大正十二年	九七五、一〇〇	一、〇〇三、三〇〇
同十四年	二、〇〇一、六〇〇	一、七一三、四〇〇
同十五年	二、一四二、八〇〇	一、四四三、三〇〇
昭和二年	二、五一四、四〇〇	一、八七五、一〇〇

（備考）

一、本表中ニハ関東州分含ム次表亦同ジ

(三) 水稲地予別 收穫高(籾)表

地予別	昭和二年(豊)	九	昭和三年(豊)	九
奉天以南	七九〇、六〇〇		六四千三〇〇	
奉天以北	六〇六、〇〇〇		六之五、四〇〇	
京奉沿線地予	一四、六〇〇		五三四、六〇〇	
四洮沿線地予	九四、一〇〇		九、七〇〇	
滿鉄沿線地予	三七五、六〇〇		二三三、八五一、〇〇〇	
滿鉄以南	二二四、四〇〇		一〇四、五〇〇	
松花江下流地予	一六、〇八〇〇		三〇九、〇〇〇	
吉海沿線地予	四、三〇〇		一三、五〇〇	
滿鉄以西新線地予	四三、〇〇〇		九、〇〇〇	
其他四洮新線地予	四、八〇〇		一九六、二〇〇	
開魯地予	二、一四八、〇〇〇		二、一九九、三〇〇	

| 職別 | 総人員 | 地主小作同係 | | |

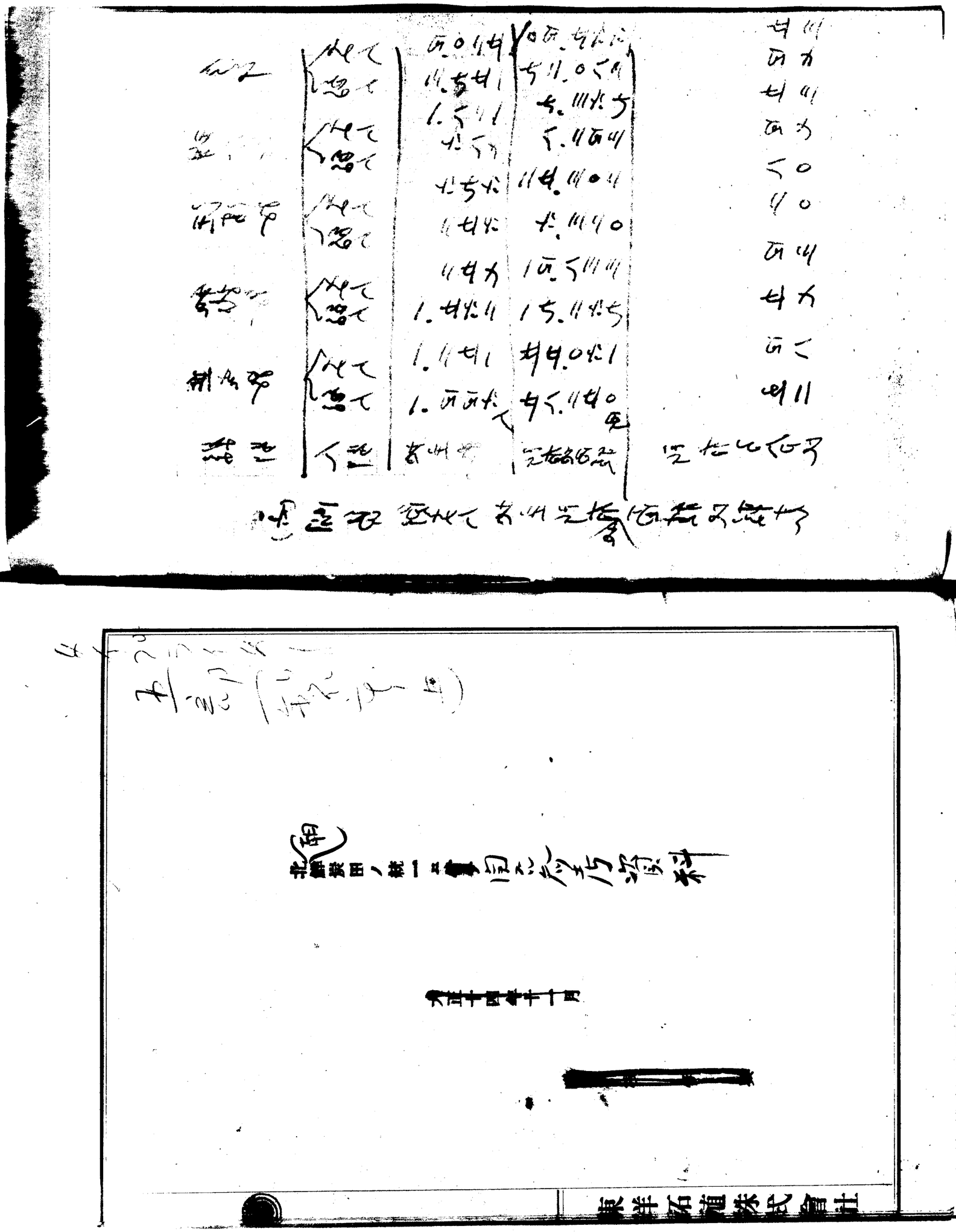

北樺炭田ノ統一ニ関ス参考資料

目次

一、北鮮炭田ノ統一セラルヘキ理由
一、北鮮炭田ノ統一ト市場ノ分野
一、日本ノ石炭政策ト北鮮炭田
一、北鮮炭田ノ統一者
一、北鮮炭ハ何レノ港ヲ吞吐港トナスヘキカ
一、北鮮炭田ノ開発ト鉄道ノ敷設
一、北鮮炭ノ生産費ノ豫想
一、北樺炭田ノ経営者

東洋石油株式會社

北鮮炭田ノ統一セラルヘキ理由

北鮮炭田ノ分布及地理的關係ヨリ經濟的ニ概見スレハ概ネ左ノ三大系統ニ分チ得ヘキカ如シ

一、會寧系統
イ、鶏林炭鑛
ロ、會寧炭鑛
ハ、鳳儀炭鑛

二、明川系統
イ、明川炭田
ロ、吉州炭田
ハ、生氣嶺炭鑛

三、威北系統
イ、阿吾地炭田
ロ、吉乾原炭田

東洋拓殖株式會社

ハ、調戒炭田

同炭系統

阿部理事炭田中明鉾側ニ屬スルモノニシテ石炭ノ賦存ハ推測ニヨリテ略カニ證明セラル調戒炭田ノ一部ト見ルモ可ナリ然レトモ踏査未タ充分ナラス依テ暫ク之レヲ除ク

以上ノ三系統ハ左ノ理由ニヨリ統一セラルヘキ運命ニアリ

一、地理的ノ理由

イ、倉宇系統

本系統中ノ首位ヲ占ムル鵜林炭側ハ目下稼行中ニシテ將來大ニ發展スヘキ素地ヲ作リツツアリ且ツ其ノ炭質ハ三者同一炭組ニ屬スルモ鵜林最モ優秀ナリ從テ若シ鵜林炭側カ普通ノ狀態ニ於テ稼行シ行タモノトセハ其ノ炭質ノ劣等ナル點及之レカ獨立稼行ニハ二者トモ今後殆ント新側トシテ設備セサルヘカラサル狀況ニアルヲ以テ鵜林炭側ニ競爭シ得ルモノニアラス從テ本系統ノモノハ鵜林炭側ヲ中心トシテ統一セラルヘキ運命ニアリ

ロ、明川系統

本系統中ノ三者ハ總督府鐵道（目下吉州マテ路面工事完成明川マテ土工中ト聞ク）完成ノ上ハ何レモ同一線上ニ位スルコトトナルモ吉州ハ炭田ノ直下ヲ通過シ明川ハ其ノ中央部ヲ通シ生氣嶺ハ山元ヨリ一哩半ノ彼方ヲ通ス鐵道ノ關係ニ於テナハ三者共大ナル差ナキモ明川、吉州ハ鐵道ノ開通後ニ開坑スルモノナルヲ以テ鐵道トノ聯絡ニ便利ナル設備ナシ得ルノ利アラン

三者共炭質相同シク其ノ地理的位置同一鐵道線上ニアルヲ以テ各自獨立シテ經營スルニ於テハ競爭ニ陷ルヘキヲ以テ合同シテ經營スルヲ可トス

ハ、威北系統

威北系統ノモノハ鐵道ノ敷設ニヨリテ初メテ開發セラルル所ノモノニシテ鐵道ノ最初ニ到達スル所ハ阿吾地炭田ナレハ阿吾地炭田ハ最モ早ク鐵道ノ利益ヲ受ケ且ツ優良ナル條件ノ下ニ於テ市場ヲ開發シ得ヘク從テ鐵道ノ敷設者ト本三大炭田ノ開發者カ同一人若クハ合同セラルルニアラサル以上ハ古乾原及調戒炭田ノ開發者ハ頗ル不利ナル地位ニ立チ遂ニ本炭田全体ノ發達ヲ妨クル虞アルヲ以テ本炭田ハ統一シテ經營セサルヘカラサルモノトス

若シ本炭田カ三人ニ分屬シタル場合ヲ想像シ他ノ條件ニシテ同一ナリトシ鐵道

為同時ニ三炭田ニ進スルモノトセハ古乾原ハ阿吾地ニ比シ十五錢（貨車賃噸哩三錢トス）高ク關戎ハ阿吾地ニ比シ一圓二錢古乾原ニ比シ五十七錢高ク遂ニ阿吾地ニ競爭シ能ハサルナリ況ンヤ三者擧主ヲ異ニスル場合ニ於テハ呑吐港ニ於ケル舟積ニ於テモ大ナル競爭ヲ惹キ起シ相互ニ不和ナル狀況ニ立至ルヘキ危險アリ

二、技術上ノ理由

之レヲ專門家ノ意見ニ徵スルニ以上ノ三ハ一系統毎ニ同一ノ炭層ニシテ其ノ狀態モ略同樣ニ炭質亦同樣ナリト云フ果シテ然ラハ之レヲ一系統毎ニ統一スルコトハ頗ル便宜ナリ

三、需給關係上ノ理由

會寧系統ハ其ノ炭質略同シク明川系統ノモノ亦大ナル差ナク咸北ノモノ亦然リ若シ各自獨立シテ稼行スルニ於テハ徒ニ市場ノ爭奪戰ニ終ランノミ

以上ノ如ク統一セラルヘキ理由アリ北鮮ノ炭田ハ少クトモ以上ノ三系統ニ統一セサルヘカラス更ニ進ンテハ此ノ三大系統ヲ統一シテ經營スルヲ一大理想トスヘシ

北鮮炭田ノ統一ト市場ノ分野

北鮮炭田統一セラレタルトキハ其ノ販路市場ハ如何ニ之レヲ按配スヘキカ事頗ル重要ナル問題ナリト雖モ之レヲ斷行スルニアラサレハ結局統一ノ目的ヲ達スル能ハサルナリ予ヲ以テ見レハ

A 鮮內ノ供給ト移出

一、會寧系統

本系統ノ田炭ハ附近ノ需要ト清會線ノ需要ヲ手元市場トナシ余力ハ清津港ヨリ內地ニ移出シテ東京及大阪ニ輸送シ常磐炭及元山炭（山口縣產）ト伍シテ家庭ノ需要ヲ充タシ當分尙其ノ余力ヲ以テ北陸地方ニ供給スルコト

二、明川系統

附近一帶ノ需要ヲ充タシ其ノ余ハ海路元山ニ送リ京元線其他南部朝鮮ノ鐵道ニ供給スヘシ

唯此ノ場合ニ於テ考慮スヘキハ鐵道運賃ノ關係上內地移入炭及撫順炭ト如何ナル值開キヲ生スヘキカナレト元山ニ於テ鐵道カ引取リ鐵道用トシテ輸送スル以上ハ

生產費ノ低廉ナル關係上競爭ノ余地ナキニアラスト認ム若シ豫定ノ大正十八年ニ
清津マテ全部鐵道カ開通スルニ於テハ此ノ一帶ノ鐵道ニ供給スルニ於テ頗ル有利
ナルヘシ明川系統カ斯ノ如ク供給セハ現ニ稼行中ナル咸興及明川ノ開炭側ニハ大
ナル影響ヲ及ホスヘキモ開炭側ハ其ノ本質上附近ノ需要ヲ充タスニ甘スヘキモノ
ト認メラルルヲ以テ自ラ解決ノ策アルヘシ
以上ノ市場ヲ以テ尙且ツ余力アラハ內地ニ移出シテ內地炭ノ不足ヲ補フヘキナリ
特ニ本系統ノモノハ含油分多クシテ低濕乾餾ニ適スト認メラルルカ故ニ重油政策
上今ヨリ考慮スヘキモノト信セラル

三、咸北系統

主トシテ內地石炭ノ不足ヲ補ヒ廉價ナル石炭ヲ內地ニ供給スルヲ目的トス
羅南迄ンテハ鏡津灣ニ築港ス

B 撫順炭ノ關係

西部地方ニ於ケル安州、鳳山及平壤炭田ノ石炭ハ主トシテ附近ノ需要ト京城以北ノ
一切ノ需要ヲ充タスコトトセハ現在輸入シツツアル撫順炭ハ遂ニ之レヲ驅逐スルヲ
得ヘシ平壤炭田ノ石炭ハ煉炭トナシ撫順炭ヨリ經濟的ニ鐵道用ニ供シ得ヘキ實績ヲ
得タリト雖ヲ撫順炭ハ日本內地ニ大ナル需要ヲ有スルヲ以テ朝鮮ヨリ驅逐セラルル
コトハ殆ト相關セサルヘシ

C 日本內地ニ於ケル內地炭トノ關係

上ニ述フルカ如ク內地ニ移出スルトセハ當分ノ間內地炭トノ競爭ヲ惹起スルノ虞ア
リト認ムル者モアラン㕛內地ニ於ケル石炭ノ消費額ハ一人當リ僅ニ〇、二噸ニ過キス
若シ廉價ナル北鮮炭ヲ移入スルニ於テハ更ニ新タナル用途ヲ見出スヘク決シテ競爭
ヲ激甚ナラシムルモノニアラサルナリ
況ンヤ日本ノ將來ハ益々石炭ノ不足ヲ來スヘキコト既ニ述フルカ如キニ於テオヤ
以上述フルカ如ク三系統共自然ニ其ノ販路ノ一定セラルヘキ狀態ニアルコトハ其ノ何
レノ系統ヨリ統一シ開掘シ行クモ將來他ノ系統ヲ不利ナル狀態ニ置クモノニアラサル
ヘ認ムル妙ナリト曰ハサルヲ得ス

日本ノ石炭政策ト北鮮炭田

日本ノ將來ニ於ケル石炭ノ不足ハ極メテ重大ナル問題ナリ

此ノ問題ニ付キ鐵鑛ノ當局者ハ

新鄂炭田

ノ開發ヲ以テ此ノ急ニ應セントスルノ意見ヲ有スレトモ支那近來ノ對日本感情ヨリ見レ

ハ之レカ解決ハ百年河清ヲ待ツニ近シ

山東炭田ノ獲得果シテ何レノ日ソ

北鮮炭田ノ開發ハ即チ日本石炭政策ノ解決上極メテ重視スヘキモノトス

再言ス燃料自供ハ國家百自弗ノ本源ナリト

東洋拓殖株式會社

北鮮炭田ノ統一者

北鮮炭田ヲ統一スル者ハ從來此等地方ノ炭鑛ニ對シ大ナル利害關係ヲ有スル東拓ナラサルヘカラス東拓ハ

鶏林
吉州
明川
古乾原

ニ關係ヲ有ス東洋拓殖ノ重任ヲ果タスニ於テ現下北鮮炭田ノ開發ノ大使命ヲ果タスノ衝ニ當ラサルヘカラス若シ夫レ真ノ方法ニ至リテハ後日更ニ述フル所アラン

北鮮炭ハ何レノ港ヲ呑吐港トナスヘキカ

北鮮炭田開發セラレ多量ノ產炭ヲ見ルニ至レリトセハ何レノ港ヲ以テ其ノ呑吐港トナスヘキカ從來之レカ爲ニ嘱目セラレ居ルモノ左ノ四アリ

一、清津港

現ニ清會線ノ呑吐港ニシテ北鮮ノ一大商港タリ清津港ハ高秣山ノ突角ニ依リ東北ヲ圍繞セラレタル港ニシテ東北又ハ東ノ風ハ防ケトモ他ノ方面ノ風ニ曝露シ沖合ヨリ押寄スル巨浪ヲ防ク能ハサルナリ夏季ノ卓越風ハ絶エス港內ヲ脅シ冬季ハ北西風ニ曝露セラルル部分多ク荷役ノ能率ヲ減殺スル且ツ背後地ハ頗ル狹ク山脚直ニ海ニ迫リテ僅ニ狹長ナル市街地ヲ形成シ得ルニ過キス大呑吐港トシテノ價値ヲ減スルコト甚シ海面ニ亞リテハ半島側海底ハ特ニ急斜ヲ示シ海岸ヨリ僅々三町ヲ離ルレハ百尺乃至百五十尺以上ノ深所ニ達ス今假リニ水深ヲ百尺トシ海底ヨリ自然傾斜ノ勾配ニテ水面上幅二十尺ノ防波堤ヲ築造セントセハ底部ノ幅員ハ實ニ五百三十尺トナル防波堤ノ延長五千尺乃至七千尺ノ延長ニ突出サントセハ驚クヘキ容積ノ築堤ヲ要ス工事ノ難想フヘシ

總督府ノ設計ニヨレハ千五百万圓ノ巨費ヲ投シテ年漸ク七十万屯ノ荷役能力ヲ有シ得ルニ過キスト現況ニテハ年漸ク七、八万屯ノ荷役ヲナシ得ルニ過キサルヲ以テ現在北鮮物貨ノ呑吐港トスルモ尚不充分ナリト云フヘシ

二、雄基灣

灣内狹隘ニシテ北西風ニ全ク曝露セラレ居ルヲ以テ附近一部ノ物貨ヲ以テ呑吐シ得ルニ止マリ將來北鮮ノ大貨物ヲ呑吐スヘキ港タル能ハス

三、羅津灣

清津ノ東北海上約四十五浬ニ羅津灣アリ雄基ヨリ西南陸路約五里ヲ距ツ羅津半島南方ニ斗田シ大草島、小草島灣口ニ横ハリテ天然ノ防波堤ヲナス灣内幅約一里、長約四里、水深ハ陸岸ヲ離ルルト約三百間ニシテ大艦以上アリ灣内ノ大部分ハ水深六、七尋ヨリ十尋内外ナリ風位ノ關係上海岸約四、五十間結氷スルコトアレトモ錨地ニ差セラルル西北岸ハ結氷スルコトナシ

本灣ハ明治二十二年英國東洋艦隊ニヨリテ發見セラル明治三十七、八年戰役ノ際ハ軍港地トシテ保留セラレタル天與ノ良灣ナリ只背後地ノ狹少ナルコト清津ニ同シキモ幸ニ灣頭ニ一方里以上ノ平地アリ又錨地ニ擬セラルル新津明津ノ背面ハ谷地及緩斜地ニシテ少シク土工ヲ施サハ大市街地ヲ形成スル幅員ヲ得ヘシ朝鮮總督府モ本灣ニ着目シ豫備ヲナシタルコトアリ清津ノ三分ノ一以下ノ費用ヲ以テ築港シ得ヘシト本灣築港ノ上ハ數百萬屯ノ荷役能力ヲ有スヘシ北鮮ノ呑吐港トシテハ此處ヲ選フヲ至當トス

四、雄尙灣

雄基灣ノ北約三哩半ニ位シ東南ニ突出セル裏隱端ノ岬角ニ依テ南方ノ風浪ヲ防キ東及東南ノ激浪ハ赤島ニ依テ保護セラルル若シ裏隱端ノ突角ヨリ東方ニ防波堤ヲ築造スレハ南方ノ風浪ヲ完全ニ防キ兼テ港内投錨地ヲ擴大シ得ヘシ灣内ノ區域大ナラサルモ水深平均五、六尋アリ僅少ナル費用ヲ以テ石炭積込ノ設備ヲナシ得ヘキヲ以テ當分本灣ヲ以テ石炭ノ呑吐港トナスヲ可トスヘシ

以上述フル所ヲ要スルトキハ北鮮炭ノ呑吐港トシテハ羅津灣ヲ最適當トスルモ築港ニ巨費ヲ要スルト炭田マテノ距離遠キヲ以テ本灣ハ炭田ノ開發ニ伴ヒ築港スルコトトシ一先ツ雄尙灣ヲ呑吐港ト定ムルヲ可トスヘシ

北鮮炭田ノ開發ト鐵道ノ敷設

北鮮炭田（茲ニハ阿吾地、古乾原、訓戒炭田ノ三ヲ指ス）ヲ開發セントセハ先ツ上ヱ逃フルカ如ク雄尚又ハ羅津灣ヲ基點トシ炭田ニ至ルマテ鐵道ヲ敷設スルヲ要ス而シテ本線ハ平易ナル原野ヲ通スルヲ以テ比較的低廉ニ敷設シ得ヘシト云フ今參考ノ爲メ各炭田ヨリ呑吐港ニ至ル鐵道哩數ヲ掲ケレハ左ノ如シ

炭田名	雄尚灣迄	雄基灣迄	羅津灣迄
阿吾地	二七哩	三三哩	五〇哩
古乾原	四二	四八	六五
訓戒	六一	六七	八四

惟フニ炭田ノ經營ト鐵道トハ密接ノ關係ヲ有シ鐵道ヲ有スルモノカ遂ニ炭坑ノ運命ヲ支配スヘキコトハ言ヲ待タス今若シ本炭田ノ爲メ朝鮮總督府カ鐵道ヲ敷設スルモノトセハ暫ク之ヲ曰ハス布モ然ラサル以上ハ本炭田ノ經營者タル見地ヨリ本鐵道ヲ敷設スルヲ可トセン蓋シ鐵道ノ敷設者ハ總督府ヨリ年八朱ノ補給ヲ受ケ得ヘシト推定シ得ルヲ以テ何等ノ危險ナキノミナラス鐵道ノ敷設者ハ本炭田ノ領主ニ對シ本炭田ノ統一ニ

有利ナル條件ヲ以テ交渉シ得ル立場ニ立チ得レハナリ

本鐵道ハ獨リ北鮮ノ炭田ヲ開發スルノミナラス又實ニ北鮮一帶ノ開拓鐵道トシテ重大ナル使命ヲ有スヘシ

北鮮炭ノ生產費ノ豫想

北鮮炭田ハ悉ク處女領ナレハ其ノ設備等自由ナルヲ以テ內地諸炭田ニ比シ設備費比較的少ナク且ツ生產費ニ甚大ナル影響ヲ及ホス杭木豐富ニシテ廉價ナルト層厚厚クシテ採掘ニ便利ナル狀態ニアルコトヲ豫想セラルルト勞銀ノ低廉ナルコトハ其ノ生產費極メテ低廉ナラシメ內地諸炭ニ對シ有利ナル條件ヲ有ス今現ニ稼行中ナル鵜林炭鑛ノ生產費及東京着ノ屯當リ費額ヲ示シテ參考ニ供セン

鵜林炭（會寧驛ヨリ坑口マテ引込線アリ六哩半）

イ、生產費	三圓五十錢
ロ、貨車積込費	二十錢
ハ、貨車賃	一圓九十五錢
ニ、清津貨車卸賃	十五錢
ホ、目切炭見込	五十八錢
ヘ、清津拂取費	四十錢
ト、本船積込費	九十錢

チナ、清津芝浦間船賃　三圓五十錢
リ、途中諸費　五十錢
計十一圓六十八錢
即チ芝浦船側渡シ一屯ノ代價トス
以上ハ實例ナルモ生產費ノ三圓五十錢ハ支那勞働者ヲ使用スルトセハ聊カ高キニ失ス
ルヲ以テ三圓ト見ルヲ至當ト信スレトモ假ニ炭鑛側ノ言ニヨリテ此ノ數字ヲ採用セリ
若シ阿吾地、吉乾原及訓戎諸炭田ノ開發カ鐵道ノ開通ト相俟ツルモノトセハ其ノ生產
費ハ更ニ一層低クシテ恐ラク十一圓位ニテ芝浦ニ着シ得ヘシト信ス若シ雄倘港ニ本船
直接積ノ棧橋ヲ架設セリトセハ一層低廉ニ東京ニ着シ得ヘシ然ルニ一方北鮮炭ノ競爭
炭ト目スヘキ常磐炭ノ費價ヲ見ルニ

坑價	六五〇
其他諸費	二、二〇
計	八、七〇
隅田川市場迄運賃	三、七八
合計	一二、四八　（隅田川貨車乘）

ニシテ鷄林炭ヨリ高キコト八十錢ナリ
然レトモ常磐炭ハ坑內ノ狀況漸次面白カラス生產費ハ將來益々增加スヘキ運命ニアル
モ鷄林炭ハ清津港ノ棧橋ニシテ改良セラレンカ靜取費及本船積込費ノ一圓三十錢中少
クトモ一圓位ハ節約シ得ヘキヲ以テ常磐炭ハ遂ニ全ク競爭ヲナシ能ハサル地位ニ陷ル
ヘシ阿吾地其ノ他ノ炭田ハ鷄林ヨリ一層良好ナルヲ以テ更ニ一層優秀ナル地位ニ立タ
ン

北鮮炭田ノ經營者

イ、稼行中ノモノ

一、生氣嶺炭鑛

現在ノ設備ハ狸掘ノ手法ヲ脫セス從テ有效ナル方法ヲ以テ採掘スル能ハス爲ニ廢鑛ノ運命ニ陷ラントシツツアルモ賦存ノ炭層ニハ十二尺ノ厚層アルカ故ニ今暫ク命ヲ投シ附近一帶ノ鑛區ヲ合セ經營スルニ於テハ優秀ナル炭鑛トシテ再生スヘキコトヲ疑ハス本炭鑛ハ地理上ノ關係ヨリ三、四ノ炭鑛ノ經營者ノ下ニ合同スルヲ可トス

二、鶴林炭鑛

會寧ヲ去ル八哩國境ニ近ク存ス炭質良好ニシテ機關用及家庭用ニ適ス近時東京ニ移出シテ聲價ヲ得タリ

目下會社（鶴林炭鑛株式會社）ノ組織ヲ改メ北洋汽船會社ト提携シ諸設備ヲ擴張シ年額十万噸ヲ出炭ヤントシテ脫意改善中ニアリ

附近ニ會寧炭鑛及鳳儀炭鑛アリ炭質孰レモ劣レルモ同一炭田ニ屬シ亘離亦近キヲ以テ鶴林炭鑛ヲ中心トシテ合同スルヲ可トス

會寧ヨリ鐵路清津ニ達スルヲ得ルヲ以テ運輸ニ便ナリ

鶴林炭側ハ東拓ノ借款ニヨリテ経営今日ニ至レルモ資金缺乏シ豫定ノ擴張工事ヲ完了シ得ルヤ否ヤ不明ナリ、若シ東拓カ此ノ上更ニ貸附ヲナシ現経営者ヲシテ徹底的ニ経営セシムルノ途ニ出テサル以上ハ茲ニ東拓ヲ中心トシ或ハ東拓ヲ大株主トスル一會社ヲ設立シ前記二炭側ヲ合セ北洋汽船會社ト合同シテ経営スルヲ可トス會寧、鳳儀間炭側トモ鶴林炭側ノ發展ニヨリ自滅スヘキ運命ニアルヲ以テ合同ノ議ハ大ナル困難ナキヲ信ス

ロ、未稼行ノモノ

一、吉州炭田

北鮮炭田中有望ナルモノノ一ナリ

其ノ大部分ハ鹿生晉波氏ノ所有ニシテ日米信託會社ヘ擔保トシテ提供シ居ルモ近ク決定シ居ルモノナリ朝鮮鐵道ハ本側ノ直下ヲ通過スルヲ以テ交通最モ便ナリ

東拓ヲ中心トシテ経營スルヲ可トス

二、明川炭田

前者ヨリ炭質劣レルカ如キモ其ノ含炭區域廣ク鐵道カ本側ノ中央低部ヲ通過スルヲ以テ便前者ニ同シ経營者亦同シ

本炭田中現ニ鹿生氏ノ有スルモノハ二十一個區ニシテ其ノ余ノ七十五個區ハ十數ノ者ニヨリテ所有セラルルカ故ニ其ノ合同ニハ幾多ノ意見アルヘキモ中央ノ部鹿生氏ノモノナルカ故ニ合同ハ遂ニ行ハルヘキカ

以上二者ハ精査ヲ經由ヲ要トスヘシ

ハ、慶女炭田

一、阿吾地、古乾原及訓戎炭田

所謂北鮮炭田ヲ代表スル三大炭田トシ純然タル慶女側トス阿吾地炭田ハ荒井初太郎氏ノ所有ニ係リ鹿生晉波氏ニ賣却ノ約アルモ鹿生氏ノ資金缺乏ノ爲ニ未タ實行セラレサルモノノ如ク含炭區域全部ニ對スル側區未タ設定セラレス

古乾原炭田ハ鹿生氏ノ所有ニシテ東拓、擔保トナリ居レリ鹿生氏ノ外二、三ノ側區ニシテ埋藏量頗ル多キカ如キモ未タ側區ヲ設定セル者ナキ

訓戎炭田面積頗ル廣大ニシテ埋藏量頗ル多キカ如キモ未タ側區ヲ設定セル者ナキニアラス

訓戎炭田面積頗ル廣大ニシテ埋藏量頗ル多キカ如キモ未タ側區ヲ設定セル者ナキ

如レ以上三炭田ハ將來交通ノ點ヨリ考察シ販路ノ關係ヨリ考察シ同一ノ會社又ハ個人ニヨリテ経營セラルルヲ可トス若シ夫レ本炭ハ北鮮ノ最北ニ位シ現下交通

不便ナルヲ以テ本炭田ヲ經營セントスル者ハ先ヲ鐵道ヲ敷設セサル可ラス蓋シ炭
價ノ騰貴ハ運賃機關ヲ有スルト否トニ依リテ其ノ運命ヲ支配サルレハナリ鐵道ヲ敷設
スルトセハ何レノ港灣ニ出ツヘキカ清津ハ距離遠ク且ツ港内ノ狀況ハ多クノ點最
ヲ吞吐スル能サルカ如シ本炭田ノ吞吐港トシテ最モ優秀ナルハ

羅津灣

ナルモ設備ニ巨額ノ費ヲ要スヘキヲ以テ俄ニ之レニ決定スルモ能ハサルヘク

雄基灣

亦吞吐港ノ一トシテ推ハルヘキモ港内狹　ニシテ外海ノ風浪ニ曝露ヤニレアル缺
點アリ雄基ノ北方約三哩半ニ位スル

雄尚灣

ハ多少ノ設備ヲ以テ優秀ナル吞吐港トナシ得ヘキ素質ヲ備フルヲ以テ本炭田第一
期ノ積出港トシテ本灣ヲ擇ヒ次テ羅津灣ヲ經營スルヲ可トセン今左ニ本炭田ノ中
心ヨリ以上各港灣ニ至ル巨離ヲ示セン（別紙ノ如シ）

雄尚灣迄	雄基灣迄	羅津灣迄
阿吾地	二七哩	三三哩	五〇哩

古乾原　六一　六五
訓戒　六七　八四

經營者ハ卽チ雄尚灣ヲ第一期ノ吞吐港トシテ二七哩ノ鐵道ヲ阿吾地ニ敷設シ同炭
田ヲ第一着手トシテ開坑スヘシ

慶生氏一派ハ北鮮炭坑鐵道ヲ敷設シ阿吾地炭田ヲ開發スヘキ計畫ヲナシ免許ヲ得
居ルモ之レヲ同氏ニ委スルニ於テハ遂ニ實現ノ期ナカルヘシ

阿吾地採掘ノ準備了レルノ時ニ於テ更ニ鐵道ヲ延長シテ古乾原及訓戒ニ至リ以テ
北鮮炭田開發ノ大業ニ着手シ南ノ方ハ羅津灣ニ鐵道ヲ延長シ同灣ノ築港ヲナスヲ
順序トス

慶生氏ハ本三炭田ニ付キ至大ノ希望ヲ有スルモ資力之ニ伴ハス現ニ免許ヲ得居ル
鐵道ノ權利スラ既ニ消滅スヘキ時ニ際シ居ルヲ以テ本鐵道ノ敷設權ヲ得ルモノハ
遂ニ本炭田ヲ合同經營スルヲ得ヘシ

本炭田ノ經營者トシテ最モ適任ナルモノハ卽東拓ナルモ資金ノ都合其他ノ理由ニ
ヨリ直接經營シ得ハサル事情アラハ東拓ヲ中心トスル一大會社ヲ設立シ慶生氏等
ヲ株主トシテ本三大炭田ノ經營ニ當リ以テ北鮮ノ利源ヲ開發スヘキナリ

圖ヨリ斬ノ如ク全圖經緯ヲ十文ニ區シテ各區經緯ノ數由ニ從ヒヤスクカヤスク自
ラ從ヒヤスシ

緒言

圖經、石經

参考資料

朝鮮鑛業會日報（大正十二年八、九、十月號）

朝鮮統計年表

朝鮮銀行發表ノ「朝鮮ニ於ケル石炭ノ需給トソノ利用ニ就テ」

總督府殖產局鑛務課發表ノ「石炭ノ需給狀況」

仝　殖產局鑛務課發表ノ「重要鑛山狀況」

目次

第一　朝鮮ニ於ケル石炭

一、鮮內石炭ノ種類及炭量

二、鑛區

三、鮮內石炭總產出額

四、主要炭鑛ニ於ケル石炭產出高

五、石炭消費狀況

六、石炭需要ノ將來

第二　朝鮮重要炭鑛誌

一、一般重要炭鑛誌

二、東拓關係炭鑛誌

東洋石油株式會社

第一　朝鮮ニ於ケル石炭ノ現情

一、鮮內石炭ノ種類及ヒ炭量

鮮內ニ埋藏セラルヽ石炭ノ種類ハ之ヲ大別シテ有煙及無煙ノ二種トス。而シテ有煙炭ハ褐黑色ヨリ濃青色ヲ帶ヘル不粘性褐炭ニシテ概ネ水分多ク風化粉塵シ易キ缺點アリシテメ從來ハ一般ニ劣等炭トシテ煖房用又ハ鉄事用ノ雜用炭ニ使用セラルルニ過キス褐炭ナル名稱ニ捕ハレタ爲メニシテ實際ニ於テハ決シテ然ルト認メラレ居リシモ之レ褐炭ナル名稱ニ捕ハレタ爲メニシテ實際ニ於テハ決シテ然ルモノニアラス特ニ近來ノ發見ニカヽル北鮮一帶ノ諸炭田ノモノハ濃青炭ニ近クソノ炭質良好ニシテ九州二等炭ニ匹適ス工場及鐵道用炭ニ適スルノミナラス燃燒ノ際白煙ノミニテ煤煙少ク都市計畫遂拂ト共ニ將來保健問題解決上最モ適當ノモノト認メラル尙從來劣等炭トシテ全ク顧ラレサリシ褐炭モ含油量豐富ニシテ近來發達セル低溫乾餾法ニヨル石油揷取ニ適スヘシ無煙炭ハ品質良好ニシテ漆黑色ヲ呈シ尤モ强キ不粘結性無煙炭ナリ

而シテ之等埋藏炭ノ地理的分布狀態ヲ見レハ有煙炭ハ主トシテ北鮮ニ無煙炭ハ主トシテ兩鮮地方ニ賦存ス其主要炭田ヲ擧クレハ

有煙炭

炭層

穩城炭田	咸鏡北道穩城、鏡城郡	二尺ー五尺二層三十平方里
訓戒炭田	咸鏡北道慶源郡	一尺五寸乃至十一尺層十六平方里
慶源全	全　全	
慶興全	全　慶興郡	三尺ー五尺二層　二平方里
會寧全	全　會寧郡	六尺ー十二尺二層　四平方里
鏡南全	全　鏡城郡	二尺ー十二尺一層　延長一千間
吉州全	全　吉州郡	六尺ー九尺　延長三里
明川全	全　明川郡	二尺ー十二尺六層　延長三千間
生氣嶺全	全　鏡城郡	四尺ー八尺三層　一平方里
咸興全	咸鏡南道新興郡	三尺ー八尺三層　三平方里
通川全	江原道通川郡	六尺ー十二尺六層
安州全	平安北道安州郡	四尺ー八尺三層
鳳山全	黄海道鳳山郡	
無煙炭		
平壤炭田	平安南道平壤府大同郡、江東郡、江西郡	
順川炭田	平安南道順川德川价川、孟山ノ四ケ郡	
三陟全	江原道三陟郡	
文川全	咸鏡南道文川郡	
通津全	京畿道金浦郡	

前記ノ諸炭田ニ產スル褐炭ハ委タ第三紀層中ニ介在シ無煙炭ハ古生層及中生層ニ產スルモ古生代ニ屬スル石炭紀ニ屬スルモノ多シ而シテ埋藏量ハ平壤炭田ヲ除ク外全般ニ亘リ炭田ノ調査シタルコトナケレハソノ算出ハ頗ル困難ナリ然レ共從來ヨリ發表セラレタル所ニヨレハ無煙炭ハ平壤炭田、順川炭田各二億屯三陟文川諸炭田一億屯計五億屯內外ト稱セラル褐炭ハ其埋藏量ノ大ナルモノハ咸北ニアリ之等ハ皆殆ント處女炭田ト云フヘクソノ埋藏量ハ不明ナルモ最近工學博士朱倉清旅氏ノ發表ニヨレハ阿吾地炭田ニテモ埋藏量二億屯ト稱セラレ尙附近ノ訓戒炭田ハ一層有望ナリト云ハル故ニ褐炭ノ全埋藏量ハ咸北ノミニテモ五億屯ヲ下ラサルヘク更ラニ低濕乾餾法ニヨリ石油ヲ採取シ得ヘキ劣等炭ヲ計上スルトキハ之等褐炭ノミニテ十億屯以上トナルヘシ

朝鮮ニ於ケル石炭鑛區ハ大正十三年末現在鑛區數五二三コノ坪數八九一、九三八、二九五坪ニテ全北ヲ除キタル京畿道外十一道ニ存在スコノ内最モ多キハ平安南道ノ八七鑛區面積五九五、九三三、〇五三坪ヲ首位トシ咸鏡北道ノ三五七鑛區面積二五〇、九二九、〇九八坪ヲ次位トス其他各道ノ數ハ比較的少數ナリ而シテ之ヲ大正六年末現在鑛區八五、コノ坪數三九、七六八、七三二坪ニ比スレハソノ數ニ於テ六倍以上トナリ坪數ニ於テモ約十五倍ノ激增ヲ見ルコハ主トシテ咸北、平安二道ニ於ケル鑛區增加ニヨル

（別表四參照）

三、鮮内石炭總產出額

大正十三年度ニ於ケル鮮内石炭總產出額ハ約四十萬屯ナリコノ内無煙炭二十一萬五千屯有煙炭十八萬四千屯ニシテ前年度ニ比スレハ約五分ノ增加ヲ示シ大正九年度總產出高ニ比スレハ約三割五分ノ增加ヲ示シ年々顯增ノ傾向ニアリ而シテ大正十三年度末現在石炭鑛區ハ五二三ニシテコノ内稼行シツツアルモノハ三十余鑛區ナリ其重ナルモノハ無煙炭ニアリテハ平壤附近ヲ中心トスル所謂平壤炭田中ノモノニシテ有煙炭ニアリテハ黃海道鳳山平安南道安州及咸鏡南北道所在ノ炭鑛ニシテ今大正四年以降十ケ年間ノ出炭及最近五ケ年間ノ炭種別產出狀況ヲ示サン

十箇年出炭額

年次	數量	價格
大正四年	二三〇、六三四屯	一、〇〇二、〇八二圓
大正五年	一九〇、七六〇	八一九、二二一
大正六年	一九五、一四〇	一、一四九、九三二
大正七年	一八八、六二三	一、三一三、八七三
大正八年	二一九、五五四	二、一二四、八三一
大正九年	二八九、〇三六	三、九一七、一五三
大正十年	三一〇、五九〇	三、一九二、二六二
大正十一年	三一七、三三〇	二、五三二、四三六
大正十二年	三八〇、三七八	二、七五〇、二一四
大正十三年	三九九、四一六	二、九六一、〇〇〇

[illegible]

年度	総播田植	有職数	総播田植一戸当り	無職数	総播田植一戸当り
大正九年	三八〇町	八〇戸	四〇歩	一一〇戸	七〇歩
十年	三一〇	一〇五	三反	一一〇	六六
十一年	三一七	一三八	二反	一七八	五六
十二年	三八〇	一九八	五一	一八一	四八
十三年	三九九	一八二	二反	一一一	三四

年度	総播田植	有職数	総播田植一戸当り	無職数	総播田植一戸当り
大正十年	一一〇町	一〇五戸	一一歩	一〇五戸	六六歩
十一年	一一七	一一八	一反	一七八	六六
十二年	一八〇	一九一	一反	一八一	五六
十三年	一九九	一八二	一反	一一一	四八

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年度	調査	大正九年	大正十年	十一年	十二年	十三年
総播田植	有職数	一〇五	一一七	一一八	一〇八	一〇〇

大倉炭鑛 無煙炭	一一	一九	一〇	八	二一	二一																		
江面 〃 仝	二二	二二	二一		二一	二一																		
江東 〃 仝																								
貞栢 〃 仝																								
大威 〃 仝																								
長水院 〃 仝	二																							
原山 〃 褐炭	一																							
通川 〃 仝																								
安州 〃 仝	二一	二一																						
咸興炭鑛 仝	一二	一二																						
鏡林 〃 仝	一二	一一	一																					
會寧 〃 仝	七																							
豐南 〃 仝																								
生氣嶺 〃 仝	一二																							
單機 〃 仝																								

五、石炭消費狀況

鮮內ニ於ケル石炭ノ實際消費高ニ付テハ從來正確ナル統計ナキヲ以テ今假リニ鮮內ノ生產高ト輸移入超過額トヲ合ヤタルモノヲ以テ其消費高ト推定スルトキハ左表ノ如シ

年	別	消費高	指數
大正四年		四四八千屯	一二六（大正元年消費高ヲ一〇〇トス）
同	五年	四七二	一三五
同	六年	六九六	二〇〇
同	七年	八五四	二四五
同	八年一、〇三六		二九八
同	九年	九九八	二八七
同	十年	八五二	二四五
同	十一年	八六五	二四八
同	十二年一、〇七七		三〇八
同	十三年	九四二	二七〇

御テ觀往ノ消費狀況ヲ見ルニ大正元年ニ於ケル一般消費高ハ僅カニ三拾圓萬屯内外ニ過キサリシモ其後漸次增加シ大正四年ニハ約四拾圓萬屯トナリタリ・大正八年好景氣時代ニハ一躍シテ消費高百萬屯以上トナリタリ・然ルニ大正九年經濟界ノ大恐慌ニ伴ヒ一般金業ノ沈衰著シクタメニ十年ニハ好況時代ヨリ約二十萬屯減少シ十二年ニ入リテハ再ヒ百萬屯ヲ超過シタルモノヽ內地震災突發シタルタメ內地石炭ノ需要減退ト共ニ自然輸順炭及鮮內產炭ノ活躍トナリ遂イテハ之ニ伴フ思惑等ノタメニヨルモノニシテ至十三年ニハ平靜狀態ニ回復シ十二年中ヨリ約十三萬屯減少シタリ

圖シテ現在鮮內ノ實際消費高ハ九十五萬屯乃至百萬屯ト推定サル・今年領玉千屯以上ノ消費力ヲ有スル諸會社ヲ擧クレハ次ノ如シ

朝鮮總督府鐵道局	二五〇、〇〇〇屯乃至三〇〇、〇〇〇屯
朝鮮鐵道株式會社	一七〇、〇〇〇屯
京城電氣株式會社	四二、三〇〇
朝鮮鄕船株式會社	八九、二〇〇
朝鮮電氣興業株式會社	六〇、〇〇〇
日本硬質陶器株式會社	七〇、〇〇〇
朝鮮紡織株式會社	六〇、〇〇〇
小野田セメント支社	三八、〇〇〇
大日本製糖支社	一〇、〇〇〇
鈴二浦三菱製鐵所	七〇、〇〇〇
計	四七二、七〇〇

(イ) 鮮內產炭ノ輸移出

鮮內炭ノ輸移出量ハ大正元年時代ニハソノ生產額ノ八九割ヲ占メ居リタリシカ漸次減減シ大、七割トナリ大正十三年ニハ三割六分內外トナレリ・數量ニ於テハ移出量ソノ大部分ヲ占メ十三年中ニハ移出拾四萬屯ニ對シ輸出三千屯內外ニ不過、而シテ移出炭ハ殆ト大部分平壤鑛業所ノ採掘ニヨル無煙炭ナリ・輸出炭ハ全部支那向ノモノニシテ主トシテ支那或克ノ復就便ニヨリ山東方面ニ輸送セラルルモノナリ最近威北ニ於ケル炭田開發ナラルヘクソノ曉ニハ裏日本及浦鹽方面ヘ相當輸移

出セラルル見込ナリ尚最近壹ケ年間ノ石炭輸移出額表ヲ示サン

年別	產炭高	輸移出高	產炭高ニ對スル比	輸移出內譯 輸出	移出
大正九年	三八九千屯	一一五千屯	三九	二	一一三
同 十年	三一〇	一二九	四一	一	一二八
同十一年	三一七	一一二	三五	一	一
同十二年	三八〇	一一五	三〇	四	一
同十三年	三九九	一四六	三六	三	一四〇

（註別表 最近五ケ年間輸移出高調參照）

(ロ)輸移入石炭

鮮內ノ消費炭ノ大部分ハ從來ヨリ輸移入炭ヲ以テ使用セラル

而レテ輸移入炭ノ大部分ハ內地及支那炭ニシテ前者ハ筑豐炭後者ハ撫順炭ソノ大部分ヲ占ム大正十三年中ノ輸移入炭數量ハ六十九萬屯ニシテ輸入四十九萬屯移入二十萬屯ナリ輸入炭ハ撫順炭三十四萬屯開平炭之レニ亞キ十萬屯本溪湖炭三萬屯其他少量ノ山東、山西炭アリ、輸移

入炭ト鮮內消費高ノ割合次ノ如シ

年別	鮮內消費高	輸移入炭	割合
大正九年	九九八千屯	八二二千屯	〇、八二
大正十年	八五二	六六五	〇、七八
大正十一年	八六五	六五八	〇、七六
大正十二年	一、〇七七	八一二	〇、七五
大正十三年	九四二	六九〇	〇、七三

六、石炭需給ノ將來

過去ニ於ケル歐洲戰亂ニ基ク經濟界ノ變動期ヲ除ク每年ノ消費增加率ヲ見ルニ約一割四分ノ逓增率ヲ示ス、假リニ今後ソノ增加率ヲ內輸ニ見テ平均八分ノ增加ヲナスモノトセハ十ケ年後卽大正二十三年度ニ於テハ二百五萬屯ヲ消費スルニ到ル、然ラハ將來ノ鮮內石炭供給量如何ト云フニ各地炭田ノ狀況運輸設備其他ノ點ニ付考究ノ要アルモ便宜上過去十ケ年ニ於ケル供給狀況ヨリ推定セハ每年ノ供給增加率ハ平均

大正十三年度ニ於ケル繰越金ハ前年度ニ於ケル繰越金ト同一ノ割合ヲ以テ分配スルモノトス

第二十三条　組合ハ大正十三年度ニ於テ繰越金ヲ除キ一万円ヲ超エサル範囲内ニ於テ予算ヲ以テ定ムル所ノ如ク大正十三年ニ於ケル組合員ノ負担スヘキ金額ヲ定メ（以下「賦課金」ト称ス）之ヲ徴収スヘシ

賦課金ハ組合員ノ耕作スル水田ノ反別ニ応シ之ヲ賦課ス

賦課金ハ組合員ノ耕作スル水田ノ反別ニ応シ之ヲ賦課ス

第二十四条　賦課金ハ組合員ノ耕作スル水田ノ反別ニ応シ之ヲ賦課ス

號數	第一		第二		第三	
	國語	注音	國語	注音	國語	注音
一號	一九三〇年	十二月二日	我的書	ㄨㄛˇ ㄉㄜ ㄕㄨ	一九四〇年	四月一日
二號	一月十八日	一九三一年	三本書	ㄙㄢ ㄅㄣˇ ㄕㄨ	一月二十日	一九二八年
三號	一月二十日	一九三二年	五百一	ㄨˇ ㄅㄞˇ ㄧ	一月二十一日	一九二九年
四號	一月二十一日	一九三三年	六百二	ㄌㄧㄡˋ ㄅㄞˇ ㄦˋ	一月二十二日	一九三〇年
五號	一月二十二日	一九三四年	七百三	ㄑㄧ ㄅㄞˇ ㄙㄢ	一月二十三日	一九三一年
六號	一月二十三日	一九三五年	八百四	ㄅㄚ ㄅㄞˇ ㄙˋ	一月二十四日	一九三二年
七號	一月二十四日	一九三六年	九百五	ㄐㄧㄡˇ ㄅㄞˇ ㄨˇ	一月二十五日	一九三三年
八號	一月二十五日	一九三七年	一千六	ㄧ ㄑㄧㄢ ㄌㄧㄡˋ	一月二十六日	一九三四年
九號	一月二十六日	一九三八年	一千七	ㄧ ㄑㄧㄢ ㄑㄧ	一月二十七日	一九三五年
十號	一月二十七日	一九三九年	一千八	ㄧ ㄑㄧㄢ ㄅㄚ	一月二十八日	一九三六年
十一號	一月二十八日	一九四〇年	一千九	ㄧ ㄑㄧㄢ ㄐㄧㄡˇ	一月二十九日	一九三七年
十二號	一月二十九日	一九四一年	二千	ㄦˋ ㄑㄧㄢ	一月三十日	一九三八年

年度	差引		支出		收入		資本	
	純損	純益	經費	利息	利息	雜收入	拂込	公稱
第一	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第二	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第三	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第四	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第五	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第六	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第七	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第八	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第九	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第十	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第十一	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
第十二	一、一四五、四一九		一、一四五、四一九	一、一四五、四一九			一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

種類	改正ニ係ル地租		改正ニ係ラサル地租	
	筆数	金額	筆数	金額
田	1	1,11ｵ0ｷ11	1	1ｷ匡ｷ1
畑	1	11ｵ11ｷ0	—	—
宅地	川	ｷ川匡川川ｷ	1	ｷ川ｵ0ｷ
雑種地	—	—	—	—
山林	匡	ｵ0ｷ1ｵｷ0	匡	1ｵ11匡0ｷ10
原野	10	1ｵ0ｷ匡ｷ0ｷ	1ｷ	ｷ匡ｷ川匡川ｷ
牧場	川	ｵ匡ｷ匡ｷ	1	川11匡匡ｷ
池沼	1ｷ	11ｵｷ1.1	匡	0川ｷ川ｷ
堤塘	ｷ	川ｷ0川ｷ川0川	11川	1ｷｷ0ｵ0ｷ
鉱泉地	ｷ	川ｵ11ｷ11ｷ	—	—
墓地	11	ｵ川匡ｷ0ｷ	—	—
境内地	1川	ｷ0ｷ匡匡ｷ	ｷ	匡0匡川ｷ

備考

一、鉱業ノ能率ハ実用者ニ人分

一、鉱業権ノ性質ハ一鉱区一分

第二　明細書鉱区表

(イ)　一般試掘鉱区一覧表

鉱別	所在地	鉱業権者	鉱質	用途	面積
黒山鉱区	新潟県北蒲原郡黒山村	加藤福二郎	褐炭 黒色粘土	汽罐燃料用	四七二八千坪
新潟鉱区	新潟県北蒲原郡新潟町	帝国採炭株式会社	褐炭 黒色粘土	全	九三〇
会津鉱区	福島県北会津郡会津	藤田好三郎	近シ瀝青炭	全	四二六
生保内鉱区	秋田県北秋田郡鉱山	西脇済三郎	全	全	
安州鉱区	平安南道安州郡	朝鮮石炭株式会社	褐炭 黒色粘土	全	三六〇七
鳳鉱区	福島県北会津郡鳳	財満精三	近シ瀝青炭	全	一二三一
面成鉱区	福島県北会津郡面成		全	全	不明
平壌鉱業部全部	大同江東部一帯	浅野総一郎	無煙炭	汽罐用	六〇〇〇

大倉	全	平面 大阪江戸部	三菱鉱業会社	全	全	弐三三九
江西	全	全	西播鉱業株式会社	全	全	三一六三
大倉	全	平面 江戸部	明治鉱業会社	全	全	一九九一

一、鷹山鉱區

所在地　　兵庫縣鷹山新屋村面支井面

鑛業種類　　加里鹽二部　面積合計四七二八〇〇坪

沿　　革　　本山ハ大正七年許可ヲ受ケシニヨリ約二ケ年試掘ヲナシ仝九年冬ヨリ著手ヲ經テ今日ニ及フ

位　　置　　京都鐵道里話驛ノ東南約一里十町又姫洞驛ノ東北一里ニ位シ鐵路平坦ニシテ交通便

鑛床及鑛質　　本區ハ第三紀層ニ包藏セラル此第三紀層ノ區域ハ略ヽ東西一千間南北一千五百間ノ新層形ヲナシ礫岩ナル砂岩、頁岩、粘板岩及石灰ノ互層ヨリ成リ古生層ノ上部ニ被覆セリ

鹽層ハ第三紀層ノ下部ニ於テ上、中、下ノ三層ヨリ成ル走向ハ緩化ヲク大体東西ニ走リ而シテ上層ハ中層ノ上部約三百尺ニ在リ層ヤヽ褶ミヲ含ヤヲ約八尺ナルモ採掘シ得ヘキ鹽層ハ四尺ニテ走向東南傾斜十五尺而北ヲ示ス。中層ハ下層ノ上部百十四尺ニ在リ石膏六寸或ハ十寸毎ニ層狀ヲ採掘下底ニテ採掘ニ適セス

層名	水分	揮發分	熱量	軟炭層	灰分	硫黄	燐酸	比重
上層	一、九四%	三七、〇%	四〇一五	粘結性ナシ	10、一%	一、四%	〇、〇四%	一、四二七
下層	一、九八	三六、八三	四五二七	仝	四、九二	一、一一	〇、三八〇	一、三二五

採炭量　普通ノ殘柱式ヲ採用スト雖モ豫メ目的採進ヲナス所アリ凡テ手掘採掘中ニシテ一日ノ出炭高四十屯乃至五十屯ナリ坑內ハ發火性瓦斯ナキモノ瓦斯カンテラヲ使用シ通風ハ自然ニ任セ排水ハ勿論少ナキモ人肉二基、十吋二基、十二吋一基ノスペンヤルポンプ及十二吋ニベンスポンプ一基ヲ以テ揚水シ尙予備トシテ大型アリ

運搬　坑內各本坑ニ十二封度軌道ヲ敷設シ採掘炭ハ本鋼鉄捲揚機ヲ本鋼ニ斷續十五哩、十六封度軌道ヲ敷設ス

原動機其他　採掘用トシテ設備セル原動機其他ハ竪形（縦五呎）コルニッシュ式（縦五呎標定馬力五〇）ランカッシャー式（縦六呎八〇馬力）各一個アリ外ニ予備トシテランカッシャー式一個アリ捲揚用機ハ二基（十五馬力、二〇馬力）アリ

使役人員　現時使役總夫ハ約六四〇名ナリ

產額

年次	採炭高	販賣高	價格
大正九年	四二四六	四〇二七	四四二九七
仝十年	一三、一九五	一三、六五〇	一〇四九九五
仝十一年	二六、六二五	二五、五一七	一七三、〇八一
仝十二年	四七、四八五	四九、一八五	三四七、〇八二

三、販賣機關

所在地　販賣事務所ハ新潟縣加茂町停車場里外二ケ里

鑛業權者　帝國炭業株式會社　面積九三〇、〇四六坪

沿革　明治四十四年神林啓太郎鑛業權ノ許可ヲ受ケテ採掘ニ着手シ仝四十五年蔵興炭鑛鑛業株式會社ノ組織トナリ資本金三十萬圓ヲ以テ經營シ大正五年更ニ三十萬圓增資ト共ニ松昌洋行主山本唯三郎ノ經營ニ移リ大正十年現鑛主ノ手ニ移ル仝年五月坑内ノ一部自然發火ノ爲一時採業ヲ中止セシカ大正十一年三月末ヨリ全ク復舊シ出炭ヲ見ルニ至ル

位置　本山ハ咸興ノ西方約六里ニ在リ朝鮮鐵道咸南線ハ本山ノ直下ニ通ゼルヲ以テ交通運搬至便ナリ

地質及鑛床　本山ハ花崗片麻岩ノ盆地ニ沈澱シタル第三紀層ニ屬スル砂岩、頁岩ヨリナリ其ノ大部分ハ第四紀層ニテ被覆セラル炭層ノ主ナルモノハ六尺、八尺、四尺ノ三層ニテ走向北七十度東傾斜二十三度西北ヲ示ス

炭質　褐炭ニ屬シ其質稍良好ナリ然シ膨脹力及粘結性ニ乏シキコト粉炭ニ化シ易キ缺點ヲ有ス

本鑛ノ分析表左ノ如シ

種別	水分	揮發分	固定炭分	灰分	硫黄	窒素	發熱量	灰中ノ鐵分
塊炭	一二、六五%	四五、四〇%	三四、二三%	八、七二%	〇、四五%	〇、九二%	六〇五〇カロリー	二一、一四%

採炭及運搬　主要捲揚坑道及之レト約二十間ノ水平坑ヲ開キ殘柱式手掘採炭法ヲ採用シ上層、下層ハ水平坑ヨリ斜坑ヲ以テ連絡シ炭柱ノ大サハ約三十尺ヲ以テス通風ハ自然通風ニシテ本卸坑ヲ入氣口トシ鑛營價ヲ排氣口トス排水用トシテエバンス式徑十二吋シンプレソキス式徑十二吋及予備トシテウオシンクトン式六吋各一臺ヲ備フ

採掘炭ハ捲揚機ヲ以テ捲揚ケ軌道ニヨリ捲揚場ニ運フ此處ヨリ朝鮮鐵道咸南線ニヨリ咸興ニ於リ更ラニ官線ニヨリテ各地ニ運送ス

使用人員　一二〇〇名內外

鑛產額

年次	採鑛額	販賣額	
	數量	價格	
大正五年	一、八七〇噸	一、四七九噸	一二、五七九圓
六年	四一三六	四二一〇	二八、三八七
七年	八、七〇〇	切込 五、五七三 粉炭 二、一三〇	三七、八九六 四、二六〇

八年	一〇、〇〇〇				
九年	一二、〇〇〇	自家用	二、七〇〇	一〇二	一〇二、八五二
			一〇、五二三	九、一〇二	
十年	九、二九七		九、五五八	一四、八五〇	
				一一五、七五三	
十一年	一三、七五五	自家用	二、五二〇	九、四五〇	
		仝	四、六九一	一七、五九一	
			七、四八〇	五六、一〇〇	
十二年	二四、七七一	仝	三二、〇六一	一六五、四五七	

三、會寧炭鑛

所在地　咸鏡北道會寧郡八乙面

鑛業權者　藤田好三郎　面積　四二六、八七七坪

沿革　大正三年九月會寧邑中野西之助許可ヲ受ケ小景ノ採炭ヲ行ヒ大正七年現鑛業權者前田氏ノ買收經營スル處トナリ仝九年朝鮮採炭株式會社ノ設立ト仝時ニ其ノ經營ニ移レリ

（次頁ニ續ク）

交通及運搬　會寧邑ノ北方行營街道ヲ行ク約八町ニシテ左折シ尚五町ニテ本鑛事務所ニ達ス道路平坦交通至便ニシテ會寧炭鑛中最モ好位置ニ位スルモノナリ

地質及鑛床　本鑛區一帶ノ地質ハ花崗岩、石英斑岩並ニ第三紀層ヨリ成リ炭層ハ第三紀層中ニ介在ス其走向北六十度東傾斜東南十二度乃至十八度ナリ層厚二尺乃至三尺炭質稍良好ナリ

採鑛　採炭方法ハ手掘ニヨル殘柱式採炭法ヲ採用ス炭柱ハ五間乃至六間方形トス坑道ハ一坑ヨリ六坑迄ノ六坑口アリ西シテ六坑ハ主トシテ長壁法ヲ採用ス通風及排水ハ自然ニ委ス採炭ハ全部坑外ニ搬出シ二坑口外及六坑外ノ二箇所ニ於テ選炭ス鑛ニ六坑外選炭場ハ二十間ノ櫓櫨ヲ設ケ櫨ヨリハ四十度ノ傾斜ニ六分目丈鑛斜格子ヲ掛ケ之ニヨリテ用炭ハ塊粉ニ分チ塊炭ハ手選ニヨリ碾炭ヲ除キ市場ニ出セリ

坑内運搬　切羽坑道間ハ樘圍ヲ用ヒ主要坑道ニ運炭シ坑外會寧間ハ牛車ニヨリ運炭ス一車ノ積載量ヲ牛屯トシ會寧邑ハ到ル一日四回往復ヲナシ得

鑛業權

年次	採掘高	販賣高			
		數量	價格		
大正三年	一一四屯	九一屯	四七〇圓		
四年	六一五	六〇四	三、〇九七		

五年	八五八地	八七三地	四四七九
六年	八二四	八四〇	四二八五
七年	七一〇二	七一〇二	三五七〇
八年	五二六七	五二四〇	五〇三〇四
九年	七九二二	七二一八	七二一八〇
十年	七〇四三	七八四八	五八八六〇
十一年	一一五二八	一一六七七	七九三九六
十二年	一五七六六	一五六一〇	一〇五〇六九

以テ今日ニ及ヘリ

採鉱ノ始ラ慶應及一般需要者ニ供給シ居タリシカ大正六年ニ式組織ニ改メ

沿革　本鉱ハ明治三十ヵ年日鉱役員龍太郎技術者ヲ鹿北ニ派遣シ鉱区ヲナサシメ翌四十年十二月特許ヲ得政府ヨリ許可ヲ得翌年九月開坑ニ着手シ

鉱業権者　西脇清三郎

所在地　鹿鉱北満鉱郡荒村両

四、生氣鉱鉱脈

交通及運搬　本鉱区ハ鉱郡荒村両鹿洞及朱乙溪両町ノ両面ニ跨ル一帯ノ地ニシテ鉱郡ヲ経ヘル国道ニ非ニ鹿鉱線ハ本鉱田ヲ貫通スルシテ本鉱ヨリ各地ニ至ル交通ハ国道ヲ南下セハ明川、吉州ヲ経テ城津ニ到シ又北方一里許ニシテ満道所在地タリシ鉱ニ出テ更ニ二十七町ニシテ輪出港タル獨津ニ至ル此間手押式鉱便軌道及高架索道ヲ設置シ鉱ニ供スル鉱鉱ハ山元ヨリ約一里半又之ヨリ五厘ニシテ満区及約十九個所在地タル鉱区ニ達シ交通極メテ便ナリ

地質及鉱脈　生氣鉱附近一帯ノ地層ハ花崗岩、花崗片麻岩及希ニ推積成層セル狭長ナル第三紀層ヨリ成リ鉱脈ハコノ第三紀層中ニ介在スル走向略南北ニ走リ傾斜ハ東方ニ四十度及五十度ノ急傾斜ヲ示スモ水準ヨリ北部ニ至ルニ従テ第三紀層ノ基盤トナル花崗岩ノ走向漸次湾曲シ北東東ニ屈曲スル本鉱ニ於テ断ニ発見セラレタル鉱脈大鉱ナルモノハ上下各十二尺鉱及最下ノ五尺位ノ二鉱トスルヲ而シテ鉱脈ノ傾斜ハ東方ニ四十度及五十度ノ急傾斜ヲ示スモ水準ヨリ北部ニ至ルニ従テ第三紀層ノ基盤トナル花崗岩ノ走向漸次湾曲シ北東東ニ屈曲スル本鉱ニ於テ断ニ発見セラレタル鉱脈大鉱ナルモノハ上下各十二尺鉱及最下ノ五尺位ノ二鉱トスルヲ而シテ鉱脈ノ傾斜ハ東方ニ四十度及五十度ノ急傾斜ヲ示スモ水準ヨリ北部ニ至ルニ従テ第三紀層ノ基盤トナル花崗岩ノ走向漸次湾曲シ北東東ニ屈曲スル本鉱ニ於テ断ニ発見セラレタル鉱脈

採鉱　採鉱方法ハ手掘ニヨル残柱式ニシテ本鉱及人道鉱ヲ設ケ之レヨリ左右ニ片鉱土ヲ介在セリ

採炭　井筒ノ位置ハ炭層ノ走向ニ對シ略ボ直角ニ掘鑿シ其ノ周圍ヲ十間乃至十二間ノ距離ヲ以テ圍繞シ其ノ四分目傍ヲ使用シ殘リノ分ヲ以テ保安柱トス

採炭　井筒

大年	二〇〇九	二〇〇九	九〇〇九
七年	六六二七	六五一五	三二五七八
八年	一九六六六	一一五六五	一一五六三〇
九年	一四〇七七	一六〇四一	一六〇四一五
十年	八一二四	一二四五四	九三四〇七
十四年	三〇八一九	二七八二九	一八九二三九
十一年	一七九四五	三五三三	一二〇一二

安州炭礦

所在地　平安南道安州郡立石面　面積　三六〇七〇六四坪

鑛業權者　明治鑛業株式會社

沿革　本炭礦ノ鑛區ハ明治四十二年頃鮮人ニヨリ發見セラレ仝四十四年松井民次郎ニ試掘ノ許可ヲ受ケ爾來專ラ稼行ヲ續ケシモ大正九年現鑛業權者之ヲ讓受ケ爾來專ラ稼行ヲ續ケシモ今日ニ及フ

位置　京義線價川驛ヲ距ル西方三里及新安州ノ西南方約五里ニシテ此間孰レトモ道路平坦ニシテ車馬ノ往來自在ナリトス又清川江及其ノ支流ナル平湖川ヲ利用シ以テ新安州ト舟運ニヨリテ連絡スルノ外

地質及鑛床　本鑛區近ヲ構成セル地層ハ凝灰質砂岩ニ移シ低丘ヲナセル約三粍厚及平地ヲ被セル約四粍厚並ニ東西ニ亘リテ隆起セル安山岩等ヨリ成ル

鑛層　鑛層ハ約三粍層ノ砂岩及粘板岩並ニ粘土質凝灰岩ノ互層中ニ介在スル數層ノ發見セラレタルモノ今日迄既ニ六層アリ共主ナルモノハ十二尺及八尺ノ二層アルモ稼行セルハ二ノ八尺層ノミナリトス

採掘　採掘法ハ手掘ニヨル殘柱式ヲ採リ傾斜ニ沿ヒテ本坑及ビ斜坑トヲ掘鑿シ坑道ハ凡ソ六十間毎ニ以テ之ヲナス目下採掘シツヽアルモノハ第一及第二坑トシテ參三坑ハ關坑中ナリ一日ノ出炭量ハ百屯乃至百五十屯ナリ

鑛炭　何レモ粘質ノ強靭ナク塊ニ坑內ニテハ炭ト雨トヲ區分シ坑外ニ於テ篩ヲカケ塊粉トノ二種ニ分離ス

運搬　切羽ヨリ坑道ニ至ル運搬ハ撥車ヲ用ヒ坑道ハ十二封度軌道ヲ敷設シ採掘シタル石炭ヲ滿載セル撥車ハ十數臺ヲ連結シ馬力捲揚機ニヨリ坑外ニ搬出シ鑛炭場ニ於テ篩ニ掛ケ塊粉トノ二種ニ分離ス

坑口ヨリ十二封度軌道ヲ牛ニテ曳カシメ清川江支流江岸數山里ニ於テ船積ニ便ニ鑛炭ヲナシ船舶ニヨリテ新安州引込線貯炭場ニ運搬シ清川江ヲ利用シ新安州ヨリ舟運ニヨリテ送給スルヲ得

揮ヒ京義線新安州驛ヨリ各地ニ輸送ス

原動力　本山原動力トシテハ火管式汽罐五臺ヲ設ク

使役人員　現時稼行中ノ鑛夫ハ七〇〇名内外ナリ

鑛業概況　左表ノ如シ

年次	採掘高	販賣高	價格
大正八年	二九、九一五	二四、八四九	二五四、〇二三
仝　九年	三一、三七一	二四、〇六五	二三二、三四七
仝　十年	三四、二九七	四五、四四五	三五〇、〇三六
仝十一年	三九、六〇三	四五、〇六一	三四四、三二八
仝十二年	五七、六五九	四二、四四二	三四七、九五六

六、鳳儀炭鑛

所在地　咸鏡北道會寧郡鳳儀面　面積　一、二三一、〇五八坪

鑛業權者　財滿精三

位置　本炭鑛ハ會寧ヨリ西南約四里ニ在リ通路ハ初メ豆滿江右岸ヲ進ミ更ニ其ノ支流ヲ南ニ遡ルモノニシテ概ネ平坦ナリ容易ニ牛馬車ヲ通スヘシ

地質及鑛床　第三紀層ニ屬スル頁岩、砂岩、石炭層ノ交層及高嶺土ヨリ成リ石英斑岩、花崗岩其ノ基盤トナリ一部ニハ玄武岩ノ被層スルヲ見ル炭層ハ露頭部ニ於テ二十二尺、十二尺、七八尺ノ三ケ所ヲ見ルモ試掘ノ結果各一層ハ十二尺、第二層ハ二十尺ナルコト明カトナル傾斜ハ二十度乃至三十度ニシテ西南ニ走ル埋藏炭量ハ一千萬屯內外ト稱セラル

炭質　炭質ハ褐炭ニ屬シ稍軟弱風化碎裂ノ缺點アリ。朝鮮總督府中央試驗所ニ於テ分析スル所ニヨレハ左ノ如シ

水分	揮發物	炭素
一〇、八九	四一、六四	三八、八三
灰分	硫黃	發熱量
八、六五	〇、四七	六、〇五〇

採鑛　目下橫坑掘進中ナリ坑內ニハ十二封度ノ軌條ヲ布設シ手押トロ五臺ヲ以テ坑外ニ搬出ス坑外ハ農業用ノ牛車ヲ利用シ會寧ニ運搬ス將來炭方法ヲ索ム筈

採鑛量

大正八年	仝 九年	仝 十年	仝十一年	仝十二年
二八〇瓲	一、四七七瓲	九六一瓲	一、三九〇瓲	三、九五四瓲

東洋拓殖株式會社

七 鉱区税鉱

所在地　咸鏡北道慶源郡

現狀　本炭鉱ハ未開發ノ處女炭田ナレハ炭層ノ狀況等詳カナラス目下ノ處露頭ハ慶源三和層ノ東北端鉱区ヨリ西南約七哩ノ間ヲ基盤ノ花崗岩ト平行シテ各所ニ現レ總テ豆滿江ノ方向東南ニ傾斜ス慶源市街ノ北二哩、水南洞附近ニ三ケ所ノ露頭アリ何レモ層厚一尺五寸内外ナリ更ニ仝方向ヲ東北ニ五、六千尺進ミ下面洞、沙水洞附近ニハ層厚四尺乃至十尺ノモノヲ見ル尚進ミテ東北ニ向ヒ鉱区附近及豆滿江岸ニ露出スルモノハ十一尺ニ達ス斯ク西南ヨリ東北ニ向フニ隨ヒ漸次其層厚增大スル傾向アルモ之レハ果シテ同一炭層ナルヤ否ヤ不明ナリ

炭質　阿吾地及古乾原炭ト仝様亞瀝青炭ニシテ火力強クシテ汽鑵用ニ適ス

無煙炭（平壌炭田）

一、平壌鑛業部炭鑛

所在地　大同江東郡　面積　六、〇〇〇、〇〇〇坪

鑛業權者　海軍省

沿革　平壌炭田ノ開發ニ着手セラレタルハ日露戰役ノ交寺洞里及江東郡三登面ニ於テ當時ノ韓國官內府管轄ノ下ニ外人等ノ探鑛的鉆息ノ採炭ヲ開始セシニ始マル次イテ明治四十年八月炭田ノ全部ハ舊韓國政府農商工部ノ所管ニ移リ平壌鑛業所官制ヲ發布シ仝年十月大同郡大同江面ニ於テ採掘ニ着手シタリシカ韓國併合後十一月ヨリ朝鮮總督府ノ所管トナリ漸次設備擴張シ來リシカ大正十一年四月海軍省ノ所管トナル

交通　平壌鑛業所ノ所在地タル寺洞ハ平壌市街ノ對岸即チ大同江ノ左岸ニ在リ平壌府ヲ距ルコト東方約三哩三登街道ニ沿フテ約四哩京義線平壌驛ヨリ陸路約五哩鐵路又ハ水路執レトモ約七哩ナリ

區域　仝鑛業所ニ屬スル區域ハ所謂平壌炭田トスル區域ノ內ニアリコノ炭田ハ平安南道、平壌府、大同郡、江東郡、江西郡、平原郡及中和郡ニ跨リ東西約

十九里南北約十一里半其ノ面積約百二十余方里ニシテ今日迄民間ニ許可セラレタルモノハ

(イ)三菱製鐵株式會社　大寶炭鑛（大同郡）
(ロ)久原鑛業合資會社　長水院炭鑛外一區（江東、大同郡）
(ハ)明治鑛業株式會社　大成炭鑛（江東郡）
(ニ)朝鮮電氣興業株式會社　江東眞拓炭鑛（江東、大同江西郡）
(ホ)朝鮮無煙炭鑛株式會社　江西炭鑛（東津面　柄次面）

ノ五會社ノ外個人トシテ九名アリ而シテ全炭ノ炭量ハ概算二億噸也ト稱セラル

地質及鑛床　平壤炭田中ニ包含セル爽炭層ハ古生代上部石炭紀ヨリ中生代珠羅紀ニ亘リ砂岩、頁岩、角岩及石灰岩ノ互層ヨリナル爽炭層ノ系統ヲ大別シテ大同系、江東系、坎北系、長山系及大寶系ノ五系トス

(イ)大同系、大同江面ヲ中心トシテ平壤府ノ對岸東南ニ發達セル古生代ノ爽炭層ニシテ上部石炭紀及下部二疊紀ヨリ成ル西南端ハ大同郡南串面間里ニ起リ寺洞里ヲ經テ南四里ヲ東北端トナス延長約五里ノ一地帶ナリ平均ノ走向六十度、平均傾斜三十五度、炭層ノ最モ多キ部分ハ十一枚ニシテ層厚ノ最大部ハ約百尺ナリ現在採掘中ノ炭層ハ皆此ノ系ニ屬シ主トシテ下部二疊紀ノモノヲ稼行セリ寺洞採炭場ニ於テハ平均其ノ三枚ヲ採掘シ層厚ノ膨大部ハ六十尺ヲ超ユル所アレ共平均六尺ナリ高坑山採炭場ハ其ノ褶曲波狀ノ最モ甚シキ部分ヲ採掘セル處ニシテ平均ソノ二枚ヲ採掘シ炭層ノ厚層ノ厚所ハ百尺ニ達スルモ其ノ平均ハ六尺ヲ出テス

(ロ)江東系　主トシテ江東郡内ニ露出セル古生代ノ爽炭層ニシテ上部石炭紀、下部二疊紀及上部二疊紀ヨリ成ル大同郡秘乙峯面梨川里ヨリ東南東ニ走リテ江東郡三登面滿澤里ニ至リ此處ヨリ二岐ニ分ル一ハ總延長約二十里ニ達シテ一ハ約五里ナリ

(ハ)坎北系　大同郡西川面仁興坎里北山ヲ中心トシテ東西南北ニ十字形ニ露出スル主トシテ中生代珠羅紀ノ爽炭層ニシテ概シテ鑛層ナリ

(ニ)長山系　平壤府ノ西方約四里ノ地ニアリテ東北ヨリ西南ニ連亙セル長山連峰ニ沿フテ點々露出セル古生代下部二疊紀ノ爽炭層ニシテ其ノ東北端ハ大同郡南兄弟山面龍山里ノ龍山ニ起リ殆ト一直線ニ西南ニ走リテ大寶面細濱里ニ

比重	揮發分	固定炭素	灰分	硫黄	燐	發熱量	灰色	發熱量	百分比
一、三六	八、三七	八三、三三	九、四〇	〇、三七	一、〇〇	八、〇〇〇	白色	平均	

採炭　開鑿坑道ハ普通幅十尺、高六尺トシテ上下ノ炭層ヲ貫通シ若クハ走向或ハ傾斜ニ沿ヒテ漸次消滅セル炭層ヲ追ヒテ採炭切羽ノ數用ヲナスモノナリ而シテ此ノ坑道ハ後日運炭上復業上復線軌道ノ必要ヲ生シタルトキニ其斷ヲ十二尺ニ切擴クルヲ常トアリ開鑿ハ普通人力ニヨレトモ急ヲ要スル箇所ハ「フロツトマン」型鑿岩機ヲ使用スル空氣鑽孔機ハ動力ニシテ非常ニ高カラサル山ニ一臺アリ

掘採方法ハ殘柱式ニシテ採柱ノ大サハ普通大凡ト規定スレトモ採炭ノ狀態ニヨリ又ハ一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　全採掘中最モ多ク石炭ハ總テ不粘結性ノ無煙炭ニシテ特ニ粉炭ヲ需ムルモノナリ只當一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　開鑿坑道ハ普通幅十尺、高六尺トシテ上下炭層ヲ貫通シ若クハ走向或ハ傾斜ニ沿ヒテ漸次消滅セル炭層ヲ追ヒテ採炭切羽ノ數用ヲナスモノナリ而シテ此ノ坑道ハ後日運炭上復業上復線軌道ノ必要ヲ生シタルトキニ其斷ヲ十二尺ニ切擴クルヲ常トアリ開鑿ハ普通人力ニヨレトモ急ヲ要スル箇所ハ「フロツトマン」型鑿岩機ヲ使用スル空氣鑽孔機ハ動力ニシテ非常ニ高カラサル山ニ一臺アリ

掘採方法ハ殘柱式ニシテ採柱ノ大サハ普通大凡ト規定スレトモ採炭ノ狀態ニヨリ又ハ一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　全採掘中最モ多ク石炭ハ總テ不粘結性ノ無煙炭ニシテ特ニ粉炭ヲ需ムルモノナリ只當一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　開鑿坑道ハ普通幅十尺、高六尺トシテ上下炭層ヲ貫通シ若クハ走向或ハ傾斜ニ沿ヒテ漸次消滅セル炭層ヲ追ヒテ採炭切羽ノ數用ヲナスモノナリ而シテ此ノ坑道ハ後日運炭上復業上復線軌道ノ必要ヲ生シタルトキニ其斷ヲ十二尺ニ切擴クルヲ常トアリ開鑿ハ普通人力ニヨレトモ急ヲ要スル箇所ハ「フロツトマン」型鑿岩機ヲ使用スル空氣鑽孔機ハ動力ニシテ非常ニ高カラサル山ニ一臺アリ

掘採方法ハ殘柱式ニシテ採柱ノ大サハ普通大凡ト規定スレトモ採炭ノ狀態ニヨリ又ハ一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　開鑿坑道ハ普通幅十尺、高六尺トシテ上下炭層ヲ貫通シ若クハ走向或ハ傾斜ニ沿ヒテ漸次消滅セル炭層ヲ追ヒテ採炭切羽ノ數用ヲナスモノナリ而シテ此ノ坑道ハ後日運炭上復業上復線軌道ノ必要ヲ生シタルトキニ其斷ヲ十二尺ニ切擴クルヲ常トアリ開鑿ハ普通人力ニヨレトモ急ヲ要スル箇所ハ「フロツトマン」型鑿岩機ヲ使用スル空氣鑽孔機ハ動力ニシテ非常ニ高カラサル山ニ一臺アリ

掘採方法ハ殘柱式ニシテ採柱ノ大サハ普通大凡ト規定スレトモ採炭ノ狀態ニヨリ又ハ一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　全採掘中最モ多ク石炭ハ總テ不粘結性ノ無煙炭ニシテ特ニ粉炭ヲ需ムルモノナリ只當一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　開鑿坑道ハ普通幅十尺、高六尺トシテ上下炭層ヲ貫通シ若クハ走向或ハ傾斜ニ沿ヒテ漸次消滅セル炭層ヲ追ヒテ採炭切羽ノ數用ヲナスモノナリ而シテ此ノ坑道ハ後日運炭上復業上復線軌道ノ必要ヲ生シタルトキニ其斷ヲ十二尺ニ切擴クルヲ常トアリ開鑿ハ普通人力ニヨレトモ急ヲ要スル箇所ハ「フロツトマン」型鑿岩機ヲ使用スル空氣鑽孔機ハ動力ニシテ非常ニ高カラサル山ニ一臺アリ

掘採方法ハ殘柱式ニシテ採柱ノ大サハ普通大凡ト規定スレトモ採炭ノ狀態ニヨリ又ハ一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　全採掘中最モ多ク石炭ハ總テ不粘結性ノ無煙炭ニシテ特ニ粉炭ヲ需ムルモノナリ只當一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　開鑿坑道ハ普通幅十尺、高六尺トシテ上下炭層ヲ貫通シ若クハ走向或ハ傾斜ニ沿ヒテ漸次消滅セル炭層ヲ追ヒテ採炭切羽ノ數用ヲナスモノナリ而シテ此ノ坑道ハ後日運炭上復業上復線軌道ノ必要ヲ生シタルトキニ其斷ヲ十二尺ニ切擴クルヲ常トアリ開鑿ハ普通人力ニヨレトモ急ヲ要スル箇所ハ「フロツトマン」型鑿岩機ヲ使用スル空氣鑽孔機ハ動力ニシテ非常ニ高カラサル山ニ一臺アリ

掘採方法ハ殘柱式ニシテ採柱ノ大サハ普通大凡ト規定スレトモ採炭ノ狀態ニヨリ又ハ一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　全採掘中最モ多ク石炭ハ總テ不粘結性ノ無煙炭ニシテ特ニ粉炭ヲ需ムルモノナリ只當一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　開鑿坑道ハ普通幅十尺、高六尺トシテ上下炭層ヲ貫通シ若クハ走向或ハ傾斜ニ沿ヒテ漸次消滅セル炭層ヲ追ヒテ採炭切羽ノ數用ヲナスモノナリ而シテ此ノ坑道ハ後日運炭上復業上復線軌道ノ必要ヲ生シタルトキニ其斷ヲ十二尺ニ切擴クルヲ常トアリ開鑿ハ普通人力ニヨレトモ急ヲ要スル箇所ハ「フロツトマン」型鑿岩機ヲ使用スル空氣鑽孔機ハ動力ニシテ非常ニ高カラサル山ニ一臺アリ

掘採方法ハ殘柱式ニシテ採柱ノ大サハ普通大凡ト規定スレトモ採炭ノ狀態ニヨリ又ハ一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　全採掘中最モ多ク石炭ハ總テ不粘結性ノ無煙炭ニシテ特ニ粉炭ヲ需ムルモノナリ只當一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　開鑿坑道ハ普通幅十尺、高六尺トシテ上下炭層ヲ貫通シ若クハ走向或ハ傾斜ニ沿ヒテ漸次消滅セル炭層ヲ追ヒテ採炭切羽ノ數用ヲナスモノナリ而シテ此ノ坑道ハ後日運炭上復業上復線軌道ノ必要ヲ生シタルトキニ其斷ヲ十二尺ニ切擴クルヲ常トアリ開鑿ハ普通人力ニヨレトモ急ヲ要スル箇所ハ「フロツトマン」型鑿岩機ヲ使用スル空氣鑽孔機ハ動力ニシテ非常ニ高カラサル山ニ一臺アリ

掘採方法ハ殘柱式ニシテ採柱ノ大サハ普通大凡ト規定スレトモ採炭ノ狀態ニヨリ又ハ一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　全採掘中最モ多ク石炭ハ總テ不粘結性ノ無煙炭ニシテ特ニ粉炭ヲ需ムルモノナリ只當一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

採炭　開鑿坑道ハ普通幅十尺、高六尺トシテ上下炭層ヲ貫通シ若クハ走向或ハ傾斜ニ沿ヒテ漸次消滅セル炭層ヲ追ヒテ採炭切羽ノ數用ヲナスモノナリ而シテ此ノ坑道ハ後日運炭上復業上復線軌道ノ必要ヲ生シタルトキニ其斷ヲ十二尺ニ切擴クルヲ常トアリ開鑿ハ普通人力ニヨレトモ急ヲ要スル箇所ハ「フロツトマン」型鑿岩機ヲ使用スル空氣鑽孔機ハ動力ニシテ非常ニ高カラサル山ニ一臺アリ

掘採方法ハ殘柱式ニシテ採柱ノ大サハ普通大凡ト規定スレトモ採炭ノ狀態ニヨリ又ハ一區部ニ於テ往々現狀ヲ保持スルモノアリ色ハ溜斷ニシテ光澤強ク折面ニ斷裂スルコト黒斜ノ如シ灰分ノ少ナキモノハ百分中三以下ナルコトアレトモ大抵ハ百分中十位ヲ普通トス

一、二箇ノ發電能力ヲ有スル事業ニ付テハ其ノ發電能力ヲ有スル事業ニ付テハ其ノ發電能力ヲ有スル事業ニ付テハ其

六年	一四四一四四	一四九四〇	六二四六四一	一一四六四一	九四一四〇二
七年	一四〇四四四	二四〇〇四四	六二九四一〇	一八九四八一	一〇一四八九四
八年	一二六二四四	二四一八四	一二四四一四四四	四四四六六四	一一四九六二四一
九年	一四〇二四一	二四四四二	一四四四一四四〇	四四四一九四	二九九一二四九
十年	一二四四四〇	一九六二四	一二六〇一四一	三六二一四四六	一六六四四二四
十一年	一二六一四八	四一八一六	一二二一四六四	四六四九六四	一六四一二八
十二年	一四〇四一〇	一九九四四	一二四六八四四	三六一四四三	一六〇一四八八

江東採鉱

所在地　平安南道江東郡雲湖面外二名　面積二、〇〇〇、〇〇〇坪

鉱業権者　朝鮮無煙炭株式會社

位置　平安南道江東郡雲湖面、古邑面、元嶽面ニ股ル十二鉱區ニシテ面積略西南

其ニ大同江岸ニ沿ヒ一ヲ高飛里鉱區（高飛里坑及臥洞里坑ノ二坑ヨリナル）

他ヲ松嶺里鉱區ト稱ス（松嶺里鉱區ハ未開発ナルヲ以テ以下高飛里鉱區ニツ

キテノミ述フ）鉱業事務所ハ大同江畔古邑面高飛里ニ設ケラル平壌府ヲ距

ルコト北東約九里江東邑ヨリ東南二里半大同江岸ニ近ク交通ハ大同江ニ依

リ舟運ノ便アリト雖モ冬期三ケ月間ハ結氷ノ爲其ノ用ヲ爲サス從テ其ノ

期間ハ陸路平元街道ニ依リ物資ノ供給ヲ爲サルヘカラス鉄田所在地ヨ

リ江東迄ハ道路平坦ニシテ江東邑平壌間ニハ自動車ノ便アリ

地質及鉱床　古生層、礫砂岩、粘板岩、頁岩、石灰岩（此地方石灰岩ノ發達少シ）

ノ互層ヨリナリ大鉱床ハ主トシテ一列ノ礫砂岩層上ニ非列ス其ノ層厚著

シク厚大ナル部大ナル百尺ニ達シ最小拾數尺走向略東西傾斜南四十度乃至五

十度ナリ本層ノ上下兩盤中ニハ比較的薄層ノ炭在セラルルモノ多キカ如

メ往々本層ノ發シク發少シ來リタルカ如ク見ユルモノアルヲ以テ久シク

實地ニツキ其ノ連絡關係ヲ研究スルニ非ラサレハ往々安斷ニ失スルコト

鉱質　炭質ハ良好ニシテ中ニ塊炭ト稱シテ產出スルモノアリサクシヨン瓦斯エン

ジン用燃料、カーバイト原料其他鑛鐵用鈴ニモ適スト雖モラ

分析ノ結果左ノ如シ

水分	揮發分	灰分	固定炭素	硫黄	發熱量	
三、八五	四二五	一一、九〇	八〇、〇〇	〇、四二	七二四八	百分比

鑛量	
高飛里坑	六、二〇〇、〇〇〇屯
臥龍里坑	二、二〇〇、〇〇〇
合計	八、四〇〇、〇〇〇

倘予想ノ如ク幸ヒニ高飛里臥龍里兩炭層ノ連續スルニ於テハソノ炭量ハ五百萬屯ヲ下ラサルヘシ

平南道大同郡面船橋里外四ケ里ニ亘リ而積參百萬坪ナリ

朝鮮興業株式會社

大正六年總督府寺洞鑛業所カ出炭增加ノ計畫ヲ開始シタル際着手シタルモノニシテ爾日月ノ間ニ相當ノ採炭ヲナシ得タルモ寺洞鑛業所ヲ隔ル甚タ遠ク統轄上不便ノ點多キタメ當社創立ノ際特ニ分讓セラレタルモノナリ

現狀ハ三坑ニ於テ主要坑道ヲ掘進延長約參千尺以上ニ達シ層況甚タ良好ナルヲ確メタリ倘目下參第一坑、第二坑ノ中間ニ新坑ヲ開鑿中ナリ現場設備

左ノ如シ

(一)第三坑口ニ約參萬屯ノ貯炭場ノ設置

(二)坑內通氣ヲ完全ナラシムルタメ左風坑及右風坑ヲ開鑿ス

(三)切羽ニ於ケル瓦斯排除及通氣ノタメメ二百ヴオルト四分ノ一馬力及全八分ノ一馬力扇風機各一臺ヲ設ケ隨時各所ニ移動運轉設備ヲ爲シタリ

(四)一片及二片ニハ從來五馬力タービンポンプ二臺ヲ設置セルモ非常時ニ備フルタメ一片ニ八馬力三聯式ポンプ一臺ヲ增設セリ目下一ケ年出炭能力三萬屯內外

地層及炭層

古生層、砂岩、結板岩、頁岩、石灰岩ノ互層ヨリナリ主要炭層ハ摸高紡山寺洞各坑ヨリ連レル標識的大砂岩層ノ上部ニ存在セル一列ノ大炭層ニシテ其間多少ノ盛衰アリ今之ヲ通觀スルニ高坊山ノ大炭層ニ始マリ大同江ヲ渡リテ寺洞參一、參二、參三坑ノ大炭層ニ移リ西方和平洞ニ亘ルモノナリ其レ北東ニ寺洞參九坑ノ大盛況ヲ示シ引テ眞梢炭坑ニ亘ルモノナリ其間炭層ノ盛衰ハ地形ノ高低ニ略ホ順應セルモノノ如ク寺洞參九坑ノ大炭層ハ一旦國道京義本線ノ低地ニ於テ衰ヘ再ヒ本線區ノ山地ニ於テ盛況ヲ

示セリ幸ヒニ第三坑鶯掘進三ケ年ノ狀況ニ照シ更ラニ之ヲ確ムルコトヲ得タリ

炭層　寺訓鑛業所ニテ稼業ノ際ハ略ホ鑛區ノ中央ニ第一坑ヲ開キ次イテ西方三千尺ノ地ニ第二坑ヲ開キ炭層走向ニ沿ヒ掘進セルモノニシテ第一坑約千百尺、第二坑約八百尺、其ノ間層厚拾四五尺ヨリ二、三尺第三坑ハ第一坑ノ東北三千尺ニアリ第三坑第一片（第一片ハ地表ヨリ斜而距離百尺ノ點ニテ炭層ノ走向東西傾斜南三十度乃至四十度ニ沿フル掘進坑道）現在掘進約千六百尺其間層厚二十尺乃至五尺アリ之等ノ事實ヲ綜合スレハ第二片ニ於ケル層況ハ概シテ第一片ノ層況ヨリ優秀ナリ故ニ本炭層ノ稼行深度ヲ大凡六百尺ト假定シ炭層ノ延長ヲ八千尺ト想像シ採炭層厚ヲ平均六尺トセハ其採炭可能量ハ大凡左ノ如シ

一、〇〇〇、〇〇〇屯

炭質　本坑ノ無煙炭ハ平壤炭田中稀ニ見ル良質ニシテ煉炭原料ヲ初メ有煙炭トノ混燒、セメント及石灰ノ製造、微粉炭完全燃燒機及其他工業用燃料ニ好適ス其ノ分析左ノ如シ

水分	灰分	揮發分	固定炭素	硫黄	比重	發熱量	
一、六九	四、八〇	八、五六	八四、九五	〇、七五	一、四二	七、九〇七四	灰ノ色
							灰白色

運炭　本鑛ニヨルモノニハ坑區内ヲ貫流セル大同江ノ支流、永濟江々岸ニ設置セル無煙炭積込場ヨリ三十噸級ノ艀ニ積載シ約十四哩下流ノ保山浦ニテ更ニ本船ニ積載シテ各港ニ輸送スルモノトス

鑛業權者　三菱製鐵株式會社

沿革　大正二年四月三菱鑛業株式會社ノ管下トナリシヨリ仝五年六月第一坑ヲ仝十月ニ第二坑ノ開坑ヲナシ又輕便鐵道四哩ノ敷設ヲナシ以テ大同江岸ノ金線里ハトニ連絡シ尚大正十一年長山洞ニ五鑛區ヲ設定シ遂次稼行セン計畫ナリ

二、大寶炭鑛（平壤炭田ノ一部）

所在地　平安南道　大同郡　江西郡

位置及交通　平南線　平壤ヨリ北方約一里半ニシテ此ノ間遺路平坦ニシテ車馬ノ往

採掘及運搬	採掘ハ総テ人力ニ依リ運搬ハ主トシテ馬車ニ依ル
運搬	運搬ハ鉱区内ニアル岩石ハ下部古生層ヨリ上部中生層ニ至リ炭層ハ其ノ
	低部ヲ採掘スル炭層ハ中生層及古生層ニ介在スルトモ稼行ニ堪ユルモノハ
	上部古生層ニ準ジテ福仁洞、福置洞及安静洞ニ存スル古生層ノ採掘
	ヲ採取スル福仁洞区ニ於テハ頗ル略十五度ヨリ三十度ニシテ略北ニ傾斜シ
	走向ニ約三千尺延長シ安静洞区ハ全頗ル急ニシテ六百尺ナリ福置洞区ハ未
	タ小規模ニアルノミニシテ之カ採掘未分ナラス
採掘	採掘ハ鉱脈厚ナク一尺乃至十尺ニ変化セリ
採掘及選炭	採掘ハ殆ト柱式ヲ採用スルモ鉱脈ノ変化多ク規定採掘ヲ保有スルコト難
	ク不規則ナル坑道ヲ開鑿シ採掘シ所レリ現在第一坑及第二坑ノ採掘ケ所
	ノ外坑外十数ケ所ニ於テ採鑿開鑿セリ採掘ハ二寸目斜坑ヨリ傾分シ
	兼ネ盲岩其他ヲ手選セリ
運搬	切羽ヨリ坑道ニ至ル間ハ六十人負函ヲ用ヒ坑道ハ十二封度軌道ヨリ坑
	外ニ搬出シ或ハ斜坑捲立ヨリ坑外ニ捲上ケ選炭場ニ送ル坑外ハ二十人封

鉱業権ノ登録番号ヲ記載シ又ハ鉱業権ノ存在ヲ証スヘキ書類ヲ添附スルコト

原動機其他　左ニ掲ケル原動機其他設備ノ大概左ノ如シ

	台数	馬力	総馬力数	使用場所	摘要
起重機	四台	10馬力	110馬力	11	1	1	10馬力	巻揚機

	電力数	台数	回転数	系統数	相数	用途
変圧器	300	1	1キ中	1キ対	3キ対	給電用
誘導電動機	50	1	1100	キ	1	捲揚

	数量	台数	電圧	回転数	馬力
三相交流発電機	150	1	3300	1キ中	50
直流発電機	1	1	110	1キ中	

使用人員　職工使用ノ概況左ノ如シ大正六年何月

年末	使用数	区別	
		鉱夫	雑役

大正八年	三二、九八三	一二、五五七	一四八、一八〇	
九年	三一、一六六	四〇、〇七六	四八〇、九一三	
十年	一九、八三一	一、一一〇	九、九九九	
十一年	一〇、七〇六	五七三	四、一二六	
十二年	六、五六三	一〇、六六三	八九、四三六	

（當社調査）

二一、江西炭鑛

（平壤平田ノ中）

所在地　平安南道江西郡　面積　三、一八二、九九六坪

鑛業權者　朝鮮無煙炭鑛株式會社

沿革　大正二年六月加藤藤太郎ニヨリ鑛業權ノ登錄セラレシヨリ仝六年三月濱岡光哲氏ノ譲渡ニカヽル現鑛業權者ニ移ル迄別々探鑛ノ著シキモノナク現權者ニヨリテ瀨井里ニアルモノヲA坑、長山里ニアルモノヲB坑ト命名シA坑ニ二坑口ヲ開キB坑ニ一坑口ヲ開坑シテ本卸トシ何レトモ捲揚ニヨリテ運炭セラレ坑外ニハ鰺便鐵道ヲ敷設シ盛ンニ稼行セラル

位置及交通　本炭田ハ平南江西郡東津面外二面及大岡郡大寶面ニ亘リ平南線岐陽驛ノ北方約一里ノ地點ニ初マリ北方長山炭田ノ西端ニ連ルA坑及B坑トヲ連絡スル無便鐵道ハ更ラニ岐陽驛トモ連絡シ毎日數回ノ運炭ヲ行フヲ以テ一般ノ運搬ニ便利ナリ尙岐陽驛ヘノ道路モ平坦ニテ交通至便ナリ

地質　所謂下部大同層ニ屬シ砂岩、頁岩、鬱炭、石灰岩及炭層ノ互層ヨリ成リ

片麻岩ヲ基岩トス

炭層　平壤無煙炭層ノ特質ヲ帶ヒAB Cノ三鑛區ニ分レA鑛區內ニハ主要炭層トシテ上、中、下ノ三炭層ヲ爽在シ共ニ採掘ニ堪ヘ目下採掘中ナリ而シテ炭層ノ走向ハ略々南北ヲ示シ東ニ傾斜シ北方ニ向ヒ發達セルヲ認ム更ラニ炭層ノ上結ハ各層共ニ比較的堅硬ニシテ採炭上頗ル有利ナリ

B鑛區內ニハ主要炭層トシテ上、下ノ二層アリ共ニ採掘ニ堪エ就中下層ハ非常ニ良ク發達セラレ且ツ炭質優良ナリ走向ハ東西ニシテ南ニ傾斜ス是等炭層賦存ノ狀況ヲ見ルニ何レモ炭層成因上板メテ不規則ニシテ一定ノ層厚ヲ示サス走向並ニ傾斜ノ方向共ニレンズ形ヲ成シ厚キ所ハ四、五十尺ニ膨脹スルモ壓縮サレタル所ニテハ僅カニ一尺ニ足ラス所謂ポケツト鑛床式ニ賦存ス尙炭層中ニハ砂岩ノ轉石爽在サルル事往々ニシテ採炭上若干ノ下便ヲ伴フコトアリ從ツテ唯採炭ノ作業トシテハ經費ハ低廉ナル

中採鑛上特ニ右隣接部分ノ坑道調査ノ必要アリ之ニ對シ相當考慮スルモノトス

D區域ニ就キ現今開發行ヒ居カス處ニ、地質上ヨリ見テ豫想區域ナルコトハ前カトスルモ其ノ實況ハ例ヘハ斷層ノ如キ之等ハ將來探鑛ノ結果ニ俟タサレハ其ノ可否斷定シ難シ

鑛　量　鑛區境ニシテ光線明ク斷面ニシテ約數トナリ易キ其ノ斷面ヲ平均法田中氏鑛量計算ノ結果ニ關スル之カ分析結果次ノ如シ

	水分	揮發分	灰分	固定炭素	硫黄	發熱量	摘要
(1)	三・七四	二・三七	九・九五	八三・四三	0・1三	七三六1カロリー	大阪工業試驗所分析
(2)	二・三三	二・八0	10・三三	八六・八三	0・四八		大平田工場分析

鑛　量　鑛量ノ設因上鑛存ノ狀態前記ノ通リ不規則ニシテ從ッテ鑛量ノ計算上的確ヲ期スルコトハ固ヨリ至難トスルモ　年此種鑛床ニ經驗アル平均數字ト所ノ鑛床計算法ニ據ト現今ニ於ケル採鑛ノ程度鑛床ノ狀況及既往七年間ノ採鑛成績ト坑內ノ狀況等ヲ參酌シ鑛量計算ヲナス時次ノ如シ

推定可採鑛量　百人十四万屯

推定可採鑛量　百三十人万屯

但シA及B兩鑛區內ニ現發サレタル鑛量ヲ推定シ計算シタルモノニシテ

0・D・三鑛區ニ對シテハ現今探鑛不充分ニシテ安全ヲ期シ難キニヨリ計算ハ除外ス採鑛ノ區ハ變化多シタル區ニテハ四五十尺ニ及フモ

區劃サレタル場合ハ一尺ヲ足ラス一定ノ厚區ヲ示ササルニヨリ從來ノ

採掘非ニ坑內ノ狀況ニ照シ又前記分析表ニ表ハレタル鑛質トシテ最モ

安全ヲ期シA及B兩鑛區內ニ於ケル現在ノ採鑛範圍ニ於テ平均厚區大

尺ト定ス

現　況　現今ノ採炭ヶ所ハA及Bノ二鑛ニシテ

A鑛區ニアリテハ鑛區ノ南端發露面ニ現坑事務所ヲ設ケ事務所ノ西側ニ

本鋼坑道ヲ開鑿スル本鋼ハ斜鋼ニシテ傾斜二十度乃至二十五度ニテ鋼サレ

北方ニ向ヒ現今大浦五十尺ニ達シ引續キ掘進中ニシテ人時蒸氣捲揚機ノ

設備アリテ運搬ニ用フル本鋼ノ左右斜メ向キニ略々炭層ノ走向ニ沿ヒ大體

片坑道ヲ掘進スル其ノ延長各々左右合セテ千五百尺ニ達シ個處中現今採

炭中ノ炭層ハ上、中、下ノ三炭層ニシテ之等三炭層ハ曲片坑道ヨリ互ニクロスカツトニヨリテ貫通連絡ヲトリ採炭ス現今一日ノ出炭最大能力百四五十屯ニシテ平均百二十屯内外ナリ然ルニ各片盤ノ延長相當長キニヨリ通氣、運搬等ニ稍々不都合アルカ故ニ新坑ヲ開坑シ是ニ貫通ヲトリ之等ノ不便ヲ補フノ必要ニ迫ラレ目下新坑同坑ニ着手中ナリ通氣ハ現在自然通風ニシテ將來モ當分ノ間差支ナシ排水ニハ坑内ニ蒸汽ポンプヲ備ヘ支障ナシ但シ平時ノ坑内湧水ハ僅カニ五立方位ナルモ現在ノ坑内ハ地表ニ近ク又露頭附近ノ舊濫掘跡アルタメ夏季開期ニ際シテハ降水ノ浸透相當多量ニヲ更ニポンプノ設備增補ヲ認ム動力ハ大小三基ノボイラー設備アルモ近々之等蒸汽力ヲ廢シ平壤電興會社ヨリ送電ヲ受クル筈

B側區ニ於テハ側區ノ殆ント中央部梨木洞ニ現場見張所アリコノ北方裏山斜面ニ第一及第二ノ二本卸坑道開鑿サレ之等本卸ハ共ニ炭層傾斜ノ方向（南方）ニ三十度ノ勾配ヲ以テ卸サレタリ第一本卸ハ其延長約六百尺ニ達シ更ラニ掘進中ナリ坑口ニハ人吋蒸汽捲揚機ノ設備アリテ運炭ニ備ヘ本卸ノ左右ニハ炭層走向ニ沿ヒ炭層中三曲片坑道ヲ開掘サレ各片盤ノ延長左右合シテ九百尺内外ニ及フ就中右二片ハ現今炭層ノ最モ發達セラレタル個所ヲ掘進中ニシテ層厚四十尺乃至五十尺ナルヲ認メラルル採掘ニ堪ユル炭層ハ上、下二層アリ今日上層ハ尚ホ採鑛充分ナラサルカ故ニ主トシテ採鑛作業中ニテ專ラ下層炭ヲ採掘中ナリ第二本卸ハ第一本卸ノ東方約二百間ヲ距リ開鑿セラレ本卸ノ延長二百尺ニ達シ掘進中ノ處近々下層炭ニ着炭ノ見込ナリ動力ハ現在二個ノ汽鑵設備サレ蒸汽力ニヨルモ近ク電化ノ計畫ナリト云フ現在一日ノ出炭最大能力十十屯位ナルモ第二本卸ノ着炭ト第一本卸ノ坑内搬運トニヨリテ近ク一日百屯ノ出炭ハ容易トナルヘシ以上採炭設備ノ下ニ目下一ヶ年六万屯ノ出炭ハ比較的安全ニ實行セラルヘシ

運炭

現在A及B採炭所貯炭場内ニ各々運炭用輕便鐵道ノ引込ミアリ平南線岐陽驛貯炭場ニ至ル途中鳳翔江岸ニ沿ヒ人里及灘浦里貯炭場アリ之ヨリ舟船取ヲナシ保山ニ送ラル

輕便軌道ハ十二封度二呎ゲージ單線ニシテ岐陽驛ヨリ初マリ北五哩強龍井里ニテ二線ニ分岐シ一ハ北方三哩ニテB採炭所ニ至リ他ハ西方一哩強ニテA採炭所ニ在ル目下小型五屯機關車三輛客ヲ運轉シ二噸積炭車五十臺ヲ備

（一年額大高屯ノ運炭容易ナリ

價格額

年次	採掘高	販賣高
	數量	價格
大正八年	七〇、六一〇	二九、一一一
九年	四二、四一六	四〇、〇三三
十年	三三、五九八	五二、四五五
十一年	三一、〇九六	三五、七〇三
十二年	三二、四八七	二八、三一七

	二三六、四六一
	四八〇、三九四
	三五〇、九〇二
	二八七、七一一
	二二七、〇四〇

四、大成炭鑛（平壤炭田ノ一部）

所在地　平安南道江東郡晩達面　面積　一、九九一、六〇一坪

沿革　本鑛區ハ朝鮮總督府ノ保留區域ナリシカ大正六年六月許可登錄ヲ受ケ大正八年明治鑛業株式會社大成炭鑛ト命名シ露頭採鑛ニ從事シ現在ニ至ル

地理　鑛區ハ江東郡晩達面ニ在リ南北大同江ノ分岐點ヨリ東方ニ向ヒ　起伏セル丘陵ノ間ニ介在シ平壤府ヲ距ルコト東北約六里ナリ平壤驛ヨリ勝湖里驛ニ至ル支線アリテ同驛ヨリ北方約一里半ニテ達スルコトヲ得ヘシ

地質及鑛床　爽炭層ハ古生代上部石炭紀ヨリ中生代珠羅紀ニ亘リ砂岩、頁岩、角岩及石灰岩ノ互層ヨリ成ル露頭ニ於ケル平均走向百十五度、平均傾斜三十度北ニシテ炭層ハ三枚以上ヲ有シ炭質ハ漆黑不結結性ノ無煙炭ニ屬ス

採鑛　大正十二年ハ五千屯十三年ハ九千屯內外出炭ス

東洋石油株式會社

(甲) 東洋石油株式会社 東新層係炭層一覧表

炭層名	所在地	鑿業権者	炭質	面積	賦存予想量	摘要
新潟県	江南郡通川郷	高山主計	褐炭水分多量ニ風化シ易シ	四〇町	三三三	七、三三三
秋田全	雄北鉱業部	秋田炭鉱会社	瀝青炭黒色火力強シ	一千町	三三三	十三三三大三三三白米ノ採掘
山形全	全山形部	鑿生音波	全	一四五町	四三三三	三三十三三三
江貫全	平安鉱業所江貫部	江貫鉱業会社	瀝青炭黒色火力強シ	八〇〇〇		三三三三
新潟全	全大全部	全	全	六〇〇〇	三三三三	
川貫田	雄北明川部	鑿生音波外二三名	瀝青炭黒色火力強シ		日米ノ保障ナシ	三三大三三三ノ六十三三三鑿生試掘有
新潟全	全古川部	鑿生音波	全	一四〇ノ三	日米ノ保障ナシ	十三三三三西二三三三北二三三
秋田全	全三成部	秋井初太郎外二名	全	一千三〇三		秋井氏十三三三三鑿生音波ヲ三成鉱業権鑿生ヲ行フ

東洋石油株式会社

一、通川炭鑛

所在地　江原道通川郡順嶺面

鑛業權者　高山主計　面積　五、〇三五、〇〇〇坪

沿革　本山ハ明治四十年頃ヨリ當地海岸ニ於ケル製鹽用燃料トシテ採炭セラレシカ大正三年一時廢業シ大正八年末現鑛主外一名共同シテ許可ヲ得大正九年一月事業ニ着手シ十一年六月共同權者脫退シテ現在ニ至ル

交通　元山ヨリ金剛山ノ名勝地ニ通スル唯一ノ道路ヲ進ムコト十三里ニシテ海岸ノ漁村庫底邑ニ達シ此ノ間概ネ平坦ニシテ能ク自働車ヲ通シ三時間ニテ達スル庫底ト炭鑛間ハ輕便軌道ヲ以テ聯絡セラルルヲ以テ陸上ノ交通ハ極メテ便ナルノミナラス海上ニ在リテモ亦庫底灣ハ朝鮮ノ寄航地タルヲ以テ運輸ノ便敢テ少シトセス

鑛區　七ケ所アリ其總面積五百三萬余坪ニ及ヒ頗ル廣大ナル區域ヲ成スト雖モ現ニ稼行シツツアルモノハ庫底邑ニ最モ近キ部分ニシテ其坪數九十九萬余坪トス

地質　片麻岩中ニ花崗岩噴出シ盆地ニ第三紀層沈積シ後玄武岩之ヲ被覆セリ炭層

（當社調査）

ハ第三紀層ノ砂岩及頁岩中ニ介在ス

一般狀況　本坑ハ大正八年ノ創業ニ係リ本坑ト稱スル水平坑道ヲ主トシテ採掘シ各所ニ試錐、試掘ヲナス而シテ本坑ヲ右トシ左ニ水平坑、第二坑等ヲ開鑿シ本坑底部ノ石炭ヲ採掘セントシ一方八尺坑ト稱スル上層炭ノ採掘坑道アリ地質ハ花崗岩又ハ片麻岩ヲ基岩トスル第三紀層ニ礫岩、砂岩ノ三層ヨリ成リ其ノ順序ハ最下ニ砂岩ヲ夫ニ貫岩ヲ而シテ礫岩ヲ最上位ニ頂キ石炭ハ砂岩、貫岩中ニ介在シ礫岩ハ良ク石炭層埋藏ノ立證トナル

炭層ハ既ニ試錐、試掘並ニ坑内採掘ノ結果ニヨリ狀況明カニシテ第三層ハ現今迄坑内一ケ所ノ試錐アルノミナルカ故ニ斷定的ノコトハ明カナラサルカ如キモ賦存スルコトハ充分確メ居レリ

第一層ハ其層厚平均三尺五寸ニシテ層厚、厚薄常ナラス厚キハ六尺ニ達シ薄キハ二尺ニ足ラサル箇所アリ然ルニ第二層ハ比較的層厚モ一定シ平均三尺厚ミヲ有ス第三層ハ試掘ノ結果ヨリ推スニ第二層ニ似テ平均厚サ三尺位ト見ラル走向ハ略々東西ニ走リ西部ヘ灣曲シテ北ニ向ヒ大体ニ於テ一盆狀ヲ呈ス部分的ノ褶曲多ク從ツテ各層共ニ大小ノ波狀ヲナシテ介在ス各層間ノ巨離ハ第一層ハ地表ヨリ垂直百尺内外ノ處ニ十度内外ノ緩傾斜ヲナシテ横ハリ第二層ハ第一層ノ下方約六十尺ノ位置ニ殆ント之ニ平行シテ存在ス第三層ノ第二層ノ下約四十尺ノ處ニ同様平行シテ爽在セラレタル如シ但シ第三層ハ坑内一ケ所ノ試掘ニテ而モ岩盤ニ接近シ居ルカ故ニ確定的ノ事ハ試錐ノ結果ニ俟ツノ外ナシ（現今本第三層ニ對シ坑内試錐實施中）

炭質　各層共ニ大同小異ニシテ黒色褐炭ニ屬スル而シテ炭層介在ノ位置地表ニ甚タ近キ關係上地表水ノ滲水影響甚シク石炭ハ常ニ遊離水ヲ含有スルコト多大ナルノ缺點アリ

分析表左ノ如シ

本分	揮發分	固定炭素	炭分	硫黄分	骸炭ノ狀態	發熱量	比重
一四、七五	三七、五五	三二、三七	一五、三三	〇、六二	稠	四、三七七	一、四三

百分比

埋藏炭量　本炭田全体ニ亙リテハ余程多量ノ埋藏炭量ヲ計上セラルヘキモ差當リ現在稼行中ノ登錄第五六八四號（面積五九四、〇〇〇坪）ノ埋藏炭量ヲ計算スル時次ノ如シ

一、安全ナル推定埋藏炭量　四、六九八、〇〇〇屯
安全ナル可採　炭量　三、二八八、〇〇〇屯（埋藏炭量ノ七〇%）
但シ第一層及第二層ヲ計上シタルモノニシテ一立坪當七、屯三ノ計算
更ラニ予備炭量トシテ第三層ヲ含ミ計上スル時次ノ如シ
予想埋藏炭量　六、八六七、〇〇〇屯
々　可採炭量　四、八〇六、〇〇〇屯（埋藏炭量ノ七〇%）
但シ第一、第二、及第三ノ三炭層ヲ計上シタルモノノ内炭層ノ層厚第一層三尺五寸第二層三尺第三層三尺ノ計算トス

鑛產額

年次	採鑛額	金額
大正九年	六六〇	五、八五〇
十年	二、五六一	一六、八九〇
十一年	七六七	四、六〇五
十二年	一二、三〇八	七三、八四八

鑛夫數　百二十名内外
生產費　目下ノ處山元屯當四圓内外
需要先　鐵道朝鄭及元山地方

（當社調）

二、鶏林炭鑛

所在地　咸鏡北道會寧郡雲頭面
鑛業權者　鶏林炭鑛株式會社　面積　一、三四六、〇〇〇坪
沿革　本炭坑ハ大正元年九月ノ開坑ニシテ今日既ニ十四、五年ニ及ヒタルモ未タ一七、七四四、五六八坪
時勢伴ハス隆盛時代ニ至ラス事業上見ルヘキモノ無ク大正八年東拓ヨリ金貳拾萬圓ノ借款成立シ事業ノ擴張ニ着手シ仝九年十一月會社組織ニ變更シテ今日ニ及ヘリ其間山元會寧驛間ノ運炭手押軌道八哩ノ敷設ヲナシ且ツ山元ニ主要坑道ノ開鑿ヲナシテヨリ一ケ年約一万五、六千屯程度ノ出炭ヲナシ今日ニ至ルマ過キサルモ其間充分ナル試掘ヲ實施シ石炭品質、炭量及販路等ノ調査ヲ遂ケ昨今漸ク開發展ノ機運ニ達シ居レリ
交通及運輸　本炭鑛ニ付テハ特ニ朝鮮總督府ノ援助アリ會寧驛ヨリ坑口マテ約八哩間標準軌道ノ引込線ヲ敷設セラレ十一月一杯ニ完成ノ見込ナリ本炭鑛ハ

東洋拓殖株式會社

之カ引込線ト相俟チテエンドレスユヲ直チユ炭車ユ積込ノ設備ヲナス會
寧ヨリハ南行清津江ユ至リ（約七十哩）船舶ノ便アリ尚大正十四年八月
七尾北津汽船株式會社ト聯絡ヲ採リ内地移出ヲ計畫シ三井物産ヲ取扱店
トシテ販路擴張中ナリ

地質　附近ノ地形ハ丘陵浅谷ノ地ユ股リ鑛區ノ周圍ハ稍々高級ノ山嶺連リ盆形
的形狀ヲナシ東方ユ向ヒ第四紀層ニ覆ハルル地質ハ花崗岩ヲ基盤トスル
第三紀層ユシテ砂岩頁岩及ヒ粘土層ノ互層ヨリ成リ石炭層ヲ此ノ間ニ胚
胎ス鑛區ノ南方ユ玄武岩及閃綠岩質ノ火成岩アリ若干影響サレタル如シ

炭層　第三紀層中ユ介在スル炭層四層アリ層厚ハ一層六尺二層八寸三層七尺（
中間ユ爽ヲ有ス）第四層五尺乃至六尺ナリ

炭質　黒色良質ノ亞瀝青炭ユ近キ褐炭ナリ燃燒ユ際シ黒煙ノ比較的少ナキハ本
炭ノ特色トスル所ニテ火持長ク一般都市ノ家庭用トシテ覿迎セラル但シ
水分多ク乾燥セル大氣ユ觸レ小破片ユ碎クルハソノ缺點トス

本炭ノ分析表

層別	水分 %	揮發分 %	固定炭素 %	灰分 %	硫黄 %	發熱量 カロリー
第一層	一二、四〇	四〇、二〇	四五、二四	三、三七	〇、六六	六、四九〇
第三層	一二、九五	四〇、二三	三九、〇二	八、〇六	〇、五三	六、〇一五
第四層	一二、八一	四一、一三	四二、三〇	八、七七	〇、六六	六、四九〇

炭量　埋藏量ハ全鑛區ユ亘リ數千萬屯ト稱セラル現在稼行ノ白土坑ハ大体試錐濟
ユシテコノ鑛區面積五八六、六四〇坪ノ内石炭層埋藏推定區域ヲ三十万坪ト
査定シ更ラニコノ内五割卽チ十五万坪内ユ炭層賦存サレ居ルモノト推定可
採炭量百十萬屯トス

（但シ炭層ノ厚サハ第一、第三、第四ノ三炭層ヲ合シ平均十二尺トシテ計算ス）

採鑛　採炭方法ハ純殘柱式ヲ採リ五、六間乃至五、七間炭柱ヲ設ケ後炭柱拂ヲ施
行ス從來本平坑、ユヨリ稼行セルモノ近時傾斜十七度ヲ以テ斜坑ヲ繫チ下部
三、四ノ二層ヲモ全時ユ採炭ス

運搬其他　斜坑々外ユハ人吋蒸汽捲揚機二臺ヲ設置シ一ハ直接坑内運炭ユ充テ一ハ坑
口及積込場間ノ運搬ユ使用ス而シテ主要坑道ユハ十二封度軌道ヲ敷設シ六
分炭車ヲ以テ運炭ス又山元會寧鏡驛間モ同樣十二ポンド軌道ニヨリ八分噸

東洋拓殖株式會社

炭車ヲ用キ手押運搬ヲナセリ坑内排水ハ蒸汽ポンプ及手押ポンプヲ使用ス（十吋スペヤ一基ル」八吋五六吋手押各一基）通氣ハ自然通風ニ委セ坑内點ノ燈ハアセチレン燈ヲ使用セリ

鑛産額

左表ノ通リナリ

年次	採掘高	販賣量	價格
	噸	噸	圓
大正二年	五〇三	四九五	三、〇八〇
大正三年	五二四	四九三	二、八七六
大正四年	四九〇	五〇八	二、九九九
大正五年	七三七	七三七	四、二六七
大正六年	二、八八九	二、八五四	八、四八八
大正七年	四、五二〇	四、五三〇	三三、五五八
大正八年	四、七四〇	四、七四二	五二、一六二
大正九年	一二、八七八	一二、七二一	一三九、九二八

一、吉州炭鑛

所在地　咸鏡北道吉州郡

鑛區ハ咸鏡線芦洞驛ヲ中心トシテ東西二里、南北三里ノ廣大ナル面積ヲ占メ總面積約一千四百萬坪ナリ

鑛業權者　麻生晉波

地質及炭層　地質ハ第三紀層ニシテコノ中ニ炭層ヲ介在ス露頭ハ諸所ニアル由ナルモ未タ本炭田全体ニ亘リテノ試錐、試掘等未着手ナルヲ以テ今日ニ於テハ炭層ノ賦存狀況的確ニハ判明セス地表ヨリノ觀測ヨリ云ヘハ三紀層ノ廣袤可成大ナルヲ以テ埋藏量相當ニ豐富ナルヘシ現時稼行中ノ清南洞方面ノ鑛區ニハ露頭最モ好ク露ハレ露頭線ノ延長約五千尺ヲ追究シ得炭層ノ走向北十度西傾斜北東十五、六度ヨリ四十度内外而シテ目下採炭中ノモノハ最下層炭ニシテ厚薄常ナラス平均三尺内外ナリ今日迄ノ試錐ノ

大正十年	一一、五一〇	九四、九五七
十一年	一六、〇八〇	一二〇、六〇〇
十二年	一二、一一六	九〇、八七七

結果ヨリ見ルトキハ炭層ハ二、三枚ハアレトモ三尺内外ノ薄層ニシテ「ハサミ」ハ極ク薄キモノ一、二枚アリ

炭質並ニ用途　未タ露頭附近ノ採炭ナレハ實質ニ於テモ優秀ナラス色ハ黒褐色ヲ呈シ光澤概シテ鈍ク打テハ方形又ハ板狀ニ破レ貝殻狀ノモノ稀レナリ揮發分比較的多キヲ以テ點火容易ニシテ點火ノ際多少ノ黒煙ヲ發スルモ一旦點火スレハ輕キ白煙トナリ長焔ヲ發シ火勢強キモ火持好カラス分析表左ノ如シ

	水分	揮發物	固定炭素	灰分	硫黄	窒素	發熱量
(1)	一〇、四八	五七、四五	二五、三八	六、六九	〇、三三	〇、八〇	六、三八〇
(2)	一五、二〇	五〇、二一	二六、五五	一〇、〇四	二、〇五	〇、三七	五、七一九

西分ノ比

大正十二年六月
調査總督府 中央試驗所

大正十一年秋
調査總督府地質調査所

用途ハ工業用、鐵道用、家庭用何レニモ適シ黒煙勝キタメ都市家庭炭トシテハ特ニ歡迎セラルヘシ

稼行狀況　事務所ハ吉州郡德山面ノ一鮮人家屋ヲ使用ス大正十三年九月始メテ開坑シ今日迄ニ約四千屯ヲ採炭販賣セリ從業員ハ一五〇名内外ナリ現時ハ本坑、通風坑、第一坑ノ三坑ヨリ出炭ス何レモ卸坑道ニシテ本坑最モ深ク本卸ノ延長五百尺傾斜十五、六度ナリ而シテ片盤ハ左六片右七片迄ニシテ最モ長キモノ二百五十尺ト聞ク殆ント採炭シ盡サレタリ通風坑、第一坑ハ鮎息ナル坑道ニシテ所謂狸掘ト稱スルモノナリ從テ經費ノ嵩ムハ勘ナシ

運炭　坑口ヨリ貨車迄ハ牛車ヲ以テ運搬ス一車半屯積ニテ運賃半屯ニ付九十二錢ナリ

販路　大正十四年九月始メテ本炭田ノ稼行ニ着手セルモ昨今ハ極メテ小規模ニテ附近ノ家庭用其他ノ燃料ニ供シ今後ハ鐵道ヘ納炭ノ筈城津驛構内貯炭場卸値屯當十一圓城津市内小賣ハ持込屯當十四圓見當（生產費七圓内外ナリ）

炭量　現在稼行附近ニ於ケル安全可採鑛量ハ九拾萬屯内外ナリ

三、阿吾地炭鑛

位　置　咸鏡北道慶興郡上下面所在古乾原炭田ノ南東五里ノ地點ニアリ南北約一里半東西約二里ノ地域ヲ占ム

鑛區關係　本炭田内ニハ荒井初太郎氏所有十四鑛區（一鑛區面積各百万坪）ノ許可鑛區及廣生晉波氏所有ノ六鑛區アリテ本炭田ノ殆ント全部ニ亘ル而シテ現今荒井氏ト廣生氏トノ間ニ荒井氏所有ノ十四鑛ノ曾買契約成立シ（本）平炭田ノ全鑛區ハ事實上廣生氏ノ有（竹）ナリ

沿　革　本炭田ハ發見後日尚ホ淺ク沿革トシテ特記スヘキモノナシ曾テ地質踏査者カ此ノ方面調査ノ際附近一帶第三紀層ノ發達セルヲ認メ其後現鑛業權者荒井初太郎氏外一名ニヨリテ許可願申請サレ大正十年六月始メテ許可セラレタルモノナリ其後廣生氏ニ於テ附近ノ石炭鑛業權許可申請ノ手續ヲナスト全時ニ荒井氏ヨリ全氏所有鑛區全部ヲ買受ケ目下各所ニ試錐及試掘中ナリ

地　形　本炭田附近一帶ノ地形ハ徑二里内外ノ一盆地形ヲ成シ炭田内ハ極メテ低キ丘陵塞地的ニ起伏シ炭田ノ周圍ハヤヽ高峻ナル山岳ヲ以テ圍ラサル殊ニ南方一帶ニハ高峰連リ聳エ峻險ノ山形ヲ爲ス炭田内北部ニ阿吾地川ノ東流スル在リ東方豆滿江ニ入ル

地質及炭層　本炭田ハ第三紀層ヨリ成リ花崗岩、片麻岩及粘板岩等ヲ基岩トシ此ノ上ニ第三紀層ノ岩石發達シ頁岩、礫岩及砂岩等ノ互層ヲ成シ炭層ハ此ノ内ニ爽在サル炭田内ハ地形上又地質上ヨリ見テ比較的變動少ナキカ如ク唯タ炭田ノ北端部梧鳳洞附近ニ玄武岩ノ噴出アリテ一部變動アルカ如シ其外大變動アルヲ認メス炭層ハ良ク一般ニ發達サレタルカ如シ

炭層ノ露頭ハ炭田内數ケ所ニ點在セラルルモ其主要ナルモノハ龍淵洞、梧鳳洞松上洞元南洞ノ四箇所トス而シテ現今之等露頭部ニ於テ試錐及試掘ヲ實施シタル結果相當優良ニシテ左ニ右四ケ所ノ炭層狀況ヲ說明ス

(一)龍淵洞露頭部

炭田ノ北東部灰岩山ノ南部片麻岩ヲ枕ニシテ約東西ノ走向ヲ以テ南方十度内外ノ緩傾斜ヲ示シ炭層ハ露頭部ニ於テ四、五尺ノ層厚ナリシモノ南傾斜ニ沿ヒ約百間余ニ下ルニ於テ十四尺ニ發達サレタル如シ但シ之等ハ單ニ簡單ナル試錐ノ結果ナル故ニ之ヲ以テ十四尺層ト斷定シ難キ

モ試錐ノ結果ヨリ相當ノ埋藏量アル如シ

安全推定炭量　二、四〇〇、〇〇〇屯

安全可採炭量　一、八〇〇、〇〇〇（七〇％）

(ロ)梧鳳洞露頭部

炭田ノ北部山麓ニ露頭ヲ表ハシ北端部ニ玄武岩ノ噴出アリテ炭層ニ若干ノ變動アルモノノ如シ目下實施中ノ試掘ハ露頭部ノ試錐ニシテ五、六尺ノ層厚ヲ有スル一枚ノ炭層賦存ヲ認ム今試錐及試掘ノ結果ヨリ推シテ安全ナル推定炭量ヲ計算スル時次ノ如シ

安全推定炭量　百萬屯

可採　炭量　七十五萬屯（七五％）

(ハ)松上洞露頭部

炭田ノ西南部松上洞ニ露頭ヲ表ハシ露頭部ニテ走向ハ北西ヲ示シ北東ニ向ヒテ十二、三度ノ緩傾斜ヲナス炭層ハ第一試掘ニヨリ十五尺層厚一枚ノ炭層賦存ヲ確メラレ天磐ハ礫岩ニシテ頗ル硬タ炭層ハヨクシマリ且ツ發達シ採炭ニ當リテモ頗ル便利ナリ但シ地形上坑内排水並ニ坑内外運炭ニ對シ相當ノ設備ヲ必要トスルハ免レス試錐及試掘ハ數ケ所ナルタメ確定炭量ノ計上ハ頗ル困難ナレ共炭層賦存ノ狀況一般ニ優良ナルヨリ見テ露頭部分ニ於テモ優ニ「百萬屯」内外ノ炭量賦存ハ何等懸念ナシ

(ニ)元師洞露頭部

炭田ノ西部洞ニ一露頭アルモ今日試錐及試掘ヲ施行セサルニヨリ狀況詳カナラス露頭部ノ狀況ヨリ推シテ相當ノ炭量埋藏セラルヽヲ予想セラル

而シテ炭田全体ニ亘リテ見ルニ第三紀層ハ良ク發達シ炭田ノ中央部ニ於テハ三紀層上部岩層厚未タ試錐ノ結果無ク炭層賦存ノ狀況ヲ詳ニスルコト困難ナリト雖モ地表上ヨリ之ヲ見ルニ概シテ變動少ク炭田周圍ノ露頭部狀況ヨリ推シテ炭層ハ全体ニ亘リテヨク發達サレタル如ク相當炭量ノ埋藏ヲ窺知セシム今若シ試錐ノ結果炭田全体ニ亘リ炭層賦存ヲ知ル時ハ實ニ數千萬屯ノ石炭ヲ埋藏セン

炭質　本石炭ハ第三紀層中ニ發達サレタル黑色ニシテ極ク僅カニ光澤アル褐炭系ニ屬スル石炭ニシテ左記分析表ニ示セルカ如キ性分ノ調合ニテ火力ニ於テモ相當ノ發熱量ヲ有スル而シテ燃燒ニ際シテ粘結セス最初點火ノ時相當ノ火焰ト若干ノ黑煙トヲ出シテ燃ユルモ暫時ニシテ煙ハ消失シ火焰モ減少シ其後ハ火力強キ無煙炭質トナリ木炭燃燒ノ場合ト全様ニシテ殆ント全部ハ燃エ盡サレ完全ナル灰トナル今之ヲ撫順又ハ撫豐等今日工業用炭トシテ觀迎サルル石炭ニ比較スルトキハ火力ノ點ニ幾分劣ルト雖モ使用機關ノ種類容量或ハ目的ノ如何ニヨリテハ炭質上又大イニ觀迎セラル

分析表

本分	揮發分	固定炭素	灰分	硫黃	窒素	發熱量	
一三、四一	三八、三九	四三、九三	四、〇七	〇、四六	一、四五	六、三八〇	一號朝鮮中央試驗所
一三、四三	四四、六四	三五、一八	六、七五	〇、二四	〇、九五	六、一六〇	二號　仝

運輸交通　本炭田ハ鮮內ノ最北部露支國境ニ近ク現今地方一帶多ク未開ノ地ニシテ運輸交通ノ機關トシテ何等見ルモノ無ク僅カニ國道ニ牛馬車ノ通スルアリテ運輸ノ便ヲ計ルノミ現今炭田內ノ北部ニ東西ニ通スル道路アリ西ハ會寧ニ東ハ慶興ニ至ル更ニ炭田ノ東端部ニ阿吾地洞村落アリ之ヨリ南北ニ通スル國道ニ接シ北ハ豆滿江ニ沿ヒ新阿山、古乾原炭田等ヲ經テ慶源ニ至リ（其間約十里）南ハ青鶴洞ヲ經テ雄基港ニ至ル（六里）此ノ間牛馬車ノ往復アリ又雄基慶興間ニハ自働車ノ便アレ共雄基灣ノ急坂カ多ク又阿吾地洞ヨリ東約一里ニシテ豆滿江岸ニ出テ之ヨリ豆滿江ノ水運ニヨリ得ヘシト雖モ下流淺瀨多ク又冬期ニハ結氷ニシテ水運ノ便無キ現狀ニ於テハ運輸交通頗ル不便ナリ然ルニ本炭田ハ僅々二十哩內外ニシテ鐵道敷設ノ暁ニ於テハ卽チ運輸交通至便トナルヤ言ヲ俟タス而シテ阿吾地ヨリ港灣ニ出ルニ現在ノ國道筋ニヨル時ハ里程僅々十五哩ニシテ雄基港ニ出ツルヲ得ルト雖モ途中雄基ノ急坂アリテ運輸上頗ル不便ヲ感シ又鐵道敷設等ノ場合ニ於テ又頗ル難工事ナリ然ルニ今阿吾地ヨリ南方豆滿江岸ニ出テ山麓ヲ一部迂回スル時ハ約二十八哩ニシテ雄基港ニ到ルヲ得ヘク途中概シテ平坦ニシテ鐵道法敷設工事等ニ頗ル便和ナリ更ラニ南方十哩ニシテ北鮮第一ノ良港羅津灣ニ到ル目下本炭田ノ所有者タル麻生晉波氏ニ於テ北鮮鐵

運布設ノ計畫アリ該北鮮鐵道ハ良港羅津ヲ基點トシ雄基ヲ經大津灣ノ沿岸ニ出テ豆滿江岸ニ沿ヒ北進シテ阿吾地炭田並ニ古乾原炭田内ヲ通過シ慶源訓戒ニ至ル鐵路ニシテ將來ハ圖們經鐵線ニ連結セシメ炭田開發ヲ主眼トシ建ンテハ間島琿春並ニ露領方面ノ物資輸送ヲ成シ附近開發ノ先驅機關タラシムルモノナリト云フ而シテ本鐵道ハ阿吾地炭田及古乾原炭田ノ開發及奥地一般ノ開拓上ヨリ見テ必要缺クヘカラサルモノト認メラル

氣候ト操業　氣候ト操業ニ及ホス影響ハ冬季結氷期間約三ケ月間ヲ除ク外影響ナシ但シ相當ノ施設ヲナセハ操業上何等惡影響ヲ及ホスカス

四、明川炭鑛

所在地　咸鏡北道明川郡　九十六鑛區（廳生所有二十二鑛區）

鑛業權者　廳生晋波外二十三名

位置　コノ地方ニ於ケル石炭層ノ主ナルモノハ明川三紀層ノ西北方ニ連互スル基盤ニ接シテ露出シ吉州炭鑛ノ北北東約二十五哩ニ位シ漁郎川及其支流ナル明川江ノ流域ニ發達ス

炭層　現在採鑛不充分ナルモ目下判明シタル炭層ハ二方面ニ分レ其ノ一ハ層厚約六尺明川市街ヲ西ニ距ル約三哩ノ龍田地方ニ露頭ヲ出シ上木車地方マテ大約一二、〇〇〇尺ニ亘リ概ネ東南ニ傾斜ス其二ハ層厚四尺ヨリ九尺ヲ伸縮シ明川市街ノ北方約四哩ノ龍洞方面ニ其露頭ヲ出シ漁郎川ノ左方ヲ東北ニ走リ連互約二〇、〇〇〇尺ニシテ三鄕洞附近マテ臨所其露頭ヲ出スコノ二炭層ハ全一ノモノナルヤ否ヤ目下ノ處判明セサルモ双方併セテ大凡三二、〇〇〇尺東北ヨリ西南ニ向ヒ走リ東南ニ斜下ス

吉州、阿吾地ノ古乾原及鷄林炭鑛等ノ炭質ニ比セハ比較的劣ル

其分析表左ノ如シ

水分	揮發分	固定炭素	炭分	硝黄	骸炭狀態
一〇、七二	四九、一七	六九、四二	〇、四六	微粘結	

五、吉乾原炭田、

位置　成北原御部落西、東原西及安良田一帶ノ地ニ亘リ阿吾地炭田北端ノ約五里ノ地域ヲ占ム

地勢南北約三里東西一里乃至一里半ノ地域ヲ占ム

鑛區關係　本田ニハ現在三十余鑛區アリ其ノ中二十二鑛區ハ鹿生青波民ノ有ニ歸シ鑛區アリ

本炭田ノ大部分ヲ占ムルモノハ吉乾原炭礦會社所有ノ鑛區ニシテ炭田ノ南西ニ亘ル區域ニリコノ外二、三個本氏、志波氏及井形氏等ノ鑛區散在ス

交通　當地方ニ石炭ノ産出スルコトハ古クヨリ一部鮮人間ニ知ラレタリト雖モ炭田發見ノ動機トナリシハ數年前古乾原ノ北方約一里龍北洞村等ノ後方山麓ニ露炭ノ散在ヲ認メ鑛業權ノ許可ヲ得タルニ初マリ其後大正八年ノ頃鹿生氏ハ將來本炭田ノ有望ナルヲ認メ鑛區ヲ買收スルト全時ニ踏近一帶ニ亘リ石炭鑛區ノ爭奪ヲ了解シテ直チニ各鑛區ニ試掘ヲ初メタリ

炭田ノ概況　古乾原地方石炭露出方面ニ於ケル地帶ハ慶源三紀層中ノ南端ニアル一部ニシテ南北約七哩東西約半哩ノ地域ヲ占ムルモ其中央ナル東側ノ龍北洞ト西側ノ清鳥洞トノ相對スル方面ニ於テハ東西又全レタ約一哩半ニ縮マリ又北方ニ於テモ東側ノ永良洞ト西側ノ金月洞ト相對スル附ニ於テハ東西ノ巾

ノ部分ハ(B字形ヲナシ東北側ノ一部花崗岩ニ對スル外其他總テ中世層ヲ以テ構成セラル北方永良洞及金月洞以北ノ三紀層ハ廣表大ニ擴大シ東ハ豆滿江ヲ渡リ文德領地方ニ延ヒ北ハ慶源ノ邑内ニ達リ約八哩方ニ達ス、其ノ間一帶ニ第四紀沖積層ヲ以テ覆ハレ屢ルタメ今日能ク見セラレサリシナリ。前記B字形第三紀層中ノ最古層ニ屬スル地層ヲ見ルニコノ區域ノ中心ニ向ヒテ傾斜シ一見北方ヲ開クB字形ノ盆地ヲ構成シ南ヨリ東北ニ横断シ豆滿江ニ注ク五龍川ノ北方ニアリ

第一、第二層ハ(ハル、中世紀波狀、基盤ニ接シテ最下層ノ地層ヲ占メ其傾斜ハ西方乃至北方ニ斜下ス延長三千尺ノ間ノ露頭存在ス其層厚十三尺ヨリ二十一尺ニ達シ淡綠物少ク最北中實堂セシモノノ角礫質最モ優良ナルモノトス(メラル。層數二枚アルカ如キモ來タ確カナラス

第二ノモノハ第一層頭ノ北方約三哩、夢德山高地ノ西麓永良洞方面ニ花崗岩ヲ基礎トシテ二ケ所ニ露頭アリ其層厚一ハ十一尺他ハ十三尺共ニ西方ニ傾斜シ層ル

第三ハ第一層頭ノ西約一哩半、清溪洞ヨリ柳樹洞、金月洞方面東南ヨリ西北ニ向ヒ中世層基盤ニ對シ其層厚三尺乃至六尺ノ露頭現ル何レモ東方ニ傾斜下ス

第四ハ前記金月洞露頭ノ西北高地ヲ北方ニ越エ約一哩半、其ノ北麓細洞方面ニ二ケ所露頭アリ共ニ層厚十四尺北方ニ斜下ス

第五ハ吉乾原區ノ南一哩ノ所五龍川ヲ挟キリ龍岩洞方面ニ東西約三哩半ニ亘リ四ケ所ニ露頭アリ三尺、二尺、二尺及大尺ノ層厚ヲ有シ東北ニ傾斜ス

第六ノ石炭ハ吉乾原區ノ西約三哩德村里方面ニ厚サ十四尺東方ニ傾斜スル露頭二三ケ所アリ

有大ケ所ノ内第一露頭ハ最モ有望ナル發掘地點ニシテ何等見ルモノ無ク僅カニ圖道ニ牛馬車ノ通スル在リテ運輸ノ便ヲ計ルノミナレハ今後本炭田開發ニ際シテ運輸ノ方法ヲ講スル事先決問題ナリ、炭田ノ西南端ヲ東流スル五龍川ヲ遡リ四方會寧ニ通スル道路アリ途中二、三ケ所ノ大小峠ヲ越エ十三里ニシテ會寧邑ニ至リ牛馬車ノ往復便アリ又炭田ノ東側ニハ豆滿江ノ南流スルアリテ舟楫ノ便アルカ如ケレ圖豆滿江ハ其河口附近ニ急湍多大ノ困難アリ加

フルニ冬季ハ河流結氷シ石炭ノ最大需要期ニ何等ノ物ヲ奏セス運輸ノ便ニ乏シ然ルニ本炭田ヨリ南下臨時十二里餘ニシテ南港埠基ニ至リ（港中ニハ永炭田諸鉄道関係アル阿香迄炭田アリ）埠基ニハ四季船舶ノ便アリ附近ノ大都市ニ向ヒ得ヘク本炭田開發上運輸ノ道路トシテハコノ順路ニヨルヲ重便トス

現今ハ此ノ間僅カニ牛馬車ヲ通ルノミニシテ運輸交通モ便トナル、ニハ埠基ノ南方約四里ニノ北鉄嶺迄貨車ノ開ニハ本炭田ノ運輸交通モ便トナル、ニハ埠基ノ南方約四里ニシテ北鉄嶺一ノ奥地最捷径ニ至ルヘク目下其ノ筋ニ於テモ鉄道布設ニ付考究中ノ由ニシテ本鉄道ノ布設ハ充分可能ニアリ且ツ確實施時期ノ開期ノミトス

気候ト採炭　気候ノ採炭ニ及ホス影響ノ多キ点ハ氷期間ハ坑外操業上多少ノ不便ハアレトモ坑内ニ関シテハ何等ノ苦痛ヲ感セス

炭質　黒色褐炭ニ屬シ炭質良好ナリ其ノ分析左ノ如シ

水分	揮發分	固定炭素	灰分	硫黄	發熱量
一五、〇四	三七、一六	四五、七〇	六、一〇	〇、四二	六、三七

六、江東炭鑛

所在地　平安南道江東郡唱朝面外二名　面積二、〇〇〇、〇〇〇坪

鑛業權者　朝鮮電氣興業株式會社

位置　平安南道江東郡唱朝面、古邑面、元灘面ニ股ル二鑛區ニシテ面積貳百萬坪共ニ大同江岸ニ沿ヒ一ヲ高飛里鑛區（高飛里坑及臥龍里坑ノ二坑ヨリナル）他ヲ松塢里鑛區ト稱ス（松塢里鑛區ハ未調査ナルヲ以テ以下高飛里鑛區ニツキテノミ述フ）鑛業事務所ハ大同江尾古邑高飛里ニ設ケラル

平壌府ヲ距ルコト北東約九里江東邑ヨリ東南二里半大同江岸ニ近ク交通ハ大同江ニ依リ舟運ノ便アリト雖モ冬期三ケ月間ハ結氷ノ爲其ノ用ヲ爲サス從テ其ノ期間ハ陸路平元街道ニ依リ物資ノ供給ヲ爲ササルヘカラス炭田所在地ヨリ江東邑ハ道路平坦ニシテ江東邑平壌間ニハ自働車ノ便アリ

地質及鑛床　古生層、硬砂岩、結板岩、頁岩、石灰岩（此地方石灰岩ノ發達少シ）ノ互層ヨリナリ大炭層ハ主トシテ一列ノ硬砂岩層上ニ並列ス其ノ層厚著シク膨大シ最大壹百尺ニ達シ最小拾數尺走向略東西傾斜南四十度乃至五

十度ナリ本層ノ上下兩盤中ニハ比較的薄層ノ爽在セラルルモノ多キカタメ往々本層ノ著シク縮少シ來リタルカ如ク見ユルモノアルヲ以テ久シク實地ユツキ其ノ連絡關係ヲ研究スルニ非ラサレハ往々妄斷ニ失スルコトアリ

炭質　炭質ハ良好ニシテ中ニ塊炭トシテ產出スルモノアリサクシヨン瓦斯エンジン用燃料、カーバイト原料其他鑄鋼用等ニモ適スト稱セラル

分析ノ結果左ノ如シ

炭層	水分	揮發分	灰分	固定炭素	硫黃	發熱量
	三、八五	四、二五	一一、九〇	八〇、〇〇	〇、四二	七二七八カロリー百分比

炭量　高飛里坑　六、二〇〇、〇〇〇屯

臥龍里坑　二、二〇〇、〇〇〇

合計　八、四〇〇、〇〇〇

倘予想ノ如ク幸ヒニ高飛里臥龍里兩炭層ノ連續スルニ於テハソノ炭量尊千萬屯以上タルヲ疑ハス今假リニ採炭可能量ヲ全量ノ約六割トスルニ倘全採炭量ハ五百萬屯ヲ下ラサルヘシ

貞柏炭礦

所在地　平安南道大同郡面船橋里外四ケ里ニ亘リ面積壹百萬坪ナリ

鑛業權者　朝鮮電氣興業株式會社

沿革　大正六年總督府寺洞鑛業所カ出炭增加ノ計畫ヲ開始シタル際着手シタルモノニシテ翌日月ノ關ニ相當ノ採炭ヲナシ得タルモ寺洞鑛業所ヲ隔ル甚タ遠ク統轄上不便ノ點多キタメ當社創立ノ際特ニ分離サレタルモノナリ

現狀　第三坑ニ於テ主要坑道ヲ掘進延長約壹千尺以上ニ達シ層況甚タ良好ナルヲ確メタリ倘目下稼行一坑、第二坑ノ中間ニ新坑ヲ開鑿中ナリ現場設備左ノ如シ

(一)第三坑口ニ約壹萬屯ノ貯炭場ノ設置

(二)坑內通氣ヲ完全ナラシムルタメ左風坑及右風坑ヲ開鑿ス

(三)切羽ニ於ケル瓦斯排除及通氣ノタメ二百ヴオルト四分ノ一馬力及全八分ノ一馬力扇風機各一臺ヲ設ケ隨時各所ニ移動運轉設備ヲ爲シタリ

(四)一片及二片ニハ從來五馬力タービンポンプ二臺ヲ設置セルモ非常時ニ備フルタメ一片ニ八馬力三聯式ポンプ一臺ヲ增設シタリ目下一ケ年出炭

能力三萬屯內外

地層及炭層　古生層、砂岩、粘板岩、頁岩、石灰岩ノ互層ヨリナリ主要炭層ハ遠タ高坊山寺洞各坑ヨリ進レル標識的大砂岩層ノ上部ニ存在セル一列ノ大炭層ニシテ其間多少ノ盛衰アリ今之ヲ通觀スルニ高坊山ノ大炭層ニ始マリ大同江ヲ渡リテ寺洞第一、第二、第三坑ノ大炭層ニ移リ西方稍傾斜ヲ呈シタレ共更ニ寺洞第九坑ノ大盛況ヲ示シ引テ貞栢炭坑ニ亘ルモノナリ其間炭層ノ盛衰ハ地形ノ高低ニ略ホ順照セルモノノ如タ寺洞第九坑ノ大炭層ハ一旦國道京義本道ノ低地ニ於テ衰ヘ再ヒ本鋼區ノ山地ニ於テ盛況ヲ示セリ殊ヒニ第三坑掘進三ケ年ノ狀況ニ照シ更ラニ之ヲ確ムルコトヲ得タリ

炭　景　寺洞鋼業所ニテ稼業ノ際ハ略ホ鋼區ノ中央ニ第一坑ヲ開キ次イテ西方三千尺ノ地ニ第二坑ヲ開キ炭層走向ニ沿ヒ掘進セルモノニシテ第一坑約五百尺、第二坑約八百尺、其ノ間層厚拾四五尺ヨリ二、三尺第三坑ハ第一坑ノ東北三千尺ニアリ第三坑第一片（第一片ハ地表ヨリ斜面距離壹百尺ノ點ニテ炭層ノ走向東西傾斜南三十度乃至四十度ニ沿フル掘進坑道）現在掘進約千六百尺其間層厚二十尺乃至五尺アリ之等ノ事實ヲ綜合スレハ第二片ニ於ケル層況ハ概シテ第一片ノ層況ヨリ優秀ナリ故ニ本炭層ノ稼行深度ヲ大凡六百尺ト限定シ炭層ノ延長ヲ八千尺ト想像シ採炭層厚ヲ平均六尺トセハ其ノ採炭可能量ハ大凡左ノ如シ

一、〇〇〇、〇〇〇屯

炭　質　本坑ノ無煙炭ハ平壤炭田中稀ニ見ル良質ニシテ鍊炭原料ヲ初メ有煙炭トノ混鮮セメント及石灰ノ製造、微粉炭完全燃燒機及其他工業用燃料ニ好適スル其ノ分析左ノ如シ

水分	灰分	揮發分	固定炭素	硫黄	比重	發熱量
一、六九	四、八〇	八、五六	八四、九五	〇、七五	一、四二四	七九〇七カロリー
灰ノ色						
灰白色						

運　炭　本鋼ニヨルモノニハ坑區內ヲ貫流セル大同江ノ支流、永濟江々岸ニ設置セル無煙炭積込場ヨリ三十屯級ノ艀ニ積載シ約十四哩下流ノ保山浦ニテ更ニ本船ニ移載シテ各港ニ輸送スルモノトス

牛ニ乗馬ヲ許サズ人ハ徒歩ニテ通行スヘシ

ヘシ

在京朝鮮留學生概況

目次

第一章　學生ノ一般狀況
第一項　學生ノ增減狀況
第一表　朝鮮人增減表
第二項　學生ノ出身地調
第二表　在京朝鮮留學生出身道別表
第三表　在京朝鮮留學生出身道別累年比較表
第四表　在京朝鮮留學生出身道別比率表
第三項　學生ノ學籍調
第五表　在京朝鮮學生ノ就學調査表（調査人ニ就キ）

東洋拓殖株式會社

第六表　在京朝鮮留學生學校在籍者調査表（學校ニ就キ調査シタルモノ）……二八
第八表　在京朝鮮留學生修學科目調査表……五五
第八表　在京朝鮮留學生ノ分布狀況……六〇
第四項　學生ノ分布狀況……六三
第九表　在京朝鮮留學生出身別分布表……六六
第五項　學生ノ生活狀態……八四
第十表　在京朝鮮留學生住居調査表……七六
第二章　學生ノ思想傾向……七八
第一項　鮮人學生思想ノ根柢……八〇
日本ノ覊絆離脫——白南薰、元亨燁、姜鎭天ノ演說——民族意識ト階級意識ト關係——金松坡事件——「大地は微笑む」事件——
駿臺新報事件——早大淺見教授ノ論文事件……
第二項　學生思想ノ變遷……九二
(イ)第一期……沉潛時代……九三
(ロ)第二期……熱望時代……九六
(ハ)第三期……內面化時代……一〇九
第三項　學生思潮ノ現況……一一四
鮮人社會運動概觀——鮮人學生ノ思想研究ニ近ツキ易シ——
社會主義思想ト民族主義思想ト文藻——鮮人學生思想ノ主潮——
馬鳴、安光泉ノ論文——民族主義者ト社會主義者トノ接近——慎宥錫
ノ論文——無產政黨出現ニ對スル期待——朝鮮日報ノ社說——「內地」
無產階級運動ノ實際化ト鮮人運動ノ內面化トノ差異——東亞日報聲
討事件
第四項　在京鮮人ノ分類及

各派ノ主要人物……一四六
分類――共産主義ヲ奉ズル思想運動系――全ク労働運動系――
無政府主義系――民族主義系――親日撰榜者――
各派ノ主要人物――各派行動概況
第三章　学生ノ組織スル団体状況……一五五
学友會行動――其ノ組織改造問題――其他ノ団体
第四章　鮮人苦学生ノ状況……一六六
第十一表　在京朝鮮苦学生学校調査表……一六六
第十二表　在京朝鮮苦学生職業調査表……一七三
以上

在京朝鮮留学生概況

第一章　学生ノ一般状況

第一項　学生ノ増減状況

管下ニ於ケル朝鮮人増減ノ趨向ヲ討スルニ大正七年末一千百八十四名ニ過キサリシモ、其後逐年増加シ、本年十月末現在一万七百五十四名ヲ算スルニ至レルカ、コハ朝鮮経済界ノ不況件ヒ、鮮人労働者ノ内地渡航ヲ基因スルモノニシテ、第一表ニ示スカ如ク大正七年末ニ於ケル八

在京鮮人ノ半数ハ学生ニシテ、労働者ハ僅カニ三百二十七名ニ過キサリシカ、翌大正八年ヨリ同十一年末迄ハ、学生労働者相伯仲シ、大正十二年ニ俄然労働者激増シ、爾来常ニ増加ノ傾向アリ。

而シテ学生ハ大正七年末五百六十七名ナリシカ、同十年末ニハ一千五百十六名、同十二年六月ニハ二千三百二名ニ上リ、同年九月震災ノ際ニ於ケル、鮮人ニ対スル不祥事件ノタメ、同年末ニハ六百六十七名ニ激減シタリト雖モ、其後帝都ノ秩序恢復スルニ従ヒ、曩日ノ不安モ漸次薄ラキテ帰校スルニ至リ本年十月末現在一千三百十八名ヲ算シ、未入学者ヲモ加フレハ一千六百十名ニ達ス。

蓋シ大正八年ノ独立運動カ、多クノ機性ヲ出シタルノミニシテ失敗ニ終リ、一朝一夕ニシテ其実現不可能ナルヲ覚醒シ、実力養成ノ急務ナルヲ自覚スルニ至リ、加フルニ大正九年以降、学友会其他ノ諸団体カ、更期若クハ冬期休暇中鮮内ニ於テ、文化宣傳ノ名ノ下ニ挙行セシ巡回講演ハ、益々青年ノ向学心ヲ唆リ学資ノ有無ヲ顧慮セス、上京メニセハ如何ニモナリナンントテ漫然渡来スル傾アリシカ、震災後ハ其傾向モ漸次薄ラキ、従来ノ如ク成算ナクシテ妄リニ渡航スルモノ減少シ、且ツ鮮内ニ於テモ各種ノ学校開設セラレテ入学ノ便アリ、学生

山ノ努力如何ニ依リテハ在京ノ学生ト殆ド甲キ特殊ノ事象ナキ限リ、着シキ増減ハナカルベシ。

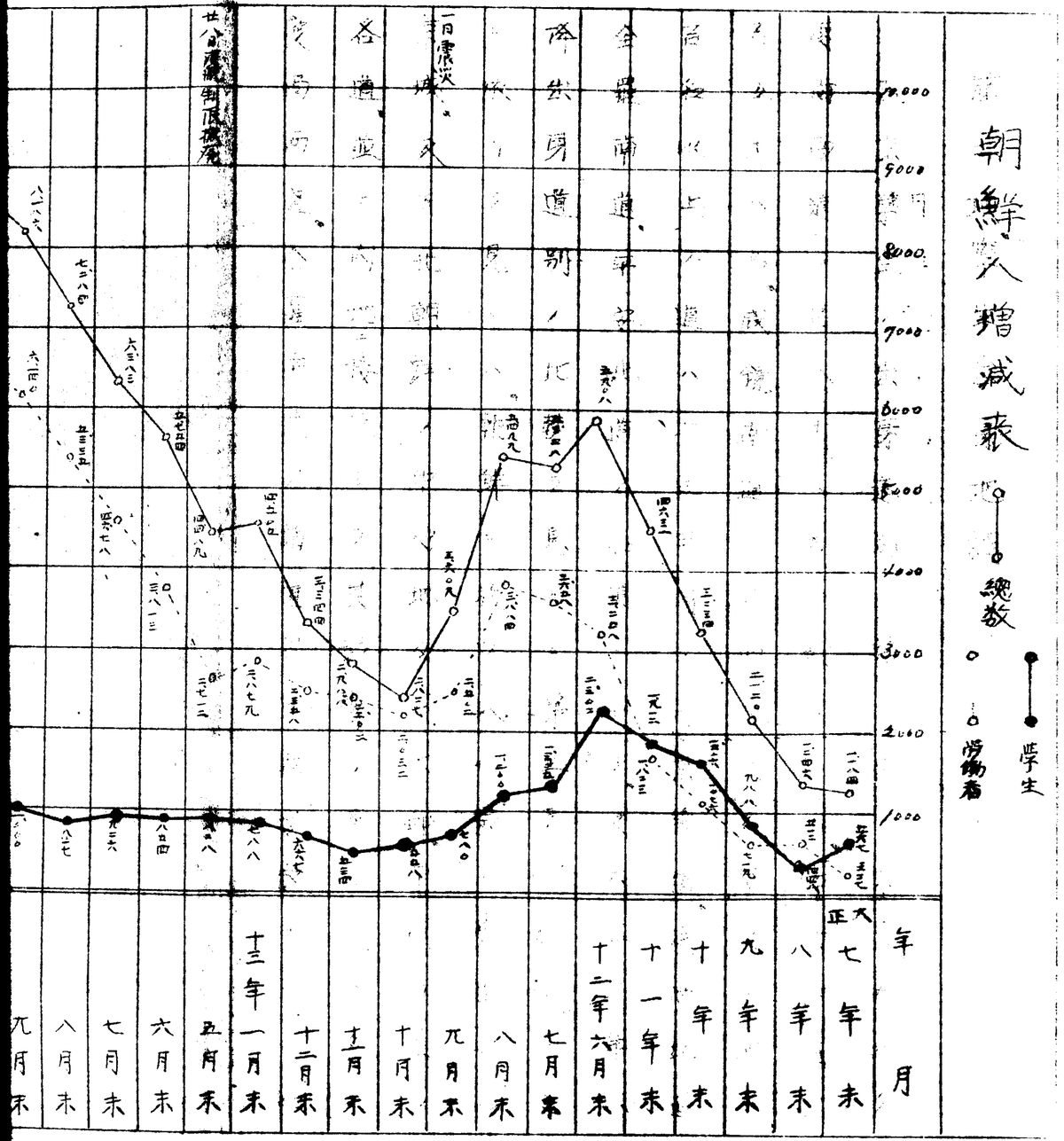

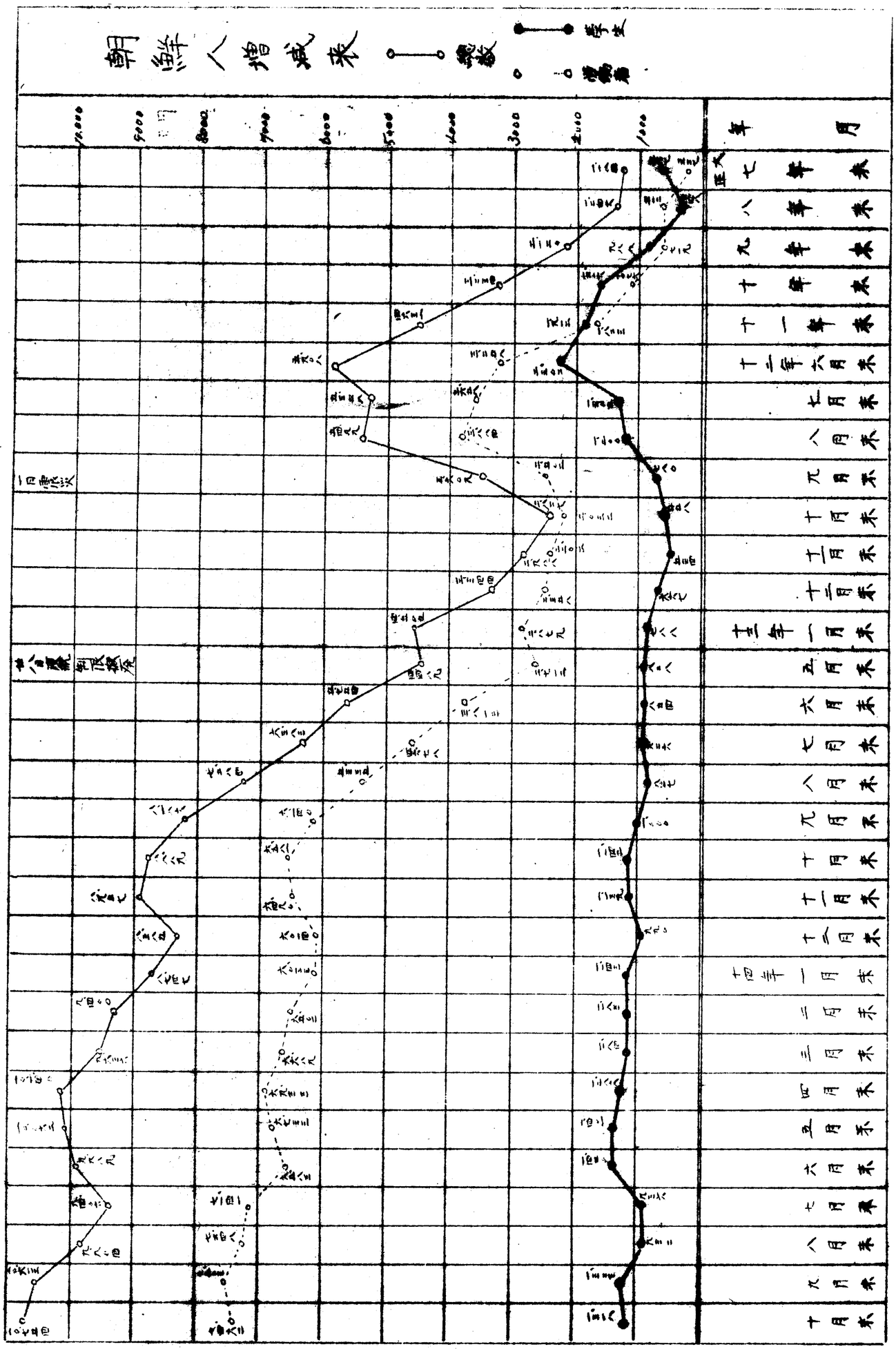
朝鮮人増減表
増
減
1000
2000
3000
4000
5000
6000
7000
8000
9000
10000
大正七年末
八年末
九年末
十年末
十一年末
十二年六月末
七月末
八月末
九月末
十月末
十一月末
十二月末
十三年一月末
二月末
三月末
四月末
五月末
六月末
七月末
八月末
九月末
十月末

第二項、學生出身地調

在京学生ノ出身道別ハ第二表ノ示スカ如ク慶尚南道ノ百八十七名ヲ最多トシ、平安南道ノ百五十八名、咸鏡南道ノ百四十八名等之ニ亜キ、百名以上ノ道ハ上記三道ノ外京畿道、慶尚北道全羅南道、平安北道ノ各道ニシテ、又大正八年以降出身道別ノ比較ヲ見ルニ第三表ノ如シ。

之ニ依リテ見レハ、朝鮮ニ於テ文化最モ発達セル京城、及南北朝鮮ノ中ベ地タル大邱、平壌所在ノ各道、並ニ内地ニ接近シテ其影響ヲ蒙ルコト多キ慶尚南道、全羅南道ノ諸道出身者多数ナルヲ知

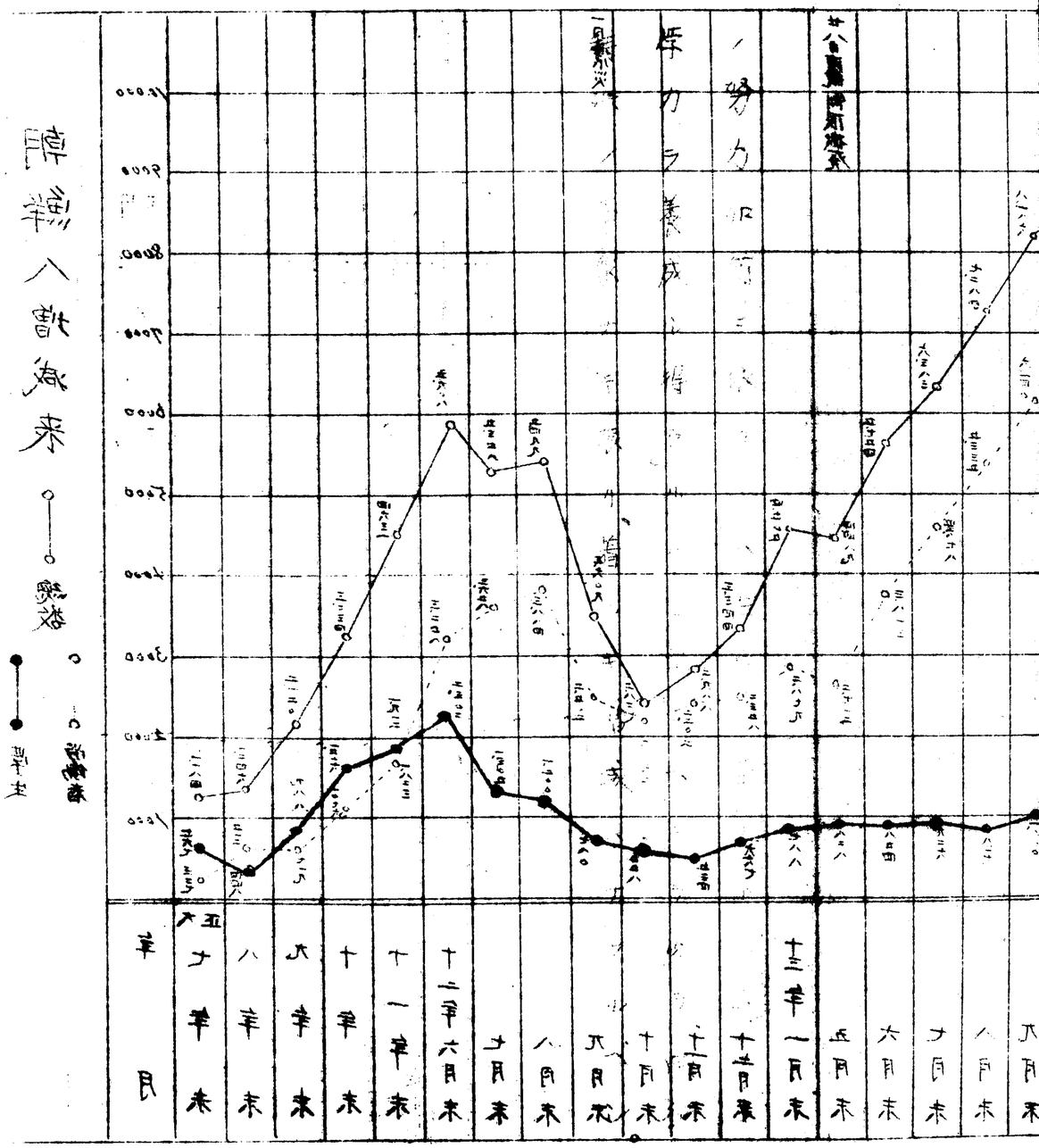

ルヘシ。

然レトモ更ニ之ヲ実質的ニ観察シテ、各道ノ人口トノ比率ヲ示セハ第四表ノ如ク平安南道、咸鏡南北道、平安北鮮出身者多ク、南鮮ニ於テハ僅カニ慶尚南道ノ上記各道ト比肩スルニ過ギサルハ注目スヘキ現象ト謂フヘシ。而レテ此ノ傾向ハ、各学校ノ学籍簿ニヨリ在学者ヲ調査シタル第六表(第六表以外ノ各表ハ全部居住者本人ニ就テ調査シタルモノナリ)ニ就テモ同様ナリ。

第二表

在京朝鮮留学生出身道表(大正十四年十月末現在)

種別 / 道別		学生			若学生			未入学者			合計			在京朝鮮人総数
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
京畿道		八九	一四	一二四	三五		一三四	三七	一	一三八	一六一	一七	一六八	七三八
忠清北道		三七		三八	一二		三八	四	一	三八	四二	一	四三	二九七
忠清南道		三七	二	五八	三二		五八	一二		七〇	七二	二	七四	四三三
全羅北道		四〇	二	五八	一九		五八	一四	一	七三	七三	三	七六	五二九
全羅南道		七〇	四	一二三	一三		一二三	二七		一五〇	一四	四	一五四	一、七九一
慶尚北道		五七	四	一三四	一三		一三四	二	一	一五一	一五	五	一五六	二、一六〇
慶尚南道		一二七	七	一八七	五五		一八〇	三九	一	二一九	八	二	二一七	三、〇七四
黄海道		五八	七	六九	一四		六九	一七	一	七九	八	一	八七	千九四

種別 / 道別		學生			若學生			計			未入學者			合計			在京朝鮮人総数
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
平安南道		九五	一五	一四八				一四三	一五	一五八	四八		一九一	一五	二〇六	四二七	
平安北道		七七	七	一〇三				一〇三	七	一一〇	二〇		一三	七	一三〇	二六八	
江原道		一四		一四				一四		一四	一一		一三		一三	二四	
咸鏡南道		一〇〇	六	一〇六				一〇六	六	一一二	二四		一六八	六	一七二	三八七	
咸鏡北道		四三	三	四六				四三	三	四六	二〇		八三	三	八六	一四五	
合計		八〇三	七一	一四四				一四七	七一	一二一八	二四〇	八	一五三一	七九	一六一〇	一〇七五四	

第三表

在京朝鮮留學生出身道別累年比較表

年次 / 道別		大正九年			〃十年			〃十一年			〃十二年			〃十三年			〃十四年六月		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
京畿道		一九七	天	二三	二五三	二九	二八一	二七七	三三	二八〇	七〇	一八	八八	一八九	一八	一三七	一四	一	一五
忠清北道		五			二五	三〇			四九	一五〇	三四		三四	三五		三五	三八		
忠清南道		三	大	三六	六九	二	七二	八一	三	八四	三四		三四	四六	一	一四七	五八	二	六〇
全羅北道		五七	二	五九	九八	二	一〇〇	一〇天	三	一〇八	三八		三八	七三	一	七四	五九	二	六一
全羅南道		一三一	三	一三四	一八八		一八八	二四三	二	二四四	七五	四	七九	九五		九五	一三	四	一三七
慶尚北道		公	四	八四	一五四	二	一五六	一六三	一二	一七五	六〇		六〇	七八	三	八一	一二〇	四	一二四
慶尚南道		一二五	六	一三一	一五五	一三	一六八	一四二	一四	一五六	八四	大	九〇	一四〇	一二	一五二	一八〇	七	一八七
黄海道		三二		三二	三二	一	三三	三〇四	九七	四〇一	二八	二	三〇	四八	三	五一	六二	七	六九

年次	大正九年	〃十年	〃十一年	〃十二年	〃十三年(十月)
道別	男女計	男女計	男女計	男女計	男女計
平安南道	二八九三	二九一一	二九三一	三〇一九	三〇五八
平安北道	四二	四一	三九	三八	三四
江原道	一三	一三	一三	一三	一三
咸鏡南道	交	交六	六四	六二	六二
咸鏡北道	三二	三二	三二	三二	三二
合計	三四六	三四四	三四四	三四四	三四四

第四表

在京朝鮮留學生年齢別道別比率表

種別	人口	學生				比率(人口百万人ニ付)				學生若學生未入學者合計			
道別	(大正十三年末)	比率	順位	若學生		比率	順位	計		比率	順位		
京畿道	一、七六〇、九四六人	五八八人	六	二〇八人	八	七八八人	六			九五人	六		
忠清北道	七六七、一七五	三五	八	一四	二	四九	一〇			五六	一二		
忠清南道	一、一六五、二二五	二五	一二	二六	七	五一	九			六二	一〇		
全羅北道	一、二四一、一一九	三四	九	一五	一〇	四九	一〇			六一	一二		
全羅南道	一、九四二、三七五	三八	七	二七	六	六五	七			七九	七		
慶尚北道	二、一五二、三〇六	二八	一一	三四	三	六二	八			七二	八		
慶尚南道	一、七七九、八四四	七五	四	三〇	五	一〇五	四			一二七	四		
黄海道	一、三五四、二五七	三三	一〇	一八	九	五一	九			六四	九		

道別＼項別	人口（大正十三年末）	就学率（人口百万人ニ付）									
		普通学生		若干学生		計		未入学生若干学生合計	
		比率	順位	比率	順位	比率	順位	比率	順位
平安南道	一、一一五、八二二人	九八人	一	四三人	一	一四一人	一	一八四人	一
平安北道	一、二七二、四〇九	六六	五	二〇	八	八六	五	一〇二	五
江原道	一、三〇四、六九七	一一	一三	七	一二	一八	一二	二七	一三
咸鏡南道	一、三五四、八〇三	八四	二	三三	四	一一七	三	一三七	三
咸鏡北道	五四八、三二四	八二	三	三八	二	一二〇	二	一九六	二
合計	一七、五五九、四〇五	四八		二六		七五		九二	

第三項、學生ノ學籍調

在京學生ノ在學セルカ、東京帝国大學ヲ始メ百三十餘校ニ上レルカ、學校ニ就テ調査シタルモノ、學校在籍者調（學校ニ就キ其學籍簿ニ依リ調査シタルモノ）ヲ示セハ第五表及第六表ノ如シ。

而シテ入學ノ容易ナル点ニ於テ官立學校ニアリテモ夜間教授ノ日本大學中央大學等ニ在籍者多シ。

第五表

在京朝鮮留學生學校調查表（本人ニ就テ調査シタルモノ）

大學及其附屬學校（苦學生ヲ含ム）

學校＼道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
東京帝國大學	一	二	一		一									一八
東京商科大學（豫科含）	五	三	一	三	一		二	一						一六
慶應義塾大學（〃）	二								四	三				一五
慶應義塾普通部														
早稻田大學	二	二		三	六	一								一四
早稻田專門學校			一											三
早稻田第一高等學院	一													一
早稻田第二高等學院														
早稻田高等豫備學校														
早稻田工手學校	二	三	一		二									八
明治大學（豫科含）	六	五	三	二	六	一〇	一九	三	九	一	二	一	四	七三
中央大學（〃）	五		五	二										
日本大學	二七	五	一一	四	一二	一六	一二	二	一二	一一	一三	三	一	一三九
日本大學中學校														
日本大學高工學校														
法政大學（豫科含）	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一六
專修大學（〃）														
東洋大學（〃）	二	一		一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一三
立教大學（〃）	一													一

道別 / 學校	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
立教中學校														
上智大學							一							一
駒澤大學			一				一							二
立正大學														
立正中學校	一													一
農業大學		一												一
慈恵会医科大學														
東京高等工業學校														
東京高等商船學校														

2 專門學校

東京高等師範學校	一											一
東京高等蚕糸學校		一										一
東京美術學校												
明治學院												
青山學院												
青山學院中學部												
大東文化學院			一									一
東京医學專門學校		一		二								三
日本医學專門學校	一											一
東京歯科医學專門學校												
日本歯科医學專門學校												
東京物理學校	六	一	一九	三	一	一	三	一	二	一	三	一
	三七	三	一	四	七	一	一	六	五	二	一三	一八

學校 / 種別	東京	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	海州	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
朝鮮体育会体操学校	三		一	二	一	四	二	一三	一四	又一	一	一	二	三四
学習院高等学部														
第一外国語学校	一					二				一				三
川端画学校	二			一			一							四
東京府立第二中学校								二						二
同 第三中学校		一												一
府立四中夜学校														
東京府立第五中学校		一												一
同 第六中学校														

3 中學校

府立七中夜学校												
牧玉中学校												
錦城中学校												
成城中学校												
八成中学校	一											
大成中等学校		二										
順天中学校												
順天中等学校												
高輪中学校												
麻布中等学校												
赤坂中学校												
豊山中学校												
	一	二	一	一	一	二	五	一五	七	七	一	三

道府県別 / 学校	京都	愛知	北海道	南海道	北陸道	南陸道	東海道	南東海道	北東海道	山陽道	南山陽道	北山陽道	山陰道	南山陰道	北山陰道	計
自由中学校																
称心学園中学校																
天台宗中学校																
世田谷中学校																
名教中学校	三															
天沼学院																
法政中学校																
開成中学校		一														
正則中学校																
巣鴨中学校	一															

4	商業簿記	5	理工其ノ他
日本商業学校			
関東商業学校			
東洋商業学校			
高輪商業学校			
東亜商業学校	一		
大原簿記学校			
専修商科学校			
東京商工学校	三 二		
早稲田商業学校		一	
東京主計学校			
	一		一
			一
	三 五		八
	一 三		一
	一 二		一
	三 一		八
	一		
	三		
	一		
	一 四		四
	六	一	二

道別 / 學校	京	忠	忠	全	慶	慶	黃	平	平	江	咸	咸	計
	畿	北	南	北	南	北	南	南	北	原	南	北	
中央工學校													
東京工科學校	一				二		一						四
電機學校	二			一	四	一	五	一	八		四		三〇
東京鐵道學校	一								四	一			六
岩倉鐵道學校			一	一	三	二	八	四	三		三	二	二八
東京獸医學校						一	一	一					三
日本獸医學校													
森本畜產獸医學校													
東京府立園藝學校					五			二	二		二		一一
東京府立織染學校													一

	開進教理學校	研教學館	東京建築學校	6 語學	正則英語學校	國民英學會	普及英語學校	日進英語學校	三田英語學校	独逸語專修學校	7 豫備學校	正則豫備学校
	一	五			一三	一		一				六
	二	四三			一五			二一			豫備學校	一
		三			七			一	一			七
		六			一八	一	一	一	一			一〇
		一〇			二三	一	二	二		一	一	
	一	一〇			二五	二	二	二	一	一		五
	一				一〇	一						
	一				一五			六	一			
			二		二一			三				
	二				一							
	二	一六			二三	一	一〇	一一				
					八			二				五
	一〇	四四	二		一六九	七	一三	一九	三	一		三五

道府県別 / 学校	東京	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
開城準備学校		二		一	六				五					一四
大正高等準備学校	一				一					一				三
国民中学会高等準備校	一		二	一									一	七
東亜高等準備学校														
東京実業準備学校														
8 女子学校														
日本女子大学校														
東京女子大学	1													1
東京女子高等師範学校	4				2									8
東京女子美術学校														

道府県別 / 学校	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
京城女子医学専門学校	1													1
東京女子歯科医学専門学校														
帝国女子医学専門学校	2													2
女子英学塾	1													1
共立女子職業学校	1													1
京城女子高等普通学校														
京城府立第三高等女学校	1													1
精華高等女学校														
常盤松高等女学校														
錦秋高等女学校														
富士見高等女学校	1													1
日本女学校														
	2	2	6	2	5	1	3	1	2	4	3	7		38

道別 / 學校	京城	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
東洋英和女學校															
日本女子高等學校															
女子學習院															
聞和洋裁繼女學校															
東洋家政女學校															
合計 男	一二五	三八	五八	二九	一三	一三〇	一八〇	六二	一四三	一〇三	二二	一四二	六三		一、二四七
合計 女	一四		二	二	二	四	七	七	一五	七		六	三		七一
合計 計	一三八	三八	六〇	六二	一二七	一三四	一八七	六九	一五八	一一〇	二二	一四八	六六		一、三一八

●アラビア數字ハ女ヲ示ス

第六表

在京朝鮮留學生學校在籍者調査表（學籍籍ニヨリ調査シタルモノ）

大學及其附屬學校（含苦學生）

學校部科 / 道別	京城	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
東京帝國大學 法學部															
經濟學部															
文學部	一	一				一									三
理學部															
工學部 聽講生	一														一
醫學部															
農學部															
計	一	一				一									三
京都帝國大學 法學部															
經濟學部															
文學部															
理學部															
工學部 聽講生															
醫學部															
農學部															
計															
東北帝國大學 法文學部															
理學部															
醫學部															
工學部															
計															
九州帝國大學 法文學部															
理學部															
醫學部															
工學部															
計															
京城帝國大學 豫科	二														二
法文學部	一														一
醫學部	一														一
計	四														四
總計	二二	七	一	一	二	五	二	四							四四

學校部科 ＼ 道別	東京帝大				東京商大			慶應義塾大學			
	本科	商學專門部	選科	豫科	計	經濟學部	醫學部	豫科（第一班 經濟學部）	〃（第二班 醫學部）	計
京畿	一	二	一	一	八	二		一		三
忠北	二			一	三					
忠南		二			二		一			一
全北	二				二					
全南	二				二			二		二
慶北										
慶南		二	一	三	六	一				一
黃海										
平南	一	一			三					一
平北					三					
江原	一				一					
咸南		三			四					
咸北					一	一				一
不明										
計	一〇	一〇	二	一三	三五	三	一	四	一	九

學校部科 ＼ 道別	慶應義塾大學		早稲田大學						早稲田專門學校	
	政治經濟學部	豫科	計	高等師範部		專門部			政治經濟科	法律科
				英語科	国漢文科	商科	法律科	政經濟科		
京畿			一〇	三		一	一			
忠北			三	一				二		
忠南			一	一						一
全北			一二	一	一	一	二	五		
全南			五				二	三		一
慶北			一〇	二				六		
慶南			一八	三		一	三	九		
黃海			四		一			二		
平南			一四	一			一	三	二	二
平北			四	二			一	一		
江原			二	一				一		
咸南			八			二		四		一
咸北			四		一		三			
不明										
計	一	一	九一	一五	三	五	一三	三六	六	八	五	一

學校部科 ＼ 道別	早稻田專門學校		早稻田第一高等學院		早稻田第二高等學院(文科)	早稻田工手學校	早稻田高等豫備校	明治			日本大學
	商科	計	文科	理科				法學部	商學部	專法科	法科
京兆			二		一	三	一				九
北京			一			四					一
南京		一			一	二	一				二
北全			二		一		一				二
南全		一				三	一	一			六
北慶			二	一		五					九
南慶			四			七				一	三
海黃			二	一		二	一				一
南平						五	一			一	四
北平					一	五					六
原江			二	一			一				
南咸		一				五				一	六
北咸						一	一				二
不明											
計	一	三	一五	二	四	四二	九	一	一	三	六二

日本大學	中央大學						大學					
法科	計	豫科	專門部			法學部	計	〃(第二商學部)	豫科(第一法學部)	部門		
			商科	經濟科	法科					商科	政治經濟科	
三	八		二	四	二		二			一	一	
	一			一			一					
	九	二	一	三			四			一	二	
一	一〇		一	五	四		五				三	
五	八	一	二	二	四		八				一	
二	三			一			一四		二		三	
一	一六		一	一〇	五	一	一八	一			三	
	八	二			五		二			一		
六	一二	四	二	三	五		九	一			一	
四	七		一	三	一	一	七			一		
	九	三	二	一			一	一				
三	五	三	一				九				二	
一	二			一			二					
二二	九〇	一五	一三	三四	二六	二	九一	三	四	三	一九	

學校部科 / 道別	日本大學													日本大學中學校	日本大學商業科	商工學校工業科
	杜會科	經濟科	政治科	商科	哲學科	文藝科	藝術科	法文科	專門部 法科	專門部 政治科	計					
京畿	二	二			一			一	四	二	一三					
忠北									二		六			一		
忠南		一		一						一	一二				一	
全北						一			二		七					
全南		一							二	一	一〇					
慶北									三		一三					
慶南	一		一						二		一四					
黃海						一			三		一〇					
平南		一							三		二一					
平北	二								一		九					
江原			一						一		三					
咸南	五			二			一	一	四		二六					
咸北	一								一		八					
不明									一一		二〇					
計	一三	六	一	三	一	一	一	四	三九	四	一九〇	四	五	二	六	三	八	二一	一五	三	一六

學校部科 / 道別	日本大學													日本大學中學校	日本大學商業科	商工學校工業科
	杜會科	經濟科	政治科	商科	哲學科	文藝科	藝術科	法文科	專門部 法科	專門部 政治科	計					
京畿	二	二			一			一	四	二	一三					
忠北									二		六			一		
忠南		一		一						一	一二				一	
全北						一			二		七					
全南		一							二	一	一〇					
慶北									三		一三					
慶南	一		一						二		一四					
黃海						一			三		一〇					
平南		一							三		二一					
平北	二								一		九					
江原			一						一		三					
咸南	五			二			一	一	四		二六					
咸北	一								一		八					
不明									一一		二〇					
計	一三	六	一	三	一	一	一	四	三九	四	一九〇	四	五	二	六	三	八	二一	一五	三	一六

學校部科 ＼ 道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
法政大學															
經濟學部															
專門部法律科	五	三		四	一	二	一	六	七	四	二	一四	一		五六
豫科	三														
計	八	四		四	二	三	一	六	七	四	二	一四	二		五七
專修大學															
專門部 經濟科		一		一											一
計理科															
豫科	一			二		一									一
計	一	一		三		一									一
專修大學附屬高等豫備科															
東大部 印度哲学倫理学科	二														二

學校部科 ＼ 道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
洋大學															
專門部 倫理學教育學科	二														
倫理學東洋文學科	一														
文化學科															
計	五	一		五	一	二	一	三	一	一		一			一五
英文學科	一	一													
哲學科				一											
史學科															
南學科		一													
豫科															
計	一	二		一											
立教大學															
豫科															
計	一	二		一											
立教中學校															
宗教大學、宗教部	一														一

三	一	二五	五	六	一	二	一一	一四	一五	四	一〇	一	五	二	一五

學校部別 ＼ 道別	上智大學			駒澤大學			立正大學	立正中學校
	文學科選科	哲學科（アイフン）	豫科（文科）	計	文學部	專門部	豫科	計		
畿京										
北忠										
南忠					一			一		
北全										
南全										
北慶	二									
南慶										
海黃										
南平										
北平										
原江										
南咸										
北咸										
明不										
計	二									

學校部別 ＼ 道別	東京農業大學				慈惠會醫科大學	東京高等工業學校	東京高等商船學校	東京高等師範學校			東京高等蠶糸學校
	農學部	專門部選科	豫科	計				文科	理科	計	
畿京		一	一	二				二		四	
北忠											
南忠		一		一					一	一	
北全								三		三	
南全		一		一				一	一	二	
北慶											
南慶											
海黃											
南平											
北平											
原江											
南咸											
北咸											
明不											
計		二	一	三				三	一	四	

2

學校部別 ＼ 道別	東京農業大學				慈惠會醫科大學	東京高等工業學校	東京高等商船學校	東京高等師範學校			東京高等蠶糸學校
	農學部	專門部選科	豫科	計				文科	理科	計	
畿京		一	一	二				二		四	
北忠											
南忠		一		一					一	一	
北全								三		三	
南全		一		一				一	一	二	
北慶											
南慶											
海黃											
南平											
北平											
原江											
南咸											
北咸											
明不											
計		二	一	三				三	一	四	

學校

學校部別 ＼ 道別	東京高等師範學校			東京高等蠶糸學校	東京高等工業學校	慈惠會醫科大學	東京農業大學				上智大學			駒澤大學			立正大學	立正中學校
	計	理科	文科				計	豫科	專門部選科	農學部	計	豫科（文科）	哲學科（アイフン）	文學科選科	計	豫科	專門部	文學部		
畿京	四	二	二		一			二	一											
北忠																				
南忠	一	一						一												
北全	三		三		三															
南全	二	一	一		三			一	一											
北慶	一		一		一															
南慶	六	四	二	一	三			二	一	一										
海黃					一															
南平	二	一	一		四	一		二												
北平						二														
原江	一		一																	
南咸																				
北咸																				
明不																				
計	一一	三七	一七	二〇	一	二二		三	一一	三	七	一								

學校部科 ＼ 道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
東京音樂學校															
東京美術學校	五		二		二	一	二	二	一	二					一七
日本美術學校				一						一					三
明治學院 神學部						一	二								三
明治學院 高等學部															
明治學院 中學部															
青山學院 神學部															
青山學院 高等學部英語師範科															
青山學院 中學部	一														
大東文化學院			二												
東京物理學校 本科															
東京物理學校 高等師範科															
東京物理學校 豫科															
東京物理學校 計															
日本體育會體操學校															
逓信官吏練習所															
東京工業學校															
慶應義塾醫學科大學															
日本醫學專門學校															
東京醫學專門學校															
學習院高等科															

學校別 / 道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
東京在留第一中學校	一														一
〃 第二中學校		一													一
〃 第四中學校			一												一
〃 第六中學校	一														一
東京六中夜學校			一												一
〃 七中夜學校			二												二
海城中學校（昼）															
〃 （夜）															
改玉舍中學校															
成城中學校	三	三	一												七
郁文中學校															
錦城中學校	二		二	三											七
大成中學校	二			二											四
大城中等學校（夜）	一		二												三
順天中學校															
順天中等學校（夜）	二														二
高輪中學校															
麻布中等學校（夜）															
赤坂中學校															
豐山中學校															
日本中學校	一														一
自白中學校															
計	二	二	八	三	四	一	一四	九	三九	一三	二七	二			一一四

道別 / 學校部科	東京	忠北	忠南	全北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
硏心學園中學校					一								一
天台宗中學校													
哲田谷中學校													
名教中學校	二	七	六	七	五	四	三	二		一			四八
巢鴨中等學校													
本鄕中學校													
天沼學院													
武藏高等學校尋常部													
4 日本商業学校		商業簿記											
			一	五	二		一						一〇

心東商業學校	一												
成立商業學校													
東洋商業學校	一												
高輪商業學校													
錦城中學校商業科		三											
東亞商業學校	一												
巢鴨商業學校													
東京実業中等學校													
大原簿記學校													
村田簿記學校													
專修高等簿記學校													
專修商科學校	五												
	一												
	一四		二	一	一		一			三			
	二		二				一			四			
	一				一								二
			一				三			三			一
	一	一				一							
	一									一			
										一			
	一六	一	七	一	三	一	六	四	一	一三	一	五	

學校部科 / 道別	東京商工學校				中央工學校	東京工科學校	攻玉舍工學校	電機學校	東京鉄道學校
	商業科	工業科	建築科	計					
東京	三	一		四		一		二	三
北海道	一	一		二					二
南九州									
北九州						三		六	
南金州	二	五		七	理工獣医			八	
北遼東	一	七		八				二	三
南遼東	一	四		六		四		八	一
海黄	三	一		四		一		一	三
南平壌	二	一		三				一二	六
北平壌	二			二				八	二
鴨緑江原								六	
南咸鏡	一	四		五				八	
北咸鏡				一				二	
不明									
計	一七	二四	一	四二	三八	一九	一	六五	二〇

學校部科 / 道別	岩倉鉄道學校	東京獣医學校	日本獣医學校	麻布畜産獣医學校	東京府立園藝學校	東京府立織染學校	開進教理學校				研数學館	
							計	英教科	数學科	英語科	数學科	英語科
東京	五						一		一		、	一
北海道							二	二				
南九州	六						一			一		二
北九州	五		二				一		一		四	二
南金州	一〇			一	九		一四	八	四	一		一
北遼東	八						四	一	二	一	十	一
南遼東	四				一		九	三	六		一	四
海黄	五			一			二			一		
南平壌	一三			一	三		八	六	二		一	
北平壌	五			一	三		一		一		二	
鴨緑江原	一		一				二		二			
南咸鏡	一〇				三		一三		六	三		一
北咸鏡	三			一			四		三	一		
不明												
計	七五	一	六	四	一八	一	六〇	二四	二八	八	一四	一五

學校部科 ＼ 道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
研究科															
教員養成所															
講習會															
計	一		二		一	一	一	一	一	一					四
6 語學															
正則英語學校	一五	三	三	大	一五		七								三〇
國民英學會	一	一	一	一	三		一	一	二	一	三	一	一		一三
普及英語學校	二	一	二	三	二		一	二	一						一〇
日進英語學校	三	一	一	一	二		一	一	一		二				一二
三田英語學校					二		三	二	三						一〇
日白英語學校	一														一
獨逸語專修學校															

學校部科 ＼ 道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
アテネフランセ	二														二
第一外國語學校	一一	三			一										一七
7 豫備校															
開成豫備學校		二			三			二			一				一一
正則豫備學校	二														二
行政科															
高等試験科															
教理科	二				一										三
豫備學校 中學科	二	一	三	一	九			三			一				一八
中學專修科	三				三			一							八
學校 教員養成科	一				一										二
計	一〇	一	一	一	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八
大正高等豫備學校															
國民中學會高等學備校															

学校部科 ＼ 道別	8	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
日本女子大学	国文学部	2														2
	家政学部	1														1
	師範家政学部	1														1
	社会事情学部 女工保全科	1														1
	〃 児童保全科															
	計	5														5
東京女子大学高等学部		1														1
東京女子高等師範学校	文科	3														3
	理科	2														2
女子美術学校		5														5
東京女子医学専門学校		1														1
東京女子歯科医学専門学校																
帝国女子医学専門学校		2														2
女子英学塾		1														1
女子音楽学校		1														1
共立女子職業学校																
東京府立第高等女学校		1														1
精華高等女学校																
錦秋高等女学校																
帝盟松高等女学校																
富士見高等女学校		2														2
		4	4	1	14	2	3	3	3	3						44

学校部科 ＼ 道別	8	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
女子美術学校		5														5
東京女子医学専門学校		1														1
東京女子歯科医学専門学校																
帝国女子医学専門学校		2														2
女子英学塾		1														1
女子音楽学校		1														1
共立女子職業学校																
東京府立第高等女学校		1														1
精華高等女学校																
錦秋高等女学校																
帝盟松高等女学校																
富士見高等女学校		2														2
		4	2	1	3	1	3	1	2	5	2	4	9			42

道別 / 学校部科	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尚北道	慶尚南道	黄海道	平安南道	平安北道	咸鏡南道	咸鏡北道	不明	計
日本女學校													
東洋英和女學校													
日本女子商業學校													
女子學院													
大成學館													
合計 男	一九八	六〇	七九	一三四	三二一	一六八	二七五	一〇二	一四四	四六	二五	九〇	二〇
合計 女	二九		一		二	二	五	八	一六	一	五	二	八四
合計 計	二二七	六〇	八〇	一三五	二一三	一七一	二八〇	一一二	一六〇	一四七	一三〇	九二	二〇六
在籍者ノ比率 順位	二	一一	一一	八	九	六	一	九	四	七	一三	一〇	
在籍者ノ比率 率(千人ニ付)	一一二	二九	三九	六二	一一六	八四	三九	五五	一〇八	七七	二三	一〇九	四五
合計 男	一九八	六〇	七九	一三四	三二一	一六八	二七五	一〇二	一四四	四六	二五	九〇	二〇
合計 女	二九		一		二	二	五	八	一六	一	五	二	八四
合計 計	二二七	六〇	八〇	一三五	二一三	一七一	二八〇	一一二	一六〇	一四七	一三〇	九二	二〇六
在籍者ノ比率 順位	二	一一	一一	八	九	六	一	九	四	七	一三	一〇	
在籍者ノ比率 率(千人ニ付)	一一二	二九	三九	六二	一一六	八四	三九	五五	一〇八	七七	二三	一〇九	四五

各道人口ノ比率	人口	率(百万人ニ付)	順位
	二、六四三、三五五	一二九	五
	二、九四三、三五五	七八	一二
	二、九四三、三五五	九九	八
	二、九四三、三五五	一〇一	一三
	二、九四三、三五五	一一〇	七
	二、九四三、三五五	七九	一〇
	二、九四三、三五五	一五七	四
	二、九四三、三五五	八三	九
	二、九四三、三五五	一九五	一
	二、九四三、三五五	一二三	六
	二、九四三、三五五	三九	一三
	二、九四三、三五五	一七五	二
	二、九四三、三五五	一六八	三
	二、九四三、三五五	一二五	

註 アラビア數字ハ女ヲ示ス

第五表ト第六表トノ間ニハ、始ント七百餘名ノ差アルハ、上記ノ如ク第五表ハ居住者本人ニ付イテ調査シ、第六表ハ學校ノ學籍簿ニ依リ調査シタルモノナルヲ以テ

一、第五表ニ就イテハ多少ノ誤調査漏レヤ保シ難シ

二、第六表ニ對シテハ單ニ學籍ヲ異ニスルノミニテ帰鮮シ通學セサルモノアリ、又學校ニ於テモ帳簿整理不完全ナルモノアリテ如斯差異ヲ生シタルモノナリ。

故ニ在京シテ學籍ヲ異ニスルモノ實數ハ第五表ヨリ表ハレ稍ミヤ數ナルヘシ。

尚第六表ニ就テ、修學科目別ヲ見ル二第七表

ノ通リニシテ、専門學校以上ノ在學者ニ付キ、其ノ四割七分ハ法律、政治、經濟、社會科ノ在籍者ニシテ、醫、農、商、理工等實業方面ノ在籍者ハ僅ニ二割ニ過キス。之カ在籍者總數ニ對スル比率モ、前者ノ二割二分ナルニ對シ、後者ハ九分五厘ナルカ如ク大正十一年ニ於テハ、學生總數ノ三割六分ハ法律、政治、經濟、社會科ノ在學者ナリキ。其ノ原因ハ多々アルヘシト雖(一)鮮人ノ學力程度低ク醫、農、理工等ノ如キハ學力ノ銓衡嚴重ニシテ入學困難ナルヲ以テ、其ノ點ニ於テ入學容易ナル法制經濟等ヲ志スニ至ル

者多キコト其ノ主因ニシテ、(二)官尊民卑ノ風習尚青年ノ腦裡ヲ支配シ居レルコト、(三)鮮内産業ノ發達未完カラス、理工科等ヲ卒業スルモ益当リ就職ニ困難ナルコト等ヲ挙ケ得ヘシ。仍テ大正十一年ニ於テハ法律經濟等ノ在學者カ學生總數ノ三割六分ナリシニ本年ニ於テ二割二分ニ低下シメル、文化ノ發達ニ伴フ當然ノ歸趨ト、朝ヘ喜フヘキ現象ナリト謂フヘシ。

第七表

在京朝鮮留學生修學科目調查表

專門學校以上

科別 / 道別		法科	政治経済科	社會科	商科	文科	哲學科	宗教科	音樂	美術	醫科	理科	工科	農科	英語	体育	家政	高等學校（大學予科ヲ含ム）	小計		
																			男	女	計
京畿	忠北	三〇	一二	四	一二	五七	三	一	1	五	3四	六	二	二	1三	三	1	1九	一〇三	二	一〇五
忠南	北	七	七		四	三					一	一	一	二	一			一	二六		二六
全北	南	三	九	四	四	三			1		三	一	一	一	一	一		三	三七	一	三八
慶南	北	一六	一四	二	四	六	四				二	三	三	一	一	一	1	一〇	六八	一	六九
慶北	南	二七	一三	七	四	五	一				1三	二	二		一	一		五	七三	一	七四
黃海	北	一九	一五	四	九	四		三			二	四	一		二	一		一五	七二	一	七三
平南	南	三五	二七	四	二	四		七			1	九	二	一	三	一	1	四	二六	一	二七
平北	北	一二	五	四	二	四			1		四			一	一	一	2	八	四〇	四	四四
江原	南	三三	一四	四	六	五	一				3九	四	一	一	一	四	5	一五	五〇	一〇	六〇
咸南	北	一八	七	四	五	一二					2五	二	一	一	二	一	1	一三	六五	四	六九
咸北	原	三三	三	一	二	三		一			1				二	一		一〇	二五	一	二六
不合	南	一二	一一	一	一	一					三	七	一	一六		一		一八	二三八	三	二四一
	北	二五	一二	二	一三	一		三	一		二	五	二					六	四二	一	四三
	明	二六	一四	七	四	四					一								二〇		二〇
計		二五八	一一四	三五	四一	五五	九	一五	1三	五	11九	四〇	二四	一六	一七	一三	15	1八	一二八	四九	一七二
卒業ノ外ニ在學中ノ學生數ヲ附ス		一四五	六五	二七	三六	七四	三	二五		二	11〇	四一	二五	一六	一七	二四	15	一三二			
卒業ノ外ニ在學中ノ學生總數ヲ附ス（千人ニ付）		一二七	六五	二七	三六	七四	三	二五		二	一九	二〇	一二	八	八	一四	7	大三	四五五		四八〇

第八表（參考）

科別 / 道別		京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	不明	計
中學校		五	二	一	一	二	二	八	一〇	八	天	三	二	四		二一二
豫備學校		五	五	一	二	二	二	八	九	九	九	一	四	二		一五一
數理學校		一			一	四	二	大	二	九	一	二	大	三		二八
商業學校		四	一	六		二	一〇	二	一三	一〇	六	一	四	二		一〇三
工業學校		一三	大	大	八	二	二	二	一五	一〇	六	三	二	五		二八二
電氣學校		三			大	八	二	一	一三	一五	一〇	一	二	一		一五一
獸醫學校					二		一	一	一	一	一		一	一		一一
園藝學校						五										一二
英語		二	八	八	二	三四	二七		三五	一五	二	一	一九	一		二三九
其他ノ語學		二	一													一二
女學校		5			ノ		2	4	4	6	8		3	ノ		35

小計				合計		
男	女	計		男	女	計
九三	八	一〇二		一九八	二九	二二七
三四		三四		六〇		六〇
四二		四二		七九	一	八〇
五六	一	五七		一三五	一	一三六
一三九	一	一四〇		二一三	二	二一五
九二	二	九四		一六一	二	一六三
一四九	四	一五三		二七五	五	二八〇
六四	四	六八		一〇五	八	一一三
一〇二	六	一〇八		一七八	一六	一九四
七九	八	八七		一四四	一四	一五八
一九		一九		四七	一	四八
八八	三	九一		二二〇	五	二二五
四ノ	一	四九		九二	二	九四
				二〇		二〇
一、〇一四	三五	一、〇四九		一、九三七	八四	二、〇二一

在京朝鮮留學生修學科別調查表（大正十一年）

科目	人員	比率（千人ニ付キ）	備考
法科	三五一	一七九	
政治經濟科	二四一	一二六	
社會科	一一二	五八	
文科	二八	一五	
文化學科	五二	二八	
哲學、宗教科	四九	二六	
音樂	一八	一〇	
美術	一六	八	
美學	一九	一〇	

師範科	五三	二八	
商科	七九	四二	
數理科	四二	二二	
電氣科	一九	一〇	
家政科	五	五	
醫科	三三	一七	
英語	四八六	二五四	
其他ノ語學	一三	七	
高等學校	二七	一四	
中學校	一七二	九〇	
其他	九七	五一	
計	一、九一二		

第四項　學生ノ分布狀況

學生ノ分布狀況ハ第九表ノ如ク、豊多摩郡ノ四百四十八名最モ多ク、神田區ノ百九十八名、北豊島郡ノ百八十九名、牛込區ノ百六十八名ヲ主トシテ神田、錦町警察署管内ニ集中シ居リシモ、震災後殆ンド全部隣接郡部ニ流動シ、其後復興事業ノ進捗ト共ニ再ビ市内ニ轉居スル者多シト雖、尚隣接郡部ニ戸塚、高田、中野警察署管内ニ居住スル者多シ。蓋シ學生ノ住居ヲ定ムルニハ學校ヘノ遠近、電車ノ便否、下宿等借入レノ難易、苦

學生ニアリテハ就職場所ノ都合等ヲ參酌スルガ故ニ、東京市内ノ下町方面、之ニ隣レル南葛飾、南足立及荏原ノ諸郡ハ商業地帶若シクハ工業區帶ナルヲ以テ、又等シク山ノ手ナルモ麻布、赤坂、四谷方面ハ下宿等ノ借入レニ困難ナルカ故ニ居住者少ナク、之ニ反シ學校多キ神田區一面神田、錦町署管内及通學ニ便利ニシテ下宿、素人下宿ノ借入レ容易ナル早稲田、戸塚、高田署内ニ多シ。

第九表

大正十四年十月末 在京朝鮮留學生各署分布表

區郡署 / 種別			麹町		麹町日比谷		神田錦町		神田西神田		神田外神田		日本橋久松		日本橋堀留		日本橋新場橋	
學生	學生	男	五五				二一		九〇									
		女	二															
	苦學生	男	三二		一		一七		四二						一		三	
		女																
	計	男	八		一		三八		一三二						一		三	
		女	二															
		計	九〇		一		三八		一三二						一		三	
未入學者		男	一三				一〇		一八								一	
		女																
合計		男	一〇二		一		四八		一五〇						一		四	
		女	二															
		計	一〇三		一		四八		一五〇						一		四	
區郡合計			一〇四				一九八						五					
朝鮮人總數			一八九				四一三						八					

10 三　21　2

區郡 / 種別		學生			未入學者		合計			區郡合計	朝鮮人總數
署		男	女	計	男	女	男	女	計		
麻布	鳥居坂	二	一	三			一三	一	一四	一六	二一
	六本木	二	二	四	一		九	二	一一	二五	一三
赤坂	表町						四		四		
	青山	七		七			二		二	一六	三
芝	愛宕	三		三			五		五	二一	一〇
	三田	二		二			六		六		
	高輪						五		五		
京橋	築地				五		六		六	一三	一四
	北紺屋						一		一		
	月島	一		一			一		一		

區郡 / 種別		學生			未入學者		合計			區郡合計	朝鮮人總數
署		男	女	計	男	女	男	女	計		
四谷	四谷	九		九			一一		一一	二一	一四
牛込	神楽坂	一四	一	一五			二四	一	二五	四一	二六
	早稲田	五九	六	六五	一一		七〇	六	七六	一六八	二七〇
小石川	富坂	二二	一	二三	一		二三	一	二四	四四	一八八
	大塚	二九		二九	一〇		三九		三九		
本郷	本富士	五七	二	五九	六		六三	二	六五	一九三	一六六
	駒込	一八	一	一九	二		二〇	一	二一		
下谷	上野									一九	一六
	坂本		四	四	一		一四	四	一八		
	谷中	二		二	四		六		六	二四	一三
浅草	象潟										
	日本堤	三		三	二		五		五	一四	一二

區郡 / 署	種別	草		木			深川			
		南元町	文京町	柏生	太平	穂波	向島	西平野	扇橋	洲崎	水上
學生	男	六	四	一					四	一	
	女										
	男	六	四	五		五	一	一三	三	一	
	女										
	男	六	四	六		五	一	一三	七	二	
	女										
	計	六	四	六		五	一	一三	七	二	
未入學者	男	一	一	三		三		五	四	一	
	女										
合計	男	七	五	九		八	一	一八	一一	三	
	女										
	計	七	五	九		八	一	一八	一一	三	
區郡合計				一八					三六		
朝鮮人總數			18	八五三		43			三一四	31	一

計	在原							豐多摩				
	品川	大崎	入森	蒲田	世田谷	目黒	渋谷	千駄ヶ谷	代々幡	戸塚	中野	
四一三	二九	一	一二		一九	七	一九	二二	二一	二〇	五五	
三〇二五	二		四				七	一	一	五二	五四	
六六		七			八	一〇	九	二	四	二〇	五四二	
三〇六九	二九	八	一二		三	一七	二八	二	一六	一四〇	九五	
一六九	二二	八	一六		三五	七	一三	一	一七	一四五	一〇〇	
三六	二	六			三	二	四	八	一	一三	七二	
一					一		一			一	四	
一八〇五	二二	一四	一三		三〇	一九	三二	三〇	一七	一五三	一八八	
二一六	二		四		一		八四	一	一	六	九	
一八六	三五	一四	一四		三一	一九	三一	一一	一八	一五九	一七七	
八三六												
一三七〇												
一三七〇												
一三七〇

種別 / 郡署		北豐島									王子町
		澁谷	巢鴨	高田	王子	瀧野川	尾久	板橋	南千住	日暮里	千住
學生	男	一三	二	四九		五		七	一	一	
	女		二	四		一		一	一		
	男	五	二三	二	三	一四	三	一	五	八	二
	女										
計	男	一八	五。	五一	三	一九	三	九	六	九	三
	女		二	四		一		一			
計		一八	五二	五五	三	二。	三	一一	七	九	三
未入學者	男	四	七	五		三	五		一	五	一
	女										
合計	男	二二	五七	五六	六	一二	八	九	七	一四	四
	女		二	四		一		二	一		
計		二二	五九	六。	六	一三	八	二	八	一四	四
區郡合計						一八九					四
朝鮮人總數						一六五 179					九六 11

種別 / 郡署		南葛飾				北多摩		西多摩		計	合計
		寺島	龜有	龜戶	小松川	八王子	町田	府中	田無	青梅	五日市
學生	男					一		二			
	女	一		四							
	男	三	一	四				一			
	女										
計	男	三	一	四		一		四			
	女	一		四							
計		四	一	八		一		四			
未入學者	男			一							
	女										
合計	男	三	一	五		一		四			
	女	一		四							
計		四	一	九		一		四			
區郡合計		四				一		四			七七四
朝鮮人總數		九二 47				一五七 15		五五。 58		一二。 11	一六一。 一〇六五四

第五項　學生ノ生活狀態

一般學生ハ普通ノ下宿、若ハ賄付ノ素人下宿ニ居住スルモノト自炊居レルカ下宿料ハ土地ニ依リ家ニ依リ著少ノ高低ヲ免レサルモ、普通食料、間代ノミニテ七八圓（三食）乃至廿五六圓、其他ノ雜費ヲ加フレハ下宿料ノミニテ四十餘圓以上ヲ要スヘク、月謝其他ノ費用ヲ合計セハ八五十圓乃至八九十圓ノ學費ヲ要ス。

又此統計ニ苦學生ニアリテハ殆ト室（一疊一圓五十錢乃至二圓）ノミヲ借リ受ケ附近ノ食堂ニテ食事スルヲ常トシ、此等ノ者ハ食費ハ一ケ月十二三圓ニテ辨スルヲ得ベシ。

第十表

在京朝鮮留學生住居調査表（大正十四年十月）

種別 / 住居別		學生			苦學生			求學者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
普通ノ下宿ニ居住スル者	(賄)	三二丈	七	三三	七三	一六	七三。	一六			兗丈	二五六	七八
右ノ内	(ノ間)	九		九	二		二				一一		一一
素人下宿ニ居住スル者	(賄)	一九。	二	二一	二四一		二四二	二二		二二	二三	一二	二六九
間借ノミヲ自炊スル者		六八	一五七七	八五	一五七七		一五七七	一八一		一八一	一六三	一六九	一六九
室ノミ借リ居ル者		一四九	二	一五一	二		二				一五一	二	一五三
一戸借受ケ居住スル者		八四	五	八九	二三三	二	二三五	七三		七三	三三天	二	三三五八
學校寄宿舍ニ居住スル者		四一	一七	四一七	一三三	五	一三八	四六	六	四六	一六九	二一	一九〇
鶏林莊（相愛會ノ朝鮮學生收容所）ニ居住スル者		四一	一七	四一七	一三三	五	一三八	四六	六	四六	一六九	二一	一九〇
		三天			五九						一六四		
		七八			二八三			四五			三三七		
			四一七	四一七		二八五	二八五	五一六。		五一六。		四一七	四一七
		七八	五八	七八	一三三	七三	一四七	一八一		一八一	一三五	五八	一九三
		四七		四七	一五一三八		一五一三八	一六三		一六三	一六九二		一六九二
			四一七	四一七		三五	三五	一六三		一六三		四一七	四一七
		一五	一七	一三五	二三五八		二三五八	一六三		一六三	一九〇	一七	一九〇
			五八	一三五				一六三		一六三		五八	一九三

第二章　學生ノ思想傾向

序言

管下ニ於ケル朝鮮人ハ、上述ノ如ク其ノ69%ハ勞働者ナルガ、彼等ハ殆ンド無教育ニシテ生活難ノ爲メ渡來シ、衣食ノ資ヲ得ルニ急ニシテ、他ヲ顧ルノ遑ナク、從而民族問題殊ニ社會問題等ニ對シテハ殆ンド無關心トモ謂フヘク、平常一定ノ主義主張ニ依リテ、自發的ニ行動スルカ如キコト鮮シ。然レトモ一部有識階級ノ思想行動カ、能ク大衆ノ運動ヲ左右シタル事例ハ東西古今夥々アルノミナラズ、頃者運動ノ大衆化ハ

種別 / 住居別	學生		計	未學者		計	合計
	男	女		男	女		
雇人經營寄宿舍ニ居住スル者		四	四				四
新聞取次店住込				四		四	四
雇人トシテ住込				五一		五一	五一
飲場ニ住居スル者	四		四	三	大	四	八
其ノ他				四	大	四	八
合計	八三	七一	一三八	二四四	二八	一五二	二九〇

左傾派ノ口ヲ極メテ叫ビツヽアル処ナルヲ以テ、在京朝鮮人ニ就テモ亦自余千六百名餘ノ學生ノ行動ハ、彼等全部ノ行動ニ重大ナル意義ヲ有スルモノナリ。

抑現今内地人ノ學生運動ハ、社會運動ノ一部ノ反映ニ過ギサルモ、在京鮮人學生ノ運動ハ之ト多少其ノ趣ヲ異ニシ、恰モ叙上ノ如ク在京鮮人ノ大多數ハ無智ノ勞働者ニシテ、少數ノ學生ニ依リテ諸種ノ運動ヲ指導左右セラレツヽアルヲ以テ學生運動ハ一般ノ鮮人ニ對シ在京鮮人留學ハ概ネ十七八歳乃至二十歳未滿ノ青少年ニシテ、容易ノ道ル所其ノ行動ハ、理論ニ趨リテ實際ヲ思ハス、熱情アレトモ思慮足ラズ、動モスレハ狂噪ニ陥ルカ故ニ、其ノ思潮カ鮮内朝鮮人一般ノ思想ニ、幾何ノ影響ヲ及ホスヘキヤハ、頗ル疑問トスルノミナラス、卒業後實社會ニ出ツレハ、環境ニ左右セラレテ、其ノ思想モ多少緩和セラルヽモノ多カルヘキハ推察スルニ難カラサレトモ、在京留學生ハ、將來朝鮮ノ中堅トナルヘキモノナルヲ以テ、其ノ思想傾向ノ推移ニ就テハ、深甚ナル注意ノ要アリ。

第一項　鮮人學生思想ノ根柢

日韓併合ハ『常ニ韓國カ禍亂ノ淵源』タルヲ以テ『東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ』『韓國』『民衆ノ福利ヲ增進セムカ爲メ』『時勢ノ要求ニ應スル』ノ『已ムヲ得サル』ニ出テタルモノナルコトハ、日韓併合ニ關スル詔書ニ昭カナル所ニシテ、之ニ依リテ東洋ニ於ケル禍根ヲ杜絶シ、戰亂ノ災禍ヨリ救ヒテ、克ク平和ヲ維持シ、之ニ依リテ朝鮮ニ於ケル敎育、產業、交通、衞生、社會救濟、其他各方面ニ亘リ、面目ヲ一新シテ朝鮮民衆ノ福祉ヲ增進シタルコトハ、勝然タル所ナルモ、彼等ハ自己國民性ヲ顧ミズ、世界ノ大局ヲ察セス、徒ニ之ヲ以テ日本ノ帝國主義、資本主義ニ侵略征服セラレタリ

トシ、行住座臥日本ノ羈絆ヲ脫セムコトヲ冀ヒ、其ノ胸底ニ鬱積セル亡國ノ悲憤ハ、事ニ臨ミ機ニ觸レテ發露シツヽアリ。

（大正七年十月廿六日學友會主催新渡來學生歡迎會席上ニ於ケル演說ノ一節）

校學生白南圭ハ『我等』ハ朝鮮人ニシテ日本人ニ非ストイフコトヲ終始腦裡ニ印象セサルヘカラス……』トテ新渡來學生ヲ激勵シタルコトアリシカ、斯ル思想カ八年後ノ今日ト雖、尙朝鮮學生ノ腦裡ニ浸潤セル所ニシテ、東洋大學生元亨坤カ『我等カ自由ヲ回復セントセハ、鐵條網ヲ絶チ切ツテ出ネハナラス』又、『英國米國日本ノ如キニ比較セハ、富豪モ何モ無イト云ツテモ過言ヲハナイ、朝鮮人ハ皆一樣ノ勞働

者ヲアル、朝鮮人ハ社會思想ヲ研究シテモ、何ヲシテモ朝鮮人ヲアルト云フ自覺ヲ忘レテハナラヌ……」（大正四年六月廿七日成興青年會講演會席上ノ講演ノ一節）ト云ヒ、又東京商科大學生姜錫天ハ本年六月十八日學友會雄辯會席上「朝鮮中心論」ト題シ「……我等兄弟ハ力カナイナハナイ、有ルニシテモ我等ハ自由ニ力ヲ求ムルコトカ出來ナイ、我等ハ團結シテ日々思テ居ル一件ヲ成功セシメネハナラヌ……」ト論シタル如キ、以ヲ彼等ノ民族國家思想ノ根底深キヲ知ルヘク、此ノ民族意識ハ時代ニ依リ人ニ依リ、濃淡深淺ノ差コソアレ、或ハ未現ニ露骨ト婉曲トノ相違コソアレ、職業、年齢、男女ノ別無ク之ヲ有セサルハナク、殊ニ歐洲大戰ノ影響ノ如キ各國ノ思潮ニ大變革ヲ來タシ、弱小民族ノ獨立解放ハ、愈々彼等ノ獨占ノ觀ヲ爲リ、更ニ大正十二年九月震災時ニ於ケル、鮮人ニ關スル不祥事件ハ、其ノ異常事變ノ除ノ出來事タルヲ寛容スルノ徒ナク「日本人ハ如何ニシテ一視同仁ヲ口ニシ、内鮮融和ヲ説クトモ、尚我等トハ異民族タリトテ益々彼等ノ民族意識ヲ濃厚ナラシムルニ至レリ。

勿論民族意識ハ一ノ流動概念ニ過キサルノミナラス、近年朝鮮人ノ階級意識漸次明確トナリ、彼等ノ民族意識モ少緩和セラレタルカ如キ

外観無キニ非ス。然レトモ民族意識又ハ國民意識ハ、長キ歴史ノ進化ニ依リテ植エ付ケラレタル、殆ンド本能的ナルカ故ニ、民衆ノ階級意識ノ自覚ニ依リ、直チニ民族意識ヲ壓倒シ、之ヲ稀薄ナラシムルカ如キ事ハ、想像シ得ラレス。依然彼等ノ民族國家思想ハ濃厚ニシテ、事ニ觸レラ發露セスンハ已マス。　項者

葱起セル左ノ事件ノ如キ、這般ノ消息ヲ窺フニ足ルモノアリ。

一、昨年十月早稲田大學鮮人同窓會ニ於テハ、全校政治經濟科學生金松殷（全小全楚）カ、國民新聞副社長阿部充家ヨリ、又早稲田第一高等學院學生丁雄（忠南青陽）カ、朝鮮總督府學務部後吉ヨリ、各ミ學資ノ給與ヲ受ケツヽアルハ、朝鮮人トシテ實ニ的行ナリトシテ、除名シタルノミナラス、之ヲ昨年十一月學友會定期總會ニ報告シタルヲ以テ、同會ニ於テモ右兩者ヲ除名シ、更ニ内地人ヨリ學資ノ補助ヲ受ケル者、朝鮮總督府官費生ヲ調査糾彈スルコトハ、韓昌祐、金聖級、李康濟、李憲ノ四名ヲ委員ニ挙ケ調査シタルモ、其後委員ノ卒業等ニ依リテ、龍頭蛇尾ニ終リタルコトアリシカ、本件ノ如キ青年學生ノ氣分的衝動ニ過キサルカ如キ

モ、又以ラ彼等ノ思潮ノ一班ヲ窺ヒ得ヘシ。

二、本年二月、日本活動寫真株式會社ハ、今春大阪、東京朝日新聞ニ連載セラレタル『大地は微笑む』ヲ映画ニ撮影シテ興行シタルカ、其ノ場面中朝鮮部落ヲ背景トシ、鮮人ノ迷心的所作ヲ描寫セルノアリシカハ、早稲田大學朝鮮留學生ハ之ヲ以テ朝鮮ノ美風良俗ヲ無視侮辱スルモノナリトシ、同社ノ撮影監督ヲ訪問抗議シ多大ノ諒トシテ憩談ノ末、圓滿解決シタリ。

三、明治大學政治科學生小林儀光ハ、學友金學圭（全北錦山）ノ勧誘ニ依リ、本年三月休暇ノ

除、京城、全北等ニ到リ、親シク其ノ民情ヲ視察シ、帰来同年五月『朝鮮のいろ〳〵』ト題シ、其旅行感想談ヲ明治大學新聞學會發行ノ駿臺新報ニ掲載シタルカ、其ノ一節ニ朝鮮内經濟ノ幼稚ナルコトヲ略述シ、最後ニ『〜体何が故に斯くも幼稚であらうか、試みに其の衣食住を見よ、美術化せさる衣服、猫狗に等しき食事、原始的ある土窟の如き住宅、悉く經濟の發達せさる理由とならさるものはない――ト』結ヒ鮮人ノ生活狀態等ヲ忌憚ナク如實ニ記述セシカハ、忽チ同大學鮮人留學生ヲ憤激セシメ、同大學鮮人學生

同意會ニ於テハ、臨時總會ヲ開催シ、協議ヲ
重ネタル結果、調査委員金熙善（咸南、北青）河
箕楨（慶南、晋州）等ハ執筆者小林ト會見シ、若
シ要求ヲ容レスムハ、暴行ニモ出ヲ兼ネ聞
敷キ氣勢ヲ示シタルニ依リ小林モ事件ヲ
圓カ上ニモ紛糾セシムルヲ好マスシテ、右
文中猶幻云々等、鮮人側ヨリ不穏当ト指摘
セラレシ箇所ヲ取消スコトヽシテ落着シ
タリ。

四、早稲田大學助教授淺見登郎ハ、曾テ米國コ
ロムヒヤ大學ニ留學中、偶〻華府會議ノ際
渡米シタル、故横田千之助ノ依囑ニ依リ、在

米鮮人ノ實狀ヲ調査研究シタルコトアリ
シガ、帰朝後本年五月發行ノ『早稲田大學政
治経濟學雜誌』第一號ニ『歐米人の日本植民
政策批判に就いて』ト題シ、歐米人カ日本ノ
殖民政策ニ對シ觀察ノ誤レルヲ指摘シ、日
本植民政策ノ根本ハ同化政策ニシテ、一視
同仁、平等主義ノ道徳的基礎ヲ有シ、朝鮮ガ
併合前ニ比シ教育、産業、交通、其他面目ヲ一
新セリトテ日本ノ殖民政策ニ對スル歐米
人ノ見解ノ皮相ナルヲ論難スル処アリシカ、
同大學鮮人學生ハ之ヲ以テ朝鮮ヲ誤ルコ
ト甚シク、官憲ノ意圖ニ迎合セムトスルモ

ノナリト云、交渉委員ニ韓林（咸南咸興）高椋三（全南濟州）劉珏錢（黄海海州）ヲ挙ケ、右三名ハ六月十九日同大學零門部長五来欣造及故授中野登美雄立會ノ下ニ、浅見助教授ニ會見シ談論文カ事實相違ノ點多々アリ云々トヲ其ノ取消シヲ迫リタルモ、同助教授ハ苟モ學者ノ學理的及證ナキ限リ取消スコトヲ得ストヲ拒絶シタル為メ、交渉委員ハ口角泡ヲ飛ハシテ激昂離詰シタリシモ、立會ノ五来、中野教授ノ慰撫調停ニ依リ未解決ノ儘會見ヲ了リタルガ、其ノ後此ノ問題ニ對スル學校側ノ態度強硬ニシテ、朝鮮學生カ強ヲ其ノ主張ヲ貫カムト欲スルニ於テハ、其ノ退學ヲモ敢テ辞セサルカ如キ模様ナリシカハ、鮮人學生モ遂ニ我ヲ折リ蛇尾捧ハスンヲ其ノ儘トナレリ。

第二項　學生思想ノ變遷

鮮人思想ノ変遷ヲ討スルニ概ネ三期ニ分ツヲ得ヘシ。即チ大正六年末合入年初頭ノ交迄ヲ第一期トシ、獨立運動後大正十年十一月華府會議迄ヲ第二期トシ、爾後今日ニ至ル迄ヲ第三

期トス。

(イ) 第一期

日韓併合以来朝鮮ニ於ケル教育、産業、其他諸般ノ施設改善ノ文物ハ、全然面目ヲ一革シ、殊ニ曾テハ土地ヲ自己ノ名義トナシ置カハ、誅求セラルヽノ慮アルヲ以テ、他人ノ名義トナシ置クカ如キ、風習アリシ程ナルニ、今ヤ生命財産ノ安固昔日ノ比ニ非ス、内外共ニ日本ノ朝鮮同化政策ノ、成功ニ驚嘆セルモノアリキ。

然レトモ之等ハ単ニ表面ノ事ニシテ、其ノ裏面ニ潜在スル騒流ハ、勿論キモノアリ。蓋シ四千年ノ長久ナル歴史ヲ閲シ、錦繍江山、二千萬同胞

ヲ有スト自負スル朝鮮國民ノ、民族思想ハ濃厚ナルノミナラス、凡ソ一國文化ノ要素タル言語、宗教、風俗、習慣、其他百般ノ制度ハ其ノ國家民族特有ノ民族精神ノ、発露ニシテ、其ノ根サス處深ク且遠キカ故ニ単ニ外形ノミ整備スルトモ、其ノ裏面迅速短時日ニ同化セシメムコトハ、至難ト謂フヘク、彼等ノ民族精神ハ抑壓セラルヽモ非ズ。却テ其ノ反抗意識ヲ濃厚ナラシメ之ヲ在京鮮人學生ニ就ヲ見ルニ、大正七年中學友會主催雄辯會、新渡學生歓迎會、卒業生送別會、其他重ナル十數回ノ集會ノ際ニ於ケル主要ナル人物ノ演説五十二回ニ就キ其ノ内容ヲ調査

レタルニ

主トシテ民族問題ヲ論ジタルモノ　四十回
〃　社會問題ヲ論ジタルモノ　四回
〃　宗教哲學ニ關スルモノ　三回
其ノ他　五回

ニシテ日本ノ覊絆ヲ脱セムト露骨ニ論ジ、或ハ婉曲ニ諷刺シ其ノ論議ヲ中止セラレタルモノ一再ニ止マラス。

之ヲ要スルニ、本期ハ鮮人獨立思想ノ沈潜時代トモ稱スルヲ得ヘク、表面平靜ノ觀アリト雖裏面ニ於ケル不穩ナル空氣ハ、機ニ觸レテ勃發セムトスルカ如キ狀況ナリキ。

(四)　第二期

歐洲大戰ハ獨逸ノ軍國主義ニ對スル英佛ノ民本主義ノ爭鬪ナリトセラレ、我國亦英佛側ニ加担シタルコトトテ、歐米デモクラシーノ思想ハ澎湃トシテ我國ノ上下ヲ風靡シ、明治四十三年大逆事件以來、殆ト屏息シテ僅ニ餘喘ヲ保チシ社會主義者、無政府主義者等ハ一齊ニ擡頭シタルノミナラス、大正六年十一月ノ露國革命、大正七年八月ノ米騒動等ハ益ミ思想界ヲ刺激シ、我國ノ社會狀態――殊ニ思想界ハ異常ノ混亂ヲ來タセリ。

如斯世界思潮ノ動搖――就中我國思想界ノ

要調ヲ、鮮人ノ思想ニ影響ナクシテ已ムヘキニ非ス。

加フルニ大正七年末欧洲大戦ノ終熄ト共ニ、米國大統領ウヰルソン氏ノ議會ニ於ケル和條件十四箇條ヲ提示シ、正義人道、民族自決ヲ高調シ、翌年一月親シク巴里講和會議ニ臨ミ恰モ之カ盟主タルノ觀アリシカハ、忽チ世界各国ニ及響シ、欧洲ニ於テハ弱小民族ノ復興獨立スルモ敢カラサルノ状態ナリシヲ以テ益々鮮人ノ思想ヲ刺激シテ猶火ニ油ヲ注キタルカ如ク、況ヤ熱情溢レ血氣ニ富メル青年学生カ黙視スヘクモ非ラス、既ニ大正七年末ニ於テハ獨立思想ハ鮮人ノ腦裡ニ磅礴セルニ至レリ。之ヲ表面ニ發現セル集會ノ言論ニ見ルモ、即チ大正八年四月三日晴洞宗大學同窓會主催各学校聯合雄辯會ニ於テ崔八鏞、國家民族ノ隆替ハ必スヤモ永久ナルモノニ非サルヲ述ヘ、欧洲大戰終熄ノ時ニ方リ青年ハ大イニ奮起セサル可カラサルヲ說キ、又全年五月四日基督教青年會主催卒業生祝賀會席上、李珠根ハ一死以テ韓國ノ為メニ盡スヘシト祝シ卒業生ニ希望シ、或ハ今年十月五日東洋大學同窓會主催各學校聯合雄辯會ニ於テ金鍾卿ハ愛蘭、印度等カ獨立運動ヲ起セルヲ引例シ米国大統領ノ宣言ナルモノヽ見ルニ此度世界ニ於ケル弱肉強食ノ弊害

ヲ一掃スル為メ参戦セリトノ事ナレバ、朝鮮民族ノ活動モ戦後一アリ、覚悟ヲ定ムルハ今日ナリト論スル等其ノ険悪ノ度ハ愈々深刻ヲ加エ来タレリ。

斯クテ大正八年一月在京鮮人学生ハ学友会ノ名ヲ藉リテ、独立運動ノ準備會ヲ開キ、崔八鉉、金道演、李琮根、宗継白、崔謹愚、金尚徳、徐椅、田栄澤、尹昌錫、白寛洙ノ十一名ヲ選ビテ独立運動ノ事ニ当ラシメタリシカ、右委員ハ其後数回ノ会議ニ於テ、朝鮮独立宣言書、合請願書、決議文ヲ作成シテ各國務大臣、在京各國大使、貴衆両院議長、朝鮮總督、各新聞者等ニ郵送スルト共ニ、同年二月八

日在日本朝鮮基督教青年會館ニ於テ、朝鮮青年獨立團ナル名稱ノ下ニ民族大會ヲ召集セントシタリシカ、當日ニ至リ俄ニ之ヲ変更シ學生大會トシテ韓國獨立ノ宣言ヲ為シ、獨立運動ノ烽火ヲ挙ケシカハ、一波萬波ヲ生ミ、遂ニ全年三月一日朝鮮内ニ於テ獨立騒擾ヲ惹起スルニ至レリ。而シテ其ノ結果ハ果ハ東京ニ於ケル主謀者八名全部検挙セラレ、朝鮮ニアリテモ亦多數ノ犠牲ヲ出シタルノミニテ全ク失敗ニ帰シタリ。

然レトモ本運動ヲ劃セラレ等思想ノ変化ハ著シキモノアリ、獨立運動前ニアリテハ之ヲ論議スルニモ多少遠慮ノ気味アリシモ、其後ハ之

ヲ發表スルニ至リ、彼等モ亦運動
ハ失敗ニ歸シタリト雖、此意味ニ於テ鮮人ノ覺醒ヲ促
進シタル劃時代的ノ事件トナセリ。
斯クテ獨立運動ノ失敗ト共ニ鮮人ノ焦燥不
安ノ念ヲ滿キ、稍ヽ小康ヲ保チタルカ如シト雖
内面ニ於ケル暗流ハ依然累日ト異ナラス、大正
九年仝十年三月一日ハ獨立紀念日ト稱シ、日比
谷公園ニ集合韓國旗ヲ翳シ韓國萬歳ヲ唱フル
等不穩ノ行動ニ出シカハ、所轄警察署ニ檢束シ
タリ。

更ニ大正十年十一月華盛頓ニ於ケル太平洋會
議開催セラルルヤ、在京鮮人學生ハ太平
洋問題ヲ議セムトセハ、朝鮮問題ヲ度外視シテ
ハ意味ヲ成サス、ヤラスヤ議題ニ上ルヘク、又上
海假政府ニ於テモ委員ヲ派遣スル模様ナレハ、
宿望達成ハ此ノ秋トシ、仝松殷、李東濟、方遠成、李
興三、仝敏轍ハ仝年九月下旬頃ヨリ謀議シ李東
濟ノ下宿ニ於テ左記ノ如キ日、鮮、英文ノ獨立宣
言書ヲ作成ノ上、方遠成ハ英ノ一部ヲ携帶渡滬
シ他ノ四名ハ、十一月五日早朝、日、英文ノ宣言書
ヲ朝鮮總督、朝鮮内各新聞社、貴衆両院議長、東京
市内各新聞雜誌社、各大學、内閣總理大臣、各國大
公使、在東京各主義者、及在俱樂部等ニ郵送シ一
面學校會、朝鮮基督教青年會、等ト連繫シ仝日朝

舞基橋教青年會ニ於テ、學友會臨時總會ノ名ノ下ニ集合、右宣言ヲ發表セムトシタリシヲ以テ之ニ署名セル五名ヲ出版法違反トシテ檢擧シタリ。

宣言

平和ヲ愛好シ熱望スル人類ノ天性ニシテ
ヲ裏情ナリ、彼ノ大戰以後國際的ニ社會的ニ民
族的ニ正義ト人道トノ爲メ、各種運動勃發セ
ルハ、即チ之ヲ實證スルモノナリ。特ニ此ヨ
リ見ヲ具体化シ實現セシメムトスルモノハ
今般南進ノ聲盛調會議ナリトス。故ニ本團
ハ正義ト人道トノ平線上ニ立チテ、世界平和

ト朝鮮問題トノ關係ノ眞意ヲ体得シ、同會議
ノ目的カ充分成就セムコトヲ祝祷ス。見ル
可シ、世界平和ハ極東問題ヲ完全ニ解決スル
ニアリ、極東平和ハ朝鮮獨立問題ノ正當ニ解
決スルニアリ、況ヤ同會議ノ中心問題ハ極東
及太平洋治安ニアルオヤ。

本團ハ絶對ノ信念ト希望ト期待トヲ之ニ附シ、其ノ本志ヲ達スル爲メ別條ノ決議文ヲ以テ、華盛頓會議及列国政府ト人民ニ告グ。

決議文

一、朝鮮獨立ハ極東平和ノ圖謀ノ、延ヒテ世界平和ヲ維持スル一大原動力タラムコトヲ確

認ス

二、朝鮮ノ現在情勢ハ、日本ノ所謂韓日併合ノ理由カ其ノ詐偽ナルコトヲ實證ス。

三、朝鮮民族ハ日本ノ支配下ニアリテハ、到底其ノ發達ヲ遂クルコト能ハサルヲ聲明ス。

四、日本カ萬一現行政策ヲ向後繼續セバ、世界平和ハ其ノ保障ヲ得ルコト能ハサルヲ斷言ス。

五、如上ノ理由ニヲ鑒ミ朝鮮獨立問題ヲ討議解決スルコト正當ナリト認ム。

六、列國政府ト人民トハ先ツ、朝鮮獨立ヲ援助スルコトト正當ナリト認ム。

七、本國ハ大韓民國臨時政府代表カ、茲ニ要求スル凡テノ條件ニ贊同ス。

建國四五五四年十一月　日

朝鮮青年獨立團

代表　李康濟

金松岱

方遠成

李興三

金敏徹

右宣言書發表後モ尚運動ノ手ヲ緩メスシテ、其後十數日間同盟休學ヲ為シ、又會議開催日タル十一月十一日ニハ上野、日比谷公園、朝鮮基督

有志會館ニ集合シ、木曜ノ夜ヲ、普成歳ニシテ第ノ旅ス
ヒ今月十四日午後四時ヨリ妻殿ノ學生ハ、東京
許ニ參集セムトシタリシヲ以テ加論退散ヲ
命シ、之ニ應ゼサル者八十餘名ヲ所轄警察署ヘ
送來シタリ。

上記ノ如ク本期ハ鮮人獨立思想ノ熱望時代
ニシテ、遂ニ無ニ之ヲ敢行セムトシタルモノ
成ル處ナク、殊ニ米國大統領ウヰルソンガ正義
人道民族自決ヲ唱フルヤ、之ヲ天來ノ福音ナルガ
如ク隨喜シ、一度獨立ノ宣言ヲ高カハ必ス米國
ノ後援アルモノト思惟シ、今日ヨリ見レハ憤飯

ニ値スルヿ大正八年騒擾事件ノ除ノ如キ、少ナ
ルソンガ飛行機ニ搭乘スヘシトテ京城北
漢山上ニ於テ、之ヲ待チ設クル鮮人多カリシト
云フ、以テ彼等鮮人カ米國ニ對スル期待ノ大ナ
リシヲ知ルヘキガ、而シテ大正八年ノ騒擾ニ就テ
モ公然援助スルカ如キ事ナリ、又革盛頓會議ノ
際ニ於テモ、朝鮮問題ハ日本ノ單ナル内政問題
ナリトシテ鮮人ノ聲ヲ一蹴シ去リシカハ其ノ
期待希望全ク裏切ラレ、幻滅ノ悲哀痛恨ハ彼等
ヲシテ内有セシムルニ至リ、本會議ヲ一轉機ト
シテ鮮人ノ思想ハ再轉スルニ至レリ。

(八) 第三期

華盛頓會議ノ結果ハ、愈々鮮人ノ宿望ニ背反シ、爭フ可カラザル事實ハ思想ノ迷夢ヨリ醒メテ、米國ニ賴ムニ足ラズ、上海假政府ノ爲ス無キヲ知リ、鮮人學生ノ思潮ハ漸次鎭靜スルニ至リ、徒ニ輕擧妄動一時ノ快哉ヲ叫ブモ、却テ當局彈壓ノ手ヲ煩フスルノミニ・ヲ何等ノ實効ナキヲ以テ、寧ロ教育ヲ振興シ、産業ヲ發達セシメ、實力ヲ養成シテ隱忍自重、時機ノ到ルヲ待タムトスル之決シテ獨立思想ヲ放擲シタルニアラズ、唯、其ノ思想ヲ內面化シ深刻化シタルニ過ギズ。

這般ノ消息ヲ諒ルニ足ルモノハ毎年三月一日ニハ、獨立運動紀念日ト称シ鮮人獨立思想ノ熾烈ナルヲ內外ニ示サムカ爲メ、日比谷上野等ノ公園ニ集合シテ騷擾ヲ試ミルヲ例トシタルモ、昨年來數十名ノ檢束者ヲ出タルヤ、ハ斯ル行動ハ反ツテ鮮人ニ對スル反感ノ因ヲ爲シ、何等ノ効果無キヲ自覺シ、屋內ニ於テ靜肅ニ演說會ヲ開催セムトスルニ至レルニ見ルモ、彼等學生ノ思想推移ノ一端ヲ窺フニ足ルモノアリ。

抑モ斯ル鮮人學生思想ノ変遷ハ、鮮內ニ於ケル民心ノ変化ト內地、殊ニ東京ニ於ケル社會運動ノ現實化的傾向ノ及映タラズムハアラ

ス。蓋シ大正八九年ノ頃我國ノ社會主義者、勞働運動者等ハ歐米ノ思想ヲ其儘及譯輸入シ、殊ニ革命的サンヂカリズム、無政府社主義ノ影響ヲ享ケ又露國革命ニ刺激セラレテ其ノ運動ハ理論ニ趨リテ實際ヲ無視シ、我國ニ於テ丈今ニテ革命勃發スルカ如ク思惟シ、主義者ノ態度、運動ノ氣分ヲ狂噪熾烈シテ極メ居リシカ、當局ノ鉄壓ニ依リ一ヲ効ヲ收メレコトヲ、漸ク革命ノ悲夢ヨリ醒メムトシツヽアル折柄大正十一年四月ニ於ケル新経濟政策実施ノ傾向ニ應ジ衛動シテ、大正十一年八月山川均ハ「前衛」紙上ニ過去二十年間ノ日本社會運動ガ大衆ト没交渉

ナリシヲ説キ、斯クテハ「資本主義制度ノ下ニ起ルルニアラズ、先ツ十人カ二十人ノ御定連ガ集ツテ革命ノ翌日ヲ空想シテ氣勢ヲ揚ゲルカ、巡査相手ニ「革命的」行動ヲ以テ一晩ノ檢束ヲ受ケテハ大イニ「及第精神」ヲ滿足サセル位カ、関ノ山ニアラズ、資本主義ヲ否定スルカ實際ニ於テハ、及ハヌ資本主義制度其モノニハ一指シモ觸レ得ラレヌ底ノ屁ト云フ無産階級運動ノ方向轉換ヲ力説シ、又翌年九月大阪ニ於テ開催サレシ日本勞働組合總聯合創立大會ノ決議ハ、益々我國ノ運動ヲ實際化的傾向ニ導キ、更ニ大正十二年九月八震災ニ依リテ、實力無

ヲンハ効果薄キヲ自覚シ、尚全半水本内閣ノ、
着遂提唱、英國労働内閣ノ出現等ニ依リ遂ニ日
本労働總同盟ハ方向轉換、議會政策採用ヲ宣明
シ、茲ニ我國ノ運動ハ全ク現實化スルニ至レリ。
此ノ傾向、此ノ雰圍氣ハ當中ニアル在京鮮人學生
カ其ノ影響ヲ受ケルコトヲ當然ト謂フヘク、安
光泉ハ朝鮮社會運動内面化ノ理由トシテ(一)當
局ノ壓迫、(二)露西亜ノ新経濟政策採用、(三)日本無
産階級ノ政治運動開始後來而合法的傾向ノ見
ルニ至リシコト、(四)朝鮮社會運動ノ社會科學的
理論希達シ事急ニ利害ヲ衡量スルノ傾向ヲ生
シタルコト、(五)漸次孤立シ行ク左傾分子等カ大

衆中ニ這入ラサルヘカラサル五項目ヲ挙ケ(新社會創刊號)最
近京鮮人學生ノ社會思想ノ趨向ヲモ知ルニ足ル

第三項　學生思想ノ現狀

在京鮮人學生ノ思潮ヲ檢討セムトセハ、英社
會主義、思想運動ヲ一瞥スルノ要アリ。
大正七年十一月慶大生金範壽ハ露國ノ過激
主義ヲ謳歌シ、將來永久ノ平和ヲ維持セムトセ
ハ、共産主義ニ依ラサルヘカラサルヲ演説シタ
ルコトアリシカ、既ニ當時ヨリ新思想ニ對スル

鮮人ノ憧憬研究ノ爾来ニ在レルヲ知ルヘク、
獨立運動ノ失敗ハ益々其ノ傾向ヲ助長セル大正
八年三月白南薫、金俊淵、申錫雨等ハ吉野作造ノ
主催スル黎明會ニ入リ、又大正九年元鍾麟、李增
林、鄭在達等ハ堺利彦ノコスモ倶楽部ニ加盟シ、
又一面高津正道ノ瞰民會、加藤一夫ノ自由人聯
盟等ニ入會シテ實際運動ニ携ハリタルコトア
リ。

是大正十年ニハ元鍾麟、朴烈、鄭泰成、黄佐作太郎等ノ後援ニヲ黒濤會ヲ組織シタ
リシカ、今十一年十月末方主義ノ相違ヨリ分裂シ為
政村主義ヲ奉スル朴烈、申栄雨、洪鎮祐等十餘名

ハ黒友會ヲ組織シ、又共産主義系ニ屬スル金若
水、金鍾範等ハ北星會ヲ創立シタリシカ、大正十
二年九月震災後朴烈及其ノ一味ハ大逆事件ニ
テ、検挙セラレ、其大部分ハ、豫審免訴トナリタリ
ト雖同事件以来無政府主義系ノ勢力凋落ル目
下在京スルモノハ、鄭泰成、張祥重、崔圭悰等ノ両
三名ニ過キスシテ之等ノ者モ何等活動ノ見ル
ベキモノ無シ。又北星會ニアリテハ震災前後幹
部ノ大部分ハ帰鮮シ彼ノ地ニ於テ運動中ニシ
テ内地入京セス。昨年夏上京以来同系ノ牛耳ヲ執
リ居レル安光泉ハ、鮮内ノ運動カ両派ニ分カレ
帝ニ及嗤排済ノ事トナレル、共同戦線ノ戦闘力ノ微

ルヲ得ス、民族思想ヲ根底トシテ、時アリテ共産主義ニ趨キ、時アリテ民族主義運動――獨立運動ニ傾ク等社會主義思想ト民族主義思想トハ犬牙交錯シ、時勢ノ推移ニ從ヒ、或ハ一方ニ偏シ或ハ他方ニ偏スル傾向アリ。

凡ソ民族意識ノ究極ハ國家、地域、民族等ノ壁ヲ置キ人類共通ノ社會意識、若ハ階級意識ニ到達セサルヲ得ス、反之社會意識、若ハ階級意識ハ國家、地域、民族等ノ壁ヲ置キ人類共通ノ社會意識、若ハ階級意識ニ到達セサルヲ得ス、其本質上差異アリトシテハ民族主義ハ民衆ヲ偽瞞スルモノナリト痛撃シ『朝鮮ノ獨立ハ朝鮮無産大衆ノ生活ニ何等ノ好結果ヲ齎スモノニ非ストシテ獨立運動ヲ非難シナカラ、尚『民族主

弱ナルヲ慨シ、中立ヲ標榜シ本年一月會ヲ創立シタリ。

抑モ在京鮮人學生ハ第七表ニ示スカ如ク、專門學校以上ノ在學生ニ就テ見ルニ、其ノ47%ハ政治經濟、法律、社會科等ニ在籍シテ、社會問題ノ研究ニ興味ヲ持セムルニ至ルヲ常トス。勿論表面ニ三千ヲ主義運動ヲ唱フル者ハ左程多カラサルモ、鮮人學生一般ニ亘リテ社會主義思想ノ多少浸潤シ居ルコトハ蔽フヘカラス。仍テ一部ノ者ヲ除キテハ、明確ナル思想ノ分野ヲ認ム

義者カ自己民族ヲ支配壓迫スル或ル階級ノ全部――即チ或ル民族ノ資本家階級ト無産階級ノ全部――ヲ敵トスルニ對シ、社會主義者ハ民族主義カ敵對スル或ル民族中ノ一部――即チ其ノ民族中ノ資本家階級ヲ敵トスル共通異ヲ有スルニ鑑ミ（大正十二年七月、「改造」）、殊ニ安ト提携一致シ得ヘキコトヲ說キ（大正十二年七月、「改造」）、殊ニ安光泉ハ「殖民地解放運動ハ民族主義運動ト社會主義運動トノ兩大潮ニ分レ、初期ニハ前者カ後者ヲ支配セムトシ、後期ニハ後者カ前者ヲ支配セムトスルモノナリ、故ニ社會主義者ハ民族主義者ニ對シ初期ニハ其ノ欺瞞ヲ民衆ノ前ニ、指

摘攻撃スルヘク、後期ニ至リテハ社會運動ノ民衆的支持カ頽廢トナリ、民族運動ヲコントロールスル自信生スルニ至ラハ、其ノ反逆性ヲ發揮セムトスルニ至ルモノナリ。朝鮮社會運動ハ既ニ安心セラレ民族運動ト提携スヘキ時ナリ」（大正十四年六月、「新社會」）ト說ク等既ニ社會運動者ノ間ニ於テサヘ、民族主義者トノ協調提携ヲ力說セラレ居ルカ如キ狀況ニシテ、況ンヤ民族思想濃厚ナル一般學生ニアリテハ其ノ本質ノ差異等ハ問フ處ニアラス。

本年四月發行學友會機關雜誌第二十五號ニ掲載セラレタル、横宗錫ノ左記論文如キ、能ク這般ノ窺ヒ得ヘシ。

民族運動ヨリ観タル社會運動

愼　宗　錫

最近ノ民族運動ニハ二個ノ意味アリ。一ハ經濟的ニ資本主義ニ對スル被搾取ノ地位ヨリ脫セムトスル、階級的意識ノ解放運動ニシテ他ハ文化的ニ其ノ個有ノ言語、文章、習慣、宗教、歷史ヲ有スル關係上、特殊ノ文化的單位ヲ構成セムトスル民族的意識ノ解放運動ニシテ、此ノ兩戰線上ニ於テ常ニ叫ハレタリ。

故ノ社會運動ノ戰線ニ於ケル、ソノ萬國ノプロレタリヤハ團結セヨ、勞働者ハ祖國モ無シ國境モ無シトハ今日ノ弱小民族ヲ強大民族ヨリ、又ハ覇權ヲ有スル國家ヲ

利スル民族モ、若ハ祖先ノ國ヲ失ヘル民族モ、尚ホ階級的ニ資本閥ノ爲メ經濟搾取ヲ受ケツヽアル共通點ヨリ、無產階級ハ同一ノ境遇ニアル關係上、民族トカ國家トノ區別ナク、互ニ提携シ、互ニ結托セサルベカラサルヲ謂ヘルノナルカ、コハ即チ今日ノ民族運動カ純然タル階級的解放運動ノ意味ヲ有スルモノヲ云フニアラス。

社會運動ノ立場ニアハ、階級的意識無キ即チ單純ナル民族的政治運動ハ絶對ニ之ヲ容許セサル處ナルモ、民族カ文化的社會生活ノ一單位トシテ其ノ個有ノ文化ノ爲メニ、民族的平等ノ爲メニ、民族的自治ノ爲メニ、現實

的必要條件下ニ於テ、一個ノ特殊的文化生活ノ團結ヲ構成スルハ之ヲ肯定セサルヲ得サルヲ以テ、社會主義ニ於テモ民族自決ヲ是認スルノミナラス、何ソ進ンテ社會的文化ヲ促進スヘキ必要上之ヲ積極的ニ援助セサルヲ得ス。

今日ノ民族ノ運動ヲ如斯見ルヲ得ヘシト雖モ、社會運動若ハ民族運動ノ間ニ何等抗格ト關係無キノミナラス、互ニ密接ノ關係アリ、相互扶助セサルヘカラサルハ多言ヲ要セス、今日民族問題ノ解決ハ社會運動ノ唯一ノ途ナルノミ。

本件実際上ニ於テハ民族主義者ト社會主義者トノ間ニ（唯僕ヲナルコトナルモ）互ニ抗格ト衝突ト起レルコトハ何ソヤ。吾人ハ之ヲ等閑視スルヲ得サル問題ト思惟ス。而ラ余ノ管見ニ過キサルモ此ノ兩者ノ關係ハ根本的ニ背馳スルモノニ非ス。

凡ソ民族主義者カ往々攻撃ヲ受クルコトハ、過去ノ因襲的思想ニ促ハルヲ自我民族カ唯一有力ナル種族ニシテ、自己ノ歴史カ最大ノ榮誉アルモノト誇張スル民族的偏見ニシテ、異民族ニ對スル敵愾心ヲ鼓吹スル民族主義者トナルコトニヨリ。本件ニヲ攻撃スルノ方ニ在リ。今ノ現実問題ヲ離レ、理想的論理上ニ

つゝ其ノ主眼ヲ固執スル事実アルカ如シ。吾人ノ理想ト実際問題トハ常ニ問隔アルコトハ如何トモスベカラサルモノニシテ、又吾人ノ最高理想ヲ達セムトスルニモ、実際ノ事情ヲ離レテハ不可ナル事モ一ノ事実ナリ。而シテ事実上ニ於テハ実際的事情ノ許ス範囲内ニテ、吾人ノ理想ヲ達セムトスルモノナリ。然ルニ社会運動若ハ民族運動ノ戦線ニ立ツル吾人モ、今日ノ弱小民族ノ実際的事情ヲ屑迄シテハ寸歩モ進ム能ハサル如ク、実際的事情ヲ屑迄セサルニ非サルヲ知ル。宜ネヲ述ベタレハ民族無キ国境無キ社会共和国ヲ建設セムトスル理想ニ向フ過程ニ於テ、先ツ

武ル意味ノ民族問題ヲ解決スル階段ヲ経スムハ不可ナリト信ス。故ニ今日ノ民族問題カ果シテ如何ナル実際的事情ヲ有スルカヲ一考スルコトヲ徒労ニ帰セサルベシ。

資本主義カ経済的ニ搾取シ、軍国主義カ政治的ニ階級スル其ノ下ニヲ呻吟スル今ノ弱小民族ハ、政治経済、又ハ文化的ニ二重ノ苦痛ト三重ノ迫害トヲ享ケ居レリ。勿論階級的搾取ニアリテハ、白民族ノ資本家ハ其ノ毒手ノ及ブ大搾取ス。而シテ役等ノ異民族ニ対スル搾取手段ハ一層酷ナルノミナラス、所謂征民政策ニヲ有民族ヲ殺

独シ被征服者ハ遠ク駆逐セラルヽカ、又ハ、〇〇
ヲナシテ其ノ富源ヲ根本的ニ奪取スルヲ主
要目的トス。斯クノ如キ見ルヘキモノヘハ、
労働力ヲ維持スル丈ノ程度ノ富ハ労働者ニ
与ヘ其ノ剰余ヲ探取スルコトナルモ、所謂殖
民地ノ民族ハ其ノ労働力ヲ維持スル丈ノ富
ハサテ置キ、僅ニ備ル最後ノ未路ヲ予ヘラ
ルヽヲ見ル、其ノ情状ヲ比較スレハ等シク資
本家ト謂フモ自民族ニ対スル探取ト、異民族
ニ対スル探取トハ其ノ手段甚シク差異アル
ヲ知ル。即チ自民族ニ対シテハ極メテ薄弱
ナルカ人情ノ為ニ

ラ、法律モアリ、而シテ異民族ニ対シテハ、人情
モ法律モ無シ、従ヲ其探取スル手段ト圧迫ヲ
ル程度ト、カ同日ノ論ニ非ス、之等ヲ感情問題
ト見ルヲ得ヘキモ、実際ニ於テハ感情問題
ヲ之ヲ通スルカラス。

資本主義ノ制度下ニ於テハ、政治モ亦其ノ
隷属物トナルコトハ今更枚ムヘキニ非サル
モ、資本主義モ政治ノ掌握シ之ヲ手段トスル
ニ非スムハ、其ノ権謀ト威勢ヲ恣行スル能
ハス、政治ハ所謂国家主権ノ絶対的強力ヲ背
後ニ置キ、縦テノ巧妙ナル政治手腕ニヲ法規
ヲ制定シ、民衆ヲ善導スルコトハ資本主義ノ

唯一ナル特徴トナリ、更ニ資本主義ハ軍国主義化レ弱小民族ヲ政治的ニ征服シ、茲ニ経済的搾取ヲ断行セムトスルモノナリ。萬一資本主義ヨリ政治的支配権ヲ分離セシメムトセバ、其ノ資本主義ハ武装ヲ解除セル軍隊ノ如ク、何等ノ権威ト勢力モナキモノナリ。然レ資本主義ヲ根柢トスル社會制度ニアハ帝ニ政治ハ其ノ隷属物タルヲ以テ、今日ノ單純ナル政治的革命ハ革命ニ非スト称スルヲ得ベシ。資本主義ヲ根底ヨリ破壊スル社會的革命ニソ真実ニ革命ノ價値ヲ有スルモノナリ。吾人カ佛蘭西革命ニ於テ無限ノ栄光ヲ確得セ

ル政治的自由カ、今日ノ無産階級ニ何程ノ幸福ヲ与ヘ居ルヤ。故ニ政治的革命ハ過去ニ於テハ革命ナリシモ、今日ニ於テハ革命ニ非ストスルニトハ社會主義ヨリ優ニ百ニスル処ナリ。然ルニ此ノ區別ハ歴史的意味ヲ有シ実際ニハ何等実益ナキカ如シ、今日ノ所謂文明國ニテハ開放ト男女ノ區別ナク法律上ニ於テハ、皆選挙権被選挙権ノ政治的平等アルニ非ラスヤ、之ヲ以テ見レハ政治的革命ハ更ニ存在ノ餘地ナシ、若シ革命アリトセハ社會的革命アルノミナリ。然レ之ハ資本主義ノ文明ガ社会ニ発達シタル民族又ハ政治的自

ヤウ獲得セン民族ニ限リタル議論ニシテ、政治権ヲ産業権モ無キ被征服ノ弱小民族マデハ、抱括的ニ論スルコトハ稍ニ早計ナルカ如シ、今日ノ社會運動ハ歴史的過程ニ於テ、政治的革命ノ階段ヲ経タル後始メテ生スベキ問題ナリ、従ツテ政治的革命ヲ未タ経スシテ政治的ニ被征服ノ小弱民族ニハ、單純ナル政治革命的民族運動モ全ク意味ナシト云フ得サルカ如シ、然ラハ過去ノ遺物的民族主義ハ即チ、十九世紀ニナポレオンカ欧洲ヲ攪乱シタル後政治的區域ヲ彼旧セムトシタル民族的小國家運動ノ如キハ、今日ニ至リテハ其儘

主張スヘキニ非ス、再説スルマデモ無ク人類ノ意識ト社會革命ノ理想トヲ有スル民族運動ヲ前提トシテヲ謂フ事ナリ。元来政治ハ既成ノ政治ヲ維持スル手段ニ過キス、社會ノ根本問題ヲ解決セヘ、政治問題ハ自ラ解決セラルヽモノナリ。然レ吾人カ社會主義ノ理想國ニ向ヒツヽアル過程ニ於テ、政治革命ナル階段ヲ経スシテ直チニ達シ得ラルヽ捷径アリトセハ其時ハ――政治的革命ノ階段ヲ経ルノ必要ナキト共ニ、萬一捷径ヲ取ルコトヨリ此ノ階段ヲ踏ミ行クニトカ反ツテ順路ナリトセハ、吾人モ亦其時捷径ヲ

リノミ行カムトスルコトハ非ズ。寧ロ政治的自由ヲ持タヌ民族ガ、直ニ殺スル直接普通ノ人殺ヨリモ、的ノ圧迫ニ斃スル残酷ナル事実ヲ見ルニ堪ヘヌ。故ニ弱小民族ハアリテハ、政治問題ヲ軽視スヘカラサルト共ニ、民族運動ヲ妄ニ排斥スヘキモノニアラサルカ如シ。

民族問題ノ解決ヲ実現スルヨリ急迫ヲ要スルモノハ政治的ヨリ文化的ニ在リ。

軍隊国ハ実勢力下ニアル民族ニ対シ、其ノ文化的ノ発展ヲ大ナル害悪ヲモタルモノナリ。其ノ教育政策ニ対スル一例ヲ見ルモ、該民族個

有ノ言語ヲ禁シ、其ノ宗教習慣ヲ迫認シ、其ノ歴史ヲ改竄シ、自国ノ資本国ノ為メニ原料ヲ思実ニ供給スル丈ノ程度、寧カヲ標準トスル教育ハ殖民政策ニ唯一ノ原則メルモノナリ。然ラハ新ル教育カ果シテ純真ナル児童ノ精神ニ如何ナル速度ヲ与ヘ、其ノ内的生命ノ発達ニ如何ナル阻害ヲモタラスカ。近代ノ教育思潮カ、児童本位人格尊重ノ精神ヲ高唱スル新文化思想ヨリ之ヲ排斥セサルヘカラサルハ勿論、民族文化的学位トヲ自己独特ノ能力ノ発揮セムトスル社会文化ニ貢献スルヲ、全然好悪

スルコトハ世界文化ノ発達上ヨリ見ヲ之ヲ看過スルヲ得ス。政治的又ハ経済的ノ自由ナキニトハ、尚忍ブヘシトスルモ文化上ニ外力ノ壓迫ヲ受クル事ハ実ニ忍フヘカラサルコトナリ。而シテ柯ヨリ実質的優位ヲ有スル最大ナル問題トシテ、運カニ解決ヲ要スルコトハ民族個有ノ文化ノ解放ナリ。

中略

上述ノ如ク弱小民族ハ資本主義ニ征服セラレシノミナラス政治的ニ文化的ニ隷属セシメラル。然ラハ今日ノ民族運動ハ之等ノ隷属地位ヨリ解放スルニアリ。然ラ過去ノ

民族運動ハ単ニ政治的解放ヲ妄想スルニ過キサリキ。最近ニ至リテハ民族運動ハ急速ニ此ノ方向ヲ転換シ、階級運動ニ急迫スルニ至リシ事ハ今後一層注目ノ価値アリ。此ノ運動カ或ル程度迄進行セハ民族運動ハ更ニ文化的色彩ヲ添フルコトハ後メ知ルヲ得ヘシ。而シテ民衆カ其ノ階層ノ文化ヲ世界的ニ発揮シ、人類ノ意識ヲ模充シ社会的文化思想カ、壊滅スルヲ以テ、此ス民族的感情ハ純化シ世界ハ平和国トナルモノナリ。

最近ニ至リ注目スヘキ現象ハ内地長産階級

運動ノ現実化ニ對スル彼等ノ態度ナリ。最近
前ヨリ鮮人社會主義者ハ、勿メラ内地人ニ接近
セムトシタルモ内地人側ニ於テ左程之ヲ重要
視セサルノ傾キアリシカ、本年ニ入リテ朝鮮労
働總同盟設仁杓、南大祐、一月會、安光泉、河淵源等
ノ活動ニ依リ俄然接近ノ度ヲ増シ、殊ニ先般朝
鮮ニ来リ其ノ救濟運動ニ関シテハ政治研
究会、日本労働總同盟、関東地方評議會、機械労働
組合聯合會外九團体カ、陰ニ陽ニ之ヲ援助シ又
安光泉、朴洛鍾等ハ高津正道、上田茂樹等ト共ニ
社会問題研究會ヲ起シ、日本ファビアン協
會ヲ中心トシテ日支鮮人ノ一大聯盟ヲ策セム

トシツヽアルカ、コハ内地人側ニアクテハ鮮人
ヲ包括利用シ、鮮人側ニ於テハ自派ノ勢力扶植
ヲ計ラムトスルニアレトモ、鮮人カ如斯内地人
ニ接近ヲ努ムルハ一面ニハ昨年来擡頭セシ内
地諸團体ノ無産政黨組織運動ニソレ、殖民地解
放ヲ其ノ政綱中ニ加フルノ豫想ヤルニ
アリテ、最近朝鮮日報カ其ノ社説ニ「日本ノ無産
政黨ニ(ロ)ト題シ

無産政黨ノ名ヲ帯ヒテ居ナイトスレハ其
ナヨイカ、無産黨ナル名ヲ借メタリスルニハ殖
民地解放問題ヲ重要視シナイ譯ニハ行カナ
イ。無産階級ノ終極ノ目的ハ帝國主義ヲ打破

レナイデハ到底実現スルコトヘ歩来ナイノデアル。帝國主義ノ打破レヨウト、スルニハ殖民地ノ解放スル外ニ手段カナイ。……新生ス ヘキ日本ノ無産政黨カ、其ノ実行的綱領中ニ加ヘヨウト決メタコトハ殖民地ノ解放カ決シテ一片ノ外交的辞令デナイコトカ判ル。

ト論ゼルニ徹スルモ明カニテ開カレル農民組合主催無産政黨組織準備委員會ニ於テハ、殖民地解放ノ一項目ヲ其ノ政綱中ニ保留シタルモ、十月来京ニ於ケル政治研究會臨時總會ニテハ之ヲ可決シ、其後十一月廿

九日無産政黨規約綱領調査委員會ニ於テ、同運動ヲ左右両派ニ分裂シ、翌十二月一日ニ至リテ結黨式ヲ挙ケ得タルカ、殖民地問題ニ関シテモ準備委員會ニ於テハ、殖民地自治制度ノ樹立トナリタルヲ、殖民地民族ノ教育及職業ニ関スル一切ノ制限ノ撤廃等、ト漸次緩和シ、無人ノ期待トハ多少ノ間隔アルヘキモ、本問題ニ対スル政等将来ノ態度ハ最モ注目ニ値スベ

而シテ上来記述ノ如ク、内地人運動ノ実際化ニアル新入学生ノ思想モ内面化シ其ノ運動ノ歩武又幾分希賛味ヲ加ヘ、来リント雖、之ヲ以テ直ニ内地無産階級運動カ議會政治肯定ニ近シ

タルカ如ク、鮮人ノ運動モ亦直チニ獨立運動ヲ
放擲シ、現制度ノ下ニ於テ合法的民族運動ノ為
スニ至レルモノト謂ヘカラス。之レ實ニ東亜
日報禁止問題ニ就イテ明カナリ。
即チ近時朝鮮内ニ於テハ民心ノ趨向一轉シ、
從来ノ獨立運動ヲ以テ到底
日本ノ覇絆ヲ離脱スル能ハサルヲ自覚シ、漸次
實際的ニ教育青年學生ノ識階級ノ間
ニ於テハ、從来ノ運動ヲ棄テ、教育ノ振興、産業
ノ發達ヲ図リ、民族文化
獨立ノ目的ヲ達成セントスル運動ニ大正
十一年十二月教育ノ振興ヲ目的トスル民立大

學期成同盟會、産業ノ發展策トシテ自作自給ヲ
奨励スル朝鮮物産奨励會創立セラレタルカ、資
金ノ不足其他ノ理由ニテ何レモ發展スルニ至
ラサリシモ、大正十二年末前記ノ團体関係者メ
ル東亜日報社幹部金性洙、宗鎮禹、辯護士許憲、朴
勝彬、天道教幹部崔麟等ハ從来ノ漫然タル民族
主義運動ニ一歩ヲ進メ、感情ト辟見トヲ去リ理
解アリ統制アル運動ニ依ル民族ノ権利ヲ伸張
スヘシト為シ、政治結社研政會ノ組織ヲ企圖セ
ムトシ、東亜日報ハ之カ昔ヲ含ミ大正十三年一
月二日以降其ノ社説ニ於テ民族的経倫ト題シ
朝鮮民族ノ権利擁護ト幸福トヲ増進セムニハ

必ス政治、教育、産業ノ三大結社ヲ組織シ国法ノ
認ムル範圍内ニ於テ運動スルノ必要ナルヲ説
キ、尚最後ニ所期ノ実力横亮ヲ見タル後ノ問題
ニ就テハ、今ヨリ言明ノ限リニ非ザルモ、要ハ唯
民族政治家ノ経綸ニ委セムノミト附言シ、或ル
意味ヲ諷刺セリ。

玆ニ在京鮮人學生ハ之ヲ以テ日本ノ現政
治ヲ是認シ、従来同社カ採リ来タレル主義主張
ヲ棄テ、民族運動ヲ阻害スルコト大ナリトテ、同
月上旬玉觴珍、李鈺外二十一名連署ニテ其ノ不
都合ナル旨ヲ通告シ、更ニ同月廿四日學友會決
算總會席上ニ於テモ本問題ヲ協議ノ結果、再通

告ヲ發シタルモ、同社ノ態度瞹昧ナルヲ以テ遂
ニ聲討スルコトニ決シ、翌二月五日學友會決算
總會終了後聲討演説會ヲ開キテ同新聞非買同
盟ヲ決議シ、同月廿日學友會、女子學興會、在日本
朝鮮教育研究會、北星會、東京勞友社、平文社、朝鮮無産青年會、前進社、大阪
雪會、勞友社、平文社、朝鮮無産青年會、前進社、大阪
朝鮮勞働同盟會ノ連名ヲ以テ、聲討文三千枚ヲ
鮮内及地ニ發送シテ同紙ノ排斥ヲ企テ、一面京
城及南鮮地方ニ開催セラレタル朝鮮勞農總同
盟、朝鮮青年總同盟、南鮮勞農同盟會等ノ各集會
ニ人ヲ派シ、同社ノ幹部ヲ排斥スルト共ニ、政治
結社研政會ノ計劃ニ對シ、極烈ナル攻撃ヲ加ヘ

為メ、遂ニ東亜日報社幹部ノ總辞職トナリ
研政會ノ計劃ヲ全ク画餅ニ帰スル至レリ。
況ヤ従来地方自治制ノ要求ヲナス革新黨或
ハ参政権ノ要求ヲ目的トスル國民協會、又ハ内
政獨立運動ヨリ轉シテ朝鮮特別議會ノ設置ヲ
企劃セムトスル同光會ノ主旨、若ハ日鮮融和、共
存共栄主義ノ如キニ至リテハ殆ント一顧ダニ
与ヘス。將来我國ノ無産政黨出現シ、彼等カ政
治ノ現実ニ立面シテ後、殖民地問題ニ対スル態
度及ビ之ニ對スル鮮人学生ノ行動ハ興味アル
問題ニシテ、其ノ推移変遷ニ對シテ深甚ナル注
意ヲ拂ヒ居レリ。

第四項　在京鮮人ノ各派ノ主要人物

在京朝鮮人ヲ其ノ思想行動ヨリスレハ、概ネ
左ノ如ク分類スルヲ得ヘキカ、左傾鮮人ハ血氣
ニ富メル學生青年ヲノ、又親日標榜者ハ世故ニ
長ケタル壮年者ヲシ。

在京鮮人

一、共産主義
　イ、思想運動系（一月會系統）
　ロ、労働運動系（在日本朝鮮労働總同盟系統）
二、無政府主義（黒友會系統）
三、民族主義（學友會ヲ主トシ黨雪會、各學校同窓會、地方同郷人會等）
四、親日標榜者（相愛會、等）

勿論前数項記述ノ如ク、在京鮮人ノ思想ハ明確ナル体系ヲ備ヘズ、民族思想ト社会思想トノ分野勝ニトレテ相交錯シ、時勢ニ従ヒテ流動スルヲ以テ、思潮ノ主流何レニアルヤヲ知ルニ苦シムコト屢々ナルカ故ニ、前記ノ分類ヲ單ニ概略ヲ示シタルニ過ギズ。而シテ其ノ中心人物ニシテ在京スルモノ、及再入京ノ見込アル者ヲ挙ク レハ左ノ如シ。(線ヲ施セルハ目下在京セサル者)

在
- 一、共産主義
  - 思想運動系
    - 安光泉、河相濆、朴洛鍾、宋彦卿、
  - 労働運動系
    - 金正奎、白武、李如星、韓林、
    - 李寛、南大觀、洪仁均、金相哈、
    - 辛載鎔、金泰燁、李智英、盧紹容、

京鮮人
- 二、無政府主義(朴烈(入獄中))張祥重、鄭泰成、崔圭悳、韓幌相、金正根、
- 三、民族主義(金志文、桂景杰、李協、趙憲泳、金富一、權国彬、
- 四、親日標榜者(李起東、朴春琴、洪峻杓、

右ノ内、民族主義系及思想運動系ニ属スル大部分ノ者ハ学生ニシテ、労働運動系、無政府主義系ノ者ハ概ネ苦学生若ハ労働者出身ノ職業運動者多ク又親日標榜者ハ職業ア ル年長者ヲ。

一、思想運動系

在京左傾鮮人ニシテ ヲ最モ活躍シツヽアル ハ安光泉ヲ中心トスル一月會一派ノ思想運動ニシテ、其ノ創立ノ動機ニ就テハ前項

記述ノ通リナリ。安光泉ハ滞京一年餘ニ過キサルモ彼レノ透徹セル辯舌トハ克ク在京学生諸般運動(思想運動ノミナラス)ノ中心勢力タルニ耻チス。機関雑誌『思想運動』ヲ発行シ若ハ各種ノ集會ニ仮面シ、依リテ遂ニ同胞相関メダノ醜態ヲ左右シ、依リテ遂ニ同胞相関メダノ醜態ヲ演出シタリトテ各大学同窓會幹事ノ間ニ学友會規則改正ノ問題起リ居レルカ、之一月會一派ノ社會主義者ノ勢力駆逐ノ一端ナリト噂サレ居レ共、安光泉カ京城ニ在リシ一月會ヲ統率シ行カハ従来ノ勢力ヲ失墜スルカ如キコトハナカルベシ。

又本年十月京城北風會系ニ属スル金三峰ハ、本會ノ態度曖昧ナリトシテ新星會ヲ創立セリ、安光泉一派ハ朝鮮労働總同盟、東京朝鮮青年同盟會、三月會ヲ計合シ、関東朝鮮無産階級團体協議會ヲ組織シテ対抗シツヽアリ。

新星會ニテハ鮮内ノ同志ヲ招致スル方法ニテ會勢ノ発展ヲ図ルヘク、其ノ為メ他ノ諸団体ト同様ニ講演會ヲ開催シ、又ハ雑誌ヲ発行スル外何等カノ計画ヲ樹テサルモノヽ如シ。

ナラサルカ如シ。

二、労働運動系

在京鮮人労働運動ハ、サンヂカリズム、無政府主義等ノ影響ヲ受ケタル急進派ハ勿論独ト全部共産主義ヲ奉ジ一月會ト相呼應シ――而其ノ勢力下ニ收メラレテ運動シツヽアリ。蓋シ本系ニ屬スルモノハ無産階級自身未タ、秩序アル教育ヲ受ケタルモノナク、現在學籍アル者モ通學スル者殆ト無シ。故ニ彼等ノ其ノ思ニ於テ一日、長アルニ一月會一派ノ南ト提携スルニ至レルモノニシテ、内地諸團体ノ如ク幹部階級指導者排斥等ノ支障ナキ爲メ其勢力ナシ。

本年二月東京朝鮮労働同盟會本部中心トナリテ、関東関西鮮人労働團体ノ統一ヲ計リ、在日本朝鮮労働同盟ヲ組織シタルカ其後本部ハ、京城ニ於テ開催セラレタル全鮮民衆運動者大會ニ列席ノ後支那ニ赴キテ未タ両ビ入京セス、南大觀、洪仁杓ノ両名ニテ之ヲ統率活躍シツヽアリ、東亜日報社ヨリ寄贈セラレタル二千圓ノ使途ヨリ、東京朝鮮労働同盟會金漢卿、朴珠鳳等ヨリ糾彈セラルヽ等内紛生シ、遂ニ洪仁杓、南大

観相次ヲ開キ第十二月大阪ヨリ
幸載錄金兼煒ノ両名入来シ事務ニ携ハリ
ルニ至リシカト既ニ二千圓ハ殘額幾何ヲ
無ク又両名ノ信望ヲ失ハサ
ルコト、ヲ同盟ノ前途晴朧タルヲノアリ。

三、無政府主義系

前項説明ノ如ク既ニ相當重鎮ヲ失ヒ而モ
依リテ僅ニ其ノ餘喘ヲ保テルノミ。

四、民族主義系

學友會幹部、各學校同窓會各地方ノ團郷人
會ノ幹部ヲ中心トシテ、比較的社會主義思
想濃厚ナラサルモノニシテ在京留學生ノ

ノ大部分ハ之ニ屬ス。

五、親日標榜者

李起東、朴春琴ハ同
志ヲ糾合シ日鮮
ト年アリ。

洪峻
ヲ喝破シ来タリ
大来同志會派遣學生數名アルヲ裏心親日
ヲ欲スルヤ疑問ニシテ又本年康京ニ於テ
朝鮮總督府官費生十九名採用ニ對シ七十
餘名ノ申込ミアリタルカ之等カ單ニ學
費ヲ得ムトスルニ過キサルカ如ク之ヲ以
テ並テニ徒等ノ思想カ親日ニ傾キタリト

為スハ稍早計ニ似タリ。

第三章　學生ノ組織セル團体狀況

在京鮮人學生ヲ以テ組織セル團体トシテハ、學友會ヲ中心トシテ各學校同窓會各地方ノ同鄉人會等アリ。何レモ表面ノ（學術）研鑽相互ノ親睦ヲ目的トセント雖モ、其ノ實ハ例會、總會、懇談會、雄辯會等ノ名ノ下ニ會合ヲ催シ、常ニ婉曲ニ矯激ノ言辭ヲ弄シテ同胞ノ民族思想、社會思想ヲ煽リ又其ノ志氣ヲ鼓舞シ、或ハ毎年夏期休暇ニハ文化宣傳ト稱シ巡回講演團、演劇團ヲ組織シ

テ朝鮮各地ヲ巡回講演シ陰ニ陽ニ民族精神ノ鼓吹ニ努メ居レリ。中ニ就キ學友會ハ其ノ元ナルモノト認メラルルヲ以テ左ニ略述スベシ。

學友會

本會ハ大韓興學會（明治四十二年東京韓國留學生監督部内ニ組織セラレ同年八月廿四日解散）ノ後身タル朝鮮留學生親睦會（明治四十四年組織セラレ同四十五年三月解散）ノ後ヲ承ケ大正元年十月廿七日安在鴻、崔謙基、徐慶默等ノ首唱ニ依リ創立セラレタルモノニシテ爾来常ニ在京留學生ノ中心トシテ活動シ来レルカ大正

八年一月及大正十一年十一月獨立宣言ヲ為シタルコト前述ノ如シ、其他大正十二年四月本會主催運動會ノ際ハ、朝鮮ノ獨立ヲ示唆セル檄文ヲ撒布シ、又ゴム風船ニ朝鮮獨立萬歳ト記セル紙片ヲ下ケテ飛揚セシメ、或ハ大正十三年一月二日東亜日報社説問題ニ関シ北星會其他ノ各團体ト共ニ同新聞聲討運動ヲ起シ、或ハ同年三月一日本會主催ノ下ニ三一運動紀念式ヲ挙行シ、又ニ同年四月京城ニ於テ朝鮮青年總同盟創立大會開カルヽヤ本會執行委員轟昌樞、卞熙瑢ヲ代表トシテ派遣シタリ。

如斯本會ハ朝鮮人留学生ノ中心勢力トナリテ各種ノ運動ヲ起セルノミナラス、毎年春季ハ運動會、春秋二季ニ新来学生歓迎會懇親會等ヲ開催シテ激越危矯ナル言論ヲナシテ中止解散ヲ命セラレシコト屢々ニシテ又機関雑誌『学之光』モ毎號殆ト發賣頒布ヲ禁止セラレ居レリ。

最近本會内ニ暗流生シタリ。即チ昨秋東亜日報社ヨリ在外同胞慰問金トシテ二千圓ノ處分方ヲ本會ニ依頼送附シ来タリシカ本會ニ於テハ其後數回ニ亘リ委員會若ハ總會ヲ開催シタリシカ、朝鮮労働總同盟本會幹部ハ總同盟ノ機関紙發行用トシテ之ヲ交付スルコトニ決定シタルモ、柳震杰一派ノ苦学生

ハ之ヲ苦学生救済ノ為メ寄宿舎建設費ニ充ツ
ヘシト主張シテ議ラス紛糾ニ紛糾ヲ重ネタル
結果遂ニ本年六月九日臨時總會ノ際同盟側
ニテハ総テタル法皮姿ノ労働者ヲ多数出席セ
シメ以テ苦学生側ヲ壓倒シテ自己ノ手中ニ収
ムルニ至レリ。之ニ関シ本向題ニ就テ左程利
害関係ナク中立ノ立場ニアリシ一般学生モ学
友會員タルノ資格無キ純粋ノ労働者ヲ採決ノ
数ニ入ルシメン本會幹部ノ態度ヲ非難スル声
多ク又本會執行部ノ思想團体一月會――
北星會ノ後身――ノ友誼團体タルカノ如キ観
アリテ、本會幹部ハ事毎ニ一月會幹部ニ操縦セ

ラレ居ル二様ヲサル処アリ。（将来此経緯ヲ
ムカ労働者苦学生等ニ著シキ利害関係アル事
件発起スル毎ニ今回ノ如キ醜態ヲ繰返ナサル
ヘカラサルヲ以テ本會規則ノ改正ヲ希望スル
而生スルニ至リテ先般来早稲田大学、明治大学
外各大学同窓會幹部ハ再三集合凝議中ナリシ
ヶ此程會員ノ資格ヲ学生ニ限ルコト執行委員
ハ各学校同窓會員ノ数ニ応シテ選任スルコト
等外十数項目ニ渉リテ規則改正案ノ骨子ヲ作
成シ十一月廿二日決算總會ニ提出可決セラレタリ。
尚女子学興會ハ在京女学生ヲ以テ組織シ常
ニ学友會ト連絡提携シテ行動ヲ共ニス。

又同寄宿ニシテ克ク活動スルモノニ早稲田大学、日本大学、明治大学、中央大学、東洋大学等アリ。同郷人ノ親睦ヲ目的トシテ設ケラレタルモノニ青友懇話會（咸南、北青郡出身者ニテ組織）達城倶楽部（慶尚、大邱府達成郡出身者ニテ組織）箕城倶楽部（平壌出身者ニテ組織）同隣倶楽部（咸鏡南道咸興、新興、永興、定平四郡出身者ニテ組織）等アリ。其他各学校同寄宿、同郷人會等數多アルヲ以テ名無實ノモノ多シ。

第四章　鮮人苦學生狀況

在京鮮人苦學生ハ本年十月末四百四十四名ニシテ學生總數ノ三分ノ一ヲ占ム。之等ハ何レモ上京ノ目的ヲ以テ勉學シ得ラルル、モノト思惟シ漫然渡来スル者多シ。

固ヨリ毎月家庭ヨリ多少送金アリテ其ノ不足ヲ補ヒツヽ苦學スル者ニアリテハ左程困難ナラサルヘキモ然ラサル大部ノ者ニアリテハ入京後思ハレキ就職口モ無ク、永食ニスラ窮スルヲ常トス。

從等ハ普通ノ勞働者ノ如ク賃銀ヲ得

ムトヲ常心労働ニ従事セムトスル者ト異リ餘
暇ヲ以テ通学セムトスルモノナルカ故ニ雇主
側ニ於テモ之ヲ歓迎シ殊ニ言語ノ不通ヨリ
動モスレハ内鮮間ニ差別待遇ヲ為スカ如ク辟
ミテ便用ニ入困難ナル弊ヲ以テ之ヲ欣ハス。勢
ヒ新聞配達、人夫、飴、麺麭等ノ行商若ハ日稼人夫
等ヲ営ムトスルニ至ルヲ常ニ第十二表ニ示
スカ如ク、苦学生ノ半数以上ハ新聞配達、諸行商
者ナリ。

新聞配達ハ月収廿四五圓乃至三十圓ニシテ
食費等ヲ控除スレハ餘ス処幾何モ無ク通学者
ハ月謝ニモ差閊フルノ状況ナリ。又納豆人夫、
飴、等ノ行商ハ尚甚シク一日賣上ケ一圓乃至一
圓五十銭ニシテ其ノ三割乃至五割ノ利益アル
ニ過キス。其他ノ人夫、土工、職工等殆ト之ト大
差無シ。

之等苦学生ハ主トシテ郡部ニ室ノミ借リ受
ケ(第九表、第十表参照)附近ノ公衆食堂等ニテ一
食十銭乃至十五銭ノ食事ヲ為シ、食費無クシテ
一、二食ニテ過ス日モ多キ模様ナリ。如斯生活
ノ困難ハ入学難ヲ来タシ入学スルモ於学通学
ノ便アル学校ヲ選ムハ当然ニシテ(第十一表参
照)又従来苦学生ニシテ完全ニ卒業シ得タル者
甚少シ。

上記ノ如ク青春ノ血氣燃エテ切角上京ハシタルモ就職意ノ如クナラスシテ衣食ニモ窮シ從テ入學大思ハシカラス住居ヲ定メムニハ常ニ内地人ニ嫌忌セラレ食ハムトシテ得ス學ハムトシテ能ハス人ヲ恨ミ世ヲ呪ヒ其ノ思想ハ漸次悪化シ行加ムトス。閔元植事件ノ深樓煥ノ如キ或ハ今回ノ大逆事件朴烈及其ノ組織セルカ不逞社一味十數ノ如キ殆ト苦學生多キヲ見レハ將來彼等ノ處過ニ就テハ深重ナル注意ノ要アリ。

第十一表

在京朝鮮苦學生學校調査表（大正十四年十月）

學校＼道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
早稲田大學	二			二			一							六
明治大學	一		二		二	一		二	二			五		一六
中央大學				一										二
日本大學	一〇	三	八	二	二	八	四	六	三	四	一	五	四	六九
法政大學					一	一			三				一	六
專修大學								一		二				二
東洋大學						一					一			二
早稲田專門學校			一											一

學校 / 道別	東京物理學校	第一外国語學校	日本体育會体操學校	法政中學校	大成中學校	開成中學校	大成中等學校	高輪中學校	森本中學夜學校	正則中學校
東京	一	一	一		一					
北豊島				二	一					
南豊島	一									
北金飾	三					一	一			
南金飾	三				二			一		一
北慶應	一									
南慶應	二									
海黄	一									
南平	一					一				
北平										
保江	一						一			
南成										
北成	一									
計	五	二	一	二	七	二	一	一	一	一

學校 / 道別	名教中學校	豐山中學校	巢鴨中學校	立正中學校	日白中學校	錦城中學校	東京大中夜學校	赤坂中學校	天沼學院	東京商工學校	日本大學附屬商工學校	高輪商業學校
東京	二									三		
北豊島				一						二		
南豊島							二					
北金飾						一						
南金飾	二							一		三		一
北慶應										五	一	
南慶應						二				二	一	
海黄							一			二		
南平	一	一	一	一								
北平						一						
保江										一		
南成												
北成												
計	五	一	一	二		四	三	一		二十	二	一

學校／道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
日本商業學校														
東京主計學校					一			一						二
掌修商科學校														
漢亞商業學校	一													一
大倉簿記學校														
東京工科學校	一				二									三
京城建築學校														
日本歯醫學校														
早稻田工手學校	二	二	一		二									七
東京高等工業學校														
中央工學校														
開進數理學校														
東京歯醫學校														
普及英語學校														
日進英語學校														
正則英語學校	五	一	四	五	八	二	一	一	一	一	一	一	一	四
三田英語學校														
國民英學會														
電氣學校	二													
岩倉鐵道學校			一											一
東京鐵道學校	一													一
研數學館		一	四	三		一	一	一	一	一	一	一	一	一

學校 / 道別	正則豫備校	專門學校	計	未入學者	合計
京畿			三五	二	五七
忠北	一		一二	四	一五
忠南			三一	六	三八
全北			一九	四	二三
全南	一		五二	四	五六
慶北	一		七三	七	八〇
慶南			五二	三	五五
黃海			二四	六	三〇
平南	四		四八	四	五二
平北			二六	三	二九
江原			八	一	九
咸南			四二	四	四六
咸北			二二	三	二五
計	一六	一	四四八	一八一	六二五

第十二表

在京朝鮮苦學生職業調查表（大正十四年十月）

職業 / 道別	納豆、人蔘、飴ハン等行商	新聞配達	人力車夫	市區役所人夫	役所人夫	日稼人夫、土工	通信者工事人夫	會社工場雜役
京畿	一三	一三	一	一	大	二		一
忠北	八一	一一	二		一			
忠南	六	五			五	三	一	
全北	一四	一四	三		二	六	一	二
全南	三八	一二		四	三	九		
慶北	二六	一五	一	五	一	四		一
慶南	九	八				四		三
黃海	四	三		二	一	四	二	一
平南	一	一〇			一	三		
平北	八	八						
江原	一五	一〇	四	一	二	八	三	一
咸南	一四	一二	一		二	一	四	
咸北	二六	一七四	一二	一七	一三	四八	一一	一〇
計								

道別 / 職業	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
菓子職工			四	一										五
製本職工	一				二	二	一		三	一	一	一		一六
造船所鐵工	一	一												二
自働車タイヤ修繕職工								一						一
樂器製造職工				一										一
電球製造職工	二						一		二		一			四
製鐵所職工	一	二				二								五
製針職工	一				一				一					三
印刷職工														
莫大小職工														

ブリキ職工											
木工場職工											
染色職工											
鉛筆製造職工	一										
自働ナイフ製造職工	三										
ゴム職工											
金銀細工職											
會社商店事務員	二	一	一	一	二						
機與商事務員	二	一									
市役所雇											
簞易食堂給仕	一										
化粧品行商											
	二	四	二	九	二	一	一	四	三	四	一	四

道別 / 職業	製麵賣子	遠科醫師助手	下駄商入	露店商人	書生	外交員	周屋（空瓶賣買）	土木建築等庭人	賣藥商庭人	人計
京畿		一						一	一	五六
忠北										一五
忠南			二				一			三八
全北								一		二三
全南				一		三				五六
慶北					一					八〇
慶南	一									九一
黃海										三〇
平南							二			九三
平北								三		三五
江原								一		一九
咸南										二四
咸北										三七
計	一	一	二	一	一	三	三	六	一	六二五

朝鮮神宮御祭神ニ関スル建白書

謹テ按スルニ古往今来國家社会ヲ治ムルノ要道ハ人心ノ收攬ニ在リ、人心ノ收攬ハ先ツ其ノ内底ヲ動カスヘキ標準ニシテ嘗典セラレンカ、人心ハ内以テ其ノ一義トス、苟モ之カ標準ニシテ嘗典セラレンカ、人心ハ内底ヨリ感動共鳴ヲ来リテ信頼ノ念自ラ發露スルニ至ルヘシ、允ニ克ク衷心ノ内底ヨリ其ノ標準ヲ信スルニ至ラハ、信頼ノ念ハ之カ基礎トナリテ、倍々擴大シ我云フ所行フ所悉ク之ヲ信シテ安ンスルニ至ルヘキナリ、故ニ曰ク經國濟民ノ要道ハ民心ノ收攬ニ在リト、往昔支那ニ於テ禘ノ祭ヲ問フ者アリ孔丘之ニ対ヘテ曰ク予之ヲ知ラス、若シ之ヲ知ラハ天下ヲ治ム

ヲ以テ常ニ平ケク回ラス如キノミト。
由来神ノ祭ルヤ其地人ノ心ニ
ヨルノ道ヲ謂フ也、實ニ斯道ハ信ノ始メニシテ終ナルガ故ニ斯道
ヲ発揮セバ民衆ノ信ヲ得ルコト深厚ナルベキハ當然ナリ果シテ
然ラバ民衆ハ根本ヨリ我ニ心服ヲ来リ我ノ云フ所一
トシテ聽從セラレザルナク其ノ施ス政治ハ悉ク信頼悦服スル
ニ至ルベキコト火ヲ睹ルヨリモ明カナリ。
抑モ我神代以来ノ国体ハ神人合一ノ道ヲ以テ政治ノ始メトナ
スト共ニ又其ノ終リトセリ、故ニ天皇ノ登極ニ際シテハ天皇親
ラ一世一代ノ大嘗祭ヲ行ヒ、天照大神ヲ始メ天津神、國津神ヲ
ミカ如キ孰レモ皆皇祖皇宗歴世傳統ノ御聖意ニ依テ然ラ
ザル無シ。
曩ニ韓國ノ帰順シテ併合ヲ願出ツルヤ、明治天皇ニ於
カセラレテハ其ノ願ノ旨ヲ容レテ之ヲ勅許ヲ給ヒ内鮮不二一体
ノ政治ヲ布カセラレ、直ニ又其ノ子孫ニ勝フル王爵ヲ以テシ其
ノ功臣ハ貴族トシテ各優待ノ道ヲ示ヲ給ヒタリ、然レハ又李
王家ノ祖先ヲ始メ朝鮮歴代ノ王家ヲ祭祀シ永ク其ノ血食
ヲ存セシムルハ是レ我祖國傳統ノ精神ニシテ又實ニ明治天皇
ノ聖意ナルヘキハ炳焉トシテ疑ナキ所、而シテ朝鮮半七百万
民ヲシテ各其ノ衷心内底ヨリ之ヲ歓ヲ来ル所以ニシテ復實ニ

我ヲ信頼スルノ一念発起ヲ促スノ根底ヲ成スヘキナリ。

然ルニ今ヤ朝鮮神宮ノ創建ニ際リ李王家並ニ朝鮮歴代ノ王家ヲ祀ラサルハ之ヲ累ネテ天照大神ノ大御心ニ適フモノニ非ルヤ、又明治天皇ノ叡慮ニ副フモノナルヤ、時又我ニ向テ開国以来ノ歴史ニ合致セルモノナルヤ、疑ヲ容レサル所ナリ、是レ吾人ノ當路有司ニ向テ深ク其ノ反省ヲ冀ヒ以テ一日モ速ニ李王家ノ祖ト彼地歴朝ノ王トヲ祀リテ其ノ信仰ノ源泉ヲ杜絶セサルノ途ニ出ツヘキヲ建言スル所以也、然ルニ若シ事茲ニ出テスシテ單リ天照大神ト明治天皇トヲ奉斎スルノミナラハ之ヲ全ク朝鮮ノ祖神祖王ヲ祀ルノ道ヲ杜絶スルモノニシテ、鮮人ハ之ヲ日スルニ外来ノ神ノ侵入ヲ来リテ其ノ祖神ヲ駆逐シ且外来ノ信仰ヲ以テ内在ノ信仰ヲ壓服スルモノト為シ、益〻憤懣ノ度ヲ昂メ来ルヘキハ當然ノ帰趨ト謂ハサルヘカラス。若シ夫レ如斯シテ信仰的反抗心ノ挑発ヨリ益〻来ルヘキ比ヲラサルヘク必スヤ之ニ幾百万倍ノ勢力ヲ以テ弾発シ来ルヘキハ疑ヲ容レス、是レ朝鮮統治ノ上ニ恐ルヘキ一大禍根ヲ植エ随ツテ、我皇室ヲ怨ミ奉ルニ非ルノ行ヲ為スニ至ルヘシト謂フモ決シテ過言ニアラス、是レ豈ニ天照大神ノ御心ナランヤ、明治天皇ノ聖旨ニ奉対スル所以ナランヤ。

然レトモ事ニ已ニ朝鮮ニ建設シ天照大神及明治
天皇ヨリ以テ伊勢神宮ト勅宣トヲ以テセル今日ニ至テハ輪言汗
ノ如ク今ヤ奈何トモスル能ハサル訳ナレトモ、幸ニシテ此ニ一
道アリ他ナシ、更ニ一柱ノ神トシテ、大國魂神(即素戔嗚
尊命、幸猛命、檀君以下李王家ニ至ル朝鮮歴代経由
ノ諸神ヲ意味ス)ヲ合祀シ以テ大神ヲ始メ諸神ヲ崇敬
奉ルニアリ。
如斯シテ李王家及歴代ノ朝鮮王ヲ祭リテ以テ之ヲ慰
安スルノ道ヲ開クトキハ、之ニ依テ朝鮮半島國ノ祖神ト歴
朝王家トノ幽魂ヲ慰籍スルヲ得ヘク、而シテ内鮮不二一

祭ラセラレ親シク神人合一ノ信ヲ躬行實践アラセ給ヒ、又崩
御ノ時ニ及ヒテハ、御一代ノ治績ヲ天照大神ニ奏上シ奉ルヲ
以テ例トセリ、新年磐嶺政治始メニ於テ神宮ノ叡慮ヲ奏
シ奉リ、秋季ニ入リテハ新嘗祭ヲ執行シ更ニ下リテハ相嘗
ノ祭典ヲ励行シ給ヒ、實ニ此大嘗祭ハ縮刷セラレタルモノニ
シテ、之皆報本反始ノ教ニ基クモノトス、斯ク古ニ今ニ相違
ナク恒例トシテ開闢以来古今一貫今尚典範ヲ垂レサセ
レツヽアル所以トス。
是レ我建国ノ基礎斑華固ニシテ天壌無窮ノ國体ヲ建設
シ上下不二一体ノ實ヲ挙ケ所以ナリ、後テ他ニ対スル参

始斯其ノ始メニ反リテ本ヲ忘ルヽコト無キヲ以テ教化ノ基ト
ト玄給ヘリ。
往昔大國主命、事代主命、
有セルヲ以テ其ノ罪ヲ神問ハシニ問ハシ給フヤ、忽チ其ノ非ヲ
悟リテ改悛ニ以テ恭順ノ誠ヲ致サルヽニ及ヒ永ク其ノ祖ト共
ニ之ヲ祭リ、其ノ無食ヲ絶エサラシメ給ヘリ、出雲大社ノ今尚
高天原ニ千木高知底津磐根宮柱太敷立テ居ルハ其ノ
証左ナルヲト皆人ノ知ル所也、近クハ明治天皇ノ徳川一門ニ
対シ其ノ罪ヲ免シ幷セラルヽヤ、直ニ其ノ祖ヲ祀リテ別格官幣
社ニ列シ、其ノ子孫ニハ永ク公爵ヲ賜ヒテ以テ餘恵ヲ垂レタマヒシ

仲ノ神神仲ト申リ、於是乎、始メテ内難融合ノ實際政
治施サレシヽ、朝鮮弥栄ノ基ヒ茲ニ全ク名實相應ノ神宮
ト為リ、名實不二ノ使命ヲ發揮セラルヽニヽト謂フベシ。
故ニ曰ク先ツ其ノ心ヲ動カシ而シテ後其ノ肉ヲ服セシメ先ツ其
ノ解不二ノ信仰ヲ安ンセシメ而シテ後内難不二ノ政治ヲ
施スヘシ。
斯ノ道ハ實ニ皇祖皇宗ノ皇謨ニシテ、鶏林ノ道ノ民
人ヲ悦服セシムルハ勿論世界民族ヲシテ嘆賞讃仰セ
シムルノ道ナリ、是レ實ニ我國治乱ノ岐ル、所、興亡ノ由
テ所、統治ノ大道ハ一貫シテ茲ヲ在リ矣。

右謹
具
申
恐惶頓首

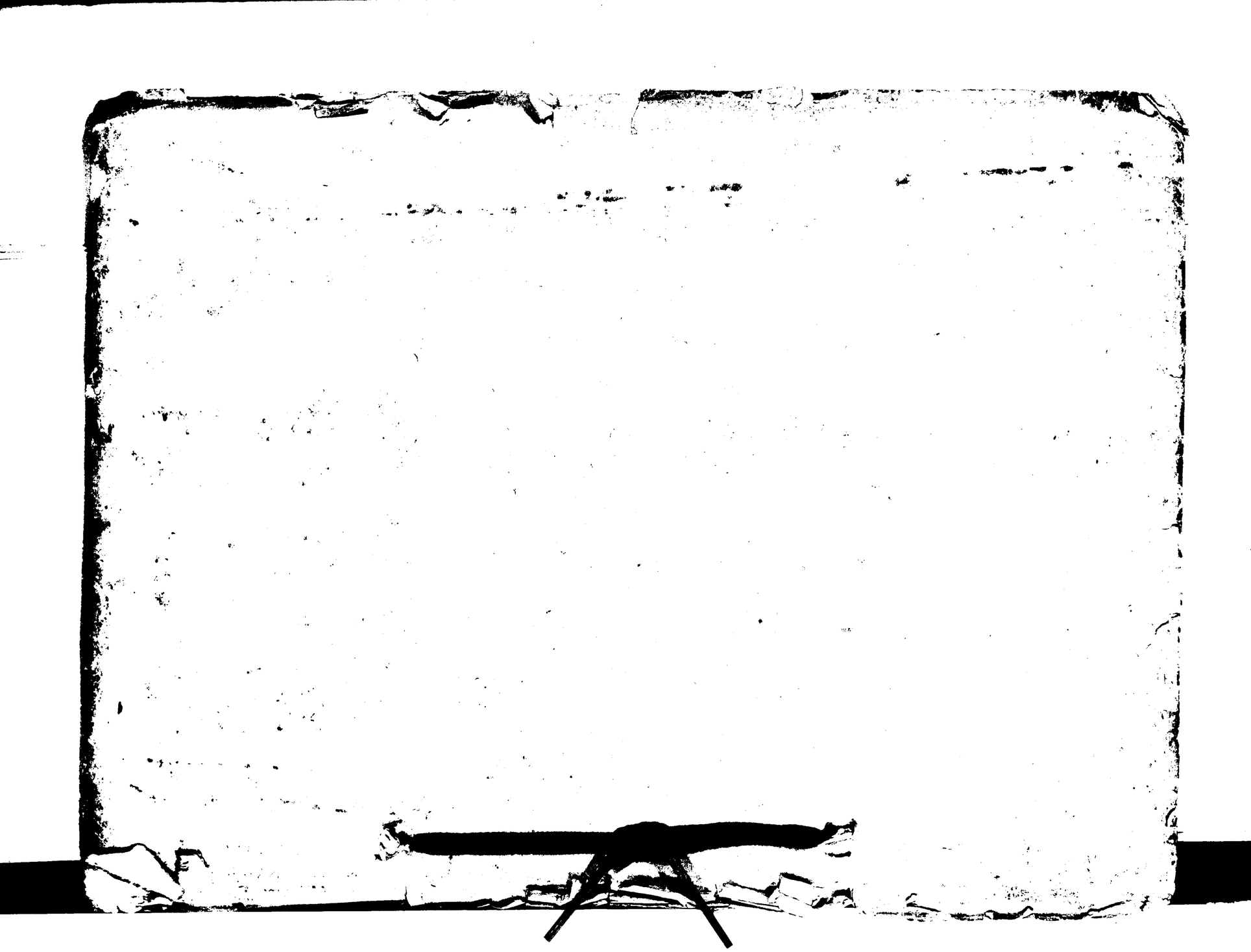

M4-30

中島司文書（所藏No.3）

調查書類綴（三）

中央朝鮮協會

題名		
彙報及參考統計第一號	朝鮮銀行調査課	3-54
一、朝鮮に於ける米穀法第二条の適用問題 二、本年の鮮米移入 三、在滿朝鮮人の帰化問題に對する鮮内朝鮮人新聞の論調 三ノ二、支那側移民の増加が在滿鮮人に及ぼす影響 四、殘存休銀の整理方針 五、内地の金融緩慢		
六、昨年中の對外貿易 七、昨年中の對支貿易		
國葬ト民情		
諒闇中ノ朝鮮		
在滿鮮人調査要略(二)		

中央朝鮮協會

最近に於ける鮮人壓迫の實例										
在滿朝鮮人壓迫の事態										
第十回朝鮮獨立騷擾記念日に於ける在東京朝鮮人團体聯合ノ宣言文										
滿洲に於ケル朝鮮人問題										
在上海鮮人に關する情報一束										
在滿鮮人武裝團体の近狀										
在滿鮮人壓迫ノ動機										
露支國境ニ鮮人共和國建設ノ風說ニ付テ										
朝鮮施政改善に關する意見書										

鮮人の現況										
滿洲視察中取集シタル參考資料									朴春琴	
南北滿洲朝鮮人會長會議開催ノ件										
朝鮮防衛事業促進ニ關スル建議案ニ就キ報告									賀田直治	
崔麟氏歸朝ニ關スル諺文新聞記事譯文									朴尚儀	
內地在留朝鮮人數										
五月九日朝鮮日報社說譯文										
參政權附與に關する請願書									甲子俱樂部	
朝鮮人內地渡航歸還調										
在內地朝鮮學生調										

内地ニ於ケル朝鮮人ニ関スル資料	生田内務局長								
奉天金融組合設立案									
大日本拓殖協會設立案									
最近東京駅ニ於ケル来降朝鮮人ノ概況	林 心甫								
昭和三年中鮮米輸移出仕向地方別調	朝鮮總督府								
昭和三年四月朝鮮物價及労銀指数表	朝鮮銀行								
「木材飢饉來」ニ就テ	齋藤音作								
世襲財産トシテノ林業投資	同								
黄海社ノ事業部	日								
朝鮮教育制度新改正ニ関スル内鮮共学説ニ対スル朝鮮人有志ノ意見	朝鮮思想通信社								

中央朝鮮協會

中央朝鮮協會

中
3126
島

〔六〕

彙報及參考統計第一號　（昭和三年一月十七日）　東京繊維商調査課

昭和三年壹月廿六日

目次

一、朝鮮に實施せる米穀法第二條の適用問題　一ノ一
二、本年の輸移入　一ノ五
三、在鮮朝鮮人の生活狀態に對する鮮内朝鮮文新聞の論調　一ノ六
四、ソ聯邦側移民の增加が在滿鮮人に及ぼす影響　一ノ一三
五、滿洲の金融組合　二ノ一
六、滿鐵沿線農事試驗場の設置　二ノ二
七、滿鮮地方農事試驗場一覽　二ノ三
八、昨年中の試驗事項　二ノ六

中央農業綜合研究所

朝鮮米の移出調整
内地米の輸入調整
其の他の檢疫檢査
四經濟機關の整理統一
三、戰時下の米穀對策
二、本年の米穀需給
一、昭和十年度に於ける米穀需給
目次

（昭和十年十月十日）　東京日日新聞
（昭和三年一月一日）　（調味三年一月十日）

一、朝鮮に於ける米穀法第二條の適用問題

政府はその米穀政策の遂行を徹底するためには米穀法第二條

政府は米穀の數量又は市價を調節するため特に必要ありと認むるときは勅令を以て期間を指定し米穀の輸入稅を增減もしくは免除し又はその輸入もしくは輸出を制限することを得

の規定を植民地に適用するの必要あるを認めすでに臺灣に對しては大正十五年七月十五日勅令第二百五十九號を以て施行したるもその最も重要性ある朝鮮に對しては行政權限の關係により未たその運ひに至らなかつたが現下の米穀情勢に鑑み當面の米穀政策上よりしても特にその緊要なるを痛感し農林省當局に於いて朝鮮總督府とも內交渉を行ひいよいよ第二條適用を斷行すべく施行勅令案

米穀法第二條はこれを朝鮮に施行すを立案し十一月十日の閣議に申請したから近く決定を見るを俟てある即ち

これを內閣に回付し

從來內地に於て輸米の輸入を防止すへき施設を實行しても法律施行範圍

外たる朝鮮に自由に流入消化されそれに代つて朝鮮米が内地へ流入されて内地米穀市場を壓迫するために施設目的の效果を擧げ得ないのみならず現下の米穀政策上朝鮮總督府とも會議の上で内地朝鮮ともに右第二項の適用により外米の輸入を防壓すべき勅令公布の手續をとられるものと見らるるからである

因に昨年十月頃朝鮮總督府に於ては米穀法の適用を朝鮮に延長し鮮米約八十萬石の買上を要望する所ありしかど之に對し農林省當局は

一、米穀法の精神は内地の生産者消費者雙方の保護にあつて内地住民の負擔に於て之を適用してゐるのであるから朝鮮の農民及仲次商人の利益の爲に之を適用し難し

二、内地米の價格を維持する爲にする鮮米の買上は内地米買上よりも效果は尊い即ち鮮米は内地に於ては大阪で買上げ得るのみで各地の内地米相場を左右することは至難であるに依つて鮮米を買ふ餘力かあれば先

たけ多く内地米を買上げる事か得策である

その理由から之を採用するに至らなかつたか只當時山本農林大臣は將來の内地植民地を通しての食糧政策上米穀法適用の擴張に就いては目下入れ食糧調査會で研究中である旨を語つたことを思合はすと右の米穀法第二條の併との第二條の趣旨は生産米の輸出と外米の輸入とを時に應して調節するたけのものであるから朝鮮に輸入する外米を阻止しても滿洲粟か之に代つてドシドシ輸入すれは鮮米の内地移出は其の勢を緩めす其の效果の程も疑はれる譯であるか然し之かやかて米穀法全部か朝鮮に適用せらるゝ前提とも見られ一方内地でも百萬石買上打切後更に必要なれは相當の對策を講せらるへき氣配もあるので鮮米市場の硬化を見ておるといふ

以上記した處一月十六日京城發電によれは總督府殖産局は右適用には大体同意を表しておるか同財務局はこれに絶對反對て若し同法第二條を朝鮮に施行すれは朝鮮總督の關稅權をかし高き外米關稅負擔により朝鮮の民心に惡影響を與へるものとしこの旨草間財務局長から十六日目下上京中の山

の説明は次の如くである

一、内地が外米關稅を高くするとき若し朝鮮がこれに追從して關稅を高くしなくとも内地に輸入する外米は朝鮮に移入の形式をとり朝鮮から更に内地に逆輸入するから内地は迷惑するといふかそれも動くも朝鮮の公共團體で出港稅を課してゐるから問題にはならない

二、復りに同法案を朝鮮に施行して外米關稅を高くするとすれば内地の朝鮮人が生活必需品たる外米の關稅をよけいに負擔する理由なく若し朝鮮の外米關稅低きため内地につなみの如く多量の鮮米が移入され内地の米價問題となつて困るならこれは關稅の問題でなく寧ろ内鮮間の米の管理問題としてあくまで朝鮮に施行して鮮米買上の擧に出づくをである

三、外米は僅か九十萬石しか朝鮮に移入されぬしかるに滿洲粟は關係深き滿洲粟は除外して却つて外米關稅

四、政府は米穀法全部を朝鮮に施行して鮮米買上の擧に出づくをである

五、内地と朝鮮との米の管理問題としてのみを論ずるは解釋に苦しむ

六、朝鮮人の利害關係深き朝鮮に移入されぬしかるに滿洲粟は三百萬石も移入されてゐる朝鮮に利害關係深き滿洲粟は除外して却つて外米關稅

七、一方大藏省に於ても米穀法第二條を朝鮮に適用することは同地に於ても米穀法第二條を朝鮮に適用することは同地に於

とらふにある

て出港税を取る関係上效果なきのみならず其他に弊害があるから右に對して賛成し難しとの意向を持つてゐると傳へらる。

二、本年の鮮米移入

昨年十二月廿六日付の農報には菱田鮮米協會技師の說を紹介し鮮米の自地消費の增加といふ見地から昨年產鮮米の內地移出力は五百八十八萬石となるべき豫想であり又一方別項にも示す如く米穀法第二條の朝鮮適用說などあるから此後如何に變化するか從てこの七百萬石移出說も輕々に信用し難きも一說として揭けておく

昨年十一月中朝鮮米は例年に比し大豐作にも拘はらず內地移出額は約七十七萬五千餘石にしか達せず前年同月に比し二萬七千餘石を減少し玄人筋を驚かしたが十二月に這入つて本筋に入り百二十萬石に達し前年同月に比し二十九萬餘石を一躍增加したから此勢て進むと本年十二月末迄所謂新米出廻期までには移出米總計六百五十萬石乃至七百萬石に達することは確實と觀測される昨年十一月中の移出米內地仕向先を見ると從來の大仕向地であつた阪神市場が著しく減少し却つて京濱市場を初め名古屋、四日市

九州、東海地方の從來餘り仕向けられなかつた地方に移出されて居る、これは鮮米が漸次內地各地方に普く諒解され、全國的に利用を喚起した結果に外ならぬ又本年は前年の移出に比し白米の移出も漸增して來たか此原因は本年から總督府の生產檢查が頗る嚴重になつた結果玄米にして不合格米とせるもの多く爲に精米業者は安價の材料を得易い結果である尙は昨年新米出廻期から鮮米は酒造用として各地て使用されるに至つた事は目新しい現象として見逃し難い所である

三、在滿朝鮮人の歸化問題に對する鮮內朝鮮文新聞の論調

(1)滿洲に於ける支那側の鮮農壓迫問題に關しては昨年十二月廿二日の安奉に其の經緯の一端を報道し置きたるか當時本問題に對する鮮內の朝鮮文の各新聞紙は筆を揃へて、鮮內に於ける朝鮮人に對しては一時の感情に囚られて在鮮の支那人に危害を加ふるか如き事なき樣之を戒め、又在滿鮮人に向つては支那側との誤解を除き相互の友誼を高調し何處迄も圓滿的解決を圖守して自重すへきを勸告し至極穩健の態度を示すと共に當局は滿鮮人の同化を獎勵し之を強調することに一致してゐた

(2) 一方在滿朝鮮人は本月十日前後奉天に於て大會を開催し歸化問題其他に
就き協議したる結果委員十三名を擧けて尙協議を續くる事になつたか最
も注視されたる歸化問題は同大會に於ては之を議決するに至らず各個人
の自由に任する事となつたものと傳へられてゐる

(3) 然るに一月十四日歸京せる山梨朝鮮總督は十五日田中首相を訪問協議の
結果在滿鮮人壓迫問題緩和の爲め從來鮮人の支那歸化を認めざりしも之
が歸化を許すべく十八日の閣議に附議して緊急勅令を發布する迄ともな
るべしと傳ひ一方更に山梨總督は白川陸相を訪問し同問題に就き種々懇
合したが自下の處滿洲殊に北滿では鮮人は益支那官憲の壓迫に堪へ切れ
ず東支鐵道沿線方面に難を避くるもの續出する狀態であるから此際相當
の對策を講ずる必要あること、に意見一致せりといふ。尙確實なる筋の調
査によれば昨年中奉天、吉林兩省內に於ける支那官憲の鮮人壓迫事件數
は左の如くてあると

不當課稅　一
立退要求放逐命令　二
學校經營禁止　三
土地貸借禁止　一一
移住渡口禁止　三
歸化強要　二一
朝鮮語使用禁止　二一
其他　一一　二
計　大四　一六

(4) 事情は右の如し此の間前記の如く朝鮮に於ける朝鮮文の主なる東亞日報、朝鮮日報、中外日報等の各新聞は昨年十二月央より最近迄に斷續的に歸化問題を論しつゝあれは左に其の一部を紹介し參考に供することゝした。

(イ) 滿洲に於ける朝鮮人の支那歸化問題に就ては愼重に考慮する必要がある

百萬以上の鮮人か外國の領土に居りなから依然外國人として其地に居住することは種々の點に於て不便てあり又如斯多數の人か若しも本國に引揚くる樣な事になれは本國に於ける同胞は直に生活上莫大の脅威を受ける故に出來得れは其地に永住し其處て新天地を開拓し活動の基礎を假め

(四)故にこの點に關しては法規改正の必要を生するのである。法規改正の問題は要するに當局者かそれを必要と認定するや否やの問題に歸着するであらうから、目下在滿朝鮮人問題に限つては誰しもそれを固執する必要はなかからう。支那側でもその歸化容許の條件を寬大ならしめ、朝鮮總督府でも在滿朝鮮人の問題を解決せんか爲めに速に決定する所あらねはならぬ。些少なる警察上の便宜問題を考慮し過度なる態度を取るならは在滿朝鮮人を難境に陷し入れた責任は畢竟何人に歸するであらうか？殊に朝鮮人問題は日本人問題よりも先に解決を要する緊急なる性質のものなれは、この歸化に對する障害を速かに撤去することか目下の必要なる方策の一つになることと信するのである。

(四)入籍問題を中心として可否論か鼓れる、依て試に反對論者の意見を徵すれは卽ち支那殊に東三省の行政司法は素つて不完全で官憲の横暴は甚しく若も朝鮮人として支那に入籍するならは新歸化者なる條理的見解の下に過重の抑壓、誅求を受け其の生命財産を保障し得さるへく一旦有事の時にも第一着に其の困厄を受くへし加之異地に在る朝鮮人か大擧入籍し

満鮮沿線及其他商埠地にある朝鮮人は入籍しない事が必然なる勢てあるならは前者は親日鮮人として後者は排日鮮人として後者と同分され奥地にあるものは商埠地に干與し難く商埠地にあるものは奥地に干與し難くなり全朝鮮人としての生活及生存に莫大なる損失を來す事となると。

玆には相當の處理ある事と承認するも併し之を以て滿蔴朝鮮人の安定問題を解決する事は出來ない、中略奥地の鮮人と商埠地の鮮人の生存上の杆格ある事情も兩者間の努力如何によりては決して解決難の事てもあるまい。

(六)滿洲に在る朝鮮人同胞問題を彼地の主人たる支那人等と親善關係を維持しつゝ解決するとの安當てあることを吾々は信して來たのてあり之か亦同胞全体の意志なる事は種々なる事例により明白てある、而して其の實現方法としては歸化することか最も有力なる手段てあることも殆と一致せる意見の如くてある。而して在滿百萬餘の朝鮮人か支那に歸化し彼地に安住して其の生を圖らんとするに對し日本政府にて反對すべき何等理由を有せさるものと思ふ。中略去る一月十日奉天に開かれた朝鮮

雜誌が水の如く天下に氾濫する事も由來珍しい事ではない。中略

雜誌を發行するといふ事は其の社會に住んで居る人々の思想を支配しようと云ふ事である。今や我が日本國に於ては幾百萬の勞働者が團結して居る。一つの雜誌も發行されない日は無いと云ふ有樣である。而して其の雜誌は皆な其の團體の意志を代表する機關雜誌である。故に雜誌を發行するといふ事は團體の生命を支配するといふ事である。

（中略）

人大會には意見三派に分れ、各地の狀況に應じ自由に歸化せんとするもの、無條件に全部歸化せんとするもの並歸化反對といふ事になつたと傳へられるか第一第二の意見は互に融和され得るから論ずる必要はないから第三の反對論に對しては其の理由を解し難い、今之が動機の何處にあるかを知らないか斯る主張は在滿同胞の其の利益を尊重する所以でないのみならず亦朝鮮內に在る同胞の意思にも背反するものであると思ふ、我々は其の解決の原則を支那人と平和的に組織關係を維持しつつ解決する所に置くべく、決して或るものゝ勢力を藉るか如きことは絕對に避けねばならぬと信ずるのである。

三ノ二、支那側の移民増加か在滿鮮人に及ぼす影響

支那側か在滿の朝鮮人を壓迫し排斥する原因に就て從來唱道せらるる所によれは

(1)朝鮮人集團移民に對する民族的の抑壓(2)近來激增しつつある山東直隸の移民と在滿鮮人との競爭(3)朝鮮人の發展は日本の大陸政策の前衛と見ること(4)不逞鮮人の活動に因る國際關係の紛糾(5)朝鮮人は赤化先鋒の分子あること(6)鮮人の入滿其他の方法により支那側か財政の不足を補充せんとすること

等にして事實支那當局か之を以て滿蒙交渉の材料に利用したり又鮮人か赤化の先鋒といふは排日鮮人を驅逐せんとする宣傳となり、或は鮮人か日本人發展の先驅を爲すとて支那側か排日の一方便となす等其の關係は頗る複雜してゐるのであるか今滿洲の經濟上最も深き關係を有する實際問題として前揭(2)の山東直隸移民の增加に關聯し得へき鮮人壓迫といふ事實か果して存在するか否かに就て最經濟局の調査員か實地に臨み蒐集した材料によれは次の如きものかある

一、民政、開化、實行ノ點方面ニテハ支那雜居民移住ノ餘波ハ多數ノ鮮民ニ及ヒ爲ニ鮮農ハ衣食住ノ根柢ヲ奪ハレむとし大騷ぎをしてゐる、卽ち支那移住民も農耕以外生活ノ方便なき爲耕地借入れに鮮人と競爭を始め從來鮮農か支那地主との貸借契約より約三割程高く契約するので目前の利に囚はれた地主は鮮農との契約を破り支那移住民に貸すもの續出してゐる

二、近時東三省當局は地方與地ノ開墾事業に着目し南支より移住する移民に對し各種の優遇を加へ其の半面に於て在滿鮮人の行動に注意を拂ひ從來の(二重)國籍的態度を一變し從來の在滿鮮人は我國とするも鮮人の新移住者を入滿せしむる方針を採り其の居住許可證を異くさるゝ以て約ひ各方面に亘つてお住鮮人にも壓迫の手を加ふる等なきを保し難し。

三、間島地方には從來鮮農の小作し居た畓田（敎育費相助の爲各縣の管理に屬する官有地）を回收し支那移民に配給したることあるも一部鮮農の反對運動により中止となりたりといふ、延吉縣內には支那人地主より移民に分配する爲小作權を回收せられ昨年中他に移住せる鮮農十數戸に過ぎたりと、近年山東移民の流入するに伴ひ山地を開墾し農耕を營む者少からざるに因り開化地方には

備による一年乃至三、五年の短期的な土地の自由に際限もなく、而して他国木田農労働に伴う土地の騰貴を、それ許りの低賃金で搾取する事は出来ないし、又那支那人は農民に比べて小作支那人は農民に比べて労働組合もあり労働条件も良く自然的に低賃金に甘んじないと云う事もあるし、又農民は土地の騰貴を見越して小作料を引上げる事も出来ない

し鮮人を小作人とし従來の畑作を水田に變更する爲支那人の小作農が其の生業を失ふ事となり共處で支那官憲が其の組織に同情して鮮農を壓迫する事によつて之を保護せんとしたものて支那地主は官憲の壓迫から逃て鮮人の追去となる事に大なる脅威を感し内心之に反對してゐたのは事實てある。斯の如く一般地主は鮮人に負ふ所多く、鮮人は地主から搾取せられる事はあり得ても排斥壓迫を受けるといふ事は先つ少いと見るべきてある

三、咸之吉林、龍江等の未開墾地方の官民は自國人と云はず鮮人と云はず多數入込んて開墾を促進して呉れる事を希望してゐる實情てあつて支那官憲の誹謗は補助を受けて鮮人か水田計畫を進めて居るといふ事は一時に止まらない

右によれは山東直隷移民の增加といふ事は相當に在滿鮮人の生活を脅し官憲の壓迫をして一層激烈ならしめる因を爲すものと考へられないてもない)が然し仲細に觀察すれば此等支那側の鮮人に對する壓迫を惡く自由移民の增加に關するといふは早計の嫌かある

元來支那官憲か鮮人を壓迫するといふ根本の理由は鮮支人間の經濟的利害か兩立せぬ爲てはなく鮮人は日本の國籍を有するものてあり彼等の背景は日本人勢力侵入の先驅を爲すものてあるといふ考に歸着する樣てある、故に排日氣分のある處其反映は必ず排鮮人となる、殊に彼等は以前より劣等民族視する朝鮮人か治外治權を享有し日本官憲の庇を藉りて事を爲さんとするのを非常に嫌惡してゐる樣てある、從て彼等の對鮮人政策の理想は鮮人の徹底的驅逐てはなく鮮人か日本との關係を絶ち名實共に支那人に化し支那人の搾取に甘んせしむる事にあるべく、殊に鮮人壓迫か經濟的理由といふよりも寧ろ政治的理由による以上支那避難民の增加か直接鮮人壓迫といふ形になつて現はれ事は考へられぬ所てある。

之を要するに山東直隸移民の增加は人口飽和に相當關聯て鮮人と支那移民との職業の爭奪か行はれるか或は歷史的に鮮支人間の感情のもつれてゐる地方即ち主として南滿一帶に於ては經濟的に政治的に多少摩擦を激くする傾はあるか大勢に於て支那移民は結局僻遠未開墾地に落ち付く者てあり朝鮮人との間に主地に關して爭ふ必要なく見ず一方は畑作に一方は水田經營に

各其の分野を持ち経済的利害か相反しないとすれは移民の増加に歸國する鮮人の減退や排斥は少なくとも大なる形に於ては起り得さるものと考へられる。即ち全般的觀察からすれは支那移民の鮮人に及ほす影響は極めて薄いものといはれる

尙本問題に關する在滿日本官民の觀察は一般に極めて樂觀的で、地方により元より事情を異にし滿洲一律に論し得ぬか結論に於ては支那移民の增加は在滿鮮人に對し重大なる影響を與ふるものでないといふに一致し其の理由として擧げられてゐる重要な點は次佯左の如し。

一、鮮人は主として水田經營を爲すも中鮮移民は水田に關係か薄い、即ち兩者は生活の分野を異にし互に相侵す必要かない

一、山東直隸地方の人口稠密の地域てあつて未開の土地、資源は到る處に横つてゐるから明鮮人と相爭ふ必要なく又其の餘沙を持つ機會も少ない

一、間島地方の如きは在住鮮人の地盤鞏固に確固て中國移民か多少殖たとしても其の居住にさ支を與へるやうな事はない、

「昨年末に於ける國際情勢の中大東亞戰爭の完遂に關する國民の決意を新にする爲め」

（昨年末に於ける國際情勢の中大東亞戰爭の完遂に關する國民の決意を新にする爲め）

（昨年末に於ける國際情勢の中大東亞戰爭の完遂に關する國民の決意を新にする爲め）

一、昨年末に於ける國際情勢

昨年末に於ける國際情勢は、帝國の大東亞戰爭完遂の爲の決意を益々固くするものがあつた。

即ち、

（本文は生ゴム工業調査書中より引用掲載の関係上別項として掲載せり）

四殘存休銀の整理方針

昭和銀行に合併整理を行ふ休銀は近江銀行を最後として大体一段落を遂ることとなるので井上日銀總裁は一月十六日三土藏相を訪問し殘餘の地方休業銀行の整理問題につき種々意見の交換をなしたか大藏、日銀兩當局の右整理方針は次の如くてあると

一、地方に於ける休業銀行は日銀各支店の斡旋により夫々整理を行はしむること

一、特別融通法の期限は來る五月八日を以て終了すへきも立法の精神から見て其期日を延期すへきものてない點つて特別融通を受けんとするものに對しては其期日滿了迄に整理を行はしむること

一、休銀の内容如何により自決的整理を促進せしむるも其方法は單獨開業又は地方有力銀行との合併等に依らしむること

一、右整理に關する資産負債の裁定は地方銀行も一般銀行と同樣純資産主義を採ること

又一説には同日三土藏相と井上日銀總裁會談の結果全國の銀行中不良債權

又一般に日曜日三土曜日より休日曜日に當る場合の繰延會期の結果各國の證券市場不振の
ものとなるべく

一、證券の處分を爲す資産負債の整理は一般に繰延會期と同時に行はるる

率の引下説は、上記の如く今は全く名のみ存して實際取引上何等の權威をとることは何等の意義をなさぬといふのて殆と問題にされて居ない様てある

六、昨年中の對外貿易

大藏省の發表せる外國貿易概算表によれは昨年中の我對外貿易價額は

輸出　十九億九千萬圓　輸入二十一億八千萬圓　差引入超　一億八千五百萬圓

て之を前年に比較すると輸出に於て五千二百萬圓を減し輸入に於て一億九千八百萬圓の著減を來し結局入超に於て一億四千六百萬圓の減少となつたかく貸借關係の改善せられしは喜ふへき現象てあるか貿易總高に於て二億五千萬圓五%七を減少してあるのは畢竟內地財界の不況を反映するに外ならぬ。

輸出の減少の主因は綿糸及綿織物の不振を第一に擧けねはならぬ、卽ち綿糸の昨年中總輸出額は約三千九百萬圓て之を前年の七千百萬圓に比すれは四割五分からの減退となる、又綿織物の輸出は昨年中三億八千四百萬圓を

四億正位なるの數字なるが更に綿糸の輸出は三千八百萬圓に對し僅に百萬圓を超ゆるの少額なるの不振を示すものなり、明さ

五千萬圓年々增加するの趨勢を示すべきに拘らず僅に前年に比し約一億圓の減少を來し綿入織物の輸出は一億八千萬圓の增加を來すべきに拘らず僅に前年に比し一億八千萬圓の減少を來し綿糸輸出は不振を示すものなり

輸出十萬以上の綿入織物（綿入五十一萬八千百圓）

大部分の輸出ある米國貿易綿織物に於ける綿糸中の綿糸貿易

六年中の綿糸貿易

ろう。此點の事實を說明するが爲めに綿糸輸出の不振を說明するが爲めに綿糸輸出の不振を說明するが爲めに綿糸輸出の不振

他輸入金額の減少せるものはかぶ、油粕等である此の面米及麥の如きは昨年は前年に比し二千八百萬圓を增加したが本年は我の反動と昨年の米增收とにより之が輸入は大に減少すべき傾向である。

豆粕の輸入も亦に減少すべき傾向である。

斯くて昨年中の輸入額は金額から見ては非常に減少を來してゐるが數量にあては左程減額の實もせら無てある。左に參考の爲輸出入貨物品の增減を表示して置く。

輸出入貨物品增減（千圓）

「我」輸出 「他」輸入	大正十四年	昭和元年	昭和二年	增減(昭和二年)(昭和元年)	增減(昭和二年)(大正十四年)
生糸	八、〇四二	七、一五三	七、四二四	(+)二七一	(−)六一八
絹織物	一、二一八	七一九	八、七九四	(+)八、〇七五	(+)六、八七六
綿織物	四、八四二	三、七〇一	三、八四八	(+)一四七	(−)九九四
綿糸	一、六四二	一、〇三五	一、〇六八	(+)三三	(−)五七四
其他輸出	五、三三三	四、九二八	四、九二〇	(−)八	(−)四一三
米	一、一六九	一、〇五二	一、〇四二	(−)一〇	(−)一二七
豆粕	一、一六九	一、〇五二	一、〇四二	(−)一〇	(−)一二七
其他輸入	五、三三三	四、九二八	四、九二〇	(−)八	(−)四一三

大阪省の調査によれば昨年中に於ける歳計総額は壹億四千三百七十三萬四千圓壹人當歳額二圓九十五錢なるも大正十五年度に比すれば壹億四千二

本年分の所得税及び復興所得税の予定納税額の通知書が、左図（十五頁）のように、来る七月二日から七月十日までの間に納税地の所轄税務署から送付されますが、この予定納税額は、次のとおり、第一期分と第二期分とに分けて、それぞれ七月三十一日と十一月三十日までに納付しなければなりません。

一　第一期分　七月三十一日までに納付する額は、本年分の所得税及び復興所得税の予定納税額の三分の一に相当する金額です。

二　第二期分　十一月三十日までに納付する額は、本年分の所得税及び復興所得税の予定納税額の三分の一に相当する金額です。

三　納付の場所　第一期分及び第二期分とも、納税地の所轄税務署又は日本銀行の本店若しくは支店、代理店（日本銀行歩合店を含む。）又は郵便局です。

四　納付の方法　第一期分及び第二期分とも、税務署又は日本銀行の本店若しくは支店、代理店（日本銀行歩合店を含む。）に納付する場合には、納付書を使用しますが、郵便局に納付する場合には、郵便振替貯金払込書を使用します。

五　延納の場合　第一期分及び第二期分とも、それぞれ七月三十一日又は十一月三十日までに納付することが困難な場合には、税務署長の許可を受けて、それぞれ十一月三十日又は翌年一月三十一日までの間に延納することができます。

六　延納の場合の利子税　延納の場合には、利子税を納付しなければなりません。

七　利子税の割合　利子税の割合は、年七・三パーセントの割合です。

八　利子税の計算　利子税の計算は、第一期分については七月三十一日の翌日から十一月三十日までの日数について、第二期分については十一月三十日の翌日から翌年一月三十一日までの日数について、それぞれ計算します。

九　利子税の免除　災害その他やむを得ない理由により、本年分の所得税及び復興所得税の予定納税額を納付することが困難であると認められる場合には、利子税の全部又は一部を免除することがあります。

十　利子税の納付　利子税は、第一期分については十一月三十日までに、第二期分については翌年一月三十一日までに、それぞれ納付しなければなりません。

十一　利子税の納付の場所　利子税の納付の場所は、第一期分及び第二期分とも、納税地の所轄税務署又は日本銀行の本店若しくは支店、代理店（日本銀行歩合店を含む。）又は郵便局です。

十二　利子税の納付の方法　利子税の納付の方法は、第一期分及び第二期分とも、税務署又は日本銀行の本店若しくは支店、代理店（日本銀行歩合店を含む。）に納付する場合には、納付書を使用しますが、郵便局に納付する場合には、郵便振替貯金払込書を使用します。

十三　利子税の納付の場合　利子税の納付の場合は、第一期分及び第二期分とも、それぞれ七月三十一日又は十一月三十日までに納付することが困難な場合には、税務署長の許可を受けて、それぞれ十一月三十日又は翌年一月三十一日までの間に延納することができます。

十四　利子税の納付の場合の利子税　利子税の納付の場合には、利子税を納付しなければなりません。

十五　利子税の割合　利子税の割合は、年七・三パーセントの割合です。

十六　利子税の計算　利子税の計算は、第一期分については七月三十一日の翌日から十一月三十日までの日数について、第二期分については十一月三十日の翌日から翌年一月三十一日までの日数について、それぞれ計算します。

十七　利子税の免除　災害その他やむを得ない理由により、本年分の所得税及び復興所得税の予定納税額を納付することが困難であると認められる場合には、利子税の全部又は一部を免除することがあります。

十八　利子税の納付　利子税は、第一期分については十一月三十日までに、第二期分については翌年一月三十一日までに、それぞれ納付しなければなりません。

十九　利子税の納付の場所　利子税の納付の場所は、第一期分及び第二期分とも、納税地の所轄税務署又は日本銀行の本店若しくは支店、代理店（日本銀行歩合店を含む。）又は郵便局です。

二十　利子税の納付の方法　利子税の納付の方法は、第一期分及び第二期分とも、税務署又は日本銀行の本店若しくは支店、代理店（日本銀行歩合店を含む。）に納付する場合には、納付書を使用しますが、郵便局に納付する場合には、郵便振替貯金払込書を使用します。

（千種四郎君答弁）同感の点であります

二、同感（千種四郎君答弁）同感の点であります

三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

七十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

八十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

九十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百二十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百三十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百四十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百五十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百六十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百七十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百八十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

百九十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百二十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百三十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百四十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百五十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百六十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百七十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百八十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

二百九十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百二十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百三十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百四十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百五十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百六十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百七十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百八十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

三百九十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百二十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百三十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百四十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百五十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百六十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百七十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百八十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

四百九十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百二十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百三十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百四十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百五十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百六十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百七十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百八十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

五百九十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二十七、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二十八、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百二十九、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百三十、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百三十一、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百三十二、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百三十三、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百三十四、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百三十五、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百三十六、質問（千種四郎君答弁）同感の点であります

六百三十七、質問（千

半ト称シ一双ノ引キ入レナ不完
全ナルヘキ矢開孤行ノ内据ヲ得ヲ
能フ矢ノ半備
半備ノ一部分ニ着手スルガソノ、
マレノル不能ノ矢富市件ナリトス
本件巻開ニ加ヘ
スレハ左ノ如シ
(1)運動ノ根本底意　今迄チニ
鮮主ヲ度セシ人ハ革命ヲ実現シ
メ得ヘク期待シ
ノ為ヘノ期待ニアラス人心ノ帰

各機ヲ利用シ機上運動ノ前途有
望ナルヲ宣伝シ乃至革命ノ成功ヲ
告ケシ

第一機上運動ノ資金ヲ得ルニ依
ナラシメ

第二赤化ト排日ヲ烈合スル相互
ノ初期気分運動ナルヘシノヲ今一
層煽リ立ヘシテヲ狙ノ大正十一、二年
頃ノ状態ニ引キ戻サムトスルモノ

右ニ付テハ機断運動ト機断運動力

大正十三、(参四納)

ル二令ムヤルトコロ文武官制ニ於
テハ大レヲ逆ニ約運動ナリトシ
テ兵役アリタリ
依光ハ機迄ハヘカラサルヲ条何ハト
為シヘノ時ニ港入ル上洛、瀬越ヲ

間ノ度時ニ制裁サレ免角何カヲ
為サンヘカラサルニ至リ永々計劃
ヲ立テタルヘノ由
計劃ノ大要
一、不穏文書ノ配付

地域ノ人心ニ適スル事業ニ非ラサレハ其ノ永續ヲ期シ難キヲ以テ之ヲ設立セントスル者ハ豫メ其ノ事業ノ目的ヲ具シ地方官ヲ經由シテ之ヲ申請セシムルコトトシ其ノ事業ノ目的ヲ變更シ又ハ之ヲ廢止セントスル場合ニ於テモ亦同シ

第二條　學校ノ設立ハ地方ノ情況ニ應シ教育ノ普及ヲ圖ルヲ以テ主眼トシ其ノ程度ハ國家ノ須要ニ適合スルヲ要ス

第三條　學校ハ之ヲ分チテ左ノ種類トス

一　普通教育ヲ爲ス學校

二　實業教育ヲ爲ス學校

三　專門教育ヲ爲ス學校

四　師範教育ヲ爲ス學校

第四條　學校ハ之ヲ分チテ官立公立及私立トス

官立學校ハ國費ヲ以テ之ヲ設立シ又ハ維持スル學校ヲ謂フ

公立學校ハ公共團體ノ費用ヲ以テ之ヲ設立シ又ハ維持スル學校ヲ謂フ

私立學校ハ私人ノ費用ヲ以テ之ヲ設立シ又ハ維持スル學校ヲ謂フ

第五條　學校ハ之ヲ分チテ左ノ種類トス

一　小學校

二　中學校

三　高等學校

四　大學校

第六條　小學校ハ普通教育ヲ爲ス學校ニシテ兒童ノ身體ノ發達ニ留意シ道德教育ヲ施シ國民タルノ性格ヲ養成シ生活ニ必要ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ國語ヲ教ヘ德性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第七條　中學校ハ男子ニ普通教育ヲ爲ス學校ニシテ小學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ實業ニ從事スル者ニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第八條　高等學校ハ男子ニ高等普通教育ヲ爲ス學校ニシテ中學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ專門教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第九條　大學校ハ男子ニ專門教育ヲ爲ス學校ニシテ高等學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ學術ノ蘊奧ヲ攻究シ國家ノ須要ニ應スル人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第十條　實業教育ヲ爲ス學校ハ之ヲ分チテ左ノ種類トス

一　實業補習學校

二　實業學校

三　實業專門學校

第十一條　實業補習學校ハ實業教育ヲ爲ス學校ニシテ小學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ實業ニ從事スル者ニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第十二條　實業學校ハ實業教育ヲ爲ス學校ニシテ小學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ實業ニ從事スル者ニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第十三條　實業專門學校ハ實業教育ヲ爲ス學校ニシテ高等學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ專門教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第十四條　師範教育ヲ爲ス學校ハ之ヲ分チテ左ノ種類トス

一　師範學校

二　師範學校ノ附屬トシテ設ケラルル講習科

第十五條　師範學校ハ師範教育ヲ爲ス學校ニシテ小學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ小學校ノ教員タルニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第十六條　師範學校ノ附屬トシテ設ケラルル講習科ハ師範教育ヲ爲ス學校ニシテ中學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ小學校ノ教員タルニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第十七條　特別ノ事情アル場合ニ於テハ第六條乃至第九條第十一條乃至第十三條及前條ノ規定ニ依ラサル學校ヲ設立スルコトヲ得

第十八條　學校ノ設立ハ地方ノ情況ニ應シ教育ノ普及ヲ圖ルヲ以テ主眼トシ其ノ程度ハ國家ノ須要ニ適合スルヲ要ス

第十九條　學校ハ之ヲ分チテ左ノ種類トス

一　普通教育ヲ爲ス學校

二　實業教育ヲ爲ス學校

三　專門教育ヲ爲ス學校

四　師範教育ヲ爲ス學校

第二十條　學校ハ之ヲ分チテ官立公立及私立トス

官立學校ハ國費ヲ以テ之ヲ設立シ又ハ維持スル學校ヲ謂フ

公立學校ハ公共團體ノ費用ヲ以テ之ヲ設立シ又ハ維持スル學校ヲ謂フ

私立學校ハ私人ノ費用ヲ以テ之ヲ設立シ又ハ維持スル學校ヲ謂フ

第二十一條　學校ハ之ヲ分チテ左ノ種類トス

一　小學校

二　中學校

三　高等學校

四　大學校

第二十二條　小學校ハ普通教育ヲ爲ス學校ニシテ兒童ノ身體ノ發達ニ留意シ道德教育ヲ施シ國民タルノ性格ヲ養成シ生活ニ必要ナル普通ノ知識技能ヲ授ケ國語ヲ教ヘ德性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二十三條　中學校ハ男子ニ普通教育ヲ爲ス學校ニシテ小學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ實業ニ從事スル者ニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二十四條　高等學校ハ男子ニ高等普通教育ヲ爲ス學校ニシテ中學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ專門教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二十五條　大學校ハ男子ニ專門教育ヲ爲ス學校ニシテ高等學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ學術ノ蘊奧ヲ攻究シ國家ノ須要ニ應スル人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二十六條　實業教育ヲ爲ス學校ハ之ヲ分チテ左ノ種類トス

一　實業補習學校

二　實業學校

三　實業專門學校

第二十七條　實業補習學校ハ實業教育ヲ爲ス學校ニシテ小學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ實業ニ從事スル者ニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二十八條　實業學校ハ實業教育ヲ爲ス學校ニシテ小學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ實業ニ從事スル者ニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二十九條　實業專門學校ハ實業教育ヲ爲ス學校ニシテ高等學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ專門教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三十條　師範教育ヲ爲ス學校ハ之ヲ分チテ左ノ種類トス

一　師範學校

二　師範學校ノ附屬トシテ設ケラルル講習科

第三十一條　師範學校ハ師範教育ヲ爲ス學校ニシテ小學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ小學校ノ教員タルニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三十二條　師範學校ノ附屬トシテ設ケラルル講習科ハ師範教育ヲ爲ス學校ニシテ中學校ノ教育ヲ基礎トシ其ノ程度ヲ高メ小學校ノ教員タルニ必要ナル教育ヲ爲スヲ以テ目的トス

第三十三條　特別ノ事情アル場合ニ於テハ第二十一條乃至第二十四條第二十六條乃至第二十九條及前條ノ規定ニ依ラサル學校ヲ設立スルコトヲ得

第三十四條　天道教育年會ハ天道教會ノ關係

第三十五條　開明社、朝鮮農民社ノ分支局、

社友箇人ニシテ其ノ區域以下左ノ團體

營業補習團體等ノ手ニ依リ配付スルコト

第三十六條　天道教關係ノ團體ハ勸奬勵會委員

ヲ十心ニ日僕條件國、學文ノ一部ヲ

以テ日韓人民共有ノ國ナル

二、ノ制條ヲ述ルコト

二、條件別

表換ヲ以テ、「大韓國土為

ニ、九ルコト

迎レヲ得ル金子ヲ以テ其ノ費用

ヲ其條關之ヲ担任ス冨裁ヲ負

フヒテ本條ヲ「韓人教育ノ國家」ヲ為ヘ研究

載シ「韓人國為」ヲ為ヘ研究

五、編輯

ストンア泉光堂ノ編輯ニ關スル左ノ
通リ一般ノ擔當ニ屬スル事項ニ付テハ
日國體、人物ノ取扱ヒニ關スル事項
武者（水村劍二及劍之丞ノ）ノ賛同ヲ

大正十三、（谷岡納）

一、新聞雜誌社等ニ免許ヲ加ヘ若ハ
青邊ヲ加フルコト
一、時事傳單及仲裁各種懸意業
者ノ本邊動外ノ人物ニ學生ヲ邊シテ
父兄ヲ動カスノ方法ヲ取リニナシテ

コレハ右ヲレメ迄ヲ後カラ〳〵縫ヒマス

後々ノ裁方ニ於テ襞ノ取方ノ如キ

ヲ施ルヿト

衣服ヘ本運動中最モ主要部分ニ

シテ光ノ運動ヲ遮断シミメ床ニ

悪ノ(ガ)ノ意味ニ於テ重大ノ意義アリ

光ノ方面ヲ動スル為メ不本意ナガラ

ヘ「猫支」ヲ探ルノ観アリタル

山、

果スルニ右ヘ左倹分子カ民族主義者

ノ主務ナル機関ノ一ニシテ本部
部トハ云フ（十各中央勢力ヲ動カヲ
ムトスルノ方策トシテ（主義ヨリ）全般
ト分カノ為メナリ）一種時刻ノ運動
ヲ公ケタルヘノトス

ソノ主務ノ根ノ内容トシテハ

一、他ノ種ノ土ヲ和解
ス

二、日貨排斥

二、日本独（学校用地問題）及日本人教
員排斥 学生ノ主物集会、示威問題等

一、日本人地主雇作（小作料不納同盟）

二、官公吏雇作人共ノ納税勧告

六、鴻共ト称シ衆ヲ恃ミ

レニ反ラス、二千萬有餘人ノ日本ニ

資リ政シメル故ヲ感銘セノ主人トシテ

終レルヘノ千秋ニソノ罪ヨソ記憶スヘシト

云フニアリ

右ハ四、大ノ条ノ外従来既ニ民族主義者

ニ於テ屢々主張シ又ハ排斥シテ今ヤ之ヲ

心根ニ銘ジ潜リニ口外スルノ不例

ナルヲ念シフンアリン事項ナリトス

又土ハ生物ノ一ノ殺存ノ為ニ物ラス

土ナル物質ハ人間ニ於ケル事ニ物質ナル居

レハノ今日一般ニ復活セムト企テタ

レ事件トシテ各関係者ニ知ラレ（新

聞発表前後ノ各個人又ハ（ニヨリ）コト

トナレリ

〃

一般ノ反

一民族主義者――皆吸収トシテ

(1)敵地トシテ動カズ敵ノ何ノ難来

ヲ取ナルヲ以テ為メ之ヲ
(ロ)免税ト為スヘキ事業ニ
シテ其ノ免税ヲ許可スヘキ
ヤ否ヤヲ審査スルニ付テ
ムトスルモノ一部ニアリ
二、附帯条件――鎮南浦
ノ如キ

(ハ)事務上ニ関スルヲ以テ大ニ尊重シ
加工物券ニナルヘカラストスルノ多シ
務主岡ナルモノ所在ヲ空名トヘ知ラ
又後ノ者折不便能ク折ニ船レ時ニ
隠シ朝鮮民族トシテノ意義ヲ揚ケル

成歓スヘキ事業ナリト雖ヲ者等

述ヘリトス

(ロ)市民道教ニ於テハ李朝ノ

歳七ニ等セリルヘノ東学ノ九ヶ条

条(天道教ノ元)ト李朝トハ何ノ恩徳

ブト欺ヶ之ヲ憎ムヘノアリ

(ハ)先般来開催セル朝鮮民社員ニシテ朝鮮民社

員タル来地方ニ遊説中自筆、喪章ヲ

着用セル人ヲ検挙セル事実ヲ有セル

ヶ様概ネノ例ヘ挙スル不

改ム又ハ日ヲ改ムルヲ得ベケレ

ハナリ

二、去知虎ノ市氏ー冷笑シテ、アリ

(ホ)アハー又機ヲ見テ、今夜ヘ何方

カヲ送ラナ未ダ決シ兼ルカ

(ロ)スーコレヲ最終ナラロ中ー聊カ飽

ク迄ノ底ナリ

(ハ)何ナヘヨイ大正八年ノプロクラムナ

繰リ返ス丸ナルヘシカラ

ロ、彼女ーー機ヲ得テ先

大正十三、（谷岡納）

失ニ至ラシムルノ根本ヲ
除去セント欲シ平日充分根本ニ溯リ
ノ解決ヲ計ルヘカラストヲ憾ミ
将レラアリ

雑観

「英儀ヲ見ムトテ参集スル者大正八年ノ
ソレニ比レ多数ニシテ又ソノ服装等良
シ是レソノ後ノ悪怨ノ発展ト民力ノ伸
張トヲ物ルヘシ

二、我ガ樂地、附加稅實用ノ親切ナル事。此
レカン是レ人民智識ノ啓發ヲ圖ヘン
三、內地植林等勸奬ヲ爲ス、是レ實業ノ振
興ノ文化運動ヲ深化ニ是等ノ點
ヲノヲノ運動條項ニ參加スルニ至リタル

徹底ナリトス

四、市民、愚夫愚婦等ニ至リテハ性初
舞式ノ最後、又トアルヘカラストあり
觀念ニ駐ラン從來ヲ變ニ緩改ナヤ
單ニ今回ニ參加スルヲ光榮ト爲ス

朝鮮總督府（二重封筒第二號）

大正十三（谷岡納）

朝鮮總督府

ト夫ニ入一回旬カラ満期ノ分ヲ以テ見切リ

ヲ付ケ迄カニ実行ヲ了シ更ニ華文

カナル光明地ニ救ヲ伺ハムトスルノ心情

承ケ下

以上

敬

京城 15.6.13 ハ-0

領収済

香取

原敬

香取

原敬

朝鮮銀行

敬啓

朝鮮銀行

中島

同

敬啓

朝鮮總督府内務局

事官

敬具

六月十日

15.6.13

朝鮮總督府（二重封筒第三號）

大正十三、（各買納）

空

諏訪ノ事

○前御ト云ヘル人

前御ノ相伴ニヤ云ヘル人ハ何ト云

慎毒ノ毒ノ表シヤウソレモ不敬

云ヒカタキヤウ

一、曾テ云ヘル如ク御来迎ノコトアリシト

思ヒ出ヅル事ノ感ヲ

「大正ノ十五年ノ程カラ」ト云リ方代
ノ名称ノ特ニ古キ物ヲ
二、世ノ推移ノ如何ニ
年間ハ皇室ト
ニハ有ラユル方面ニ
ノ新価ハ勿論
時大事ノ経過ノ如キモ特別ノ
場合ノ感ニ
ニ悲哀ノ純ナル生内地人カ共
ニ死ノ言動ヲ敢テアラハ是レ

為メ民ト云ヒ字ハ各種人トナリ
価値ヲモタヌ字ト通称ヲ
ト云ヒ通称ハ勿論ノ
ノ新ヲ設ケ玉ヒ式ヲ
ニ音楽会、慰労
御通知等自然ニ
各ヲ為ス内地人例ノ
各ヲ訪ヒ一層寂
寞ヲ
四年ヲ未年ノ不景気ノ

内地人ノ之ニ接スルヤ是レ内
鮮人カ他国ノ人ニ対スル感情ト
甚タ異ナルモノアリ
一家本貫ノ如キ人ノ重キヲ置クノ
風ナキヲ以テ内地人ノ内鮮人ニ
接スルヤ動モスレハ之ヲ軽侮スルノ
傾向アリ
五、畢竟ノ所帝国ノ版図ニ編入セラレ
タル内地人例カ如ク内鮮人ハ
法律ノ上ニ於テ全ク同一ノ権利
義務ヲ有スルニ至リタルモ
古例ニ囚レハ容易ニ従来ノ観念
ヲ改ムルヲ得ス

不例ノ事変ニ際シ各地ニ流言蜚語ヲ放チ人心ヲ惑ハシ
或ハ暴行ヲ敢テシ又ハ流言ヲ信シテ自ラ暴行ニ及ヒ人心洶々
業ニ堪ヘサルモノアリ
トセラレタルハ朝鮮ニ於ケル古例ノ外ナラス
之レ畢竟内鮮人ノ間ニ皇室ヲ奉戴スルノ
念薄ク従テ国家ヲ愛護スルノ観念
乏シキニ基因スルモノニシテ
トモスレハ軽挙妄動ニ出テントスル者多シ

六、儒生ノ妖言
年齢取ニ乏シキ儒者ハ

書極ニ擾ン時ハ「百姓殴倒ノ事
禾ノトキンヤ
暴紀ニ擾ン時ハ
時ハ
私ハ書一一二ノ金ノ条ノ
即チ人金
不忠ノ外ニ
国ノ雨ニ
ノ倉ル者十レハ又

（余同断）

十二年度ニ於ケル殖銀ニ於ケル損益ニ関スル件
一、拓殖銀行ニ於テハ其ノ業務ノ一部ヲ分離シテ之ヲ新設ノ特殊銀行ニ移スノ必要アリト認メラルルニ付テハ

如ク是レ等ノ事項ハ實ニ十ニ又ハ
二十ノ間ノ二
一、乘務員ハ列車ニ搭乘シテ向
進行中ノ列車ノ有無ニ電報ノ
如キ時ヲ定メ確實ニ配布ヲ爲スヘシ
二、人夫ハ本ノ信號ノ外ハ
直ニ之ヲ停車場ノ掛員ニ
報告スヘシ
三、人夫ハ乘車ヲ許サヽル者ヲ
乘車セシメサルヘシ

（第四號）

（追加）

二、危險ノ虞アルヲ認メテ列車ノ運轉ヲ
止メタルトキハ其ノ理由ヲ
乘客ニ告ケ且ツ速ニ車掌ニ
其旨ヲ通知スヘシ
三、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
四、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
五、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
六、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
七、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
八、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
九、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
十、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
十一、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
十二、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
十三、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
十四、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
十五、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
十六、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
十七、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
十八、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
十九、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
二十、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
二十一、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
二十二、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
二十三、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
二十四、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
二十五、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
二十六、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
二十七、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
二十八、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ
二十九、乘客ニ對シ不親切ノ所爲
又ハ不都合ノ言語ヲ
爲サヽルヘシ
三十、乘客ノ荷物ハ手數料ヲ
受ケ預リ又ハ運送ヲ
爲スヘシ

右一開シ兵ヲ海ヲ越流シ最近
歸来セシ者ノ語ル所ニ拠レハ
東拓ノ解民ノ悪辣ナルヤ
二次シノ強奪ニ不二異ラス等ハ何シテ
モ有リ取シ解民ノ膏血ヲ吸ヒテ
解人ノ矢ニ切迫セントスルヨリ解ケ
ラレントスルニアリ解ケ
解人ハ生キテ居ル者ノ為メヲ
解クニアラスシテ死ノ為メヲ
解クニアラスヤ

事ヲ見シハ東拓ノ解人ノ生活ノ破滅ハ左
ノ統計ヨリ明カナリ日本人ノ
白十一例ハ
イ、米私ノ搾奪ノ多キ小作人カ
其ノ産ヲ破テ離散セシ
ロ、水利組合ハ耕地ノ小ナル
只、水利組合ヲテ更組
一地主ノ逐一ニテ離散シ
ハ日本人ノ資本家ニ於テ
民事訴訟ヲ提起シモハ強制乃至
不ノ異事ヲ行ヒタル

八、總會ヲ以テ產業組合ノ基本ヲ定メ其ノ事業ノ大綱ヲ議決スルコト

產業組合ノ事業ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

一、山野未墾地ノ開墾ハ組合員ノ生活ノ安定ヲ圖ルヲ以テ其ノ目的トスルヲ以テ組合員ノ外ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ得ス

一、組合員ハ組合ノ事業ニ關シ一人一票ノ議決權ヲ有ス

一、組合ハ其ノ事業ニ關シ組合員ヲシテ一定ノ義務ヲ負擔セシムルコトヲ得

民族主義ト社会主義

社会ト

為ニ一ノ事ヲ思ハシムルモニアラサルハナリ

解決ヨリ一ヲ聞キ一ヲ知ル者多キ事ハ

人ノ今ヤ未ダ未ダ

守ラントスルノ人ノ如キ、即チ四権保全

皆ノ為ニ相率ヰテ之ヲ

一民族ノ敵ニ対スルノ

普通トス 此ノ

二死ヲ賭セル

テシカハ必ス

国事ヲ義ト

(後略)

気ノ連行

風俗

心ニ於テ孔孟ノ如キ方必ス

ヲ以テ所以ヲ

海ヲ越エ郷ヲ

通変ナル事ヲ

ヨリ、新内閣ノ

又是レ一義ノ

ノ実ノ

ヲ以テ、

ヲ知レニ及

ヲ以テ

ヲ以テ

ヲ以テ

ルヲ以テ兵ニ純ノ強者
銀行ヲ至ル
ヲ以テ制度ノ下ニ於テハ産業開
発ノ助成上
我経済ヲ
無ニ四ヶ年ヲ
過ノ事和ヲ
為ヒタリ云々

〔七〕

在満鮮人調査要略（二）

昭和　年　月　日

本調査は昭和拾二年十二月参謀本部に於て謄写に付せられたる『満洲に於ける我移住鮮人』の中より抽出摘要したるもの左り。原本は秘密書類の由に付発表の儀は差控申したき事。

中央朝鮮協會

（会員外秘）

鮮人の分布と水田耕作

鮮人の移住は図們地方最多く其他は鴨緑江岸、次で南満地方で、北満も最近漸く増加の傾向あるが、大体に於て従来の特長が水田経営にあるため大江河川沿岸に分布が濃厚で之を遠ざかるに従い稀薄となると見てよからう。

昭和十三年の満洲年鑑は現在満洲に於ける水田は五千町歩になり籾収穫百二十万石に上り当米を四分歩りとして約五十万石の収量を見ると述べ、且又安武寺水田は日本人一割、支那人三割、鮮人六割の見当で本年方の新人は殆ど水田耕作に従事して居ると述べて居る。

満洲一帯に於ける水田可耕地域は容易に水田となるものみにても、遼河手系の十八万町歩、松花江流域の十三万五千町歩、鴨緑江流域の二万九千町歩、渾河流域の一万六千町歩、大凌河附

近の三万六千町歩、其他十五万町歩と称せら
れ、更に可耕地域二百万町歩との声さへある。其南進の状態も既に大正
五年頃に比すれば大なる十三年後では十倍余の産米を見るに至り、而して之を
指導して行くものは主として移住鮮人の力であり、之が開拓に従事する彼等の
重要なる手腕に付ては多くを語る要はない。

△満洲一帯の鮮人数は奥地居住のものを加へて七十万と云はれ
るが比較的纏まつた地方のみの合計は約五十三万余人で、其の内五十二万までは
は南満に居住し而かもその三十五万は間島方面に密集して居る。

三、鮮人の生活状態

移住鮮人の大部分は朝鮮内[redacted]の生活が高上するにつれ落後者の位置に
落ち、[redacted]生活比較的容易な満洲へ向つて水の低きに就くが如く流
れ出で漸く生計も立ち、或は支那人から僅かの

土地を譲り受けて自作し或は支那人の小作人となりて耕作を続ぐというものが多く、其生活状態も実に惨ましきものである。加之支那政情の不安定が治安の維持を不確実ならしめ、不逞匪賊等の跳梁有るが為めか地主や小作官から請求を受けるので きかの決意を躊躇する一方支那地主や小作官から請求を受けるので 止む事なく一方支那地主や小作官から請求を受けるので 止む事なく一方支那地主や小作官から請求を受けるので 止む事なく

三千円以上五千円以下の資産を有する者僅に四戸、一千円以上を有する者本
十九戸、合計二十三戸に過ぎなかった。他の者は大体小農と見てよからう。又他
の調査によれば適当耕地方で個人が独立生計をなすに至つては移住後
約十年で、現在自己の作り得る剰余を以て一家一年の生計費を支弁し全然借財をなす必要なき様
達せぬ云々。

第三、土地入手と南組問題

移住鮮人の目ざす所は農業であり水田が主である以上土地を得ると
ゐふことが一の問題であるが、従来の多くが気候風土の異る内地より
直接には非常人よ土地の所有権を持へるのを極力忌み嫌つて来たのと此の
二つの理由よりして善地の手よ小作等を周旋を依頼するの外なからお多くは
お鮮人の小作セーン組口を探ぐるが多い。

又土地を借入るにも大正四年の土地家屋に関する日鮮協定によるものは殆んどまく支那家屋若くは地を共が勝手に定めた契約によって契約するから立ち退き紛争が起り易く鮮人の夏けとなって居ります。甚しいのになると鮮人が共人住宅に働く業者地を作り美田とし大所を借借期限が切れたのを口実に捨て上げてしまう丸倒さへある。

四、鮮人保護の状態

在満七十万鮮人の保護が達成なから来たるの鮮人歴史問題もやかましくなり不良分子の論大なる十年後から筆者(二)自治団体の保護(三)宗教(四)教育機関(五)救済施設の実施(六)金融機関の指設等について各論する後で大に述べたいと思ふが茲では唯だ鮮人の子弟が広地域に跨がって居るのと鮮人そのものが

今後力を教育で何等の自覚がなく且つ低利資金の融通にも担保もとることが出来ぬ等の障碍が残ると云ふ様な事情に基より其の保護救済といふことはまだ〳〵既の拓充の余地が多い。

試みに彼等新人を年の教育について見るに過半輯安方面比較的新人の多い地方でも其の従事する学校と名のつくものは僅か十校、多くは「書堂」といふ寺小屋様のものを設けて民共同学舎一人の先生又は訓長と称する教師を傭ひ漢籍の書院を修めさせ居つる迄ぎぬ。

下島方面も従来如何なる我指導が最近なる支那式教育から支那式教育を施こせの支那人私塾を用ひろのと

たゞきへ不安不方ところへ全く対なる干渉屋迫をかうれ、加之そ多ん毒化分よ不良分よが附属して教方機関を毒化宣伝の道具と使はうとするの外が、更に進方面のめきな私塾を作つて毒化書を一掃を計つて居る。

昭和　年　月　日

中央朝鮮協會

昭和三年一月二十六日

中央朝鮮協會主事

（中 3126 鮮）

（完）會長、理事、有賀民治郎、
山本宇留雄、泉哲、
薄村男、

拝啓　在滿朝鮮人壓迫問題は滿洲に於ても其の眞相及解決策につき調査攻究中に有之候折柄今回參謀本部より「滿洲に於ける我移住鮮人」と題する調査書謄寫版刷壹部特に郵付を受け候に付其の要領を摘出し御參考に供し度茲に其の第一回分御送付申上候尚該調査書は當局に於て（秘）と指定せられ居候間此段御含置の程奉願候　敬具

在滿鮮人調査要略　（一）

本調査は昭和二年十二月參謀本部に於て謄寫に付せられたる冊子『滿洲に於ける我移住鮮人』の中より摘要したるものなり。原本は秘密書類の由に付本調査の内容を外部へ發表の儀は御斷り申したき事。

第一、概説

一、鮮人の分布と水田事業

分布狀態　鮮人の移住は間島地方最多く其他は鴨綠江岸、次で南滿地方で、北滿は最近漸く增加の模樣なるが大体に於て彼等の特長が水田経営にあるため大江河川沼沢の沿岸に分布が濃厚で之を遠ざかるに從ひ稀薄となるものと見てよからう。滿洲一帶の鮮人數は奥地居住のものを加へて七十萬と云はるるが比較的纏まつた地方のみの合計は約五十五萬餘人で、其内五十三萬までは南滿に居住し而かもその三十五萬は間島方面に寫農して居る。

既耕水田面積と收量

昭和二年の滿洲年鑑は現在滿洲に於ける水田は五萬町歩に及び粗收穫百三十萬石に上り玄米を四分止りとして約五十萬石の收量を見ると述べ、且現在此等水田は日本人一割、支那人三割、鮮人六割の見當で七十萬の鮮人は殆ど水田事業に從事して居ることを物語つて居る。

水田可耕面積

滿洲一帶に於ける水田可耕區域は容易に水田となるもののみにても、遼河平原の十八萬町歩、松花江流域の十三万五千町歩、鴨綠江流域の五万六千町歩、渾河流域の二万九千町歩、太子河附近の三万六千町歩、其他十五万町歩、此の合計五十八萬六千町歩と称せられ、俗に可耕區域二百萬町歩との聲さへある。其間整の狀態し既に大正五年頃に比すれば大正十三年度では十倍余の産米を見るに至り、而して之を增加して行くものは主として移住鮮人の力であり、之が開拓に從事する彼等の勞苦の貢献は沢して等閑に付すべからざるを銘記して貰ひたい。

二、鮮人の生活狀態

移住鮮人の大部分は朝鮮内の生活が高上するにつれて劣敗者の位置に落ち、生活比較的容易な滿洲に向つて水の低きにつくが如く流れ出で溢れ出たものので、資産もなく教育も乏しく、或は支那人から僅かの土地を譲り受けて自作し或は支那人の小作人となりて糊口を凌ぐといふものが多く、其生活狀態は實に憐れむべきものである。加之支那政情の不安定が治安の維持を不確實ならしめ、不逞團、馬賊等の跳梁に有るか無きかの資産を强奪され、一方支那地主や官憲から誅求を受けるので泣き面に蜂の境遇といふ外はない。其上に此頃のやうな壓迫を加へられては如何にして生きて行けやう。然らば彼等は如何なる生活をして居るであらうか。永年居住して多少の資産を作つたものは勿論ながら自分の家を持つて居るが、然らざるものは支那人の一室を間借して小さな室に一家眷族ごちやくとして起居するといふみじめさである。其生活費の如きも一ヶ月平均三元乃至四元を支出し得るのは餘程贅沢な農夫の部である。朝鮮庫司令部

が大正十四年鴨緑江岸輯安縣に就て鮮人資産家の調を行つた結果によれば全縣鮮人の戸数五三一四人口二六、五七〇に對し三千圓以上五千圓以下の資産を有する者僅に四戸、一千圓以上を有する者は十九戸、合計二十三戸に過ぎなかつた。他の各縣とも大同小異と見てよからう。又他の調査によれば通化輯安地方で鮮人が独立生計をなすに至るのは移住後約十年で、現在自己の作りたる穀物を以て一家一年の糧食を支へ生計費を支弁し余然借財をなす必要なき家庭は全戸数の二割にも達せぬと云ふ。

三、土地入手と商租問題

移住鮮人の目ざす所は農業であり水田が主である以上土地を得るといふことが、第一の問題であるが彼等の多くが無資産者たるのと支那人特に其官憲は外國人に土地の所有権を與へるのを極力忌み嫌つて居るのと此の二つの理由によつて土地入手に非常な困難を感ずるのみならず多くは支那人の小作をして糊口を凌ぐのが多い。

又土地を借入れるにも大正四年の土地商租に関する日支協定によるものは殆どなく支那官憲若くは地主共が勝手に定めた規定規約によつて契約するから之に関して紛争が起れば必然鮮人の負けとなつてしまふ。甚しいのになると鮮人が苦心経営漸く荒蕪地を化して美田とした所を貸借期限が切れたのを口實に捲き上げてしまつた例さへある。

四、鮮人保護の状態

在満七十萬鮮人の保護が遺憾ながら未だ完全に出来て居ないからこそ今度の鮮人壓迫問題しやかましくなり不良分子の跳梁し行はれるのである。勿論大正十年頃から(二)自治團体の保護善導、(三)教育機関の整備、(三)無料診療施療の實施、(四)金融機関の増設等については各領事館で大に世話を焼き之が為相當の資金を投じて居るのであるが何分にも鮮人の分布が廣地域に跨がつて居るのと、鮮人そのものが無資力無教育で何等の自覚がなく、且つ低利資金の融通には担保をとることが出来ぬ等の障碍が幾つとなく前途に横はり其の保護救済といふことはまだく改善擴充の余地が多い。

試みに彼等鮮人子弟の教育について見るに通化輯安方面比較的鮮人の多い地方でも其の経営する学校と名のつくものは極めて少なく、多くは「書堂」という寺小屋様のものを設け往民共同出金して一人の先生又は訓長と称する教師を傭ひ漢籍の素讀を修めさせて居るに過ぎぬ。

間島方面其他各地方には我指導に基づく学校も多少は存在するが最近では支那官憲から支那式教育を施せの支那人教師を用いろのとただきへ不充分なところへ余計な干渉圧迫を加へられ、加之其間に赤化分子、不良分子が跳梁して此の教育機関を赤化宣傳の道具に使はうとするのみか、間島方面の如きは彼等自ら学校を作って赤化青年排日青年を養成しつつある。

昭和二年十二月二十一日

中央朝鮮協會

主事 中島 司

拝啓陳者支那官憲の在満鮮人壓迫は延て朝鮮内在留支那人に対する報復的迫害となり更に進んで国際問題ともなるの虞あるに付当協會としても種々協議の折柄去る十五日附各會長より主事まで対し本事態の成行は実に憂慮に堪へず自分も従前個人として朝鮮問題に相当関心し来りたるを加へて今日本会の使命発揮に尽力すべき覚悟なり就ては現前の問題に對し飽迄限り本会の存する所を明かにして一は政府当局をして其対策機宜を誤らざらしめ一は朝鮮人をして背後に本会あるを知らしむべく適当の方法を講ずる事とし差当り在満鮮人事情を調査し其の苦痛除去の方法攻究の為つき(一)外務省側(二)朝鮮總督府側より材料を求むると同時に(三)在満鮮

人中の有力者(四朝鮮人有力者より報告を求め実情を精査方至急慮置致す様との命達有之候仍て直ちに専務理事より於て熟議の結果上記各項の件早速に着手と同時に堅急意建白書を作り之を外務大臣より提出可然旨まとし乃ち別紙建白書文面会長の御承認を経て十九日會長代理として入江専務理事中島主事同伴外務省に森出淵両次官を往訪其次第を書面を手交し更に有田亜細亜局長と安藤朝鮮課長とを往訪亜細亜局長と安藤朝鮮課長とを往訪亜細亜局長と安藤朝鮮課長とを往訪

度小作料の受領を拒絶し又孫宇頭井浦農場に於ては官憲が鮮人の水田耕作を禁止する故を以て十二月初旬無断にて該土地を取り上げ水路を埋めて農場引水の便を絶ってしまった。

三、通化縣　天廟溝官憲は十一月十八日居住鮮人一同を召喚し本年内に帰化入籍し衣服家具類も総て支那式に改め支那語を使用すべく之に應せざれは明年度借家更新期には放逐すへしと嚴達した。

四、海龍縣　茅三四々官憲は十二月一日区内鮮人八戸に巡警を派し鮮人の居住を許さるに付速かに退去すへき旨示達した。

五、法庫縣　柏家溝巡警六名は十一月十六日同地居住鮮人八戸三十四名に対し一週間内に縣外に退去すへく之に應せされは捕縛すへしと示達した。

六、開原縣　柴河溝官憲は奉天省長の命なりと称し巡警を鮮人各戸に派し来年二月迄に縣外に退去方を命した。

吉林省發令

朝鮮人入境者取締辦法（民國十六年九月）

一、中國境内に入境する朝鮮人は須く支那人二名の紹介並に保証を要し確實に良善なる份子及正當の職業ある者を限りとし省政府に申請して正式の證明書を發給せしめ之を携帯すへし。

一、入境する朝鮮人にして支那籍に入籍せすと雖も日本領事の發給したる執照を所持するものは居住することを得。若し日本領事の發給せる執照なく或は中國官廳の證明書なき者は均しく境内に居住することを許さず。

一、入境する朝鮮人にして支那に帰化したる者は中國の法律に依り裁判し然らさる者は日本領事裁判に帰す。

一、中國境内に於て耕作に從事する朝鮮人に対しては所管縣知事より上記の證明書を檢查したる後其耕作を許可す。土地の租借期限は一ヶ年を以て限りとし須く官署に於て備案すへし。

一、朝鮮人か水田を耕作するに當り其水利は交通及陸田を妨害することを得す。産出せる米穀は中國の税捐に照して納税せしめ窃に境外に輸出することを許さす。

一、現に大元師の命令に據り朝鮮人の中國に帰化入籍する二とを取消し並に中國に入籍せさる者は境内に在りて水田の耕作を禁止す。

一、朝鮮人の戸口に対しては嚴重に調查し並に彼等か隨意に學校の設立経営を禁止す。

吉林省内各縣下に於ける圧迫の實例

一、長春縣　鳳拉溝子雙楡樹、新間河、兩甲窩堡及三道溝に於て支那側官憲より不良鮮人なりとの理由に依り十二月七日迄に退放せられ長春に避難して来た鮮農二十戸其家族百二十一名に達したので長春領事は吉長道尹當局に対し非公式に交渉中であるか之に対し支那官憲は答へて「前記追放者は不良分子で土地賃借契約を取消さしむると共に立退を要求した所鮮農は豫てより貯へもなく而も既に收穫後土地借入金返済等の出費に依り之に應せざるのみならず地主より立退を要求するは地主対鮮農と貸借関係上容易に捗らざるか故に官憲自ら強制的に退去せしめたものである。然れ共決して鮮人排斥又は排日的意味に非ざることは今次退去を強行せしめたる本縣下地方以外に尚多数の鮮人居住するに拘らず此等は不良分子ならざるを以て其儘居住せしめ居るに徴しても明かである」といって居る。

双陽縣　縣内に在りては本夏頃より入籍未入籍の調査を為して居たが十一月下旬其某地に於ける支那人は自己の土地を耕作して居た十五戸の鮮人を自己使用の馬車に乗せ長春に至り追放したので該地方三十戸の鮮人は自發的に長春に立退いてしまった。

奉天省長公署訓令

東邊道尹郎克莊は呈請して曰く東迚一帯は朝鮮に接觸し鮮人か鋤を負ひ家族を携へて土地耕作の為我郷に来る者相續き近年の統計に依れば其数既に十余万の多きに達せり、而るに日人は其移民政策を貫徹するために之を奨励し居るを以て將来は勢必ず増加するとし減ずることなかるへく佃種辦法に就ては貴公署より既に頒布ありて制限を加へ居るし唯我國に居住することの年久しき鮮人は常に我國に帰化して其強盛を羈絆より雖脱せんとする善良の輩は我法律を守り安全従業する者多数あるし、然るに不肖の徒が其間に混跡して隠謀に従事するものし亦尠からす。況んや日人は常に其在住民を保護する詞の下に領事館を設け警察を置きて其野心をて若し之に制限を行ひて我内政に干渉し我主権を侵し居るを以逞ふし其素志を行ひて我内政に干渉し我主権を侵し居るを以へさるものあり。我國の國籍法は既に領布せら不居るとは蓋し唯此種條例を奉天省居住の鮮人に施すは實に寛泛に覚ゆる

を以て敞道尹の愚見としては、帰化の鮮人に対しては國際法の手續に照して辨理する外凡帰化するものには須く該出籍國の出籍證書を提出せしむることとし若し否らさるに於ては則ち帰化者は須く支那人同姓者をして其家族たることを認めしめ而して其認族したる支那人より同時に声請して証明し並該村村長も始末書を呈して相當の保證をせしむることとし尓後帰化者は均しく中國及帰化者居住地の礼俗に照して辨理すへく而して帰化者及随同して帰化せる妻子等は均しく中國の言語文字を用ひ支那服装に改装せしめて再び朝鮮の言語文字及服装を用ゆることを得さることとし並完全に中國の法律に服従せしめ帰化の後之に違はす又は依然朝鮮の言語文字を用ひ又は朝鮮の服装を存する者は厳警察に於て査出したる時は直に其帰化の許可を取消したる上國外に放逐し並其以前に認証したる支那人を懲罰する外凡帰化に関し貴公署より所属に通令し懐柔する中に制限を加ふることとし貴公署より所属に通令方を煩し今後朝鮮人にして帰化に入籍を請する者は均しく此手續に照して辨理することと致度以上に具請する鮮人の入籍を制限する辨法果して施行し得へきや否や爰に之を具申致候條何卒貴公署に於て御鑒閲の上何分の御指示を仰度云々と具申し来りたるに付該道尹に対しては「貴下呈請の鮮人の入籍を制限する辨法を閲するに之を施行し得るものと認むるに付追て各所属に通令し遵行せしむることとすへし」との指令を与へ置きたる外茲に各縣知事に訓令するに付之を遵行すへし。茲に之を令す。

中華民國十六年十月　日

教育方面からする鮮人圧迫の實例

(a)　奉天省

一、懐徳縣五家子には大正十三年鮮人の設立した三成学校かあつて常に約百名の児童を有するが本年四月下旬支那官憲は本校の閉鎖を命したるし斯る不法なる命令に服する能はすとて引續き授業中であつたが、更に支那官憲は之を閉鎖せさせは鮮人全部の退去方法を講すへしと威赫し鮮人は已むを得す、五月五日之を閉鎖した。

二、八月三十日興京地方を視察帰奉した中外日報社支局長金克模談に興京附近鮮人小学校は治安と校長及教師一名は各校共支那人であるが校長は支那官憲と共謀し鮮人教師に対し圧迫を加ふるのみならす最近に至りては校長及支那人教師の俸給増

額を要求し若し之に應せざる時は支那官憲より廢校方を命するに至つた。然るに各小學校は目下經營困難て之れ以上經費を計上することは能はず隨て廢行の止むなき狀態となり在住鮮人父兄間には兒童教育の爲私塾教育を施すへく計画中である」云々。

吉林省

本年七月吉林省長公署は北間島塾民に対する日本の教育施設を排除回收し以て教育主権を維持せんか爲吉林教育廳の意見を容れ教育権回收の第一歩として左記要項を議決した。

左記

一、教師に鮮語教育實施延吉第四師範學校の課程に朝鮮語科を設け將来直接鮮人を教育指導に資すること

二、私塾取締鮮人私立小學校は支那教育規定に據らさるものなるを以て之を取締り以て鮮人か祖國を追懐すへき思想の除去に資すること

三、塾民教育督查員設置　督查員を置き教員の塾民教育を督查すること

吉林樺甸縣内に於ける鮮人私立學校は寺小屋式を合し十余校に達して居るが、六月上旬中國教育令に依らさる學校は一切廢止すへき旨を達せられたので、鮮人學校教師等は六月中旬會合協議上樺甸縣城に中國教育令に依り模範小學校を設立し各地に現ける學校は幼稚班二學年のみを存置し他は一時之を廢止することに決定した。

滞留ノ邦人ノ旅券ノ件ニ関シ在本邦朝鮮人ノ動静ニ付テハ
(二〇)ニ、本ノ件ノ外朝鮮人ノ旅券ノ件ニ関シ在本邦朝鮮人ノ動静ニ付テハ
殊ニナシ(移ほとんど)
外務省ノ発表ニ依レバ朝鮮人ノ旅券ノ件ニ関シ在本邦朝鮮人ノ動静ニ付テハ
ルコトヲ。
ニ方針ヲ採ラントノ、大阿ニシテ
ニ対シ、今次上海、横濱ト朝鮮ニ
スルノ要ニ出ツルモノト考ヘラレ
横濱、済州ニシテ禁
利ヲ収ヘ、且ツ従来
方針ニ発シタル措置ニ関シテハ
本省ニ於テハ四月
ニ於ケル四月
ニ於ケル四月
ニ於ケル

過シ以テ報復手段ニ利用スルニ至リ、遂ニ民国人ヲ殺傷シ家屋ヲ毀撃シタル等、全鮮内ニ於ケル民国人ノ生命財産ハ一時危険ノ状態ニ遭遇シタリ、然ルニモ拘ラズ全鮮内ノ各地即チ開城、春川、鎮南浦、東倉(?)新義州等ヲ始メ其他ノ在満鮮人擁護同盟會、南川青等會、東京朝鮮人團體協議會、乃至ハ上海韓人團體聯合會、留滬韓人大會ノ他ノ諸團體ヨリ盛ニ根ノ在満鮮人駆逐説ヲ唱ヘテ、在鮮民国人ニ加ヘタル暴挙ノ迹ヲ掩蔽シ、却テ本公署ニ向ヒ文書ヲ以テ質問抗議ヲナシ乃ニ他ノ機先ヲ制スルガ如キ態度ニ出テ而モ完全ニ制シ得タル形トナレリ。用心斯ノ如キハ寧ロ歎息セザルベカラズ。本公署ハ中韓両地ノ深切ナル歴史的関係ニ鑑ミ且ツ又鮮内智識階級ノ民国人ト在満鮮人ノ識者等カ、朝鮮内ニ於テ民国人ニ対スル暴挙アリシ以来、均シク不安ヲ抱キ居ル故ニ彼等ニ接見(註、蒼臙小生ヨリ譯シテ追呈セシタル在満鮮人代表孫貞道外数名トノ會見)スル毎ニ切実ニ之カ告知スル所アリ、真相判明スルニ至レリ、故ニ更ニ上述ノ文書ヲ以テ質問シ来リタル人士ニ告グ所アラントス。

即チ本公署ハ従来條約ニ照ラシ在満鮮人ヲ保護シ来リタルハ云フマデモナク、最近モ又駆逐命令ヲ発シタル

コトナシ、但シ自今ト雖モ治安ヲ妨害スル者ニ至リテハ本省長ハ地方治安保持ノ責任ヲ有スル故ニ何人タルトヲ問ハズ均シク取締ヲ加ヘザルベカラズ。若シ鮮内ニ於テ傳ヘラレタルカ如キ鮮人駆逐ノ命令アリシトセバ訛ニ問ハントス。何時コノ命令アリ、何地ニ於テコノ命令ヲ見シヤト。吉林省内ニ居住スル朝鮮人六十萬、果シテ駆逐セシモノナリトセバ歸鮮シタル者ノ数遥カニ在鮮民国人以上ニ達セザルベカラズ。然ルニ此ノ六十萬人ノ内、歸鮮シ駆逐サレシコトヲ報告セシ者果シテ幾許ゾヤ。陸續絡來スル文書質問者等ヨリ。訛ニ我ヲシテ語ラシメヨ。裡里、群山ヲ始メ其他各地居留民国人ヲ襲撃セシ如何。全鮮到ル處ノ排支情況ハ如何、調査スルノ必要ヲナク天下ノ耳目ハ実際ノ真相自明タルベシ。密告ニハ迷フベカラズ、非ズンテハ故撃マタ能ク事ヲ成サズ。試ミニ此ノ一事ヲ比較スル時、諸君ノ良心上ノ覺悟ハ果シテ如何タルベキゾ。茲ニ以上ノ大旨ヲ聲明シ、コレヲ紙上ニ掲載スルヲ以テ回答ニ代ヘムトス。願クバ全鮮人士ノ識者等ハ深ク考慮セラレン事ヲ切望ス

布告ノ普及ニ努メラレン事ヲ切望ス

（譯者ヨリ朝鮮思想通信東京支局　朴尚億）

在満朝鮮人壓迫の事態

一、各地の大會運動の中心たる相扶會及役人側農民等に親しく接して調べた結果結判明したつもりです。

一、三矢協定の眼目たる不逞鮮人取締方依頼が國境警備には何等の效なく金儲主義の支那役人と强慾な地主に利用され名を不逞鮮人取締に藉り公々然鮮人を壓迫することとなつたのは明白な事實です。これが最有力の遠因です。

一、次に軍事上必要と見て彼の僻地に日本領事館を設置せんとしたこの事が表面は朝鮮人が集團して居るから領事館を設置すること云ふこと

（一七）

になつたので朝鮮人移住は日本の満蒙政策の先駆をなすものであると思られたのです。

一、此時に吉林省長は各地方の保制警官（最も不正な自衛団の警察官）に帰化せざる鮮人放逐を命したのです。

一、之等の吉林省内に朝鮮人の集団が比較的多い所へ独立運動の巨頭連が指導して居るから内外共に注視して居たのです。

そこへ昨秋正義軍が爆弾を製造して居るとろへ支那人の飴賣りが這つて来たので正義軍は官憲へ密告するかと恐れて二名殺害したのです。

然るに殺害された支那人は意外にも生き返りこれを官憲に密告し正義軍と支那官軍と一寸

した衝突を見たのです。

要するに上海の獨立運動は現實に吉林に移り絶えず事件が發生するので支那側も吉林を大に重要視し在滿鮮人問題は吉林さへうまく解決せは他は之れに倣ふものと見たのです。

一、吉林省額穆縣（孫員通、安一派が理想農村建設に努力して居る場所）の警官隊が支那地主へ帰化せざる鮮人放逐を命じ百三十人餘りの鮮人が突然放逐され長春へ流れ込んだのです。

一、そこで其の地方の鮮人有志が奮起し各地にも同様な事件が發生したものの如く思ひ込み、大に

輿論喚起の運動が效を奏したのです。

一重に満洲の相扶命が鮮内の民族運動に資すべく各地へ檄を飛ばしたものですから益々の手が盛んになつたのです。

一要するに今度の事件の内容は前述の通りで、今日まで絶えず各地に行はれた年中行事を繰返したと云ふに過ぎません。

併しながら従来締に一人でも日本人に被害があつては大騒ぎをするのに、毎年何十人何百人と同じ日本國民である朝鮮人が損害を蒙つて居るのに一向冷淡に取扱はれたのは我々朝鮮人として頗る去の感をしたのであるが、今回

は幾らか事件が日本で重大に取扱はるゝやうになつたことは幸と云はねばならぬ。此際在満鮮人の根本的安定策が樹立するやうに極めて合理な運動が必要と思ひます。

一、帰化問題は現に鮮人二割五分強は立派に帰化して居ります。又鮮人はニホを拒絶するのでもありませぬ。たゞし帰化用紙を賣るべく支那人は昔五十銭したものを二十円もするから細民には二十円と云ふ大金が出せないのです。何故に帰化邦価下げを叫ばないか不思議です。大会へ投書もして置きました。

一、満鮮の地方自治制を布くこと。

一、鮮人の地方自治制を布くこと。

一、鮮人の地方自治制を布くこと。

一、鮮人

全然支那人になりきってしまふことは出来ないが
便利主義で帰化することは恐らく一人も反対者はないです。
寧ろ支那側から云へば帰化鮮人も一朝事あって不利と思へば帰化人にあらず、日本領事館に頼り治外法権と武器で対抗するから御免を蒙る筈です。
然るに支那人は實利主義、金儲けの為めに強而するのです。
只都市に居って阿片、武器、葉制品、禁輸品の商賣をする連中が帰化すると支那法律で罰せられるので拒絶するのです。

七一つ支那が帰化を強要する最大の理由は支那には張作霖の軍資金募集の為め農村に積穀租、出穀租、門米租、煙突租、牛車買租、農具売買租、等実に主な各種の課租があり二十が帰化せぬ中は日本人として租の義務を免れるから全然銷け主義から強要するのです。

支那側の智識階級は近来熾烈化しつつある排外的自国自管の意識から

八、邦農の移住土着は将来の日支関係を複雑ならしむること

九、治外法権撤廃（廃）解決に当り鮮農の居住は

國土保安の上不便なること

八、最近日本人の小作農に對する移植に依り實益を收むるに拘らず小作農の小作權解決不能を豫想し寧ろ此際斯農移植を抑制するやうに論調を要へをること。

例に剌戟を與へをること。

先づ大体に於て右のやうに着と居ります。里話着は小作農業補給を發布し斯農を壓迫して居ります。此際第一に帰化し地主を満足せしめ朝鮮よりヨリ多く移住せしむること。

之十には移住朝鮮人の為め極威ある產業金融機関を設置し積極的に應援助成することよい

と思ひます。

中央朝鮮協會

在滿朝鮮人壓迫の事態

在滿鮮人某有志よりの情報

一、各地大會運動の中心たる相扶會及役人側農民等に親しく接して調べたる結果稍判明したつもりです。

一、三矢協定の眼目たる不逞鮮人取締方依頼が國境警備には何等の效なく金儲主義の支那役人と强慾な地主に利用され名を不逞鮮人取締に藉り公々然鮮人を壓迫することとなったのは明白な事實です。これが最有力の遠因です。

一、次に軍事上必要と見て彼の臨江縣に日本領事館を設置せんとしたこの事が表面は朝鮮人が集團して届るが如く領事館を設置すると云ふことになったので朝鮮人の

移住は日本の満蒙政策の先駆をなすものであると見らゝたのです。

一、此時に吉林省長は各地方の保制教書官（最も不正な自衛團の警察官）に帰化せざる鮮人放逐を命じたのです。

一、元来の吉林省内に朝鮮人の集團が比較的多い所へ獨立運動の巨頭連が指導してゐるから内外共に注視してゐたのです。

そこへ昨秋正義軍が爆彈を製造してゐる所へ支那人の飴賣りが遣入つて来たので正義軍は官憲へ密告するかと恐れて二名殺害したのです。然るに殺害された支那人は意外にも生き返り、これを官憲に密告し正義軍と支那官兵と一すした衝突を見たのです。

要するに上海の獨立運動は現實に吉林に移り絶えず事件が發生するので支那側も吉林を大に重要視し在満鮮人問題は吉林さえうまく解決せば他は之れに倣ふしのと見たのです。

一、吉林省穆稜縣（琿春道、安一派が理想農村建設に努力してゐる場所）の警官隊が支那地主へ帰化せざる鮮人放逐を命じ百三十人餘りの鮮人が突然放逐されて長春へ流れ込んだのが抑も事件の發端です。

一、そこで其の地方の鮮人有志が奮起し各地にも同様な事件が發生したものゝ如く思ひ込み大に輿論喚起の運動が效を奏したのです。

一、更に満洲の相扶會が鮮内の民族運動に資すべく各

地へ檄を飛ばしたものですから益々火の手が盛んになつたのです。

要するに今度の事件の内容は前述の通りで今日まで絶えず各地に行はれた年中行事を繰返したと云ふに過ぎません。

併しながら従来稀に一人でも日本人に被害があれば新聞や何かで大騒ぎをするのに毎年何十人何百人と同じ日本國民である朝鮮人が損害を蒙つてゐるのに一向冷淡に取扱はれたのは我々朝鮮人として頗る奇異の思をしたのであるが、今回は幾らか事件が日本でし重大に取扱はるやうになつたことは幸と云はねばならぬ。此際在満鮮人の根本的安定策が樹立するやうに極めて合理な

運動が必要と思ひます。

一、帰化問題は現に鮮人二割五分強は立派に帰化して居ります。又鮮人は二十を拒絶するのでもありませぬ。しかし帰化用紙を貰るべく支那人は普五十弗であつたものを、二十円もするから細民には二十円と云ふ大金が出せないのです。何故に帰化料値下げを叫ばないか不思議です。大會へ投書もして置きました。

實際を云へば鮮人が現在の支那悪政の下に全然支那人になりきつて了ふことは喜ばないが、便利主義で帰化することは恐らく一人も反對者はないです。

寧ろ支那側から云へば帰化鮮人も一朝事ありて不利と思へば帰化人にあらず、日本領事館に頼り治外法

権と武器で対抗するから御免を蒙る筈です。
然るに支那人は内員利主義、金儲けのために強要するのです。
只都市に居つて阿片、武器、葉制品の商賣をする連中は帰化すると支那法律で罰せらるゝので拒絶するのです。
七一つ支那が帰化を強要する最大の理由は支那には張作霖の軍資金募集のため農村に穀税、出穀税、門票税、煙突税、牛賣買税、農具賣買税、等實に奇怪な各種の課税があり、二ヶ所が帰化せざれば日本人として税の義務を免れるから全然金儲主義から強要するのです。
支那側の智識階級は近来熾烈化しつつある排外的自國自管の意識から
八鮮農の移住土着は将来の日支関係を複雑ならしむること、
ロ、治外法権撤廃解決に當り鮮農の居住は國土保安の上に不便なること、
ハ、最近日本人の間に商組権解決不能を深趣し寧ろ此際鮮農移殖に依り實益を收むるに如かずの論露骨に提唱せらるゝを以て支那側に刺戟を與へたること、
先づ大体に於て右のやうに看て居ります。黒龍省は水利章程を發布し鮮農を壓迫して居ります。
此際第一に帰化し朝鮮より多く移住せしむること、

それには移住朝鮮人のため権威ある産業金融機
関を設置し積極的に庶援助成することよいと思
います。

第十回朝鮮独立騒擾記念日（三月一日）ニ於ケル在東京
各朝鮮人団体聯合ノ宣言文（原文直譯）

資料提出者　朝鮮思想通信東京支局　朴尚億

（三月一日午前警視廳ニ於テ須藤ト記ス）

三月一日!!此ノ日ハ又更ニ来タ。我民族解放運動史上ニ於テ赤キ血
以テ光輝アル粧飾ヲシタ此ノ日！我々ハ此ノ日ヲ既ニ満十週年ヲ
迎フルニ至ッタ。我々カ死ニデ行クノ最後ノ瞬間マデモ記憶カラ脱スル
コトカ出來ナイ此ノ日！第十回民族解放デーナドンナ風ニ記念シ
弟セムトスルカ？我々ハ十年前ノ今日ヲ追憶スル時、我々ノ胸裡ニ沸
騰スル赤キ血ハ一層高度ニ激動シ我々ノ拳ハ又更ニ固クナル。十年
前ノ此ノ日！全世界帝国主義列強ノ最後発狂ノ宣言タル世界大戦
カ三千萬ノ無産階級ノ青年ヲ犠牲ニ供シ五千萬ノ生靈ノ上ニ

ヲ閉ヂル時、全世界弱小民族ノ聲ガ全世界ヲ動揺セシムル時、所謂日
韓併合以来彼ノ残虐無道ナル日本帝国主義ノ断行政策ノ下ニテ苛酷
ナル政治的壓迫！非人間的経済的搾取！野蛮的奴隷教育！等々ノ
惨酷ナル支配ノ下ニ呻吟シ来レル我々ハ世界史的革命的巨浪ヨリ、又ハ自
己ノ存在的必然ヨリ反抗ノ旗ヲ高ク掲ゲ大韓獨立萬歳ナル解放ノ
聲ヲ大ニ叫ビシガ。十年前ノ此ノ日！全世界支配階級、ソノ中ニモ日本ノ
残虐階級ノ肝膽ヲ寒カラシメタ此ノ日！・彼ノ××帝国主義軍力政
府ノ代理者タル朝鮮總督府ハ我々ニ何ヲ以テ臨ンダノカ？数萬ノ軍隊
警官隊ヲシテ銃火乱発、発砲乱舞シ以テ、我同胞ヲ射殺、刺殺、
焼殺、斃禁、投獄等ヲナシ以テ自體ノ野蛮的本質ヲ暴露シタデハ
ナイカ・併シナガラ我々ハ決シテ彼等ノ野蛮的非人間的弾壓ニ屈服シ
自己ノ存在ヲ抛棄スルモノデハナイ・ソレドコロカ歴史的大使命ヲ自覚ス
ルコトヲ徹底的ニ覺悟シ國ク盟誓スルモノデアル。歴史ハ進展シ世界
革命ハ迫リ来ル・斯リ我々ニハ過迫セル××ノ戦野ニ直面シタ。我々
ハ此ノ日ヲ只追憶スルコトノミニ依ッテ記念セムトスルモノデハナイ。一層勇
敢ナル闘爭ヲ以テ此ノ日ヲ意義アリ、光輝アル様ニ記念シヤウ。

△朝鮮總督暴壓政治ヲ打倒シヤウ

△朝鮮民族解放萬歳!!

△全世界被壓迫弱小民族解放萬歳!!

（原文直譯ニ頒布禁止處分ニ附セラレタルモノ）

同ビラ

我が同胞達!!

今日ハ我が二千萬同胞が大韓國獨立萬歳ヲ唱ヘタ日ガ今日モ
皆一聲ニ獨立萬歳ヲ唱ヘヤウ!

我が同胞達!!

今日ハ仕事ヲ止メテ街道ニ出テ示威運動ヲスル日ダ。皆一緒ニ集合シテ日本帝国主義ヲ打チ倒サウ。

我が同胞達!!

今日ノ如キ日ニ仕事シテヰルモノハ朝鮮同胞デハナイ。ソンナ者ハ倭奴ト一緒ニ打チ殺サウ

我が同胞達!!

朝鮮ハ完全ニ独立シヤウ。日本帝国主義ヲ顛覆シヤウ

一九二八年三月一日

◇◇◇

附記＝今朝六時、朝鮮人団体協議会主催ノ下ニ戸塚町ノ新幹会支会内ニおゐて独立機運記念式ヲ催スコトトナリ、数名検束ハ解散手配ニ奔走中（三月一日正午記）

朝鮮内の支那人迫害――（京城よりの情報）

最近京城よりの情報によれば朝鮮内在留支那人に対する朝鮮人の報復行為は益々深酷となり警務當局は厳重に新聞の報道を禁遏し居りて一般的状況は知り難きも十五日夜京城永樂町、黄金町、水標橋、西小門町等の支那人街に朝鮮人群衆乱入し数名の支那人に傷害を加へ其の財物を掠奪する等の暴行に及び、又支那人在留者最も多数なる仁川方面に於ては朱安より仁川海岸へかけ支那人家屋を襲ひ、為めに支那人側の死傷者十餘名を出し児童の頭骨を粉砕されて惨死せるしのすらあり。忠南牙山方面、新義州方面亦惨劇ありし模様なり。

（東京朝日新聞）

る復仇心に燃ゆる日本の人に非ずして
るッラ當てにて、即ち日本が一視同仁の空念佛を唱へ
ながら朝鮮人を保護せず又保護する力なきを立證
する為の行動と見らる。滿洲に於て田中内閣は張作霖
と共通して鮮人を壓迫する為め鮮人が彼の惨状に陷
りつつあるが故に鮮人自ら同胞相扶けんとする意味の行
動にて之を以て鮮内の治安を攪さんとする計画に外な
らず。

尚廿日在京城支那總領事より東京駐劄同國公使への
入電によれば京城在留支那人の惨殺若くは行方不明とな
るもの三四百名に達し總領事は朝鮮人の脅迫急
なるため總督府へ保護を依頼せる由なり。

滿洲ニ於ケル朝鮮人問題（これのうち）

一、内鮮人ノ差別的取扱ヲ改善スルコト 即チ朝鮮人
ニ對シテモ内地人同様ノ保護及指導ノ方法ヲ講
スルコト

領事館ノ設置

各種ノ文化的施設

一、現住朝鮮人ノ救濟ニ関シ適當ノ方法ヲ講スル
コト

國籍問題

土地所有権問題

一、將來ノ移住者ニ對スル措置

移住ノ奬励ヲナストセバ其方法及取扱

中島文書3-61

方ニ関スル方針ヲ樹立スルコト

（内蒙古ニ朝鮮人ノ移住ヲ奨励スヘシ）

附記

支那側ニ対スル交渉事項ハ前記方針決定ノ上別ニ講究スルコト

一、外務省ニ対スル事項（満鉄ト関係当庁ニ於テ処理ス）ニ関シ意見ヲ具申スルコト

二、朝鮮総督府ニ対スル事項（満鉄ト関係当庁ニ於テ処理ス）ニ関シ意見ヲ具申スルコト

三、政府（内閣総理大臣）ニ対スル事項（満鉄ト関係当庁ニ於テ処理ス）ニ関シ意見ヲ具申スルコト

右三次ニ亘リ意見ヲ具申スルコト

12

在外鮮人の分布　満洲日日新聞　大9.11.5-6
朝鮮移民を奨励せよ　朝鮮及満洲　199　大13.
在満鮮人の諸相　大阪朝日新聞　大13.4.14-15
在満朝鮮人の現状と其救済策　京都帝国大学経済学部研究会　経済論叢　大13　一九ノ六
海外在住朝鮮人調査　長春商業会議所　調査彙報　14.2
鮮人移住満洲の状況　外務省通商局　中華民国駐在帝国公使館　大14
満洲に於ける朝鮮人　奉天小西門外大南業会議所　商報　大7.9.15
鮮人の満洲移住　通商彙纂　大7.6.15
適化地方に於ける朝鮮人事情　外務省通商局　大陸社　大8.4.ノ
西伯利亜露領の朝鮮人　東洋拓殖研究会　東拓月報　大8.11.22
　　朝鮮内事情　東拓月報　大10.10.

鴻文書3-62

鮮民の滿洲西伯利移住	滿洲日日新聞社	大正	11. 5
西伯利移住鮮人第一感（十枚）	露亞時報	大正	11. 9
在外鮮人の現狀	東京 日本評論社		1921. Nov
北滿在住鮮人は全部で八千人	露亞吋報	大正	11. 11.
滿洲に於ける新鮮人（伯爵）	滿洲之文化	大連大廣場 大正	11. 11.
滿洲在留新鮮人の現勢	奉天商業會議所	奉天商業會議所 大正	12 1. 15
東邊道に於ける鮮人の現狀	地方行政	滿鐵會社 地方部庶務課	15. 7 15
在滿鮮人問題の一考察（六冊）	支那研究會	帝國鐵道協會	8. 15
西伯利在住朝鮮人數	露亞吋報	大正	11. 10.
西伯利在住鮮人狀況	露亞吋報 ハルピン商品陳列館	大正	11. 11

朝鮮人の南洋諸島移住状況

朝鮮銀行券
パンフレット

大正
4年

在上海鮮人に関する情報一束

左に記す所は断片的なれど上海方面に於ける朝鮮人団体及主要人物に関する最近の消息として好個の参考資料たるべきを信ず、

支那の時局と在滬鮮人、

上海方面に在る朝鮮人は今日其の志を朝鮮に向って伸ぶること難く生活上にも困窮せる者尠からず、偶々支那に動乱起りて事態紛糾し来るを以て其の間に立ち回りて平素の鬱屈を晴らさむとする傾向あり、

即ち高麗共産党一派に在りては、呂運亨、金奎植、崔昌植等の

諸項目何れも武漢政府に投じ其の策動に加はりつゝあり、金奎植は現に武漢政府の顧問にして中山大學の講師たり、

朝鮮人にして支那軍兵の下に投ぜしものは武漢政府に約三百名、蔣介石軍に約三百名と称せらる、実際は夫れ以上ならむ、軍中に在りし鮮人の有為なること相当認めらるゝ、金俊燁といふ中尉が南昌占領に殊勲を奏はしたるな有名の事とて銅像建立の議すらありと云ふ、

朝鮮人が武漢政府を扶くるは依て以て支那に於ける彼等の地歩を固めんとするものにして、彼等の中には有識者ありからざるを以て其の才識を認めらるゝ軍官学校其他の学校に聘せらるゝ者もあり、職業的には地位を得つゝあるもの、如し、閻錫山も近来鮮人兵士を募りつゝあり

とゝふ、

大同団結を要視する在滬鮮人

上海仮政府一派は之に対する朝鮮内の人気冷淡となり資金も乏しく家賃の支払も不如意の窮状に在りて気勢昂らざるも彼等は往年の朝鮮独立運動は朝鮮人最高精神の発露たるを以て此の精神は飽くまでも保持すべしとなし、仮令微力なるにもせよ此の仮政府は鮮人の在外代表機関を以て任じ隠忍して時機の到来を待つものの如し、

高麗共産党の呂運亨一派は目下朝鮮の独立或は自治運動に対する日本の輿論がめやなる傾向を執つべきやを窺ひつゝあり

し居り、大正十五年秋以来天道教の中心人物崔麟が約半歳に亘り
東京に滞在し日本朝野の名士と接触し、あらし事実について非常な
る注意を拂い其の消息を知るにつとめ居り、彼等は朝鮮人の権利
拡充の為めにする個々の運動乃至小団体の力にては到底目的を達し
得きを以て有力なる団体結成の必要を痛感しつゝあり、今日朝
鮮内の有志として新運動の中心勢力を成す者は崔麟、崔南
善、張徳秀、洪命熹、安在鴻、宋鎭禹等なりと。彼等の態
め居れり、殊に崔麟が今後如何なる態度を執らんとするかは彼
等の最も知らんと欲する所にして崔麟洋行より上海に於ける今見せんこと
を希望し来りしが六月中旬迄未だ帰らざるため今尺の穂を失したれば

其の欧洲よりの帰途を捕へ東京に中央朝鮮協会の組織せられたる
手前崔麟（崔氏の協会を指導せしは其の運動を起すにあらざるかと疑われ居り）の背後に日本朝野の
一部の日本人の対する及感を有する日本民族を敵とする
心よく或る和解が独立或る自治を得るにしても日本と離れて
其の目的を達し得べきを信じ居らず寧ろ日本と提携援手の
必要を感じ居るものゝ如し、
上海假政府の中心人物は呂運亨、金奎植、崔昌植、趙東祐、李
方面新人
東寧、李始榮、趙庸殷、趙琬九等にして呂運亨は盟主たる
の観あるも呂は人心を掴御するの大度なく之に反して趙庸

般は在外鮮人中才識秀で統御の材として青年子に最も人望あり崔麟とは日本在留中同窓の誼もあり意気相通ずるかかく朝野内外に人望多く将来崔と並び最も嘱目すべき人物と見て可ならむ、

在上海鮮人に関する情報一束

左に記す所は断片的なれど上海方面に於ける朝鮮人団体及主要人物に関する最近の消息として好個の参考資料たるべきを信ず。

支那の時局と在滬鮮人

上海方面に在る朝鮮人は今日其の志を朝鮮に向つて伸ぶること難く生活上にも困窮せる者尠からず、偶々支那に動乱起りて事態紛糾し来れるを以て其の間に立ち廻りて平素の欝屈を晴らさむとする傾向あり。

即ち高麗共産党一派に在りては呂運亨、金奎植、崔昌植等の諸頭目何れも武漢政府に投じて其の策

動に加はりつゝあり。金奎植は現に武漢政府の顧問にて中山大學の講師たり。
朝鮮人にして支那軍兵の間に投ぜるものは武漢政府に約參百名、蔣介石軍に約參百名と稱せらる。實際は夫れ以上ならむ。軍中に在りて鮮人の有爲なると相當認められ、金熙俊と云ふ中尉が南昌占領に殊勳を奏はしたるは有名の事とて銅像建立の議すらありと云ふ。
朝鮮人が武漢政府を扶くるは依て以て支那に於ける彼等の地歩を固めんとするものにして、彼等の中には有識者少からざるを以て其の才識を認められ軍官學校其の他の學校に聘せらる、者もありて職業的にも地位を得つゝあるもの、如し。閻錫山も近来鮮人兵士を募り居れりと云ふ。

大同團結を要視する在滬鮮人

上海假政府一派は之に對する朝鮮内の人氣冷淡となり資金も缺乏して家賃の支拂し不如意の窮状に在りて、氣勢昂らざるも彼等は往年の朝鮮独立運動は朝鮮人最高精神の發露たるを以て、此の精神は飽くまでし保持すべしとなし、假令微力なるにもせよ此の假政府は鮮人の在外代表機関を以て任じ隱忍して時機の到来を待つものの如し。
高麗共産党の呂運亨一派は目下朝鮮の独立或は自治運動に對する日本の輿論が如何なる歸嚮を

執るべきやについて頻りに観測し居り、大正十五年秋
以来天道教の中心人物崔麟が約半歳に亘り東
京に滞在して日本朝野の名士と接触しつつありし
事實につい て非常なる注意を拂ひ其の消息を知
るにつとめ居れり。彼等は朝鮮人の権利擴充の為
めには個々の運動乃至小團体の力にては到底目的を
達し難きを以て有力なる團体結成の必要を痛感
しつつあり。今日朝鮮内の有志として新運動の中
心勢力を成す者は、崔麟、崔南善、張徳秀、洪命憙、
安在鴻、宋鎮禹等なりと彼等は認め居れり。殊に
崔麟が今後如何なる態度を執らんとするかは彼
等の最も知らんと欲する所にして崔麟洋行前上

海に於て會見せんことを希望し居たりしが、六月
中旬渡米したる為め會見の機を失したれば其の歐
洲よりの帰途を擁して語らむことを希望しつつあり。
東京に中央朝鮮協會の組織せられたる事は著
しく彼等の注目を惹き、崔麟が此の協會を背
景として其の運動を起すにあらざるかと、睨み居れ
り。彼等は或る一部の日本人に對しては反感を有
するも日本民族を敵とする心なく、或は朝鮮が独
立し或は自治を得るにしても日本と離れて其の目的
を達し得べしとは信じ居らず。寧ろ日本と提携
握手の必要を感じ居るもの如し。
上海方面鮮人の中心人物は呂運亨、金奎植、崔昌

植趙東祐、李東寧、李始榮、趙庸殷、趙脫九等
にして呂運亨之が盟主たるの観あれども呂は人心
を籠御するの大度なく之に趙庸殷は在外鮮人中
才識秀で統御の材として青年間に最し人望あり。
崔麟とは日本在学中同窓の誼もあり。意気相通
ずるが如く朝鮮内に於てもし人望多く特に崔と共に最
も嘱目すべき人物と見て可ならむ。

在満鮮人武装團体の近状

満洲に於ける所謂朝鮮人武装團体は大正八年萬歳騒ぎ
当時に組織せられたる獨立青年團を以て嚆矢となす。
氏の團体は日韓係合当時の所謂『義兵』を以て成り、併
合に不服反対の韓子兵にして満洲に脱走したる者を糾合
して其他の有らゆる不平分子を包容し武官学校等を

経営し密かに武を練り事を挙ぐるの時に備へ上海仮政
府の節度に服し其の指揮を受くることゝ為り居りしも、上海
仮政府の勢力漸く微弱なると共に其の関係を解き之と対
立の形勢を致せり。此の青年団は初め頭目の関係により
五派に分れ居たるが、大正十一年十月頃より区々に分立の不
利なるを認め打て一丸となさんとの議起り、

昭和　年　月　日
中央朝鮮協會

遂に南北満洲に於ける各派の武装団体を統一して統一
義府なる一団となすり。我が団員の郷党観念など
旧韓子時代の階級観念等より超越したる統一の実挙ら
ず名は一団たるも畢竟有名無実にして依然旧の三派
に分れて今日に至れり。
一、参議府

昭和　年　月　日
中央朝鮮協會

寛甸縣轉安縣方面を根據とする一團にして團名約
五六百名、吳東振、白旺雲、楊承雨、申某（旧幹子將校）
等を首立の頭目と仰ぎたる最近有力の頭目吳
東振が逮捕せられたる結果方散の余儀なきものの如し。

二、新民府。

中東線沿線海林、寧江通方面を根據とする一

昭和　年　月　日
中央朝鮮協會

派にーて、頭目は金佐鎭、国兎約七八百名、金佐鉄は
名派の頭目を通じて最年長者（六十歳以上）也。
三、正義府
奉天市街附近より長春方面に亘る地帯を根拠とす。
国兎約百余名、頭目李青天は本姓を池と謂ひ、もと
姫路聯隊の大尉なりしが大正八九年頃退官して満州に

昭和　年　月　日
中央調鮮協會

6、

却むきたる者、今一人の項目金光瑞は曹と青山驛長
附陸の大尉たりしが四ヶ月逃亡したる者也。
右の三派は夫々在満鮮人農家を訪ひ所謂軍資金
を強要する以外に年二回定期は毎期一戸当り五円
の賦金を強要し居れり。而して三派の公判判決ち
ざるを以て同一の犯罪に対し何れの年度に対する詳細を突け

今は正義府の訴求を受くるといふ有様に加ふるに支那
官憲より亦特々の名目にて賦課せらる、故二重にも
三重にも負擔となり折角苦辛して得たる農収も自家
の利得とは方らずして殆ど他の為に没収せらる、状態なり。
されば移住鮮農の武装団を怖るゝこと虎の如く、怨嗟
呪詛の念に堪えざるも其の訴求に應ぜずんば一家の身

昭和 年 月 日
中央朝鮮協會

命危きを以て泣寝入の外なし。官憲に密告して絞首
一部の者を捕ふるも、他日の復讐が恐ろしき故如何とも
ともし難き有様にて実に憤慨すべき境遇に在り。
参議府は東亜の逮捕に依り自死他の二派に走る(同志は)
のみなし。
上記三派の外に哈爾賓より三百支里許り離れた地

方に根據を置き一定の名称を有せざる一団あり。上海
仮政府の崩れにて梁起鐸、安昌浩、孫貞逸、道
悦等其の中堅にて農場を営み純然たる独立団体
あり。武装せず、詩文を為さず、最も直撃なる態度
を持つ、まんば其の勢力の基礎非常に強固をかへ
つゝあり。

中央朝鮮協會

昭和三年二月廿三日附参事席上阿部局務ノ服務材料

在満鮮人壓迫ノ動機

一、在満鮮人ニ對スル支那官憲及民衆ノ壓迫ガ今回特ニ深刻ノ度著シキハ其ノ一因近時支那一般ノ風潮タル利権回収熱ノ反映ナリト認メラルル事。

二、日本政府ノ満蒙積極政策ガ高調サレ宣傳サレ之ニ依テ神経ヲ刺戟セラレツヽアル支那官憲ハ在満鮮人ヲ以テ此ノ積極政策ノ先驅ヲナスモノト推斷シ驟カニ鮮人ニ対シ嚴戒ノ態度ニ出デ之ヲ壓迫スルニ至レル事。

三、朝鮮人集団ノ存スル所必ス日本官憲ノ手ガ伸

中島文書ノ-65

ヒ来リ爲メニ種々煩瑣ナル交渉事件ノ頻起スルヲ憂慮セル支那側官民ハ朝鮮人ノ存在ヨリ面倒ノ本ナリトシテ之ヲ排斥駆逐セムトスル事。

四、鮮人壓迫ノ事實ガ南滿ニ多ク北滿ニサヘナキハ集團ノ関係ニモヨレドモ又一面ニハ從來滿鉄沿線ノ鮮人ガ南滿ニ於ケル日本ノ勢力ヲ笠ニ被テ例ヘバ彼ノ保民會ノ如キ團体ノ跳梁跋扈ヲ致シ依テ以テ南滿方面ノ鮮人ニ対スル支那官民ノ反感ヲ激成シタルニ因ル、而シテ此ノ情勢ハ朝鮮国境ニ近ヅク丈ケ甚タシキモノアルコト。

五、鮮人壓迫ノ火ノ手ガ今回ノ如ク燎原ノ勢ヲ致セルハ支那官憲ガ布告其他ノ方法ヲ以テ徹底的ニ排斥ノ気勢ヲ煽リ民衆靡然トシテ之ニ響應シタルニ因ル、且ツ其ノ壓迫ノ事実ガ異常ノ大事件トシテ喧傳セラレ朝鮮人ヲ憤激セシメタルハ駆逐セラレタル数百ノ鮮人ガ車ニ積マレ恰カモ犬猫ニテモ衆ツルカ如ク最モ人目ヲ惹キヤスキ長春ノ郊野ニ委棄セラレタル非人道ノ待遇ガ一般ノ耳視聴ヲ聳動シタルニ因ルコト。

六、壓迫事件ガ特ニ吉林方面ニ多カリシハ安昌浩、吳東

振等ノ捕縛ト同時ニ上海方面ノ鮮人中心人物ノ潜
入ニ依テ事端ノ惹起セラルヽモノ多カリシニヨル、

露支国境ニ鮮人共和国建設ノ風説ニ付テ
三月四日付報知新聞ニ掲載ノ首題風聞記事ハ京城特電
ト有之候ニ付京城方面ト照復仕候處同地ニテ偽ヘラルル
所ニ依レバ、
赤露ニ於ケル鮮農優遇ハ西伯利方面ニテ農耕ニ従ヌセ
ル数十万ノ朝鮮人間ニ頗ル好感ヲ與ヘツヽアリ殊ニ最近露
露西亜ニテハ鮮農優遇ノ一策トシ且ハ緩衝地帯構成ノ
意味ニテ沿海州露支国境一帯遠ク興凱湖附近マテノ地域
ヲ以テ朝鮮共和国ヲ建設シ在露鮮農ヲ集メテサヴエート
社会主義共和国ヲ完成スルノ方策ヲ決定シタル模様ナリ、

ト有之候、係ル其ノ爪哇ノ出所不詳ニテ警務局ヨリニテハ根
據ナキ宣傳ニ過ギズトテ重視セザル模様ニ候
上記以外詳シキ情報ニ接シ不申尚其ノ爪哇ノ出所等ニツキ
目下取調中ニ候ニ付取敢ヘス報告申上候也

三年三月七日

會長閣下

主事 中島

中央亭錦懐會

能く自ら制限せられ、大局上に於ける朝鮮習慣並に民情に於ては一の中枢院たるの外。而も朝鮮人の生命財産の安固を図り得ざるを民法関係は一に朝鮮古来の習慣に依ることとなり、又依らざるべからざることを以て儀なくされたり。然るに他の諸機関に於て選挙制を採用しているに拘らず、中枢院に於ては依然命制を採り、而も之れ亦勅選顧問、参録の如き決定更や実私会を知れたる貴族の輩を以てす。為に無用長物のものとなり、今や中枢院は朝鮮統治の異名同音の点に於て、衆論囂々その改革の方法として

(1) 目下定員六十名の任命制を、選挙制に改め、そ

(2) 三分の二即ち四十名を民選となし、道三名宛三十九の地方議会

(3) 残余の二十一名を勅選となし、これを顧問諮詢機関とせしめ

No. 3

残りの二十一名を官選とし名望芸の民意暢達の機関とすること

(ロ) 従来の参議は朝鮮人のみなりしも、内地人の参与をも始めしめること

(ハ) 現在の有給制を名誉職とし、単に出席給を日当のみを支拂うこと

(ニ) 朝鮮に施行する法規の制定又は改廃について任意中枢院の諮詢を経ること

一、府制を在地の府民の議会、学校組合、学校評議会の三団体を統括して一機関となし、現在の区一挙当たり制限を撤廃すること

理由

三団体の統一は従来向上の見地から異論を挿む

の餘地なし選挙権法の精神を見て
高邁なるものなりとおもい、その結果に於て朝鮮人を
してガンヂーのサチアグラハ的思想を抱かしめ得られ
るものと認む、なお又朝鮮内に於て平壌を除
く外は納税関係の理由を以て朝鮮人の選挙権を除
外する地域多く殊に人口に五比例して、漸次新
たにサチアグラハ的思想を走りそうな空情にあるをもいえな
い。法律案の附帯決議として時期尚早論あるも
決して無らず

一、各道の社會課を復活せしめ治安の攻治事業のより
一歩進んで、農務課と連絡を取り、普通学校卒業生、農村青年團、その他社會的教化團

朝鮮人官公吏ニシテ被征服者的感情ヲ
ハシムル差別待遇撤廃ノ方針ヲ樹立シ、ソ
ノ一例トシテ朝鮮人官公吏ニモ食料ヲ給與スル
コト

理由

神官公吏ガ依然トシテ部落ノ階級ニ属シ又ハソレ
ナシ、ソノ為ソノ部落ノ階級ノ区別待遇ニ
ヨル醸成スル不平ノ影響ヲ大ナラシメ又ハ考慮
セザルヤウナル・ソノ他人ニ陥ラシムル如キ侍ノ撤

朝鮮ノ指導精神ニ於テ法律ヲ改正スルコト

理由

社會事業ノ内地ヨリ尚ホ一層急務ニシテ緊ノ切ナ
ルハ警察ヲ要セザル、

度々貸すも、一枚の許令に聴
さて置て官吏にて舎宅なき旨の辞人同
様に非ず

一、職業的観日家、10銭の辞職和論者の措置を断然
止すること

理由

日韓併合以来、これによって如何その反動的思
想を助長せしや。吾は一面に於ては職業的観日
家を憎むと共に其過程として態々排日の態度を持
つ連中より

一、朝鮮に臨む為、級の官吏、才幹平凡なりと人格なき
度量なりと本位なりとせられたること

仕事は下級の更多つ之分なり。當に異る風化に多く人物を期待とす

⑩ 産業

一、自什業創定の宣視を急ぐこと
一、前徴の失政に鑑み、水利組合事業の根本的改良
一、家庭工業の調査研究とその奨励
一、延長両毛に準じ的畜産業を設けること
一、利根川堤に對する土着住民の覚悟

朝鮮軍參謀部調査

鮮人の現況

昭和　年　月　日

中央朝鮮協會

鮮人の現況（大正十五年十月）

朝鮮軍參謀部

第一章　鮮人の分布狀態

一、鮮内鮮人　約壹千九百万（内、内地人四十万、外國人四万）

二、鮮外鮮人　約百五拾万

西歐諸國英、佛、獨、伊、蘭等には各々百乃至二百内外

日本内地及露支米各國には相當多數に達し詳細は不明であるが大要次の通りである。

日本内地　十四万内外

支那　總計八十万内外にして東三

露西亜	省内に七十万内外 欧露方面には稍々多数の鮮人が居る様であるが詳細は不明である。
米國	極東三州は三十五万内外にして其の最も多きは尼市及南部烏蘇里地方である。此の地方の鮮人は合計十五万内外と称せらるて居る。 米國本國及屬領を合し總計三万内外。

昭和 年 月 日
中央朝鮮協會

第二章

第一節　鮮外鮮人概況

鮮外に於ける鮮人は政治的経済的共に勢力がない。歐米各國に於ける鮮人は多くは労働者か、或は傭人「ボーイ」等である。露國在住の鮮人中歐露に在るものは大部は思想関係者であつて、莫斯科に於ける共産党関係の学校に在学中の者か、然らざれば共産党或は赤軍に職を奉ずるものである。西伯利にあるものも一部は思想関係者であるが大部は農業に従事して居る。露國の帰化法が頗る單純容易なると非帰化鮮人は帰化鮮人にいじめらるる関係上鮮人の露國に在るものは殆ど全部露

國に歸化して居るが露國の政策が異民族に對して寛大ならざると（表面は寛大なるも内實は反對）鮮人其ものの智識程度が低いから鮮人は決して幸福ある生活をして居らぬ。

從那邊に滿洲に居る鮮人は殆ど全部農業に從事して居る。間島（延吉、和龍、汪清、敦化ノ四縣）琿春地方鮮人數は支那人の四倍（鮮人三十四万、支那人八万内外）に達して、比較的集團してあると共に土地所有權も持つて居るから相當勢力もあり、財的にも恵まれて居るが、其の他の地方の鮮人は全然反對の情況である。

（吉林省は歸化鮮人に對して土地所有權を與へてあるも絶對的にあらず・奉天省は歸化鮮人と雖も土地の所有權を

奘へて居ない。）

滿洲方面に於て農業に從事する鮮人は多くは支那人地主の土地を借用して小作に從事して居るが肥沃の土地は支那人自身が使用するから鮮人は耕作に不便なる山間の谷地或は地味の悪い土地を借用して居る。小作料は大概五割であるが鮮人は食料其他の費用の前借をする者が多いから之が支拂等を合すれば小作人たる鮮人の所得は四割以下に減ずるの狀態で貧困は一生のつきものとなり頗る悲慘な生活をして居る。

日本内地に於ける鮮人は勞働者或は學生であつて、之が生活狀態は既に周知の通りである。

鮮内地が逐年　世智辛くなると鮮人甚の者が水草を追ふて放浪するとは相俟つて毎年鮮外に移住する者多く　甚の数一年十数万に達して居る。而も鮮人の鮮外に移住するや甚の地の情況を確かむる事なく風聞によつて直ちに旅装を整えて出かくるといふ有様であるから當局に於ても之を警め鮮外諸機関と連絡して鮮人を誤らしめざることに努力して居るが官憲に届告せず甚の日を択めて出かけるものの多いのは困つたものである。

而しながら一方に於て鮮人の鮮内に固著して甚の人口の益〻増大するは邦人の鮮内移住発展を阻害することになるから彼等を自然に鮮内より鮮外に

驅逐すると云ふ議論或は鮮人をして帝國の海外發展の先驅たらしむると云ふ論旨から言へば鮮人の鮮外に移住するは從來すべき事項である。而しながら滿洲に於ける鮮人保護機關が完全しないと（在滿鮮人保護の為め日本が支出せる金額は一ヶ年僅に三十万円内外である）鮮人歸化問題及土地所有權等の問題が解決しないのは鮮人の發展を阻害することは甚しいのである。此の點は特に研究を要する事項である。

第二節　鮮外不逞鮮人

鮮外に於ける不逞鮮人を分類すれば大別して二種類となる。

其の一は民族主義を奉じて朝鮮獨立を策し他は共産主義を奉じて朝鮮獨立を企圖するものである。

由來不逞鮮人なるものは民族主義を奉ずる武力團体を意味する如く解せるものもあるが自分は『日本の統治に不満を有し何等かの形式に依つて朝鮮獨立或は革命を起さんとするもの』も亦一種の不逞鮮人と見て記述する事にしたのである。

其一　民族主義團体

本團体は民族主義を奉じて朝鮮獨立を策するものであつて其の主なるものは

上海假政府（上海を根據とす。最近共産主義派

と民族主義派に分裂す）

興（吉園（上海に根據を有するも其の勢力は

（同上、時期、布哇、南米に及ぶ）

正義府（鴨綠江對岸寬甸、興京、桓仁、通

化、輯河、磐石、樺甸、長白、撫順の

各縣に根據す。武裝團員三〇〇名）

満參議府（鴨綠江對岸通化、輯安、桓仁、臨江

七個縣に根據す。武裝團員二五〇名）

同友會（吉林附近に根據す）

新民府（東支鉄道沿線穆稜、海林附近

を根據とす。）

等である。鴨綠江對岸にある正義府及參議府等

は朝鮮國境を犯し我官憲を襲撃し或は良民を擄奪することを屢々であつて、大正十三年は鴨綠江岸鮮内に於て匪賊の件數大小併せて七百二十四、大正十四年度は五百五十四に達して居る。

之等匪賊は一地に駐屯することなく各部落に點在し良民を裝ひて武器は隱匿して居るから之を發見討伐することは困難である。而しながら昨年四月朝鮮總督府と奉天張作霖との間に不逞鮮人取締協約が締結せられ彼等の武器の没收、首領の逮捕を嚴重實施することになつたのと（素より支那側の事であるから不徹底ではあるが）財界の不如意が在滿鮮人に大なる影響を及ぼして活

動資金（資金は不逞團が一般居住鮮人に賦課して徴發す）を得る事が困難になつた結果に依り不逞鮮人の活動力も減殺したのである。今日に於ては彼等不逞鮮人も武力を以てする朝鮮独立の不可能なるを覺り産業の開發、教育の發達、實力の養成に著眼した様である。彼等不逞團に對して吾人の強味とする事は不逞團相互の提携不充分にして感情上の疎隔に依り常に反目しあること、活動資金の缺乏せること、資金の強徴に依り鮮人一般が反感を抱けること、馬賊と反目せること、鮮内地と連絡困難なること等にして將來は自然に疲弊するだらう。而しながら之等の團体は支那の動乱と共に活氣を

呈し日本に反対する党派と結び日本に好意を有する張作霖の如きを倒すの企劃を有して居るから平時は兎に角支那の動乱の際は特に警戒を要するのである。一昨年の第二次奉直戦昨年の奉郭戦當時も多少蠢動した由やうであるが何等為す所なく終つたのは幸である。

其二　共産主義團体

本團体は共産主義を利用して朝鮮独立の目的を達せんとするものであつて其の主なるものは次の通りである。

高麗共産党（浦潮を根據とす）

兼旗團（東支鉄道沿線寧安縣及其の南方

敦化驛を根據とす。）

國民委員會（北京附近を根據とす幹部七。名）

タムール青年會（樺甸驛附近を根據とす幹部七。名）

韓族勞働黨（磐石驛を根據とす黨員一五。。名）

南滿青年總同盟（海龍驛附近を根據とす主なる黨員二。。名内外）

北滿青年總同盟（東支東線一帶に根據し逐次南方に向ひ勢力を擴張しつゝあり）

東滿青年總同盟（龍井附近を根據とす）

各團體共概して民族主義團體より優勢にして而も逐次增加の傾向あるは注意を要する一事である。

露國は在露鮮人の共產主義團體に對しては極力保

援を加へてゐるが、露領外の共産鮮人團体に對しては積極的に金錢或は武器を供給し支援して居らぬやまでである。

鮮人の團体は未だ大同團結を結ぶに至らず。互に蝸牛角上の小競合をして居る位であるから之に資金を投ずるも効力なく武器を供給するも未だ其の實行の伴はざるを知りて露國は彼等に對し武器は與へないでである。不逞鮮人中共産主義を奉ずるものが哈爾賓或は浦塩に至り露國當局に資金を請求して鮮人諸團体の統一後に交付すべきを唱へて現在に於ては之を受付しないと云ふことである。

而しながら鮮人の各團体は逐次大同團結の氣運に向ひつつあるは事實であつて、最近此の大同團結を嗚導するもの增加し各團体し亦之に和するものがあるのは特に注意を要するのである。

共産主義團体と民族主義團体との連絡は目下の處まり緊密ではない。時として反目抗爭することがあるが、共産主義團体は「第三インターナショナル」の、綱領たる「マルクス主義」の實行と植民地の解放を條とするものであるから民族主義團体し時日の経過と共に或は共産主義を奉ずる諸團体を統一の向上と共に或は合同作線を形成するかも知がらぬ。「レーニン」は波蘭革命に際し波蘭の如きは共産主義と民族主義

と合同戰線を形成しなければならぬと教へてゐるが、朝鮮人も單一意此の方針を以て進むべく指導せらるるに違ひない。

第三節　所見

之を要するに在滿鮮人の民族主義を奉ずる不逞團は逐次其の勢力を失ふ産業開發教育の振興實力養成を主とするの傾向となつたが、共産主義團體は年を追ふて逐次增加すると共に各團體相互の連絡も密にして大同團結を作る傾向があると共に民族主義も其の傘下に集まり支那國民党とも相提携する公算があるから將來特に注意を要するのである。而して彼等不逞鮮人が馬賊と反目抗爭

しあるは面白き現象であつて、第三者の為政利用に
関し何等かの暗示を與ふるものである。
間島満蒙地方は鮮人三十五万、支那人八万内外に
して鮮人の方が優勢であると共に鮮外鮮人子弟の留
学する者多く、学生の如きは露領に於ける鮮人の教
育、産業の中心にして露領に共鳴し青年
の思想は篤程赤化してゐるやうである。（龍井の如
きは物資豊富、物價低廉にして学生の下宿料は一ヶ月
参円内外で充分であるから鮮内から留学する者も
多い。）
圖們江岸は道路も発達し多少修繕を施せば自
働車も走る程度であるが、鴨緑江沿に上流次岸

は全然反対で單独者の交通さへ危険の處が多く
匪賊の討伐し自己の連絡も出来ないやうな所があ
るか匪賊の跋扈潜伏が自由である・國境を横に
縫ふ通路が完備し自働車等が自由に走り・河川が
鉄條せられて巡羅船が走り・著陸場が設備せられて
飛行機が飛ぶやうにな十は餘程匪賊の出没を減ず
ることが出来る・
總督府に於て鴨緑江上流の支那領に居住せる鮮人の
不良分子其他を勧誘し京城見物をさした所が彼
等は時代の進歩に一驚を喫し『昔は知事等は容易
に面接することが出来ず死ぬる前に是非一度顔を拝ん
で死にたいと言つて四十里五十里を物ともせず勉て都

會に出て知事の顔を拝んだが、今日に於ては道知事はおろか、之より偉い総督と一緒に飯も食つた、話もした實に有難いものだ・汽車も自働車も飛行機も見た。併合後の朝鮮はすつかり立派になつた。之では我等が如何に騒いでも朝鮮独立等は出来ない』。

斯の如き事実は鮮内奥地及支那領方面に對する日本文化の紹介が不足せるを證するものである。此の点より見ても國境方面交通網の完備は一日も忽にすべからざる問題である。

一体日本人は文化の紹介が足らぬ。口に亜細亜民族の盟主と云つて居るが亜細亜民族の盟主たる價

値を紹介して居らぬ。之に関し或人が次のやうな話をした事がある。

『自分が北樺太を旅行した時露西亜人の学校に行つたが其の学校には教材として世界各國の風俗一覧圖を額にして掲げて居るのを見た。其の額には依れば我日本の生活状態は遠き昔の維新前後のものである。即ち男は頭にチョン曲ケを載せ腰を表はし草鞋をはいて居るもの、女は坐して糸車をひいて居る頃る貧弱なるものを画いてあつて、維新後長足の進歩をした現代の日本が現はれて居ない。此の種の例は西伯利亜に於ける露人の家庭にも、青々哈爾濱近の支那人の家屋でも見た。書

顏として繪畫として紹介せられた日本は徳川幕府開港時代のものである。から彼等は日本の現在を知らぬ。自分は彼等に對して日本の現在を知らするため繪葉書を見せた所が、之は立派だ、こんな生活をして居るかと感心した事實を体驗したのである」と。

國境方面に来往する日本人個人が帝國の文化を紹介すると云ふ点に於て努力したならば、大に效果あることと思ふが此の点に著意し或は實行する個人乃至團体の少いのは遺憾である。

第三章　鮮内鮮人

第一節　概説

鮮内鮮人は千九百万人にして八割が農業二割が商工業其他である。鮮内現時の進歩は僅々以前の比にあらず。産業の発達、教育の進歩等見るべきもの多々あり。鮮人は苛斂誅求の昔に比すれば確に幸福なる生活をして居るに違ひない。而しなから階を得て蜀を望むは人間の常で鮮人中帝國の施政を喜ばぬ者が可なり多いやうである。殊に朝鮮独立の念願と内地人に対する民族的反感に至りては殆んど大部の鮮人の抱懐する處である。

欧洲大戦後世界的思潮の一特色となつた大衆主義、圓往力萬能観念は朝鮮にも波及し、最近

に於ては鮮内到る處に宗教、思想、労農、等各種の
團体が簇出した。團体の名義其のものは表面穏
健で別に危険でもないやうであるが、團体の構成分
子たる個人の思想が前述の通りであるから個人の意
志を團体として表現する事がある。而し大部は
背後に主義的人物が潜在して居るから注意を
要するのである。
鮮人は附和雷同性に富み一大虚を吠ゆれば直に
之に和し前後を顧みず暴進する弊がある。團体
に加入せざるものも事ある場合は之に加入するも
のが多いと共に、平常から團体を構成せざるも
実質的に群衆を構成する通弊があるから此

の点も亦注意を怠つてはならぬ。

内鮮融和は吾人の標榜にして之が實現に関しては最善の努力をしなければならぬが實現は尚途尚は遠遠である。古来各國の歴史を見ても植民地民族と母國の民族が渾然一体となつた例がない。現下の朝鮮に於ては宗教も教育も團体も群衆も將又た共産主義も社會主義も民族主義も之を否定するの傾向がある。鮮人を敵視してはいかぬが警戒を怠つてはならぬ。鮮内に於て特に注意を要する團体は次に述べる通りである。

第二節　鮮内要注意團体

一　宗教團体

(八) 朝鮮に於ける宗教の主なるものは基督教、天道教である。基督教は現在住徒四十万に達し其の中には政治的野心を有する鮮人牧師が宗教的仮面を被りて入り込んで居る。

鮮人牧師が寺内総督暗殺の陰謀に関係したこと、大正八年独立騒擾の首謀者は鮮人牧師にして米人宣教師が無言の間に之を支援せることを思い合すれば基督教の特来は軽視すること出来ない。現在社会主義思想は基督教に大なる影響を及ぼし「宗教が高く潔く自己を持して単に個人の霊魂を救済する丈なれば宗教の中心生命なる奉仕に欲くるもの

である。宗教は個人救済と共に社會の救済に努力しなければならぬ」と云ふ思想になつたから今後の社會運動には基督教を看過することが出來ない。只茲に注意を要するは基督教の指導する社會運動と、共産主義の指導する社會運動の差異である。基督教社會主義は穩健なるも共産主義は過激にして宗教は阿片の如しと云ふ「マルクス」の言を其の儘遵奉してゐるから兩者の歩調が相一致しないことが多い。

現在間琿地方には共産主義にかぶれたる青年學生の主宰に係る宗教反對運動が起つ

てみるが此の事實を見て基督教と共産主義と一致しないことが明瞭である。鮮内の思想團体も多くは共産主義色彩を帶ぶる者であるから基督教に對しては從來の如き尊敬を拂つて居らぬ。朝鮮内に於ける基督教経営の學校入學者が近時余程減少したのは一は卒業後の社會的資格を得られないに基因するが他は如上の事實を裏書するものである。

(7) 天道教は僧佛仙の三長所を採りたる教義にして信徒三十万内外を有してゐる。教祖第一世は社會革命を起して捕へられ、第二世は東學党の亂を起して所刑せられ、第三世は大正八年

に於ける騒擾の首魁者であつた。

天道教は現在も相當の潜勢力を有し露國に於ける高麗共産党一派は一時的方便として天道教を利用せんとするの素志を持つてゐると云ふことである。

要するに朝鮮に於ける宗教は朝鮮独立を念願とする純民族主義鼓吹機関となる傾向がある。朝鮮統治防衛上特に注意監督を要するものである。

其二　思想團体

現在朝鮮に於ける思想團体の趨勢は混沌として歸趨する所なく、正に錯綜混清の状態であるが

畢竟する所朝鮮民族の独立を理想とするもので、親日或は排日と云ふも五十歩百歩の差過ぎない。彼等の血管に流れる血潮は常に一貫して変る所がない。

茲に注意を要するは彼等が弱者の・常として第三者の助力を仰ぐべく腐心しあることであつて、帝國の対外國際関係が悪化せる場合に於て殊に露骨なるを予想しなければならぬ。

彼等鮮人が裏に「ウイルソン」の提唱する民族自決に刺戟せられて大正八年の騒擾事件を誘発し今亦露國の革命に衝動を受けて共産主義を謳歌しある事實は抑々何を物語るものである。

一は時代の思潮に追隨する結果と雖も他は日本の
治下を排して独立せんとする
抗するものである。
朝鮮に於ける思想團体は大別して共産主義と民
族主義の二團体に区別することが出来る。
(イ)共産主義に属する思想團体は京城に於ける正
友會系(旧北風会)及「ソウル」青年会を主なる
ものとし此の二團体に系統を有する左傾團体が
各地方地方に組織せられてあるが、其の團体總数
一〇四、團員總数は六、〇三五人である。之等の
團体或は團員が當該地方の青年會労働團
体の指揮に任じてゐるが、其の青年会の總数

は二三四、會員數　二三、〇〇〇人　労働團体の総数
三四八團員　九八、七九〇人　である。（労働團体に就て
は別に後述す）

（附記）昨年末から本年八月にかけて、朝鮮共産党
員九十余名が検挙されたから共産主義
運動は一時多少嘔吐するかもしれん。

尚正友会及「ソウル」青年会の両者何れにも属せず
して共産主義色彩を有する團体として衡平社
があるが、之は朝鮮に於ける特種部落民の自丁によ
つて組織せられるものであつて、内地の水平社と
同意味のものである。

白丁の起因に就ては数説ある。或は高麗時代

韃靼族の一種で水草を追ふて漂泊して来た揚
水足と云ふ種族が殺生を好み狩猟をなし、其の
妻女に賣婬させると云ふやうな俗級な生活をし
てゐたので當時佛教國民である高麗人から
卑められて特種部落民として取扱はれたものだ
と云ひ、或は新羅以来敵方の捕虜を賤業に就
かしめたもの、又は高麗の遺臣が李朝に仕事す
るを潔しとしない所から政府に於て屠獣製箙
等の賤業を強制し自然特種部落を形成したも
のだと云ひ、或は又特殊犯罪人をして普通人の
忌避する賤業に従事せしめたに起因する等
種々の説がちつて未だ定説と認むべきものがない。

此の白丁は全鮮に四十万内外（南鮮に多く北鮮に
尠し）あるが彼等も時勢の進歩と共に逐次階
級意識を覚醒し大正十一年内地に於ける水平社
の創立は頓に彼等に衝動を與へ白丁中の内地に
留學せるもの及一部主義者により遂に大正十
二年四月朝鮮衡平社を創立するやうになつたの
である。此の衡平社の本部は京城に在るが各地
方に支社更に其の下に合社を有し合社合計
二〇〇、會員六〇、〇〇〇人に達してゐる。

(ヌ) 民族主義に属する主なる團体は實力養成を
目的とする團体と「ボーイスカウト」の二種であるが前
者の團体数　一一三、團員数　五九、五〇〇人　後者の

團体数一一二、團員数四二九〇人である。此の民族主義に属する團体は共産主義系團体の如く中心となって牛耳を執る團体なく、多くは各地方、各團体毎に各個の行動を採って居るから全般に亘る統率は薄弱である。

(ロ)　其三　勞農團体

(イ)　朝鮮に於ける所謂勞働者数は九十二万内外であるが之を工場一箇所十人以上を使用せる工場一勞働者を云ふ範圍に局限すれば五万内外であるから、勞働爭議発生の可能性あるは五万か大万と見て差支へない。工場其のものは概して小規模にして一工場或は一地に於ける勞働者数は僅少である。

其の智識程度も亦低いから純労働組合の組織せらるゝものは少い。多くは左傾的分子が自己の思想宣傳機関とし或は「バック」を大にする爲に作つたものである。

(ニ)農民運動に属する小作人組合は非常に發達し労働組合とは格段の差がある。素より朝鮮産業の八割が農業で、其の八割五分が小作農たるの実況より来る自然の現象であるが、南部地方に於ては各郡庁所在地ですら小作人組合の組織せらるゝ所がない。之等小作人組合及労働組合は多くは共産主義を信條とする思想團体によつて指導せらるゝ或は之と提携して居る。思想的に根深い所はないが

階級闘争の気分は旺盛であって、何かと云へば直に騒ぎ出すのである。而し最近に於ては暴力行為に依りて目的を達せんとする傾向があると、内地人排斥の気運旺盛なることは看過すべからざる現象である。

朝鮮労農団体は団体数三四八、会員数九八、七六〇人に達し尚発達の過程にあり。主として京城に於ける労農総同盟本部（民友会系）が牛耳を執って居る。

第四章　所見

鮮内に於ける宗教思想、労農団体の現況は上述の通りであるが、現在は尚発達の過程にあると、朝

鮮民族の特性として偏狭卑屈小異を捨てて大同に就くの念慮に乏しく、民族主義と共産主義は勿論、共産主義、或は民族主義に属する各団体相互に相反目しあるの状態なるを以て吾人の為には好都合である。

朝鮮に於ける主義者は真に深く之を研究し主義に生きると云ふやうな徹底的な考へを持つてゐるのはなく、孰れも全部は単純な思想の持主である。従て之を軽視するものがあるが、其れは大なる誤りである。朝鮮人が共産主義を唱へ、無政府主義を唱へ或は民族的独立主義を唱ふるも皆之れ朝鮮独立の方便で、朝鮮独立の思想に至つては朝鮮人全部の考

へである。此の思想は終始一貫変る所が無い。茲に於て共産主義者乃至其の指導する団体は(朝鮮独立)を念願とするものたるや明にして現在は前述の如く民族主義者と反目してゐるが、将来に於ては両者が提携するかもわからぬ。本年六月李王殿下薨去の時に際しても不逞従業の行動に徴しても両者が提携せる形跡がある。又情報によれば「第三インターナショナル」及国外に於ける鮮人共産党は頻りに内地の指導を唱導し鮮内に於ても之に和するものが多くなつたのは事実である。

朝鮮共産党事件の支援は現在は余り積極的ではない・朝鮮共産党事件の調査

により上海を経由して露亜が朝鮮共産党員に支出した金額は僅に十万円内外である。

状況以上の如く朝鮮に対する露亜の宣伝支援は余り積極的ではないが、何故に斯の如く思想或は労農団体が発達したか、之に関しては次のやうに歓案せらるるのである。

朝鮮を赤化せしむるものは素より間接には露亜の影響があるが直接最も影響をおよぼしてゐるのは日本である。

日本の左傾分子は朝鮮人を利用して自己の勢力を増大せんとし、色々の宣伝劃策をなして居る。又一方には内地に留学或は出稼せる鮮人子弟が

御里に帰って陳す言動は劃策せる事実が
影響すること共に内地の言論機関及書籍等の
影響が鮮人を赤化せしめる最大原因である。北
京上海方面の鮮人の所持せる主義の書籍の没収
せらるるは多くは日本文である。以て日本人が如何に
鮮人を赤化せしめつつあるかを想像することが出
来る。又一方には朝鮮に在住する邦人中、鮮人を
歴迫し苛酷なる手段によりて彼等を搾取す
るものが、過去にあつたし、又現在に於てもあります
る状態であるから、鮮人は益に反感を抱き排日
気分を懐くやうになつたのである。朝鮮に於ける
内地人は毋忘れて異民族と分在して互る関係

上、相互の結束を強く国家観念も旺盛である。而して
から彼等は征服者の位置にあり支配階級をいふ
氣持で自然に権勢を振ふる傾向がないでもな
い。鮮人は本政治的経済的の勢力がないから、民族の
平等を希望し自然に共産主義を望み入るやうに
なつたのである。

以上は現状等を述べて団体的行動をなしつゝある
鮮人団体の概況を述べたに過ぎないが、鮮人が
朝鮮独立の精神旺盛なる事、民族的に内地人と一
致し難き事、附和雷同して直に群衆化して衆
を誤らる事が必要である。

相愛會總本部
朴春琴氏一行滿洲視察中取集ニ係ル參考資料

支那ニ於ケル日本政府ノ抗議ニ関スル文

◎臨江縣に領事分館を設置した事に附き反對宣傳文

諸君想 日本硬在臨江設領、是何居心？

諸君想 如果允許了他的臨江設領、利害如何？

諸君想 日本實割東省之第一步、是不是臨江設領？

諸君想 臨江設領吾們再不反抗、日本更將如何

◎青島出兵問題ト臨江縣領事分館設置ニ付キ

田中内閣ニ對スル抵抗運動ノ檄文

日本田中内閣向來野心勃勃破壞世界和平實行侵略政策甘冒人類不韙無天無法作惡慘殺安東華人鮮血流染長河無故出兵青島拒拒不撤課稱設延吉開埠今更急急設領行爲實屬萬惡

同胞若不猛醒不急起之圖救快快起來奮鬥把夢做

●日本帝國侵略主義下田中內閣滿蒙政策之對支宣傳文

那人反對運動宣傳文

同胞們呀禍到臨頭啦日本的田中內閣要用他的大滿蒙主義侵略我們中國意思是石頭我國土侵奪我主權奴隸我人民用滅亡朝鮮的法子吞併我們東三省此次出兵山東作為臨江設領就是他侵略政策的先鋒軟的真令人可怕亡國滅種二條劃將臨到同胞們呀不容緩了快起來奮鬥呵！

有個日本問題座談會記錄反對出兵山東

奉天全省商工拒日臨江設領外交後援會為通知事茲定於九月四日（即陰曆八月初九日）開市民進行大會上午七鐘商工人等各持小旗集聚各該街委員（即總商會會董）之商雞門前再由各該街委員率領准於八鐘齊集本會（即總商會院內）以便整隊出發遊行街市至所用旗幟附圖說明合亟通知各商工人等查照可也特此通知

附旗幟圖說

一照掛商雞門首之宣傳旗

二尺

一尺五寸

用白布製作

用書標語（標語列後）

六、街市遊行之手執小旗幟

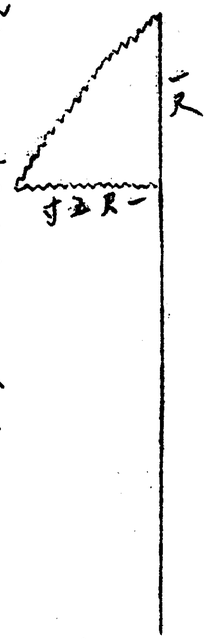

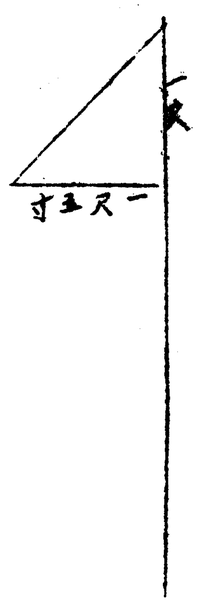

顏色及材料不限
內書標語（標語列後）

以上兩種旗幟所書之標語如左（書時任擇）

一、打倒田中內閣　一、取銷滿蒙政策　一、否認二十一條

一、拒日臨江設領　一、打倒帝國主義　一、勿為五分鐘

一、勿甘作豬馬牛　一、堅持到底　一、喚醒同胞

一、奮鬥

一、不認商租權

一、誓死不當奴隸

注意

一、萬勿虎頭蛇尾

一、熱心救國

一、遼東健兒快起快醒

是日商工門首懸掛國旗遇雨順延（是日倘若下雨即改作翌日遊行）

中華民國十大年九月一日　印

該民族有悠久四千万光榮歷國大手我國已死百年之人心得斯而復蘇之兆要也茲將方案列下

感謝之忱要也茲將方案列下

滿蒙政策　日政府專賣品

經濟侵略策　文化侵略策　土地商租權　鐵路敷設權　礦產開墾權　中日假親善　森養浪人　庇護故匪　竭誠商業

引用　同文同種共存共榮

哈哈田中田中保明堂屋裏所賣的藥

我們完全明白啦、

同胞們！看呀！
日本把我們平靖當作
肥豬一樣養着，慢慢一刀
殺了好吃我們的肉
唉！親愛的同胞
快快……醒吧！真是到
高梁大粒長江糯招的
時候了

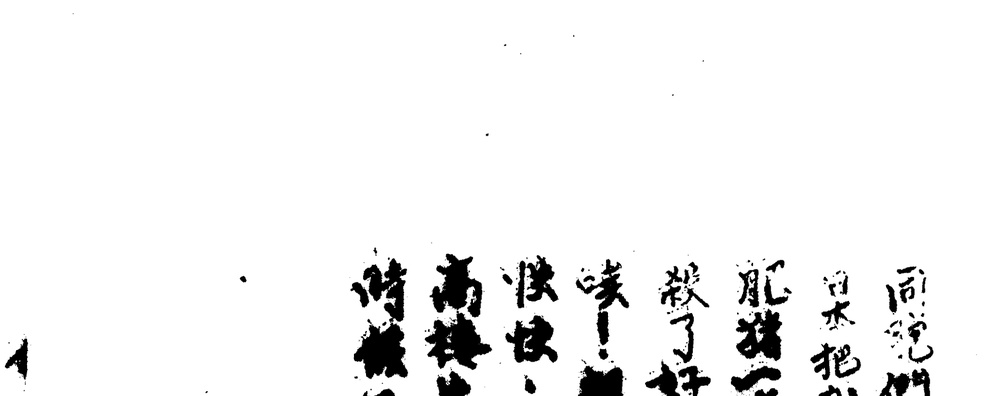

田中内閣肖像

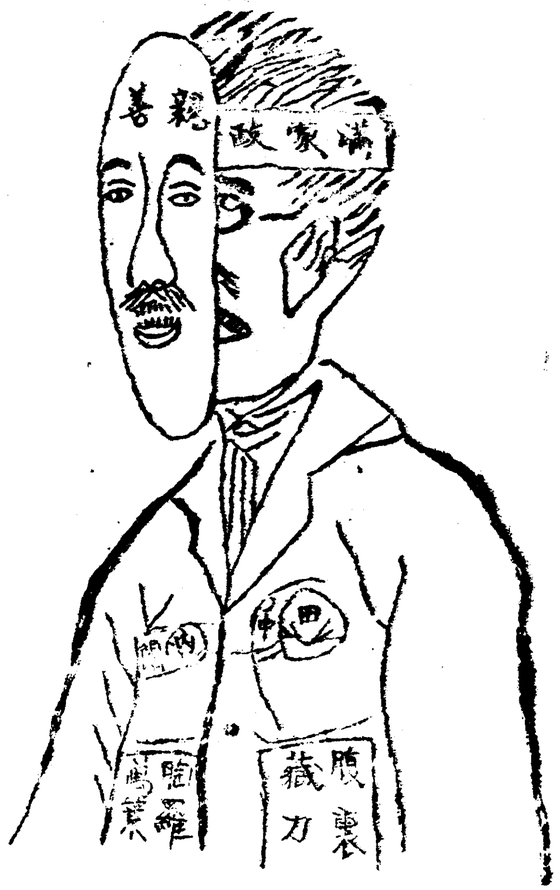

在滿鮮人壓迫問題ニ關スル內鮮人側ノ宣傳文

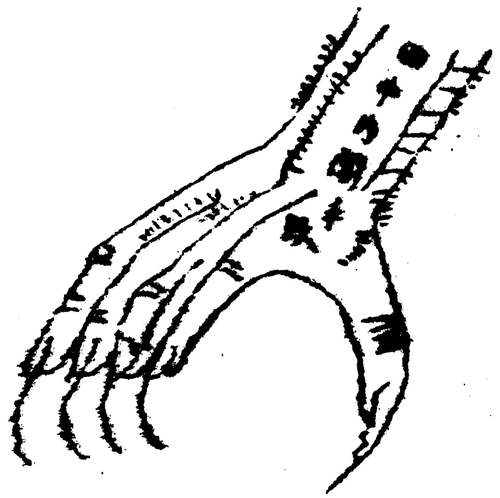

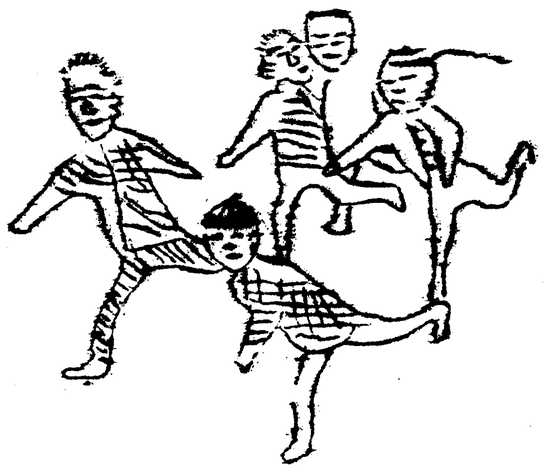

聲ヲ大ニ日本國民ノ聲

警告

奉天官憲ノ迷夢ヲ醒セ

軍閥ノ虐政ハ赤化ヲ早メ甚矣

三省民ノ膏血ヲ絞リ私刑ヲ貪

ル軍閥ヲ倒セ

奸惡ヲ掃フヲ以テ天地ヲ清メヨ

滿日本人大會

大演說會

主催 在滿日本人大會

起てよ在滿の同胞

我等權利は蹂躙せられたり
我等依存は毀損せられたり
我同胞は各所に於て
我等は敵に挑まれたり
起て起て起って我正當の
權利を擁護せよ
然らざれば亡國の雄叫びを
聞け

於奉天公會堂

（寫）

譯文

時下酷寒ノ際同胞各位ノ健康ヲ祝ス近來中國官憲ノ南北滿州居住同胞ニ對シ無理ナル壓迫ト非人道的排斥ハ益露骨化シタル事實ハ一般ニ知悉スル所ナリ今回ノ排斥運動ハ從來ト其趣ヲ異リ局部的偶發事件ニアラス政治的意味ノ下ニ行ハレタル積極性ヲ有シ計劃的排斥ニシテ我ガ在滿一百萬同胞ニ對シ實ニ生死線上ノ重大問題ナリ此際我等ハ何等カノ共同對策ヲ講究セサレハ歸スル所ナク進ア新策ヲ開拓シ得サル境遇ハ遠シカラズ將來南北滿ノ沿線奥地ヲ問ハス道路ニ彷徨シ溝壑ニ轉填スル慘禍ヲ直面スルナラン吾等ハ例ヘ倉卒ト雖モ當時勢ノ推移ニ應シ一言ヲ發シ得ルノ任ヲ最後ノ一言ヲ發シ得ルノ任ヲ恐レ乍ラ各方面ノ意見ヲ綜合

ㄴ其他ノ對策ノ協議ヒヨト
ナ二一致行動ヲ取リ左記事項ノ實行ニ
指示アリタレ

左記

一、中國官憲ノ驅逐セル方法及手段
一、驅逐原因ノ直接我同胞ニ在ルヤ又ハ排外的ナルカ
一、驅逐範圍ノ歸化可否ノ差別如何
一、既ニ驅逐セラレタル實例及將來退去ヲ迫ラレヘキ時期
一、對策ニ對スル意見及方法
一、對策講究ニ對シ大會開催ノ必要ヲ認ムルトキハ其集會地點
及期日

陽十月十日

同胞 各位

以上

奉天朝鮮人相扶會
奉天朝鮮人青年會 同啓

(別紙) 本文

時下酷寒에 同胞諸位의 健康을 伏祝하옵나이다 近者中國
官憲의 南北滿州 居住同胞에 對하야 無理한 壓迫과 非人道
的 排斥이 益々露骨化되어감은 彼我共히 認하는 事實이옵나이다
今回의 排斥運動은 決코 政治的 意味下에서 行하는 積極性을 가진 計劃
的 排斥인 즉 吾在滿同胞에게 實로 生死線上의 重大
問題이옵나이다 此際에 吾等의 自對岸火視하고 何等의 共同對
策을 講究치 아니하면 退하여 依歸할 곳도 없고 進하여
開拓할 土地도 不遠한 將來에 南滿과 北滿 沿
線과 奧地를 漢論하고 道路에 行徘徊하며 溝壑에 轉填하는 慘
禍를 當할 一日이 有할지니 吾等의 貧弱을 나엇지 時勢의
推移에만 一任하고 最後의 一言도 不發하고 又可하오릿가 願會玆에 感

起ち吾人の採るべき方法及手段
一、中國官憲の驅逐命令に對する吾人の具體的對策
一、驅逐原因より直接吾同胞に在りては排外的也や
一、驅逐範圍が歸化與否に依り差別如何
一、既に驅逐を當然と認めたる時期及猶次退去を迫られたる時期
一、對策樹立に關し意見及方法
一、對策講究に對する大會開催の必要を認めたる場合大會招集の期日
毛皆示
陽十二月十日　以上

同胞諸位　均鑒

奉天朝鮮人相扶會
奉天朝鮮人青年會　同啓

獨立軍行動ニ關スル文

（罫）　譯　文

義別令

奉字　第五九號

姜重遠　貴下

今般當地ニ於テ行政實施スルガ為メ駐軍スル所ナリ
本軍行政法ニ依リ軍資金壹千五百圓ヲ十月十二日
迄納入スヘキ事ヲ命ス

紀元四千弐百五拾八年十月五日

注　意

一、本命令ニ不服又ハ敵ニ本軍ノ行動ヲ密告スル者アル
トキハ軍法ニ依リ處刑ス

起セル排撃ヲ主トシ各方面ノ意見ヲ綜合シ同胞諸位ノ大同團結ノ精神ヲ以テ一致進行
致ス事ヲ望ム陽本月二十五日以内ニ左記事項ヲ指示ス事
左記
一、中國官憲ノ駐屯ニ關スル方法及手段
一、駐屯ニ原因リ直接ヲ同胞ノ在留ヲ或ハ排外的ニ
一、駐屯ニ關スル軍ト同胞トノ區別如何
一、駐屯ニ關シ軍ノ歸化ニ對スル方法
一、其他ニ關シ意見及希望事項
同胞諸位

一、軍資金ハ本命令書ニ添付シアル半切票合符スル票ヲ携帯シ各隊員ニ納付スルコト

以上

本文

義別令
奉字 第五九號

義勇軍別動隊印

姜重遠 殿下

貴下ヲ令服本地ニ行政ヲ實施セシメ為ニ駐軍ヲ以テ本軍行政法ニ依ヲ以テ軍資金壹千五百圓ヲ十月十二日ヲ以テ納入セシメ事ヲ命ス

紀元四二五八年十月五日

注意

一、本命令ヲ不服ヲ申立ニ對シテハ本軍ノ行動ヲ審告セシ者ヲ軍法ニ依ヲ以テ處刑ス

一、軍資金ヲ本命令書ニ添送ヲ半切票ト合符ヲ以テ票ヲ携帯シ各隊員ニ納付セシメ

以上

（裏面）

請求書

一、金洋弐百四拾圓

右領ハ軍資金トシテ請求ス領收期間ハ請求ノ日ヨリ當日内トス

紀元四千二百五十八年九月二十八日

正義府財務部

義興館姜重遠 前

本文

一、金洋弐百四拾圓

一、右ハ軍資金ニ充ツル爲メ請求ス

注意

一、請求ノ目的ハ鉄血主義ヲ基本トシ奮闘ノ基本資金ヲ充當スルニアリ

一、請求額ノ納入スル時ハ派員ノ信任狀有無及領收証ト請求書トノ契合有無ヲ確カメ真偽ヲ判断シ

一、請求額ヲ完納セル者ハ感謝狀ヲ與ヘ永久保存シ其忠誠ヲ表彰ス

一、名譽ヲ毀損シ機密ヲ漏洩シタル派員ハ嚴重ニ處分ス

本文

決議文

本府ハ新興滿洲國朝鮮人大會カ強迫日本ノ法律ヲ以テ滿洲荒野ニ於テ我カ世界樂園ヲ破壞シ滿洲ヲ日本ノ帝國主義的政策ニ主權ヲ奪ヒタル結果經濟破滅セントスルニ拘ハラス日本ノ滿蒙侵略ノ唯一ナル導火線タル南滿鐵道ノ附屬地ヲ根據トシ又個人トシテ鴉片密賣賭博詐欺等ヲ國法ニ違背スル諸々ノ行爲ヲ無遠慮ニ敢行シ團体トシテハ傀儡政府ノ補助機關トナリ朝鮮革命ノ妨害物トナリ中國官憲ノ厳重ナル取締ヲ無視シ裏面ニ於テ侵略政策ヲ助長シ遂ニ無罪ナル同胞ヲ頻死ノ危境ニ陷ラシメタル

謝文

(金澤式百四拾四)

(一)金澤式百四拾四

感謝文

本府ハ新興滿洲國朝鮮人大會カ強迫日本ノ法律ヲ以テ滿洲荒野ニ於テ我カ世界樂園ヲ破壞シ滿洲ヲ日本ノ帝國主義的政策ニ主權ヲ奪ヒタル結果經濟破滅セントスルニ拘ハラス日本ノ滿蒙侵略ノ唯一ナル導火線タル南滿鐵道ノ附屬地ヲ根據トシ又個人トシテ鴉片密賣賭博詐欺等ヲ國法ニ違背スル諸々ノ行爲ヲ無遠慮ニ敢行シ團体トシテハ傀儡政府ノ補助機關トナリ朝鮮革命ノ妨害物トナリ中國官憲ノ厳重ナル取締ヲ無視シ裏面ニ於テ侵略政策ヲ助長シ遂ニ無罪ナル同胞ヲ頻死ノ危境ニ陷ラシメタル

(一)謝文

(金澤式)

感謝文

本府ハ新興滿洲國朝鮮人大會カ強迫日本ノ法律ヲ以テ滿洲荒野ニ於テ我カ世界樂園ヲ破壞シ滿洲ヲ日本ノ帝國主義的政策ニ主權ヲ奪ヒタル結果經濟破滅セントスルニ拘ハラス日本ノ滿蒙侵略ノ唯一ナル導火線タル南滿鐵道ノ附屬地ヲ根據トシ又個人トシテ鴉片密賣賭博詐欺等ヲ國法ニ違背スル諸々ノ行爲ヲ無遠慮ニ敢行シ團体トシテハ傀儡政府ノ補助機關トナリ朝鮮革命ノ妨害物トナリ中國官憲ノ厳重ナル取締ヲ無視シ裏面ニ於テ侵略政策ヲ助長シ遂ニ無罪ナル同胞ヲ頻死ノ危境ニ陷ラシメタル

(一)謝文

(金澤式)

感謝文

本府ハ新興滿洲國朝鮮人大會カ強迫日本ノ法律ヲ以テ滿洲荒野ニ於テ我カ世界樂園ヲ破壞シ滿洲ヲ日本ノ帝國主義的政策ニ主權ヲ奪ヒタル結果經濟破滅セントスルニ拘ハラス日本ノ滿蒙侵略ノ唯一ナル導火線タル南滿鐵道ノ附屬地ヲ根據トシ又個人トシテ鴉片密賣賭博詐欺等ヲ國法ニ違背スル諸々ノ行爲ヲ無遠慮ニ敢行シ團体トシテハ傀儡政府ノ補助機關トナリ朝鮮革命ノ妨害物トナリ中國官憲ノ厳重ナル取締ヲ無視シ裏面ニ於テ侵略政策ヲ助長シ遂ニ無罪ナル同胞ヲ頻死ノ危境ニ陷ラシメタル

又更ニ之ヲ機會トシソノ個人ノ團体ノ群衆狂吠スル衆
愚ハ吾等ノ容易ニ出來サル所ナリ
況ヤ滿州ニ移住セル我カ同胞ハ甚ダ數百萬ノ大衆
ニ達シ又地域ハ奉、吉、黒ノ三省ニ亘リ散在シ居ル彼ノ
長春傳單ノ幾個代表ト海龍、琿河、兩縣ノ所謂
朝鮮民ノ魁李慶學尹學東等ヲ集合シ敢テ滿州
朝鮮人大會ト云フ名義ヲ以テ日本ノ帝國主義ニテ
等ノ密接生來サル所ナリ
況ヤ我等ノ切齒スル僞滿日本ノ帝國主義ニテ
我等ノ切齒スル僞滿ノ強盜日本ノ帝國主義ニテ
中國ノ各處ニ原因ハ田中内閣ノ滿蒙政策ナリシニ
彼ノ所謂朝鮮人大會ハ便頓事ノ指揮ヲ甘受シ滿
州朝鮮人親愛義會ト聯絡シ朝鮮總督府ニ三矢協
約ノ裏面ノ實狀スルトオリ又日本外務省ノ官人尾者

ヲ運動スル者ニ非ザルハ皆似面的行爲ヲ以テ日本ノ立場ヲ律ス
根本的ニ否認スル在滿吾族ニ恥辱ヲ加ヘ日本無理
ヲ漸進的ニ排斥スル中國官民ノ疑惧ノ源ヲナスハ容易
生ズル処ナリ
況ヤ彼ノ所謂滿州朝鮮人大會ヲ外面ニハ朝鮮人ト稱シツツ
心裡ハ依然トシテ日本ヲ宗主國トシテ承認スルト同時ニ南
滿鐵道附屬地ヲ日本ノ領域視シ在滿朝鮮人ノ中國
入籍ノ後援ヲナノ決議文ヲ宣布シ彼レ等自身カ住滿
種族ナルヲ忘却スル曖昧ナル態度ヲ示セシ我等ノ容認ス
ル能ハザル所ナリ
右記以外ニモ種々ノ醜悪ト巧詐ヲ計ハ數ヘ難キヲ以テ
之レハ滿天下有眼識者ノ嚴正ナル批判ニ任セ茲ニ在
在ヲ許スベカラズ

本文

本書之所謂滿洲朝鮮人大會者
謂在中國東北四省之朝鮮人
團體及中國官吏等所組織
之團體也其目的在排斥日本
之侵略中國東北四省之行為
一言以蔽之即使東北四省
脫離日本帝國主義之羈絆
而成為獨立國家之謂也
大會之南滿鐵道附屬地之根據
地設於中國法治權所不及
之地域者蓋欲避日本警察
之干涉而便於個人之行動
革命之防害物也中國官吏
之參加大會者純出於個人
之資格非代表中國政府
之意思者明矣
現今滿洲所謂排日問題
之地域亦奉天黑龍江
沿岸數個縣而已
當時李范奕等東北軍
大部分之名義參加大會
以圖抗日之勢力
其實際則東北軍
與朝鮮人團體
之關係
日本帝國主義之中國
侵略政策之實施
東北軍與朝鮮人
團體之關係
中國官吏之參加
大會者
日本帝國主義之中國
侵略政策之實施
東北軍與朝鮮人
團體之關係
中國官吏之參加
大會者

一八

南北滿洲朝鮮人會長會議開催ノ件

北満洲ニ於クル朝鮮人會

會長會撮閉催ノ件

從來北ノ南北満洲ニ於ケル各在住鮮人ノ其ノ實數ハ往年
就ニ依リ其ノ後モ益々増加ノ情勢ニアリ
而シテ是レ等ノ大部分ハ將又ニシテ懐抱スル處氏テア
ツテ其ノ主タルモノハ當時ノ政府時代ニ其ノ政治求ノ惡
政ニ不堪堪シテ當時ノ北ノ暴政ヲ避ケ自由ナル天地ヘ流入セル者
ヤ南其ノ間手續内地ノ暴政ニ基因シテ此
來全ク歸ナリシ者下級農民等ハ從上ノ壓政ニ
堪ヘカネテ永代ノ慶泉タル小舟屋ヲ棄
ニ妻子ヲ拾ヒ一攫千金ノ旅費仕ナリ
テ何等所獲ナク且又是レニ對スル何

等希望擔當者ノ如キ為ノ如キ為ノ如キ為

[illegible]其ノ名義ニ於テ或ハ組合又ハ民會等ト各
種各様ナリシガ如ク我帝ツテ其ノ事務ノ取扱上ノ関係等
ニ於テモ殆ト其レト同様不統一不完全ナル點ニ種々ノ弊多
キヲ免レサリシガ
帝國臣民ノ対外的支援又ハ援助ニ関スル朝鮮人會ト統一改稱セラレ同時
ニ其ノ指令援助ノ下ニ在満鮮人ノ唯一自治機関ト化シ
タルノ外ナシ
又茲ニ于大正九年度ヨリ東拓會社及ビ東亜勧業会
社等ノ融合斡旋機関ヲシテ吾々在満鮮人等ノ為メ融通ヲ
計リ多大ナル救済援助ヲ与ヘシメラレ曾テ此ノ點ニ
関シ數次指導ニ預リ感謝措ク能ハ
ザル所ナリ
以上ノ如ク吾當局ニ於テハ斯クノ如キ懇篤ナル愛撫、指導
救援ノ御趣旨ナルヲ以テ其ノ御趣旨ニ當レル
吾朝鮮人會ナルモノハ其ノ會長ヲ初メ其ノ御趣旨ニ副ヒ
益ニ献身的ノ奉公ニ努メ以テ吾在満鮮人全般ニ此ノ趣旨
ヲ厚ク徹底セシメ尚此ノ會ノ進展発達ト共ニ吾々在満同
胞ノ益々福利民福ヲ計ルヤウ努メルヤキ事ヘ殊ニ當局ノ
希望ナラント信セラレルノミナラズ
然ルニ我等ノ従来ニ於ケル既
ノ大部分ガ利己本位ニ傾キ公共事業等ニ不熱意ナルハ云フ迄
モナク先ツ私慾ニ走リ又ハ上下ヲ欺瞞シ全等ニモ數々不
正行為ガ絶エズ其ノ都度當局ノ折角ノ此ノ御誠意ヲ

…等ノ御趣旨ノ不徹底ヘ勿論又吉々朝鮮人ノ不穏不逞ノ非理ニ至ラシメツヽアルノデアル

…是レ少数ノ者々一部ノ者ノ扼腕ニ止マラヌトイフノデアル

…本役ニ際シ吾當局ニ於テハ不敬サル様注意シテ大正九年ノ當初ヨリ全鮮ニ其ノ一例ヲ挙ゲンニ大正九年ノ當初ヨリ全鮮地方一般ニ亘ル一大由々敷ニ際シ吾當局ニ於テハ不敬サル様注意シテ最モ其ノ貧弱ナル鮮農ノ為メ其ノ救恤金ヲ下賜サレタルガ當時其ノ衝ニ當レル本天鮮人協會ナルモノハ其ノ配給人ヲ調査等ノ言語ヲ誤解シ悪化シ救済賜金ノ趣旨ヲ招クニ至リ當時非常ノ紛擾ヲ惹起セシ由

…ケ程メ其ノ騒擾官廳モ其ノ始末ニ時宜ヲ得セラレントカ又又其ノ他各地ニ於テモ其ノ救恤方法實施上ニ不慎一不完全ナル点アリシ為メ種々ノ問題ヲ惹起セシ由

…南其ノ他操縦反ヒ天春ニ於テモ其ノ會長トモアル者等ガ此ノ會ノ金銭機関ノ補助金ヲ横領逃走セシ例モアリ前述ノ如キ此ノ逃帥ノ注スル其ノ原因ヲ考察スルニ從來各地ニ於ケル此ノ鮮人會長ナルモノハ人撰ハ主トシテ只日語ヲ解スル者ヲ主任トシ其ノ人物ノ正否ヲ看破又ハ一般ノ視聖等ノ如ニ関シテハ神ガ管関ニ附シテアツタ様ナ感ガスル此等ノ前記ノ如キ不正事件ハ當局ノ御趣旨ニ時ツタリ又ハ再ビ不正事件ノ發生ヲ見ル様ナ事ハ無イト思フ

…ノ疏通ヲ欠クニ至ツタモノデアル是亦其ノ一因ヲ成スヘシデアル

…歟ニ鮮人ノ會長ノ撰任ニハ當局ハ其ノ重ナル方法調査ノ上ニ相當ノ人物ヲ選定シ私利ヲ欲レヲ專念公共的事業ニ奮励スル者ニアラサレハナラヌノデアル若シモ又之レヲ怠レ

ベ前ノ如キ様ナ縁リ以テ村衆ノ吾在満鮮人ノ関係建展上ニ多大ナル思影響ヲ及ボスモノアラウ

御ツテ方本吾此ノ如キ情勢ヲ顧ミル二吾ハ在満鮮人ノ居ル村衆各方面ヘノ発達建展上ニ対シ大会ノ趣旨ヲ徹底セシムル為、活動建展ノ如何ヘ施ヲ以テ吾同家ノ其ノ物越旨ニ従ヒ並ニ協力ヲ斎クスモノデアラウ

的ニ最モ重大ナル意義ヲ有スルモノデアラウ

叙上述ベ来レル如ク大朝鮮人会ナルモノハ吾在満鮮人ニ於ケル唯一ノ自治機関トシテ又吾ハ在満鮮人村衆ノ建用幕用ノ如何ニアルノデアラ

上如何ハニツニ此ノ本会ノ運用ノ如何ニアルノデアラ

然ルニ吾人ハ此ノ際記述セル如キ本会ノ諸種ノ思潮ヲ差シ

又除スルト同時ニ本会ヲ挙ケテ大会ニ随時其ノ時勢ノ趨建ニ伴ヒ

諸種ノ改善革新ヲ期シ度イノデアル

其レニハ先ツ主題ニ基キ各地ニ於ケル朝鮮人会ノ会議

ノ集年ニ二回召集シ善後措置ニ於カレテハ教等ト

親シク接見ノ上其ノ都度吾当局ノ統治教沐ノ方針ヤ

其ノ他ノ実ナル注意ヤ訓示指導等ヲ与ヘラレルト同

時ニ吹等ノ各地ノ実ナル熱情等ヲ汲ク諸関セラレ此ノ

上下互ニ之レ等会ヲ相共ニ益々本会務ノ発展

上ニ関シ充分ナル意見ノ交換ヲ遂ゲシメ又一面吾当局ノ熱

誠ナル指導監督ト相俟ツテセバ之レ等ノ会ヲ以テモ

次第ニ自己ノ責任ノ重大ナルヲ自覚シツヽ有終ノ全

効ニ至リ充分吾当局ノ御趣旨ヲ徹底セシムルニ至ルデ

アラウ

以ヲ本会ヲ二回リ村衆吾当局ガ北ノ満蒙ニ於ケル進展

第壹條　本會ハ會員ノ貯蓄ヲ奬勵シ其ノ資金ヲ以テ會員ニ貸付ケ會員相互ノ扶助ヲ圖リ其ノ生活ノ安定ヲ期スルヲ目的トス

第貳條　本會ハ會員ノ住所ヲ一區域トシ其ノ區域ハ別表ノ通リトス

第參條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第四條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第五條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第六條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第七條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第八條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第九條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第十條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第十一條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第十二條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第十三條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第十四條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第十五條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第十六條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第十七條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第十八條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第十九條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

第二十條　本會ハ會員ノ出資ニ依リ成立スルモノトス

以下

次の

続き

にて